

(別 紙)

新 旧 対 照 表

次表の「改正前」の部分を「改正後」欄に掲げるとおり改める（アンダーラインを付した部分は改正部分である）。

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">目 次</p> <p>(注) 簿書様式は、<u>平成18年4月1日</u>現在の法令に基づくものである。</p> <p style="text-align: center;">第 1 共 通 関 係</p> <p>1 平成 年分 税の加算税の賦課決定通知書（通知用） (2～6 省 略)</p> <p>(第2～第3 省 略)</p> <p style="text-align: center;">第4 譲 渡 所 得 関 係</p> <p>(1～3 省 略)</p> <p><u>3-1 やむを得ない事情がある場合の買換資産の取得期限承認申請書</u></p> <p><u>3-2 やむを得ない事情がある場合の買換資産の取得期限承認申請に対する承認</u> <u>(却下) 書 (通知用)</u></p> <p>(4～6 省 略)</p> <p>7 譲渡所得の内訳書<u>(確定申告書付表)</u>〔総合譲渡用〕</p> <p>(8 省 略)</p> <p>9 相続財産の取得費に加算される相続税の計算明細書<u>(平成16年1月1日以後相続開始用)</u></p> <p>(10 省 略)</p> <p><u>10-1 相続財産の取得費に加算される相続税の計算明細書 (平成15年12月31日以前相続開始用)</u></p> <p><u>10-2 同付表</u></p> <p>11 保証債務の履行のための資産の譲渡に関する計算明細書<u>(確定申告書付表)</u></p> <p>(12～21 省 略)</p> <p>22 譲渡所得の内訳書<u>(確定申告書付表兼計算明細書)</u>〔土地・建物用〕</p> <p>(23～24 省 略)</p> <p><u>24-1 特定上場株式会社等非課税適用選択申告書</u></p> <p>(25～28 省 略)</p> <p>29 居住用財産の譲渡損失の金額の明細書<u>《確定申告書付表》</u>（居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の損益通算及び繰越控除用）【租税特別措置法第41条の5用】</p>	<p style="text-align: center;">目 次</p> <p>(注) 簿書様式は、<u>平成17年4月1日</u>現在の法令に基づくものである。</p> <p style="text-align: center;">第 1 共 通 関 係</p> <p>1 平成 年分 税<u>()</u>の加算税の賦課決定通知書（通知用） (2～6 同 左)</p> <p>(第2～第3 同 左)</p> <p style="text-align: center;">第4 譲 渡 所 得 関 係</p> <p>(1～3 省 略)</p> <p><u>(新 規)</u></p> <p><u>(新 規)</u></p> <p>(4～6 同 左)</p> <p>7 7 譲渡所得の内訳書（総合譲渡用）</p> <p>(8 同 左)</p> <p>9 9 相続財産の取得費に加算される相続税の計算明細書</p> <p>(10 同 左)</p> <p><u>(新 規)</u></p> <p><u>(新 規)</u></p> <p>11 保証債務の履行のための資産の譲渡に関する計算明細書</p> <p>(12～21 同 左)</p> <p>22 譲渡所得の内訳書(計算明細書)（土地・建物用）</p> <p>(23～24 同 左)</p> <p><u>(新 規)</u></p> <p>(25～28 同 左)</p> <p>29 居住用財産の譲渡損失の金額の明細書（居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の損益通算及び繰越控除用）【租税特別措置法第41条の5用】</p>

31 特定居住用財産の譲渡損失の金額の明細書《確定申告書付表》(特定居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除用)【租税特別措置法第41条の5の2用】

(第5～第7 省略)

第8 納税猶予関係

(1～26 省略)

27 代替農地等取得の承認を受けている場合の譲渡等をした特例農地等の明細書(租税特別措置法施行規則第23条の8第4項第8号)

(28～31 省略)

32 代替農地等の取得又は都市営農農地等該当の承認を受けている場合の買取りの申出等に係る特例農地等の明細書(租税特別措置法施行規則第23条の8第4項第9号)

(33～89 省略)

(第9～第11 省略)

31 特定居住用財産の譲渡損失の金額の明細書(特定居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除用)【租税特別措置法第41条の5の2用】

(第5～第7 同左)

第8 納税猶予関係

(1～26 同左)

27 代替農地等取得の承認を受けている場合の譲渡等をした特例農地等の明細書(租税特別措置法施行規則第23条の8第3項第8号)

(28～31 同左)

32 代替農地等の取得又は都市営農農地等該当の承認を受けている場合の買取りの申出等に係る特例農地等の明細書(租税特別措置法施行規則第23条の8第3項第9号)

(33～89 同左)

(第9～第11 同左)

□□□□□□□□

住所又は所在地(納税地) _____
氏名又は名称 殿

第 _____ 号

平成 _____ 年 _____ 月 _____ 日

税務署長 _____ 印

平成 _____ 年分 税の加算税の賦課決定通知書 (通知用)

平成 _____ 年分 税の平成 _____ 年 _____ 月 _____ 日 納付すべき
本税の額に対する加算税について、下記のとおり 決定します。

記

1 この通知により納付すべき又は減少する加算税の額

納付すべき 減少する	加算税 円	納付すべき 減少する	重加算税 円	○納付すべき加算税の額は、平成 _____ 年 _____ 月 _____ 日までに同封の納付書により日本銀行(本店、支店、代理店及び歳入代理店(郵便局を含む。))又は当税務署へ納付してください。
---------------	----------	---------------	-----------	--

2 加算税の計算

	加 算 税			重 加 算 税		
	賦課決定額	変更決定後の賦課決定額	納付すべき減少する額	賦課決定額	変更決定後の賦課決定額	納付すべき減少する額
① 加算税の基礎となる税額	円 0,000	円 0,000	/	円 0,000	円 0,000	/
② ①のうち国税通則法第65条第2項の規定による加算額の基礎となる税額	円 0,000	円 0,000	/			/
③ ①に対する加算税の割合	$\frac{100}{100}$	$\frac{100}{100}$	/	100	100	/
④ ②に対する加算税の割合	$\frac{5}{100}$	$\frac{5}{100}$	/			/
⑤ 加算税の額 (①×③と②×④との合計額)	円	円	円	円	円	円

3 この通知に係る処分の理由

.....
.....
.....

(資3-10-3-A4統一)

()枚のうち()枚目

□□□□□□□□

住所又は所在地(納税地) _____
氏名又は名称 殿

第 _____ 号

平成 _____ 年 _____ 月 _____ 日

税務署長 _____ 印

平成 _____ 年分 税 () の加算税の賦課決定通知書 (通知用)

平成 _____ 年分 税の平成 _____ 年 _____ 月 _____ 日 納付すべき本税の額に対する加算税について、下記のとおり 決定します。

記

1 この通知により納付すべき又は減少する加算税の額

納付すべき 減少する	加算税 円	納付すべき 減少する	重加算税 円	○納付すべき加算税の額は、平成 _____ 年 _____ 月 _____ 日までに同封の納付書、納税告知書により日本銀行(本店、支店、代理店及び歳入代理店(郵便局を含む。))又は当税務署へ納付してください。
---------------	----------	---------------	-----------	--

2 加算税の計算

	加 算 税			重 加 算 税		
	賦課決定額	変更決定後の賦課決定額	納付すべき減少する額	賦課決定額	変更決定後の賦課決定額	納付すべき減少する額
① 加算税の基礎となる税額	円 0,000	円 0,000	/	円 0,000	円 0,000	/
② ①のうち国税通則法第65条第2項の規定による加算額の基礎となる税額	円 0,000	円 0,000	/			/
③ ①に対する加算税の割合	$\frac{100}{100}$	$\frac{100}{100}$	/	100	100	/
④ ②に対する加算税の割合	$\frac{5}{100}$	$\frac{5}{100}$	/			/
⑤ 加算税の額 (①×③と②×④との合計額)	円	円	円	円	円	円

3 この通知に係る処分の理由

.....
.....
.....

(資3-10-3-A4統一)

()枚のうち()枚目

氏名又は
名称 _____ 殿

加算税の基礎となる税額の計算明細書(相続税)

あなたに通知した平成 _____ 年分相続税の _____ 通知書及び加算税の賦課決定通知書(通知用)の
「加算税の基礎となる税額」は、この計算明細書により計算しています。

		A	B	C	D	E	F
		前の額	後の額	隠ぺい又は仮装部分の額	隠ぺい又は仮装事由以外の事実のみに基づいて更正決定等があったとした場合の額	非正当事由部分の額	正当な事由があると認められる事実のみに基づいて更正決定等があった場合の額
課税価格等の計算(各人の合計)	取得財産の価額(注1) ①	円	円	※ 円		※ 円	
	債務控除額 ②			※		※	
	純資産価額に加算される暦年課税分の贈与財産価額 ③			※		※	
	課税価格(①-②+③) ④	,000	,000		円 ,000	円 ,000	円 ,000
	相続税の総額 ⑤	00	00		00	00	00
あなたの課税価格等の計算	取得財産の価額(注1) ⑥	円	円				円
	債務控除額 ⑦						
	純資産価額に加算される暦年課税分の贈与財産価額 ⑧						
	課税価格(⑥-⑦+⑧) ⑨	,000	,000		円 ,000	円 ,000	円 ,000
	相続税額 ⑩						
	法第18条の規定による加算額 ⑪						
	税額控除額 ⑫						
	差引税額 ⑬						
	相続時精算課税分の贈与税額控除額 ⑭	00	00	00	00	00	00
	⑬ - ⑭ ⑮	イ 00	ロ 00	ハ	00	ニ 00	00
増差税額 ⑯		⑯(ローイ) 円 00	⑳(⑬-⑭) 円 00	㉑(ハーイ) 円 00	㉒(⑯-⑳) 円 00	㉓(ニーイ) 円 00	
加算税の基礎となる税額 ⑰			重加算税分 (1万円未満の端数切捨て) 円 0,000		過少(無)申告加算税分 (1万円未満の端数切捨て) 円 0,000		

- (注) 1 「取得財産の価額」には、「相続時精算課税適用財産の価額」を含みます。
 2 上記計算明細中の「※」の付いた各欄には、あなたはその財産等を取等したかどうかにかかわらず、あなたが隠ぺい又は仮装した財産等並びにあなたに正当事由がなく過少に申告をし又は申告がなされていなかった財産等の価額等の金額を記載しています。
 3 隠ぺい又は仮装部分の金額がない場合には、「(⑬-⑭)」とあるのは「(⑱-⑲)」として計算しています。

()枚のうち()枚目

(資3-13-2-A4統一)
(17.12)

(通知用)

氏名又は
名称 _____ 殿

加算税の基礎となる税額の計算明細書(相続税)

あなたに通知した平成 _____ 年分相続税の _____ 通知書及び加算税の賦課決定通知書(通知用)の
「加算税の基礎となる税額」は、この計算明細書により計算しています。

		A	B	C	D	E	F
		前の額	後の額	隠ぺい又は仮装部分の額	隠ぺい又は仮装事由以外の事実のみに基づいて更正決定等があったとした場合の額	非正当事由部分の額	正当な事由があると認められる事実のみに基づいて更正決定等があった場合の額
課税価格等の計算(各人の合計)	取得財産の価額(注1) ①	円	円	※ 円		※ 円	
	債務控除額 ②			※		※	
	純資産価額に加算される暦年課税分の贈与財産価額 ③			※		※	
	課税価格(①-②+③) ④	,000	,000		円 ,000	円 ,000	円 ,000
	相続税の総額 ⑤	00	00		00	00	00
あなたの課税価格等の計算	取得財産の価額(注1) ⑥	円	円				円
	債務控除額 ⑦						
	純資産価額に加算される暦年課税分の贈与財産価額 ⑧						
	課税価格(⑥-⑦+⑧) ⑨	,000	,000		円 ,000	円 ,000	円 ,000
	相続税額 ⑩						
	法第18条の規定による加算額 ⑪						
	税額控除額 ⑫						
	差引税額 ⑬						
	相続時精算課税分の贈与税額控除額 ⑭	00	00	00	00	00	00
	⑬ - ⑭ ⑮	イ 00	ロ 00	ハ	00	ニ 00	00
増差税額 ⑯		⑯(ローイ) 円 00	⑳(⑬-⑭) 円 00	㉑(ハーイ) 円 00	㉒(⑯-⑳) 円 00	㉓(ニーイ) 円 00	
加算税の基礎となる税額 ⑰			重加算税分 (1万円未満の端数切捨て) 円 0,000		過少(無)申告加算税分 (1万円未満の端数切捨て) 円 0,000		

- (注) 1 「取得財産の価額」には、「相続時精算課税適用財産の価額」を含みます。
 2 上記計算明細中の「※」の付いた各欄には、あなたはその財産等を取等したかどうかにかかわらず、あなたが隠ぺい又は仮装した財産等並びにあなたに正当事由がなく過少に申告をし又は申告がなされていなかった財産等の価額等の金額を記載しています。
 3 隠ぺい又は仮装部分の金額がない場合には、「(⑬-⑭)」とあるのは「(⑱-⑲)」として計算しています。

()枚のうち()枚目

(資3-13-2-A4統一)

還付される税額の受取場所

被相続人

この表は、相続税について、相続時精算課税適用者等（相続時精算課税適用者又は相続税法第21条の17若しくは第21条の18の規定により死亡した相続時精算課税適用者の納税に関する権利を取得した人をいいます。）に還付される税額がある場合（第1表のその人の「還付される税額②」欄又は第1表の付表1の6のその人の「還付される税額」欄に金額の記載がある場合）に記入します。

還付される税金の受取りには預貯金口座（ご本人名義の口座に限ります。）への振込みをご利用ください。

- なお、還付される税金の受取りに当たって、
- ① 銀行等の預貯金口座への振込みを希望される場合は、銀行などの名称、預金種類及び口座番号を、
 - ② 郵便貯金の口座への振込みを希望される場合は、郵便貯金総合通帳「ばるる」の記号番号を、
- 該当する項目に記入してください。
- ※ 振込みによる受取りをご利用されない方は、郵便局窓口での受取りとなりますので、受取りに行かれる郵便局名を該当する項目に記入してください。

相続時精算課税適用者等		銀行等の預貯金口座への振込みの場合					
フリガナ		銀行 金庫・組合 農協・信協				本店・支店 本所・支所	
氏名	預金種類 (○で囲む。)	普通	当座	納税準備	貯蓄	口座番号	
		その他 ()					
		郵便貯金の口座への振込みの場合				郵便局窓口での受取りの場合	
	記号番号 (7～13桁)					郵便局	

相続時精算課税適用者等		銀行等の預貯金口座への振込みの場合					
フリガナ		銀行 金庫・組合 農協・信協				本店・支店 本所・支所	
氏名	預金種類 (○で囲む。)	普通	当座	納税準備	貯蓄	口座番号	
		その他 ()					
		郵便貯金の口座への振込みの場合				郵便局窓口での受取りの場合	
	記号番号 (7～13桁)					郵便局	

相続時精算課税適用者等		銀行等の預貯金口座への振込みの場合					
フリガナ		銀行 金庫・組合 農協・信協				本店・支店 本所・支所	
氏名	預金種類 (○で囲む。)	普通	当座	納税準備	貯蓄	口座番号	
		その他 ()					
		郵便貯金の口座への振込みの場合				郵便局窓口での受取りの場合	
	記号番号 (7～13桁)					郵便局	

相続時精算課税適用者等		銀行等の預貯金口座への振込みの場合					
フリガナ		銀行 金庫・組合 農協・信協				本店・支店 本所・支所	
氏名	預金種類 (○で囲む。)	普通	当座	納税準備	貯蓄	口座番号	
		その他 ()					
		郵便貯金の口座への振込みの場合				郵便局窓口での受取りの場合	
	記号番号 (7～13桁)					郵便局	

第1表の付表2 (平17.5)

(資4-20-1-3-A4統一)

第1表の付表2 (平成十七年分以降用)

還付される税額の受取場所

被相続人

この表は、相続税について、相続時精算課税適用者等（相続時精算課税適用者又は相続税法第21条の17若しくは第21条の18の規定により死亡した相続時精算課税適用者の納税に関する権利を取得した人をいいます。）に還付される税額がある場合（第1表のその人の「還付される税額②」欄又は第1表の付表1の6のその人の「還付される税額」欄に金額の記載がある場合）に記入します。

還付される税金の受取りには預貯金口座（ご本人名義の口座に限ります。）への振込みをご利用ください。

- なお、還付される税金の受取りに当たって、
- ① 銀行等の預金口座に振込みを希望される場合は、銀行などの名称、預金種類及び口座番号を、
 - ② 日本郵政公社の郵便貯金口座に振込みを希望される場合は、郵便貯金総合通帳「ばるる」の記号番号を、
 - ③ 郵便局窓口での受取りを希望される場合は、受取りに便利な郵便局名を、
- 該当する項目に記入してください。

相続時精算課税適用者等		銀行等の預金口座に振込みを希望する場合					
フリガナ		銀行 金庫・組合 農協・信協				本店・支店 本所・支所	
氏名	預金種類 (○で囲む。)	普通	当座	納税準備	貯蓄	口座番号	
		その他 ()					
		日本郵政公社の郵便貯金口座に振込みを希望する場合				郵便局窓口での受取りを希望する場合	
	記号番号 (7～13桁)					郵便局	

相続時精算課税適用者等		銀行等の預金口座に振込みを希望する場合					
フリガナ		銀行 金庫・組合 農協・信協				本店・支店 本所・支所	
氏名	預金種類 (○で囲む。)	普通	当座	納税準備	貯蓄	口座番号	
		その他 ()					
		日本郵政公社の郵便貯金口座に振込みを希望する場合				郵便局窓口での受取りを希望する場合	
	記号番号 (7～13桁)					郵便局	

相続時精算課税適用者等		銀行等の預金口座に振込みを希望する場合					
フリガナ		銀行 金庫・組合 農協・信協				本店・支店 本所・支所	
氏名	預金種類 (○で囲む。)	普通	当座	納税準備	貯蓄	口座番号	
		その他 ()					
		日本郵政公社の郵便貯金口座に振込みを希望する場合				郵便局窓口での受取りを希望する場合	
	記号番号 (7～13桁)					郵便局	

相続時精算課税適用者等		銀行等の預金口座に振込みを希望する場合					
フリガナ		銀行 金庫・組合 農協・信協				本店・支店 本所・支所	
氏名	預金種類 (○で囲む。)	普通	当座	納税準備	貯蓄	口座番号	
		その他 ()					
		日本郵政公社の郵便貯金口座に振込みを希望する場合				郵便局窓口での受取りを希望する場合	
	記号番号 (7～13桁)					郵便局	

第1表の付表2 (平16.5)

(資4-20-1-3-A4統一)

第1表の付表2 (平成十六年分以降用)

還付される税額の受取場所の書き方

還付申告（※1）の方は、申告書第1表の付表2「還付される税額の受取場所」を、次の記載例にしたがって書いてください。
 なお、還付金の受取りには預貯金口座（相続時精算課税適用者等（※2）ご本人名義の口座に限ります。）への振込みをご利用ください。

- ※1 還付申告とは、申告書第1表のその人の「還付される税額②」欄又は第1表の付表1の6のその人の「還付される税額」欄に金額の記載がある場合をいいます。
- ※2 相続時精算課税適用者等とは、相続時精算課税適用者又は相続税法第21条の17若しくは第21条の18の規定により死亡した相続時精算課税適用者の納税に関する権利を取得した人をいいます。

《記載例》

○銀行等の口座への振込みを希望する場合

相続時精算課税適用者等		銀行等の預金口座への振込みの場合					
フリガナ		○ ○		銀行 金庫・組合 農協・協同	△ △	本店・支店 本店・支所	
氏名	預金種類 (○で囲む。)	普通	当座	納税準備	貯蓄	口座番号	× × × × × × × ×
	その他 ()						
		郵便貯金の口座への振込みの場合			郵便局窓口		
		記号番号 (7～13桁)	口座番号 (7桁以内)			郵便局	

該当する預金種類（総合口座の場合には「普通」）に○印を付けてください。
 口座番号欄には、口座番号のみを左詰めで書いてください。

○郵便貯金の口座への振込みを希望する場合

相続時精算課税適用者等		銀行等の預金口座への振込みの場合					
フリガナ		○ ○		銀行 金庫・組合 農協・協同	△ △	本店・支店 本店・支所	
氏名	預金種類 (○で囲む。)	普通	当座	納税準備	貯蓄	口座番号	× × × × × × × ×
	その他 ()						
		郵便貯金の口座への振込みの場合			郵便局窓口での受取りの場合		
		記号番号 (7～13桁)	1 × × × 0 - × × × × × × × 1			郵便局	
		記号部分 (5桁)		番号部分 (2～8桁)			

郵便貯金総合通帳「ばるる」の記号番号のみを書いてください。

○郵便局窓口での受取りを希望する場合

相続時精算課税適用者等		銀行等の預金口座への振込みの場合					
フリガナ		○ ○		銀行 金庫・組合 農協・協同	△ △	本店・支店 本店・支所	
氏名	預金種類 (○で囲む。)	普通	当座	納税準備	貯蓄	口座番号	× × × × × × × ×
	その他 ()						
		郵便貯金の口座への振込みの場合			郵便局窓口での受取りの場合		
		記号番号 (7～13桁)				□ □	郵便局

受取りに行かれる郵便局名のみを書いてください。

還付される税額の受取場所の書き方

還付申告（※1）の方は、申告書第1表の付表2「還付される税額の受取場所」を、次の記載例にしたがって書いてください。
 なお、還付金の受取りには預貯金口座（相続時精算課税適用者等（※2）ご本人名義の口座に限ります。）への振込みをご利用ください。

- ※1 還付申告とは、申告書第1表のその人の「還付される税額②」欄又は第1表の付表1の6のその人の「還付される税額」欄に金額の記載がある場合をいいます。
- ※2 相続時精算課税適用者等とは、相続時精算課税適用者又は相続税法第21条の17若しくは第21条の18の規定により死亡した相続時精算課税適用者の納税に関する権利を取得した人をいいます。

《記載例》

○銀行等の口座への振込みを希望する場合

相続時精算課税適用者等		銀行等の預金口座に振込みを希望する場合					
フリガナ		○ ○		銀行 金庫・組合 農協・協同	△ △	本店・支店 本店・支所	
氏名	預金種類 (○で囲む。)	普通	当座	納税準備	貯蓄	口座番号	× × × × × × × ×
	その他 ()						
		日本郵政公社の郵便貯金口座に振込みを希望する場合			郵便局窓口で		
		記号番号 (7～13桁)	口座番号 (7桁以内)			郵便局	

該当する預金種類（総合口座の場合には「普通」）に○印を付けてください。
 口座番号欄には、口座番号のみを左詰めで書いてください。

○日本郵政公社の郵便貯金口座に振込みを希望する場合

相続時精算課税適用者等		銀行等の預金口座に振込みを希望する場合					
フリガナ		○ ○		銀行 金庫・組合 農協・協同	△ △	本店・支店 本店・支所	
氏名	預金種類 (○で囲む。)	普通	当座	納税準備	貯蓄	口座番号	× × × × × × × ×
	その他 ()						
		日本郵政公社の郵便貯金口座に振込みを希望する場合			郵便局窓口での受取りを希望する場合		
		記号番号 (7～13桁)	1 × × × 0 - × × × × × × × 1			郵便局	
		記号部分 (5桁)		番号部分 (2～8桁)			

郵便貯金総合通帳「ばるる」の記号番号のみを書いてください。

○郵便局窓口での受取りを希望する場合

相続時精算課税適用者等		銀行等の預金口座に振込みを希望する場合					
フリガナ		○ ○		銀行 金庫・組合 農協・協同	△ △	本店・支店 本店・支所	
氏名	預金種類 (○で囲む。)	普通	当座	納税準備	貯蓄	口座番号	× × × × × × × ×
	その他 ()						
		日本郵政公社の郵便貯金口座に振込みを希望する場合			郵便局窓口での受取りを希望する場合		
		記号番号 (7～13桁)				□ □	郵便局

受取りを希望する郵便局名のみを書いてください。

特定同族会社株式等の判定明細

被相続人

1 株式(出資)の時価総額の合計額が20億円未満であることの判定

株式(出資)の時価総額の合計額 円

「2 特定株式(特定出資)に係る法人別の明細」の「ウ 株式(出資)の時価総額(ア×イ)」欄の金額及び「3 特定受贈株式(特定受贈出資)に係る法人(2と同一の法人を除きます。)別の明細」の「ウ 株式(出資)の時価総額(ア×イ)」欄の金額の合計額を記入します。
20億円以上は、特例適用不可

2 特定株式(特定出資)に係る法人別の明細

法人の整理番号(所轄税務署名)	ア 相続開始の時に発行済株式(出資)総数等	株・円・口
法人名	イ 株式(出資)の1株(1口)当たりの相続開始の時の時価	円
	ウ 株式(出資)の時価総額(ア×イ)	円

エ 株主等の状況

氏名(名称) (相続開始の直前において被相続人の親族等である者の氏名を○で囲みます。)	被相続人との続柄	① 相続開始の直前に所有していた株式(出資)の株数等	② 持株(出資)割合(①/⑦の割合)	③ 相続又は遺贈により取得した株式(出資)の株数等	④ 相続又は遺贈による取得後の株式(出資)の株数等(①+③)	⑤ 持株(出資)割合(④/⑧の割合)	⑥ ③のうち特例の対象として選択した株式(出資)の株数等
	被相続人	株・円・口	%	株・円・口	株・円・口	%	株・円・口
その他の株主(社員)							
合計		⑦	100	⑧	100	C	

①のうち被相続人及び被相続人の親族等である者の持株(出資)割合 A % ④のうち被相続人及び被相続人の親族等である者の持株(出資)割合 B %

50%以下は、特例適用不可

50%以下は、特例適用不可

オ 被相続人が生前に贈与した当該法人の株式(出資)についての租税特別措置法第69条の5第10項の届出状況

(a) 届出書を提出した年分	平成	年分	平成	年分	平成	年分
(b) 届出書を提出した受贈者の氏名						
(c) 届出書を提出した税務署名						
(d) 届け出た特定受贈同族会社株式等の株数等	株・円・口	株・円・口	株・円・口	株・円・口	株・円・口	
(e) 生前の名義の時に発行済株式(出資)の株数等	株・円・口	株・円・口	株・円・口	株・円・口	株・円・口	(f) ⑧の割合の合計
(f) (d)/(c)						⑨

C欄の株数等が⑩欄の株数等を超える場合は、特例適用不可

カ 特例適用限度株数等の計算

⑩ $\frac{2}{3} \times \text{⑨}$

⑪ 特例適用限度株数等 株・円・口

ア×⑪

(注) 1 「イ 株式(出資)の1株(1口)当たりの相続開始の時の時価」は、原則的評価方式により評価した価額となります。
2 「エ 株主等の状況」欄には、株主(社員)である「被相続人及び被相続人の親族等」について各人ごとに記入し、それ以外の株主(社員)については、「その他の株主(社員)」欄にまとめて記入します。
3 ⑥欄には、⑤欄の割合が5%以上の人が③欄で取得した株式(出資)のうち特例の対象として選択した株式(出資)の株数等を記入します。
4 A欄及びB欄には、被相続人及び被相続人の親族等である者全員(氏名を○で囲んだ人)の持株(出資)割合の合計を記入します。
5 「オ 被相続人が生前に贈与した当該法人の株式(出資)についての租税特別措置法第69条の5第10項の届出状況」欄は、被相続人から生前に贈与を受けた当該法人の株式(出資)で租税特別措置法第69条の5第10項の届出をした受贈者がいない場合には、記入する必要はありません。この場合の⑨欄は「—」となります。
6 当該法人の株式(出資)に議決権の制限がある株式(出資)がある場合には、「相続税の申告のしかた」を参照してください。
7 当該法人が2以上ある場合には、この用紙を当該法人の枚数分使用し記入します。

3 特定受贈株式(特定受贈出資)に係る法人(2と同一の法人を除きます。)別の明細

法人の整理番号(所轄税務署名)	ア 相続開始の時に発行済株式(出資)総数等	株・円・口
法人名	イ 株式(出資)の1株(1口)当たりの相続開始の時の時価	円
	ウ 株式(出資)の時価総額(ア×イ)	円

エ 株主等の状況

氏名(名称)	被相続人との続柄	① 相続開始の直前に所有していた株式(出資)の株数等	② 被相続人が生前に相続時精算課税に係る贈与をした特定受贈株式(特定受贈出資)の株数等	③ 贈与年月日	④ 贈与税の申告書提出した税務署名
		株・円・口	株・円・口		署
その他の株主(社員)					
合計					

(注) 1 「イ 株式(出資)の1株(1口)当たりの相続開始の時の時価」は、原則的評価方式により評価した価額となります。
2 ②欄の贈与が複数回ある場合には、②欄から④欄まではそれぞれの贈与ごとに複数段に記入してください。
3 当該法人の株式(出資)に議決権の制限がある株式(出資)がある場合には、「相続税の申告のしかた」を参照してください。
4 当該法人が2以上ある場合には、この用紙を当該法人の枚数分使用し記入します。

特定同族会社株式等の判定明細

被相続人

1 株式(出資)の時価総額の合計額が20億円未満であることの判定

株式(出資)の時価総額の合計額 円

「2 特定株式(特定出資)に係る法人別の明細」の「ウ 株式(出資)の時価総額(ア×イ)」欄の金額及び「3 特定受贈株式(特定受贈出資)に係る法人(2と同一の法人を除きます。)別の明細」の「ウ 株式(出資)の時価総額(ア×イ)」欄の金額の合計額を記入します。
20億円以上は、特例適用不可

2 特定株式(特定出資)に係る法人別の明細

法人の整理番号	ア 相続開始の時に発行済株式(出資)総数等	株・円・口
法人名	イ 株式(出資)の1株(1口)当たりの相続開始の時の時価	円
	ウ 株式(出資)の時価総額(ア×イ)	円

エ 株主等の状況

氏名(名称) (相続開始の直前において被相続人の親族等である者の氏名を○で囲みます。)	被相続人との続柄	① 相続開始の直前に所有していた株式(出資)の株数等	② 持株(出資)割合(①/⑦の割合)	③ 相続又は遺贈により取得した株式(出資)の株数等	④ 相続又は遺贈による取得後の株式(出資)の株数等(①+③)	⑤ 持株(出資)割合(④/⑧の割合)	⑥ ③のうち特例の対象として選択した株式(出資)の株数等
	被相続人	株・円・口	%	株・円・口	株・円・口	%	株・円・口
その他の株主(社員)							
合計		⑦	100	⑧	100	C	

①のうち被相続人及び被相続人の親族等である者の持株(出資)割合 A % ④のうち被相続人及び被相続人の親族等である者の持株(出資)割合 B %

50%以下は、特例適用不可

50%以下は、特例適用不可

オ 被相続人が生前に贈与した当該法人の株式(出資)についての租税特別措置法第69条の5第10項の届出状況

(a) 届出書を提出した年分	平成	年分	平成	年分	平成	年分
(b) 届出書を提出した受贈者の氏名						
(c) 届出書を提出した税務署名						
(d) 届け出た特定受贈同族会社株式等の株数等	株・円・口	株・円・口	株・円・口	株・円・口	株・円・口	
(e) 生前の名義の時に発行済株式(出資)の株数等	株・円・口	株・円・口	株・円・口	株・円・口	株・円・口	(f) ⑧の割合の合計
(f) (d)/(c)						⑨

C欄の株数等が⑩欄の株数等を超える場合は、特例適用不可

カ 特例適用限度株数等の計算

⑩ $\frac{2}{3} \times \text{⑨}$

⑪ 特例適用限度株数等 株・円・口

ア×⑪

(注) 1 「イ 株式(出資)の1株(1口)当たりの相続開始の時の時価」は、原則的評価方式により評価した価額となります。
2 「エ 株主等の状況」欄には、株主(社員)である「被相続人及び被相続人の親族等」について各人ごとに記入し、それ以外の株主(社員)については、「その他の株主(社員)」欄にまとめて記入します。
3 ⑥欄には、⑤欄の割合が5%以上の人が③欄で取得した株式(出資)のうち特例の対象として選択した株式(出資)の株数等を記入します。
4 A欄及びB欄には、被相続人及び被相続人の親族等である者全員(氏名を○で囲んだ人)の持株(出資)割合の合計を記入します。
5 「オ 被相続人が生前に贈与した当該法人の株式(出資)についての租税特別措置法第69条の5第10項の届出状況」欄は、被相続人から生前に贈与を受けた当該法人の株式(出資)で租税特別措置法第69条の5第10項の届出をした受贈者がいない場合には、記入する必要はありません。この場合の⑨欄は「—」となります。
6 当該法人の株式(出資)に議決権の制限がある株式(出資)がある場合には、「相続税の申告のしかた」を参照してください。
7 当該法人が2以上ある場合には、この用紙を当該法人の枚数分使用し記入します。

3 特定受贈株式(特定受贈出資)に係る法人(2と同一の法人を除きます。)別の明細

法人の整理番号	ア 相続開始の時に発行済株式(出資)総数等	株・円・口
法人名	イ 株式(出資)の1株(1口)当たりの相続開始の時の時価	円
	ウ 株式(出資)の時価総額(ア×イ)	円

エ 株主等の状況

氏名(名称)	被相続人との続柄	① 相続開始の直前に所有していた株式(出資)の株数等	② 被相続人が生前に相続時精算課税に係る贈与をした特定受贈株式(特定受贈出資)の株数等	③ 贈与年月日	④ 贈与税の申告書提出した税務署名
		株・円・口	株・円・口		署
その他の株主(社員)					
合計					

(注) 1 「イ 株式(出資)の1株(1口)当たりの相続開始の時の時価」は、原則的評価方式により評価した価額となります。
2 ②欄の贈与が複数回ある場合には、②欄から④欄まではそれぞれの贈与ごとに複数段に記入してください。
3 当該法人の株式(出資)に議決権の制限がある株式(出資)がある場合には、「相続税の申告のしかた」を参照してください。
4 当該法人が2以上ある場合には、この用紙を当該法人の枚数分使用し記入します。

通信日付印の年月日	確認印		番 号
年 月 日			

被相続人の氏名 _____

申告期限後3年以内の分割見込書

相続税の申告書「第11表（相続税がかかる財産の明細書）」に記載されている財産のうち、まだ分割されていない財産については、申告書の提出期限後3年以内に分割する見込みです。

なお、分割されていない理由及び分割の見込みの詳細は、次のとおりです。

1 分割されていない理由

2 分割の見込みの詳細

3 適用を受けようとする特例等

- (1) 配偶者に対する相続税額の軽減（相続税法第19条の2第1項）
- (2) 小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例（租税特別措置法第69条の4第1項）
- (3) 特定事業用資産についての相続税の課税価格の計算の特例（租税特別措置法第69条の5第1項）

(資4-21-A4統一)

被相続人の氏名 _____

申告期限後3年以内の分割見込書

相続税の申告書「第11表（相続税がかかる財産の明細書）」に記載されている財産のうち、まだ分割されていない財産については、申告書の提出期限後3年以内に分割する見込みです。

なお、分割されていない理由及び分割の見込みの詳細は、次のとおりです。

1 分割されていない理由

2 分割の見込みの詳細

3 適用を受けようとする特例等

- (1) 配偶者に対する相続税額の軽減（相続税法第19条の2第1項）
- (2) 小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例（租税特別措置法第69条の4第1項）
- (3) 特定事業用資産についての相続税の課税価格の計算の特例（租税特別措置法第69条の5第1項）

(資4-21-A4統一)

通信日付印の年月日	確認印	番号
年 月 日		

遺産が未分割であることについてやむを得ない事由がある旨の承認申請書

名簿番号	
------	--



 税務署長殿

〒 _____
住所 (居所) _____

申請者 _____
年 ____ 月 ____ 日提出 氏名 _____ 電話 _____

遺産の分割後、
 { 配偶者に対する相続税額の軽減 (相続税法第19条の2第1項)
 ・ 小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例 (租税特別措置法第69条の4第1項)
 ・ 特定事業用資産についての相続税の課税価格の計算の特例 (租税特別措置法第69条の5第1項) } の適用を受けたいので、遺産が未分割であることについて、
 { 相続税法施行令第4条の2第2項
 ・ 租税特別措置法施行令第40条の2第12項又は第14項
 ・ 租税特別措置法施行令第40条の2の2第16項又は第19項 } に規定するやむを得ない事由がある旨の承認申請をいたします。

1 被相続人の住所・氏名
住所 _____ 氏名 _____

2 被相続人の相続開始の日 平成 ____ 年 ____ 月 ____ 日

3 相続税の申告書を提出した日 平成 ____ 年 ____ 月 ____ 日

4 遺産が未分割であることについてのやむを得ない理由
 [_____

 _____]

(注) やむを得ない事由に応じてこの申請書に添付すべき書類
 ① 相続又は遺贈に関し訴えの提起がなされていることを証する書類
 ② 相続又は遺贈に関し和解、調停又は審判の申立てがなされていることを証する書類
 ③ 相続又は遺贈に関し遺産分割の禁止、相続の承認若しくは放棄の期間が延長されていることを証する書類
 ④ ①から③までの書類以外の書類で財産の分割がされなかった場合におけるその事情の明細を記載した書類

○ 相続人等申請者の住所・氏名

住所 (居所)	氏名	続柄
		印
		印
		印
		印

○ 相続人等の代表者の指定

代表者の氏名 _____

関与税理士	印	電話番号	
-------	---	------	--

(資4-22-1-A4統一)

遺産が未分割であることについてやむを得ない事由がある旨の承認申請書

名簿番号	
------	--



 税務署長殿

〒 _____
住所 (居所) _____

申請者 _____
年 ____ 月 ____ 日提出 氏名 _____ 電話 _____

遺産の分割後、
 { 配偶者に対する相続税額の軽減 (相続税法第19条の2第1項)
 ・ 小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例 (租税特別措置法第69条の4第1項)
 ・ 特定事業用資産についての相続税の課税価格の計算の特例 (租税特別措置法第69条の5第1項) } の適用を受けたいので、遺産が未分割であることについて、
 { 相続税法施行令第4条の2第2項
 ・ 租税特別措置法施行令第40条の2第12項又は第14項
 ・ 租税特別措置法施行令第40条の2の2第16項又は第19項 } に規定するやむを得ない事由がある旨の承認申請をいたします。

1 被相続人の住所・氏名
住所 _____ 氏名 _____

2 被相続人の相続開始の日 平成 ____ 年 ____ 月 ____ 日

3 相続税の申告書を提出した日 平成 ____ 年 ____ 月 ____ 日

4 遺産が未分割であることについてのやむを得ない理由
 [_____

 _____]

(注) やむを得ない事由に応じてこの申請書に添付すべき書類
 ① 相続又は遺贈に関し訴えの提起がなされていることを証する書類
 ② 相続又は遺贈に関し和解、調停又は審判の申立てがなされていることを証する書類
 ③ 相続又は遺贈に関し遺産分割の禁止、相続の承認若しくは放棄の期間が延長されていることを証する書類
 ④ ①から③までの書類以外の書類で財産の分割がされなかった場合におけるその事情の明細を記載した書類

○ 相続人等申請者の住所・氏名

住所 (居所)	氏名	続柄
		印
		印
		印
		印

○ 相続人等の代表者の指定

代表者の氏名 _____

関与税理士	印	電話番号	
-------	---	------	--

(資4-22-1-A4統一)

市街地農地等の評価明細書

市街地農地 市街地山林
市街地周辺農地 市街地原野

所在地番			
現況地目		① 地積	m ²
評価の基とした宅地の1平方メートル当たりの評価額	所在地番		
	② 評価額の計算内容		③(評価額) 円
評価する農地等が宅地であるとした場合の1平方メートル当たりの評価額	④ 評価上考慮したその農地等の道路からの距離、形状等の条件に基づく評価額の計算内容		⑤(評価額) 円

(平成十八年分以降用)

宅地造成費の計算	平地	整地費	(整地を要する面積) (1 m ² 当たりの整地費)	⑥	円
		伐採・抜根費	(伐採・抜根を要する面積) (1 m ² 当たりの伐採・抜根費)	⑦	円
		地盤改良費	(地盤改良を要する面積) (1 m ² 当たりの地盤改良費)	⑧	円
	平坦	土盛費	(土盛りを要する面積) (平均の高さ) (1 m ² 当たりの土盛費)	⑨	円
		土止費	(擁壁面の長さ) (平均の高さ) (1 m ² 当たりの土止費)	⑩	円
		合計額の計算	⑥ + ⑦ + ⑧ + ⑨ + ⑩	⑪	円
	1 m ² 当たりの計算		⑪ ÷ ①	⑫	円
	傾斜地	傾斜度に係る造成費	(傾斜度) 度	⑬	円
		伐採・抜根費	(伐採・抜根を要する面積) (1 m ² 当たりの伐採・抜根費)	⑭	円
		1 m ² 当たりの計算	⑬ + (⑭ ÷ ①)	⑮	円

市街地農地等の評価額	(⑤ - ⑫ (又は⑮)) × ① (注) 市街地周辺農地については、さらに0.8を乗ずる。	円
------------	---	---

- (注) 1 「②評価額の計算内容」欄には、倍率地域内の市街地農地等については、評価の基とした宅地の固定資産税評価額及び倍率を記載し、路線価地域内の市街地農地等については、その市街地農地等が宅地である場合の画地計算の内容を記載してください。なお、画地計算が複雑な場合には、「土地及び土地の上に存する権利の評価明細書」を使用してください。
- 2 「④評価上考慮したその農地等の道路からの距離、形状等の条件に基づく評価額の計算内容」欄には、倍率地域内の市街地農地等について、「③評価額」欄の金額と「⑤評価額」欄の金額とが異なる場合に記載し、路線価地域内の市街地農地等については記載の必要はありません。
- 3 「傾斜地の宅地造成費」に加算する伐採・抜根費は、「平坦地の宅地造成費」の「伐採・抜根費」の金額を基に算出してください。

(資4-26-A4統一)

市街地農地等の評価明細書

市街地農地 市街地山林
市街地周辺農地 市街地原野

所在地番			
現況地目		① 地積	m ²
評価の基とした宅地の1平方メートル当たりの評価額	所在地番		
	② 評価額の計算内容		③(評価額) 円
評価する農地等が宅地であるとした場合の1平方メートル当たりの評価額	④ 評価上考慮したその農地等の道路からの距離、形状等の条件に基づく評価額の計算内容		⑤(評価額) 円

宅地造成費の計算	平地	整地費	(整地を要する面積) (1 m ² 当たりの整地費)	⑥	円
		伐採・抜根費	(伐採・抜根を要する面積) (1 m ² 当たりの伐採・抜根費)	⑦	円
		地盤改良費	(地盤改良を要する面積) (1 m ² 当たりの地盤改良費)	⑧	円
	平坦	土盛費	(土盛りを要する面積) (平均の高さ) (1 m ² 当たりの土盛費)	⑨	円
		土止費	(擁壁面の長さ) (平均の高さ) (1 m ² 当たりの土止費)	⑩	円
		合計額の計算	⑥ + ⑦ + ⑧ + ⑨ + ⑩	⑪	円
	1 m ² 当たりの計算		⑪ ÷ ①	⑫	円
	傾斜地	傾斜度に係る造成費	(傾斜度) 度	⑬	円
		伐採・抜根費	(伐採・抜根を要する面積) (1 m ² 当たりの伐採・抜根費)	⑭	円
		1 m ² 当たりの計算	⑬ + (⑭ ÷ ①)	⑮	円

市街地農地等の評価額	(⑤ - ⑫ (又は⑮)) × ① (注) 市街地周辺農地については、さらに0.8を乗ずる。	円
------------	---	---

- (注) 1 「②評価額の計算内容」欄には、倍率地域内の市街地農地等については、評価の基とした宅地の固定資産税評価額及び倍率を記載し、路線価地域内の市街地農地等については、その市街地農地等が宅地である場合の画地計算の内容を記載してください。なお、画地計算が複雑な場合には、「土地及び土地の上に存する権利の評価明細書」を使用してください。
- 2 「④評価上考慮したその農地等の道路からの距離、形状等の条件に基づく評価額の計算内容」欄には、倍率地域内の市街地農地等について、「③評価額」欄の金額と「⑤評価額」欄の金額とが異なる場合に記載し、路線価地域内の市街地農地等については記載の必要はありません。

(資4-26-A4統一)

(裏)
記載方法

- 1 この評価明細書は、土地登記簿の地目が山林、原野であるもの及び現況が山林であるもの（立木のあるもの）について、原則として、一団地の立木の所在地、樹種及び樹齢を同じくするものごとに記載します。この場合、地目が山林、原野で立木のない場合は、「所在地」、「用途区分及び現況」及び①から④までの林地の評価に関する事項欄にのみ記載し、⑤から⑭までの立木に関する事項欄には「立木なし。」と記載します。
また、地目は山林、原野であるが、現況が山林、原野以外のものである場合は、「所在地」及び「用途区分及び現況」欄のみ記載します。
- 2 「用途区分及び現況」欄は、自用、貸付、自用（保安林）、分収林（自用、費用負担）等と記載し、現況が山林、原野以外のものについては、その現況を記載します。
- 3 「①林地の面積」欄は、上欄に台帳面積（土地登記簿面積）を記載し、下欄に実面積を記載します。
- 4 「②林地の固定資産税評価額」欄は、上欄に市町村が定めている固定資産税評価額を記載し、下欄④に実面積（①の下欄の面積）による固定資産税評価額の修正額を記載します。
- 5 「③評価倍率」欄は、財産評価基準に定める倍率を記載します。
- 6 「④林地の評価額」欄は、次に掲げる山林については、別途計算した価額を記載します。
 - (1) 市街地山林
 - (2) 貸付けられている山林
 - (3) 保安林
 - (4) 分収造林契約に基づいて貸付けられている山林
- 7 「⑦森林の面積」欄は、ヘクタール単位とし、ヘクタール未満2位まで（3位以下は切捨て）記載します。
- 8 「⑧1ヘクタール当たりの標準価額」欄は、財産評価基準に定める標準価額を記載します。
- 9 「⑨小出し距離及び小運搬距離」欄は、それぞれの距離をm及びkm単位で記載します。
(注) 小出し距離とは、立木を伐倒し、ケーブルを架設して搬出することを想定した場合におけるケーブルの起点から終点（集材場所）までの距離をいい、小運搬距離とは、集材場所から最寄りの原木市場又は製材工場等までの距離をいいます。
- 10 「⑭算出額」欄を記載するため、保安林及び分収造林契約に係るものについては次により計算した金額によります。
 - (1) 保安林
保安林については「**保**」と表示し、法令に基づき定められた伐採関係の区分による控除割合を上部に記載の上、「⑭の算出額×（1－控除割合）」の算式により計算した金額。
 - (2) 分収造林契約に係るもの
分収造林契約に係るものについては「**分**」と表示し、「⑭の算出額×分収割合」の算式により計算した金額。

(裏)
記載方法

- 1 この評価明細書は、土地登記簿の地目が山林、原野であるもの及び現況が山林であるもの（立木のあるもの）について、原則として、一団地の立木の所在地、樹種及び樹齢を同じくするものごとに記載します。この場合、地目が山林、原野で立木のない場合は、「所在地」、「用途区分及び現況」及び①から④までの林地の評価に関する事項欄にのみ記載し、⑤から⑭までの立木に関する事項欄には「立木なし。」と記載します。
また、地目は山林、原野であるが、現況が山林、原野以外のものである場合は、「所在地」及び「用途区分及び現況」欄のみ記載します。
- 2 「用途区分及び現況」欄は、自用、貸付、自用（保安林）、分収林（自用、費用負担）等と記載し、現況が山林、原野以外のものについては、その現況を記載します。
- 3 「①林地の面積」欄は、上欄に台帳面積（土地登記簿面積）を記載し、下欄に実面積を記載します。
- 4 「②林地の固定資産税評価額」欄は、上欄に市町村が定めている固定資産税評価額を記載し、下欄④に実面積（①の下欄の面積）による固定資産税評価額の修正額を記載します。
- 5 「③評価倍率」欄は、財産評価基準に定める倍率を記載します。
- 6 「④林地の評価額」欄は、次に掲げる山林については、別途計算した価額を記載します。
 - (1) 市街地山林
 - (2) 貸付けられている山林
 - (3) 保安林
 - (4) 分収造林契約に基づいて貸付けられている山林
- 7 「⑦立木面積」欄は、ヘクタール単位とし、ヘクタール未満2位まで（3位以下は切捨て）記載します。
- 8 「⑧1ヘクタール当たりの標準価額」欄は、財産評価基準に定める標準価額を記載します。
- 9 「⑨小出し距離及び小運搬距離」欄は、それぞれの距離をm及びkm単位で記載します。
(注) 小出し距離とは、立木を伐倒し、ケーブルを架設して搬出することを想定した場合におけるケーブルの起点から終点（集材場所）までの距離をいい、小運搬距離とは、集材場所から最寄りの原木市場又は製材工場等までの距離をいいます。
- 10 「⑭算出額」欄を記載するため、保安林及び分収造林契約に係るものについては次により計算した金額によります。
 - (1) 保安林
保安林については「**保**」と表示し、法令に基づき定められた伐採関係の区分による控除割合を上部に記載の上、「⑭の算出額×（1－控除割合）」の算式により計算した金額。
 - (2) 分収造林契約に係るもの
分収造林契約に係るものについては「**分**」と表示し、「⑭の算出額×分収割合」の算式により計算した金額。

通信日付印の年月日	確認印	番号
年 月 日		

税務署長殿

届出年月日 平成 年 月 日

第4項 取得
相続税法施行規則第5項の規定による学校教育用財産の廃止届出書
第6項 現況

届出者	住所	〒		学級数	学級	学級設置場所の位置図			
	氏名	印							
	電話番号								
学校の種類			幼児数等	定員	人	学級設置場所の位置図			
学校の名称			学校の事業開始年月日	年 月 日					
学校の所在地			青色申告承認年月日	年 月 日					
<p>供した(第4項) 教育の用に供しなくなった(第5項)財産の明細 供している(第6項)</p>									
区分	用途	所在場所	数量	供した日 供しなくなった日	その他参考事項				
土地			m ²	平成 年 月 日					
建物									
構築物									
区分	種類	数量	供した日 供しなくなった日	取得価額	区分	細目	預入先又は 貸付先等	預入等の年月日	金額
教育用設備備品			平成 年 月 日	千円	現金・預金	現金			千円
								平成 年 月 日	
事務用備品					有価証券				
車輛					貸付金等				
その他の 固定資産					流動資産 その他の				
考					基本金			平成 年 月 日現在	
						設置者借		平成 年 月 日現在	

- 上記の欄に記載しきれないときは、適宜の用紙に記載して添付して下さい。
- この届出書には、届出をする年の前年の12月31日現在の貸借対照表を添付して下さい。

関与税理士	印	電話番号
-------	---	------

(資4-87-A4-統一)

税務署長殿

届出年月日 平成 年 月 日

第4項 取得
相続税法施行規則第5項の規定による学校教育用財産の廃止届出書
第6項 現況

届出者	住所	〒		学級数	学級	学級設置場所の位置図			
	氏名	印							
	電話番号								
学校の種類			幼児数等	定員	人	学級設置場所の位置図			
学校の名称			学校の事業開始年月日	年 月 日					
学校の所在地			青色申告承認年月日	年 月 日					
<p>供した(第4項) 教育の用に供しなくなった(第5項)財産の明細 供している(第6項)</p>									
区分	用途	所在場所	数量	供した日 供しなくなった日	その他参考事項				
土地			m ²	平成 年 月 日					
建物									
構築物									
区分	種類	数量	供した日 供しなくなった日	取得価額	区分	細目	預入先又は 貸付先等	預入等の年月日	金額
教育用設備備品			平成 年 月 日	千円	現金・預金	現金			千円
								平成 年 月 日	
事務用備品					有価証券				
車輛					貸付金等				
その他の 固定資産					流動資産 その他の				
考					基本金			平成 年 月 日現在	
						設置者借		平成 年 月 日現在	

- 上記の欄に記載しきれないときは、適宜の用紙に記載して添付して下さい。
- この届出書には、届出をする年の前年の12月31日現在の貸借対照表を添付して下さい。

関与税理士	印	電話番号
-------	---	------

(資4-87-A4-統一)

通信日付印の年月日	確認印	番号
年 月 日		

相続税法施行規則附則第8項・第12項の規定による家事充当金額の限度額の認定（変更）申請書

名簿番号	
------	--

税務署
受付印

_____ 税務署長殿

_____年_____月_____日提出

〒 _____

住 所 _____

申請者 _____

氏 名 _____ ⑩ 電話 _____

私の営む学校経営事業に係る家事充当金額の限度額につき相続税法施行規則附則第7項第1号の規定による認定を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

- 1 適用開始年分 _____年分
- 2 認定を受ける家事充当金額の限度額（年額） _____円
 （現に認定を受けている家事充当金額の限度額（年額） _____円）
- 3 学校経営事業における申請者の職務内容 _____
- 4 経営する学校の名称、所在地及びその概要
 （名称） _____（所在地） _____
 （幼児、児童等の現在数、学級数等） _____
- 5 家事充当金額の限度額の算定根基及び学校経営事業に従事している者の給与等の明細別紙のとおり。
- 6 学校経営事業に従事している者の給与規定別添のとおり。

関与税理士	印	電話番号
-------	---	------

相続税法施行規則附則第8項・第12項の規定による家事充当金額の限度額の認定（変更）申請書

名簿番号	
------	--

税務署
受付印

_____ 税務署長殿

_____年_____月_____日提出

〒 _____

住 所 _____

申請者 _____

氏 名 _____ ⑩ 電話 _____

私の営む学校経営事業に係る家事充当金額の限度額につき相続税法施行規則附則第7項第1号の規定による認定を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

- 1 適用開始年分 _____年分
- 2 認定を受ける家事充当金額の限度額（年額） _____円
 （現に認定を受けている家事充当金額の限度額（年額） _____円）
- 3 学校経営事業における申請者の職務内容 _____
- 4 経営する学校の名称、所在地及びその概要
 （名称） _____（所在地） _____
 （幼児、児童等の現在数、学級数等） _____
- 5 家事充当金額の限度額の算定根基及び学校経営事業に従事している者の給与等の明細別紙のとおり。
- 6 学校経営事業に従事している者の給与規定別添のとおり。

関与税理士	印	電話番号
-------	---	------

相続税法第49条第1項の規定に基づく開示請求書

税務署長 殿

平成 年 月 日

【代理人記入欄】 住所 氏名 連絡先	開示請求者	住所又は居所 (所在地)	〒 (- -)	
		フリガナ		
		氏名又は名称	(印)	
		生年月日		被相続人との続柄

私は、相続税法第49条第1項の規定に基づき、下記1の開示対象者が平成15年1月1日以後に下記2の被相続人からの贈与により取得した財産で、当該相続の開始前3年以内に取得したもの又は同法第21条の9第3項の規定を受けたものに係る贈与税の課税価格の合計額について開示の請求をします。

1 開示対象者に関する事項

住所又は居所 (所在地)				
過去の住所等				
フリガナ				
氏名又は名称 (旧姓)				
生年月日				
被相続人との続柄				

2 被相続人に関する事項

住所又は居所	
過去の住所等	
フリガナ	
氏名	
生年月日	
相続開始年月日	平成 年 月 日

3 承継された者(相続時精算課税選択届出者)に関する事項

住所又は居所	
フリガナ	
氏名	
生年月日	
相続開始年月日	平成 年 月 日
精算課税適用者である旨の記載	上記の者は、相続時精算課税選択届出書を 署へ提出しています。

4 開示の請求をする理由(該当する口に✓印を記入してください。)

相続税の 期限内申告 期限後申告 修正申告 更正の請求 | に必要なため

5 遺産分割に関する事項(該当する口に✓印を記入してください。)

- 相続財産の全部について分割済(遺産分割協議書又は遺言書の写しを添付してください。)
- 相続財産の一部について分割済(遺産分割協議書又は遺言書の写しを添付してください。)
- 相続財産の全部について未分割

6 添付書類等(添付した書類又は該当項目の全ての口に✓印を記入してください。)

- 遺産分割協議書の写し 戸籍の謄(抄)本 遺言書の写し 住民票の写し
- その他()
- 私は、相続時精算課税選択届出書を 署へ提出しています。

7 開示書の受領方法(希望される口に✓印を記入してください。)

- 直接受領(交付時に請求者又は代理人であることを確認する必要があります。)
- 送付受領(請求時に返信用切手、封筒及び住民票の写し等が必要となります。)

※ 税務署整理欄(記入しないでください。)

本人(代理人)	<input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> パスポート <input type="checkbox"/> 健康保険証	確認者
確認方法	<input type="checkbox"/> その他()	
委任の確認	開示請求者への確認 (. .)	
	委任状の有無 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 ()	

(資4-90-1-A4統一)

(新規)

書きかた等（開示請求書）

1 「開示請求者」欄には、開示請求者の住所又は居所（所在地）、フリガナ・氏名（名称）、生年月日及び被相続人との続柄（長男、長女等）を記入してください。

なお、相続税法第21条の17又は第21条の18の規定により相続時精算課税適用者から納税に係る権利又は義務を承継したことにより開示の請求を行った場合において、その承継する者が2名以上いるときは、本開示請求書を連名で提出しなければなりません。この場合は、開示請求者の代表者の方を本開示請求書の「開示請求者」欄に記入し、他の開示請求者の方は開示請求書付表（「相続税法第49条第1項の規定に基づく開示請求書付表」）の「【開示請求者】（開示請求者が2人以上の場合に記入してください）」欄に記入してください（開示書は代表者に交付することになります。）。

2 「1 開示対象者に関する事項」欄には、贈与税の課税価格の開示を求める方（開示対象者）の住所又は居所（所在地）、過去の住所等、フリガナ・氏名又は名称（氏名については旧姓も記入してください。）、生年月日及び被相続人との続柄（長男、長女等）を記入してください。

なお、開示対象者が5名以上いる場合は、5人目以降を開示請求書付表の「1 開示対象者に関する事項（開示対象者が5人以上いる場合に記入してください。）」欄に記入してください。

3 「2 被相続人に関する事項」欄には、被相続人の住所又は居所、過去の住所等、フリガナ・氏名、生年月日及び相続開始年月日（死亡年月日）を記入してください。

4 「3 承継された者（相続時精算課税選択届出者）に関する事項」欄には、相続税法第21条の17又は第21条の18の規定により納税に係る権利又は義務を承継された者の死亡時の住所又は居所、フリガナ・氏名、生年月日、相続開始年月日（死亡年月日）及び「精算課税適用者である旨の記載」欄に相続時精算課税選択届出書を提出した税務署名を記入してください。

5 「4 開示の請求をする理由」欄及び「5 遺産分割に関する事項」欄は、該当する口にレ印を記入してください。

6 「6 添付書類等」欄には、添付している書類の口にレ印を記入してください。

なお、添付書類は、開示請求者及び開示対象者が相続等により財産を取得したことを証する書類として、下記のことを提出してください。

(1) 全部分割の場合：遺産分割協議書の写し

(2) 遺言書がある場合：開示請求者及び開示対象者に関する遺言書の写し

(3) 上記以外の場合：開示請求者及び開示対象者に係る戸籍の謄(抄)本

開示請求者が被相続人を特定贈与者とする相続時精算課税適用者である場合には、「私は、相続時精算課税選択届出書を_____署へ提出しています。」の前の口にレ印を記入するとともに相続時精算課税選択届出書を提出した税務署名を記入してください。

開示請求者が承継した者である場合には、承継した者全員の戸籍の謄(抄)本も提出してください。

7 「7 開示書の受領方法」欄には、希望される受領方法の口にレ印を記入してください。

なお、「直接受領」の場合は、受領時に開示請求者本人又は代理人本人であることを確認するもの（運転免許証など）が必要となります（代理人が「直接受領」をする場合は、開示請求者の委任状も必要となります。）。

「送付受領」の場合には、開示請求時に返信用切手、封筒及び住民票の写し等の住所を確認できるものを提出してください。

(新規)

相続税法第49条第1項の規定に基づく開示請求書付表

開示請求者(代表者)の氏名

1 開示対象者に関する事項（開示対象者が5人以上いる場合に記入してください。）

住所又は居所 (所在地)				
過去の住所等				
フリガナ				
氏名又は名称 (旧姓)				
生年月日				
被相続人との続柄				
住所又は居所 (所在地)				
過去の住所等				
フリガナ				
氏名又は名称 (旧姓)				
生年月日				
被相続人との続柄				

【開示請求者】（開示請求者が2人以上の場合に記入してください。）

住所又は居所	〒	〒	〒	〒
フリガナ				
氏名		印		印
生年月日				
被相続人との続柄				
住所又は居所	〒	〒	〒	〒
フリガナ				
氏名		印		印
生年月日				
被相続人との続柄				
住所又は居所	〒	〒	〒	〒
フリガナ				
氏名		印		印
生年月日				
被相続人との続柄				

(資4-90-2-A4統一)

(新規)

書 き か た 等

- 1 「開示請求者（代表者）の氏名」欄には、開示請求書の「開示請求者」欄に記載している方の氏名を記入してください。
- 2 「1 開示対象者に関する事項（開示対象者が5人以上いる場合に記入してください。）」欄には、5人目以降の開示対象者の住所又は居所（所在地）、過去の住所等、フリガナ・氏名又は名称（氏名については旧姓も記入してください。）、生年月日及び被相続人との続柄（長男、長女等）を記入してください。
- 3 「【開示請求者】」欄には、開示請求者（開示請求書の「開示請求者」欄に記載している方以外の方）の住所又は居所、フリガナ・氏名、生年月日及び被相続人との続柄（長男、長女等）を記入してください。

(新 規)

□□□□□□□□

第____号
平成____年____月____日住所又は居所
(所在地)

氏名又は名称 殿

____ 税務署長 印

相続税法第49条第1項の規定に基づく請求に対する開示書

平成____年____月____日に相続税法第49条第1項の規定に基づく請求があった贈与税の課税価格については、下記のとおり開示します。

なお、この開示書は、平成____年____月____日現在の課税価格に基づいて作成しています。

記

1 開示対象者(開示対象者が7名以上の場合は開示書付表に記載しています。)

住所又は居所(所在地)	氏名又は名称

2 相続開始前3年以内の贈与(3に該当する贈与を除く。)

贈与税の課税価格の合計額	円
--------------	---

3 相続税法第21条の9第3項に該当する贈与(相続時精算課税適用分)

贈与税の課税価格の合計額	円
--------------	---

(資4-92-2-A4統一)

(新規)

開示請求者 _____ 殿

相続税法第49条第1項の規定に基づく請求に対する開示書付表

1 開示対象者(開示書の「1 開示対象者」欄の続きを記載しています。)

住所又は居所(所在地)	氏名又は名称

【開示請求者】

相続税法第21条の17又は第21条の18の規定により納税に係る権利又は義務を承継した方が2名以上いる場合において、本開示書のあて名以外の方を記載しています。

住所又は居所	氏名

(資4-93-A4統一)

(新規)

税務署長 贈 平成〇〇年分贈与税の申告書

住所、フリガナ、氏名、生年月日、職業

第一表(平成17年分以降用)

Table with columns for donor info, property details, and tax calculations (I, II, III).

Table for special provisions and summary (II, III).

作成税理士の事務所所在地・署名押印・電話番号

(資5-10-1-2-A4統一)

税務署長 贈 平成〇〇年分贈与税の申告書

住所、フリガナ、氏名、生年月日、職業

第一表(平成15年分以降用)

Table with columns for donor info, property details, and tax calculations (I, II, III).

Table for special provisions and summary (II, III).

作成税理士の事務所所在地・署名押印・電話番号

(資5-10-1-2-A4統一)

取得した財産の種類、細目、利用区分・銘柄等の記載要領

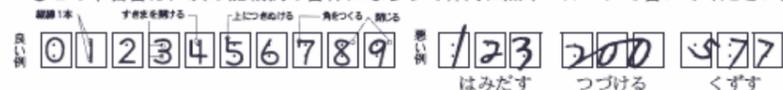
種類	細目	利用区分・銘柄等	
土地 (土地の上に存する権利を含みます。)	田	自用地、貸付地、賃借権(耕作権)、永小作権の別	
	畑		
	宅地	自用地、貸宅地、貸家建付地、借地権の別	
	山林	普通山林、保安林の別(これらの山林の地上権又は賃借権であるときは、その旨)	
	その他の土地	原野、牧場、池沼、鉱泉地、雑種地の別(これらの土地の地上権、賃借権、温泉権又は引湯権であるときは、その旨)	
家屋	家屋(構造及び用途)、構築物	家屋については自家用家屋、貸家の別、構築物については駐車場、養魚池、広告塔などの別	
事業(農業)用財産	機械、器具、農機具その他の減価償却資産	機械、器具、農機具、自動車、船舶などについてはその名称と年式、牛馬等についてはその用途と年齢、果樹についてはその樹種と樹齢、営業権についてはその事業の種類と商号など	
	商品、製品、半製品、原材料、農産物等	商品、製品、半製品、原材料、農産物等の別に、その合計額を「財産の価額」欄に記入し、それらの明細は、適宜の用紙に記載して添付してください。	
	売掛金		
	その他の財産	電話加入権、受取手形、その他その財産の名称。なお、電話加入権については、その加入局と電話番号	
有価証券	株式、出資	上場株式等	その銘柄
		取引相場のない株式、出資	
		配当還元方式によつたもの その他の方式によつたもの	
	公債、社債		
	証券投資信託、貸付信託の受益証券		
現金、預貯金等	現金、普通預金、当座預金、定期預金、通常郵便貯金、定額郵便貯金、定期積金、金銭信託などの別及び贈与の目的		
家庭用財産	その名称と銘柄		
その他の財産(利益)	生命保険金等		
	立木	その樹種と樹齢(保安林であるときは、その旨)	
	その他	1 事業に関係のない自動車、特許権、著作権、電話加入権、貸付金、書画・骨とうなどの別 2 自動車についてはその名称と年式、電話加入権についてはその加入局と電話番号、書画・骨とうなどについてはその名称と作者名など 3 著しく低い価額の対価で財産を譲り受けた場合など贈与によって取得したものとみなされる財産(生命保険金等を除きます。)については、その財産(利益)の内容	

贈与税の速算表(平成15年分以降用)

区分	2,000千円以下	3,000千円以下	4,000千円以下	6,000千円以下	10,000千円以下	10,000千円超
税率	10%	15%	20%	30%	40%	50%
控除額	—	100千円	250千円	650千円	1,250千円	2,250千円

この速算表の使用法は、次のとおりです。
申告書第一表の④の金額×税率-控除額=⑤の税額
例えば、申告書第一表の④の金額3,000千円に対する税額は、3,000千円×15%-100千円=350千円です。

○この申告書は、次の記載例の書体にならって枠内に黒ボールペンで書いてください。



取得した財産の種類、細目、利用区分・銘柄等の記載要領

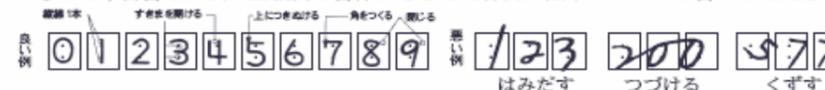
種類	細目	利用区分・銘柄等	
土地 (土地の上に存する権利を含みます。)	田	自用地、貸付地、賃借権(耕作権)、永小作権の別	
	畑		
	宅地	自用地、貸宅地、貸家建付地、借地権の別	
	山林	普通山林、保安林の別(これらの山林の地上権又は賃借権であるときは、その旨)	
	その他の土地	原野、牧場、池沼、鉱泉地、雑種地の別(これらの土地の地上権、賃借権、温泉権又は引湯権であるときは、その旨)	
家屋	家屋(構造及び用途)、構築物	家屋については自家用家屋、貸家の別、構築物については駐車場、養魚池、広告塔などの別	
事業(農業)用財産	機械、器具、農機具その他の減価償却資産	機械、器具、農機具、自動車、船舶などについてはその名称と年式、牛馬等についてはその用途と年齢、果樹についてはその樹種と樹齢、営業権についてはその事業の種類と商号など	
	商品、製品、半製品、原材料、農産物等	商品、製品、半製品、原材料、農産物等の別に、その合計額を「価額」欄に記入し、それらの明細は、適宜の用紙に記載して添付してください。	
	売掛金		
	その他の財産	電話加入権、受取手形、その他その財産の名称。なお電話加入権については、その加入局と電話番号	
有価証券	株式、出資	配当還元方式によつたもの その他の方式によつたもの	その銘柄
		公債、社債	
		証券投資信託、貸付信託の受益証券	
	現金、預貯金等	現金、普通預金、当座預金、定期預金、通常郵便貯金、定額郵便貯金、定期積金、金銭信託などの別及び贈与の目的	
家庭用財産	その名称と銘柄		
その他の財産(利益)	生命保険金等		
	立木	その樹種と樹齢(保安林であるときは、その旨)	
	その他	1 事業に関係のない自動車、特許権、著作権、電話加入権、貸付金、書画・骨とうなどの別 2 自動車についてはその名称と年式、電話加入権についてはその加入局と電話番号、書画・骨とうなどについてはその名称と作者名など 3 著しく低い価額の対価で財産を譲り受けた場合など贈与によって取得したものとみなされる財産(生命保険金等を除きます。)については、その財産(利益)の内容	

贈与税の速算表(平成15年分以降用)

区分	2,000千円以下	3,000千円以下	4,000千円以下	6,000千円以下	10,000千円以下	10,000千円超
税率	10%	15%	20%	30%	40%	50%
控除額	—	100千円	250千円	650千円	1,250千円	2,250千円

この速算表の使用法は、次のとおりです。
申告書第一表の④の金額×税率-控除額=⑤の税額
例えば、申告書第一表の④の金額3,000千円に対する税額は、3,000千円×15%-100千円=350千円です。

○この申告書は、次の記載例の書体にならって枠内に黒ボールペンで書いてください。



提出用

平成□□年分贈与税の修正申告書(別表)

修正前の課税額(第一表) table with 7 rows and columns for tax amounts.

相続時精算課税分 table with 2 rows for special calculation tax.

合計 table with 4 rows for total tax amounts.

修正前の課税額(第二表)

相続時精算課税分 table with 16 rows for detailed special calculation tax items.

修正申告によって異動した事項 table with 2 columns: 異動の内容, 異動の理由.

※ 税務署整理欄 整理番号... 名簿... 課税的断続... 年...月...日

(注) ※印欄は記入しないでください。(資5-10-3-1-A4統一)

第二表(平成16年分以降用) (第三表は、申告書第一表及び第二表(相続時精算課税分)について修正申告する場合のみ)と一緒に提出してください。

提出用

平成□□年分贈与税の修正申告書(別表)

修正前の課税額(第一表) table with 7 rows and columns for tax amounts.

相続時精算課税分 table with 2 rows for special calculation tax.

合計 table with 4 rows for total tax amounts.

修正前の課税額(第二表)

相続時精算課税分 table with 16 rows for detailed special calculation tax items.

修正申告によって異動した事項 table with 2 columns: 異動の内容, 異動の理由.

※ 税務署整理欄 整理番号... 名簿... 課税的断続... 年...月...日

(注) ※印欄は記入しないでください。(資5-10-3-1-A4統一)

第二表(平成16年分以降用) (第三表は、申告書第一表及び第二表(相続時精算課税分)について修正申告する場合のみ)と一緒に提出してください。

控
用

平成□□年分贈与税の修正申告書(別表)

受贈者の氏名 控 (単位は円)

① 修正前の課税額(第一表)

Ⅰ 暦年課税分	財産の価額の合計額(課税価格)	①							
	配偶者控除額 (贈与を受けた居住用不動産の価額及び贈与を受けた金銭のうち居住用不動産の取得に充てた部分の金額の合計額)	②							
	基礎控除額	③							
	②及び③の控除後の課税価格(①-②-③)【1,000円未満切捨て】	④							
	④に対する税額	⑤							
	外国税額の控除額	⑥							
	差引税額(⑤-⑥)	⑦							
Ⅱ 相続時精算課税分	特定贈与者ごとの課税価格の合計額	⑧							
	特定贈与者ごとの差引税額の合計額	⑨							
Ⅲ 合計	課税価格の合計額(①+⑧)	⑩							
	差引税額の合計額(納付すべき税額(⑦+⑨)【100円未満切捨て】)	⑪							
	納税差予税額	⑫							
	申告期限までに納付すべき税額(⑩-⑫)	⑬							

② 修正前の課税額(第二表)

相続時精算課税分	特定贈与者の氏名		特定贈与者が複数ある場合には、それぞれについて第三表を使用してください。この場合、「① 修正前の課税額(第一表)」及び「② 修正申告によって異動した事項」については、いずれか1枚に記入してください。						
	課税価格の計算	財産の価額の合計額(課税価格)	⑬						
		⑬のうち 住宅取得等資金の額	⑭						
		⑬のうち 住宅取得等資金以外の額(⑬-⑭)	⑮						
	住宅資金特別控除額の計算	過去の年分の申告において控除した住宅資金特別控除額の合計額(最高1,000万円)	⑯						
		住宅資金特別控除額の残額(1,000万円-⑯)	⑰						
		住宅資金特別控除額(⑮の金額と⑰の金額のいずれか低い金額)	⑱						
		翌年以降に繰り越される住宅資金特別控除額(1,000万円-⑱-⑲)	⑳						
	特別控除額の計算	⑱の控除後の課税価格(⑮-⑱)	㉑						
		過去の年分の申告において控除した特別控除額の合計額(最高2,500万円)	㉒						
		特別控除額の残額(2,500万円-㉒)	㉓						
		特別控除額(㉑の金額と㉓の金額のいずれか低い金額)	㉔						
	税額の計算	⑱の控除後の課税価格(⑮-⑱)【1,000円未満切捨て】	㉕						
	㉕に対する税額(㉕×20%)	㉖							
	外国税額の控除額	㉗							
	差引税額(㉖-㉗)	㉘							

③ 修正申告によって異動した事項

異動の内容	異動の理由

控
用

平成□□年分贈与税の修正申告書(別表)

氏名 控 (単位は円)

① 修正前の課税額(第一表)

Ⅰ 暦年課税分	財産の価額の合計額(課税価格)	①							
	配偶者控除額 (贈与を受けた居住用不動産の価額及び贈与を受けた金銭のうち居住用不動産の取得に充てた部分の金額の合計額)	②							
	基礎控除額	③							
	②及び③の控除後の課税価格(①-②-③)【1,000円未満切捨て】	④							
	④に対する税額	⑤							
	外国税額の控除額	⑥							
	差引税額(⑤-⑥)	⑦							
Ⅱ 相続時精算課税分	特定贈与者ごとの課税価格の合計額	⑧							
	特定贈与者ごとの差引税額の合計額	⑨							
Ⅲ 合計	課税価格の合計額(①+⑧)	⑩							
	差引税額の合計額(納付すべき税額(⑦+⑨)【100円未満切捨て】)	⑪							
	納税差予税額	⑫							
	申告期限までに納付すべき税額(⑩-⑫)	⑬							

② 修正前の課税額(第二表)

相続時精算課税分	特定贈与者の氏名		特定贈与者が複数ある場合には、それぞれについて第三表を使用してください。この場合、「① 修正前の課税額(第一表)」及び「② 修正申告によって異動した事項」については、いずれか1枚に記入してください。						
	課税価格の計算	財産の価額の合計額(課税価格)	⑬						
		⑬のうち 住宅取得等資金の額	⑭						
		⑬のうち 住宅取得等資金以外の額(⑬-⑭)	⑮						
	住宅資金特別控除額の計算	過去の年分の申告において控除した住宅資金特別控除額の合計額(最高1,000万円)	⑯						
		住宅資金特別控除額の残額(1,000万円-⑯)	⑰						
		住宅資金特別控除額(⑮の金額と⑰の金額のいずれか低い金額)	⑱						
		翌年以降に繰り越される住宅資金特別控除額(1,000万円-⑱-⑲)	⑳						
	特別控除額の計算	⑱の控除後の課税価格(⑮-⑱)	㉑						
		過去の年分の申告において控除した特別控除額の合計額(最高2,500万円)	㉒						
		特別控除額の残額(2,500万円-㉒)	㉓						
		特別控除額(㉑の金額と㉓の金額のいずれか低い金額)	㉔						
	税額の計算	⑱の控除後の課税価格(⑮-⑱)【1,000円未満切捨て】	㉕						
	㉕に対する税額(㉕×20%)	㉖							
	外国税額の控除額	㉗							
	差引税額(㉖-㉗)	㉘							

③ 修正申告によって異動した事項

異動の内容	異動の理由

暦年課税用

住宅取得資金等の贈与の特例に係る贈与税額の計算明細書

1面

1.平成17年分の贈与税について住宅取得資金等の贈与の特例を受ける方 受贈者の氏名

この表は、平成17年分の贈与税について住宅取得資金等の贈与の特例を適用する場合の贈与税額の計算等に使用します。

私は、旧租税特別措置法第70条の3第1項又は第5項の規定による住宅取得資金等の贈与の特例を受けます。

(1) 住宅取得資金等の使途

住宅取得資金等の使途を記入します(該当する□の中に✓印を記入します。)

- ①□ 住宅用家屋の新築の対価に充当
②□ 建築後使用されたことのない住宅用家屋の取得の対価に充当
③□ 建築後使用されたことのある住宅用家屋の取得の対価に充当
④□ 居住の用に供している家屋の増改築等の費用に充当

(2) 所得税の確定申告に関する事項

平成17年分の所得税の確定申告書を提出した人が記入します。

Table with 4 columns: 所得税の確定申告書を提出した年月日, 提出した税務署, 税務署, 税務署

(注) 所得税の確定申告書を提出していない人は、合計所得金額を明らかにする書類を添付する必要があります。

(3) 住宅取得資金等の贈与を受けた日前5年以内において

居住していた家屋に関する事項

住宅取得資金等の贈与を受けた日前5年以内において居住していた家屋に関する事項について記入します(該当する□の中に✓印を記入します。)

ただし、贈与を受けた住宅取得資金等の全額を居住の用に供している家屋の増改築等の費用に充てた人は、記入を要しません。

- ①□ 自己又は配偶者の所有する家屋以外の家屋に居住していた。
②□ 自己又は配偶者の所有する家屋に居住していたことがあるが、平成17年12月31日までにそのすべて(その家屋の敷地を含む。)を譲渡した。
③□ 自己又は配偶者の所有する家屋に居住していたことがあるが、平成17年12月31日までにそのすべて(その家屋の敷地を含む。)を譲渡する予定(平成18年1月1日から贈与税の申告書の提出日までの間にその家屋等のすべてを譲渡した場合を含む。)である。
なお、今後譲渡する予定の家屋等の明細は次のとおりである。

◎ 譲渡予定の家屋等の明細

Table with 5 columns: No, 所在地番(住居表示), 家屋番号, 家屋の敷地の面積, 譲渡予定時期

- (注) 1 この特例を適用した場合、平成17年分から平成21年分までは、この住宅取得資金等の贈与者からの贈与について相続時精算課税の適用を受けることはできません。
2 住宅取得資金等の贈与を受けた日前5年以内において居住の用に供していた自己又は配偶者の所有する家屋及びその敷地を平成18年1月1日以降に譲渡した場合又は譲渡する予定である場合には、次の点にご注意ください(贈与を受けた住宅取得資金等の全額が、居住の用に供している家屋の増改築等の費用に充てられている場合を除きます。)

(資5-11-4-A4統一)

(平成17年分用)

○この明細書は必要な添付書類とともに贈与税の申告書に添付してください。必要添付書類については「平成17年分贈与税の申告のしかた」を参照してください。

暦年課税用

住宅取得資金等の贈与の特例に係る贈与税額の計算明細書

1面

1.平成16年分の贈与税について住宅取得資金等の贈与の特例を受ける方 氏名

この表は、平成16年分の贈与税について住宅取得資金等の贈与の特例を適用する場合の贈与税額の計算等に使用します。

私は、旧租税特別措置法第70条の3第1項又は第5項の規定による住宅取得資金等の贈与の特例を受けます。

(1) 住宅取得資金等の使途

住宅取得資金等の使途を記入します(該当する□の中に✓印を記入します。)

- ①□ 住宅用家屋の新築の対価に充当
②□ 建築後使用されたことのない住宅用家屋の取得の対価に充当
③□ 建築後使用されたことのある住宅用家屋の取得の対価に充当
④□ 居住の用に供している家屋の増改築等の費用に充当

(2) 所得税の確定申告に関する事項

平成16年分の所得税の確定申告書を提出した人が記入します。

Table with 4 columns: 所得税の確定申告書を提出した年月日, 提出した税務署, 税務署, 税務署

(注) 所得税の確定申告書を提出していない人は、合計所得金額を明らかにする書類を添付する必要があります。

(3) 住宅取得資金等の贈与を受けた日前5年以内において

居住していた家屋に関する事項

住宅取得資金等の贈与を受けた日前5年以内において居住していた家屋に関する事項について記入します(該当する□の中に✓印を記入します。)

ただし、贈与を受けた住宅取得資金等の全額を居住の用に供している家屋の増改築等の費用に充てた人は、記入を要しません。

- ①□ 自己又は配偶者の所有する家屋以外の家屋に居住していた。
②□ 自己又は配偶者の所有する家屋に居住していたことがあるが、平成16年12月31日までにそのすべて(その家屋の敷地を含む。)を譲渡した。
③□ 自己又は配偶者の所有する家屋に居住していたことがあるが、平成17年12月31日までにそのすべて(その家屋の敷地を含む。)を譲渡する予定(平成17年1月1日から贈与税の申告書の提出日までの間にその家屋等のすべてを譲渡した場合を含む。)である。
なお、今後譲渡する予定の家屋等の明細は次のとおりである。

◎ 譲渡予定の家屋等の明細

Table with 5 columns: No, 所在地番(住居表示), 家屋番号, 家屋の敷地の面積, 譲渡予定時期

- (注) 1 この特例を適用した場合、平成16年分から平成20年分までは、この住宅取得資金等の贈与者からの贈与について相続時精算課税の適用を受けることはできません。
2 住宅取得資金等の贈与を受けた日前5年以内において居住の用に供していた自己又は配偶者の所有する家屋及びその敷地を平成17年1月1日以降に譲渡した場合又は譲渡する予定である場合には、次の点にご注意ください(贈与を受けた住宅取得資金等の全額が、居住の用に供している家屋の増改築等の費用に充てられている場合を除きます。)

(資5-11-4-A4統一)

(平成16年分用)

○この明細書は必要な添付書類とともに贈与税の申告書に添付してください。必要添付書類については「平成16年分贈与税の申告のしかた」を参照してください。

暦年課税用

2面

2. 前年分以前の贈与税について住宅取得資金等の贈与の特例を受けた方 受贈者の氏名

この表は、平成13年分から平成16年分までの贈与税について住宅取得資金等の贈与の特例の適用を受けた人が、平成17年中に財産の贈与を受けた場合の税額の計算等に使用します（その贈与を受けた財産について相続時精算課税（相続時精算課税選択の特例を含みます。）の選択をする場合を除きます。）。

（平成17年分用）

(1) 平成13年分以降の贈与税について適用を受けた住宅取得資金等の贈与の特例に関する事項

Table with 3 columns: 住宅取得資金等の贈与を受けた年分, 贈与者の氏名(申告者との続柄), 申告した税務署

住宅取得資金等の贈与者が死亡している場合の留意事項

左記の住宅取得資金等の贈与者が平成17年12月31日までに死亡している場合において、当該住宅取得資金等の額が相続税法第19条の規定により当該死亡した者に係る相続税の課税価格に加算されたときには、次の点に留意してください。

- (1) 「(2) 課税価格に対する税額の計算」の②欄の金額には、その死亡した贈与者からの住宅取得資金等の額は含めません（住宅取得資金等の贈与者の全員が死亡しているときは、「(2) 課税価格に対する税額の計算」の記載は要しません。）。
- (2) その死亡した贈与者に関して「(3) 死亡した住宅取得資金等の贈与者に関する事項」欄に所定事項を記入します。

(2) 課税価格に対する税額の計算

Table for tax calculation with 10 rows and 2 columns (description, amount in yen)

(注) 「贈与税の連算表(平成15年分以降用)」は申告書第一表(控用)の裏面に掲載しています。

(3) 死亡した住宅取得資金等の贈与者に関する事項

Table for deceased donor information with columns for name, date of death, residence, and tax authority notification

(注) 上記留意事項の(1)に該当する住宅取得資金等の額があるときは、平成17年分の贈与税の申告書にこの明細書及びその贈与者が死亡したことを証する書類として戸籍の謄本等を添付して提出する必要があります。

(資5-11-4-A4統一)

暦年課税用

2面

2. 前年分以前の贈与税について住宅取得資金等の贈与の特例を受けた方 氏名

この表は、平成12年分から平成15年分までの贈与税について住宅取得資金等の贈与の特例の適用を受けた人が、平成16年中に財産の贈与を受けた場合の税額の計算等に使用します（その贈与を受けた財産について相続時精算課税（相続時精算課税選択の特例を含みます。）の選択をする場合を除きます。）。

（平成16年分用）

(1) 平成12年分以降の贈与税について適用を受けた住宅取得資金等の贈与の特例に関する事項

Table with 3 columns: 住宅取得資金等の贈与を受けた年分, 贈与者の氏名(申告者との続柄), 申告した税務署

住宅取得資金等の贈与者が死亡している場合の留意事項

左記の住宅取得資金等の贈与者が平成16年12月31日までに死亡している場合において、当該住宅取得資金等の額が相続税法第19条の規定により当該死亡した者に係る相続税の課税価格に加算されたときには、次の点に留意してください。

- (1) 「(2) 課税価格に対する税額の計算」の②欄の金額には、その死亡した贈与者からの住宅取得資金等の額は含めません（住宅取得資金等の贈与者の全員が死亡しているときは、「(2) 課税価格に対する税額の計算」の記載は要しません。）。
- (2) その死亡した贈与者に関して「(3) 死亡した住宅取得資金等の贈与者に関する事項」欄に所定事項を記入します。

(2) 課税価格に対する税額の計算

（平成12年分の贈与税について特例を受けた場合）

Table for tax calculation (平成12年分) with 10 rows and 2 columns (description, amount in yen)

(注) ②欄は、1,500万円を超える場合は、1,500万円となります。

（平成13年分、平成14年分又は平成15年分の贈与税について特例を受けた場合）

Table for tax calculation (平成13-15年分) with 10 rows and 2 columns (description, amount in yen)

(3) 死亡した住宅取得資金等の贈与者に関する事項

Table for deceased donor information with columns for name, date of death, residence, and tax authority notification

(注) 上記留意事項の(1)に該当する住宅取得資金等の額があるときは、平成16年分の贈与税の申告書にこの明細書及びその贈与者が死亡したことを証する書類として戸籍の謄本等を添付して提出する必要があります。

(資5-11-4-A4統一)

相続時精算課税選択届出書

相続時精算課税選択届出書

税務署受付印
平成__年__月__日
____税務署長 殿

受贈者	住所 又は 居所	〒	電話(- -)
	フリガナ		
	氏名 (生年月日)	(大・昭	年 月 日)
特定贈与者との続柄			

税務署
受付印
平成__年__月__日
____税務署長 殿

受贈者	住所 又は 居所	〒	電話(- -)
	フリガナ		
	氏名 (生年月日)	(大・昭	年 月 日)
特定贈与者との続柄			

私は、下記の特定贈与者から平成__年中に贈与を受けた財産については、相続税法第21条の9第1項の規定の適用を受けることとしましたので、下記の書類を添えて届け出ます。

私は、下記の特定贈与者から平成__年中に贈与を受けた財産については、相続税法第21条の9第1項の規定の適用を受けることとしましたので、下記の書類を添えて届け出ます。

記

記

1 特定贈与者に関する事項

1 特定贈与者に関する事項

住所 又は居所	
フリガナ	
氏名	
生年月日	明・大・昭 年 月 日

住所又は 居所	
フリガナ	
氏名	
生年月日	明・大・昭 年 月 日

2 年の途中で特定贈与者の推定相続人となった場合

2 年の途中で特定贈与者の推定相続人となった場合

推定相続人となった理由	
推定相続人となった年月日	平成 年 月 日

推定相続人となった理由	
推定相続人となった年月日	平成 年 月 日

3 添付書類

3 添付書類 (下記のすべての書類が必要となります。)

次の(1)～(4)のすべての書類が必要となります。
なお、いずれの添付書類も、贈与を受けた日以後に作成されたものを提出してください。
(書類の添付がなされているか確認の上、□に✓印を記入してください。)

添付している書類の□に✓印を記入してください。
なお、添付書類は、すべて贈与を受けた日以後に作成されたものを提出してください。

- (1) 受贈者の戸籍の謄本又は抄本その他の書類で、次の内容を証する書類
 - ① 受贈者の氏名、生年月日
 - ② 受贈者が特定贈与者の推定相続人であること
- (2) 受贈者の戸籍の附票の写しその他の書類で、受贈者が20歳に達した時以後の住所又は居所を証する書類(受贈者の平成15年1月1日以後の住所又は居所を証する書類でも差し支えありません。)
- (3) 特定贈与者の住民票の写し又は特定贈与者の戸籍の附票の写しその他の書類で、次の内容を証する書類
 - ① 特定贈与者の氏名、生年月日
 - ② 特定贈与者の65歳に達した時以後の住所又は居所(特定贈与者の平成15年1月1日以後の住所又は居所を証する書類でも差し支えありません。)

(注) 租税特別措置法第70条の3((特定の贈与者から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の相続時精算課税の特例))の適用を受ける場合には、②の書類は「平成15年1月1日以後の住所又は居所を証するもの」となります。

- (1) 受贈者の戸籍の謄(抄)本及び受贈者の戸籍の附票の写しなど次の内容を証する書類
 - ① 受贈者の氏名、生年月日
 - ② 受贈者の20歳に達した時以後の住所又は居所(受贈者の平成15年1月1日以後の住所又は居所を証する書類でも差し支えありません。)
 - ③ 受贈者が特定贈与者の推定相続人に該当すること
- (2) 特定贈与者の住民票の写し又は特定贈与者の戸籍の附票の写しなど次の内容を証する書類
 - ① 特定贈与者の氏名、生年月日
 - ② 特定贈与者の65歳に達した時以後の住所又は居所(特定贈与者の平成15年1月1日以後の住所又は居所を証する書類でも差し支えありません。)
 - (注) 租税特別措置法第70条の3((特定の贈与者から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の相続時精算課税の特例))の適用を受ける場合には、②の書類は「平成15年1月1日以後の住所又は居所を証するもの」となります。

- (4) 相続時精算課税に係る財産を贈与した旨の確認書その他の書類で、特定贈与者が相続時精算課税選択届出書の提出により相続時精算課税の適用を受ける財産に係る贈与をしたことを明らかにする書類(「相続時精算課税に係る財産を贈与した旨の確認書」の用紙は税務署にあります。)

- (3) 相続時精算課税に係る財産を贈与した旨の確認書など特定贈与者が相続時精算課税選択届出書の提出により相続時精算課税の適用を受ける財産に係る贈与をしたことを明らかにする書類(「相続時精算課税に係る財産を贈与した旨の確認書」の用紙は税務署にあります。)

(注) この届出書の提出により、特定贈与者からの贈与については、特定贈与者に相続が開始するまで相続時精算課税の適用が継続されるとともに、その贈与を受ける財産の価額は、相続税の課税価格に加算されます(この届出書による相続時精算課税の選択は撤回することはできません。)

(注) この届出書の提出により、特定贈与者からの贈与については、特定贈与者に相続が開始するまで相続時精算課税の適用が継続されるとともに、その贈与を受ける財産の価額は、相続税の課税価格に加算されます(この届出書による相続時精算課税の選択は撤回することはできません。)

作成税理士		電話番号	
-------	--	------	--

作成税理士		電話番号	
-------	--	------	--

※	税務署整理欄	届出番号	—	名簿								確認
---	--------	------	---	----	--	--	--	--	--	--	--	----

※	税務署整理欄	整理番号		名簿								確認
---	--------	------	--	----	--	--	--	--	--	--	--	----

(注) ※印欄は記入しないでください。

(資5-42-A4統一) (17.10)

(注) ※印欄は記入しないでください。

(資5-42-A4統一)

○「相続時精算課税選択届出書」は、必要な添付書類とともに申告書第一表及び第二表と一緒に提出してください。

○「相続時精算課税選択届出書」は、必要な添付書類とともに申告書第一表及び第二表と一緒に提出してください。

相続時精算課税選択届出書付表

受贈者の氏名

4 受贈者の相続開始年月日

平成 年 月 日

5 受贈者の相続人に関する事項

住所 又は 居所		
フリガナ		
氏名	印	印
生年月日	大・昭・平 年 月 日	大・昭・平 年 月 日
受贈者との続柄		

住所 又は 居所		
フリガナ		
氏名	印	印
生年月日	大・昭・平 年 月 日	大・昭・平 年 月 日
受贈者との続柄		

住所 又は 居所		
フリガナ		
氏名	印	印
生年月日	大・昭・平 年 月 日	大・昭・平 年 月 日
受贈者との続柄		

(注) 受贈者の相続人(包括受遺者を含みます。)に特定贈与者がある場合は、特定贈与者の記入は必要ありません。
また、その相続人が2人以上いる場合には、そのすべての相続人が連署しなければなりません。

6 添付書類

次の書類が必要となります。

(書類の添付がなされているか確認の上、□に✓印を記入してください。)

- 上記5に記入した者の戸籍の謄本又は抄本その他の書類で、受贈者のすべての相続人(包括受遺者を含み、特定贈与者を除きます。)を明らかにする書類(贈与を受けた日以後に作成されたものを提出してください。)

(注) この付表は、受贈者の相続開始を知った日の翌日から10か月以内に、その受贈者の相続人(包括受遺者を含み、特定贈与者を除きます。)が、「相続時精算課税選択届出書」と一緒に提出してください。

(資5-43-A4統一) (17.10)

相続時精算課税選択届出書付表

受贈者の氏名

4 受贈者の相続開始年月日

平成 年 月 日

5 受贈者の相続人に関する事項

住所 又は 居所		
フリガナ		
氏名	印	印
生年月日	大・昭・平 年 月 日	大・昭・平 年 月 日
受贈者との続柄		

住所 又は 居所		
フリガナ		
氏名	印	印
生年月日	大・昭・平 年 月 日	大・昭・平 年 月 日
受贈者との続柄		

住所 又は 居所		
フリガナ		
氏名	印	印
生年月日	大・昭・平 年 月 日	大・昭・平 年 月 日
受贈者との続柄		

(注) 受贈者の相続人(包括受遺者を含みます。)に特定贈与者がある場合は、特定贈与者の記入は必要ありません。
また、その相続人が2人以上いる場合には、そのすべての相続人が連署しなければなりません。

6 添付書類(下記の書類が必要となります。)

添付している書類の□に✓印を記入してください。

- 上記5に記入した者の戸籍の謄(抄)本など受贈者のすべての相続人(包括受遺者を含み、特定贈与者を除きます。)を明らかにする書類(贈与を受けた日以後に作成されたものを提出してください。)

(注) この付表は、受贈者の相続開始を知った日の翌日から10ヶ月以内に、その受贈者の相続人(包括受遺者を含み、特定贈与者を除きます。)が、「相続時精算課税選択届出書」と一緒に提出してください。

(資5-43-A4統一)

平成____年分 農地等の贈与に関する確認書

1 農地等の受贈者

住所		氏名	
----	--	----	--

2 前年以前の農地等の贈与の状況

次のいずれか該当する項目の□の中に✓印を記入してください。

- 私は、農地等を贈与した年の前年以前において、その農業の用に供していた租税特別措置法第70条の4第1項に規定する農地を私の推定相続人に贈与したことはありません。
- 私は、農地等を贈与した年の前年以前において、その農業の用に供していた租税特別措置法第70条の4第1項に規定する農地を私の推定相続人に贈与したことはありますが、当該農地は相続税法第21条の9第3項の規定(相続時精算課税)の適用を受けるものではありません。

3 本年における農地等の贈与の状況

次に該当する場合は□の中に✓印を記入してください。

- 私は、農地等を贈与した年において、今回の贈与以外の贈与により租税特別措置法第70条の4第1項に規定する農地及び採草放牧地並びに準農地の贈与をしていません。

4 採草放牧地に関する事項 (今回の贈与以前に採草放牧地を所有していた場合のみ記入してください。)

贈与者が今回の贈与の日までその農業の用に供していた租税特別措置法第70条の4第1項に規定する採草放牧地の面積	①	m ²
贈与者が今回の贈与をした年の前年以前において贈与をした採草放牧地のうち相続時精算課税の適用を受けるものの面積	②	m ²
①の面積と②の面積の合計 (①+②)	③	m ²
③の面積の $\frac{2}{3}$ (③× $\frac{2}{3}$)	④	m ²
贈与者が今回贈与をした租税特別措置法第70条の4第1項に規定する採草放牧地の面積 (「農地等の贈与税の納税猶予税額の計算書」に記載した採草放牧地の面積の合計を記入します。)	⑤	m ²
上記のとおり、⑤の面積は、④の面積以上となります。		

5 準農地に関する事項 (今回の贈与以前に準農地を所有していた場合のみ記入してください。)

贈与者が今回の贈与の日まで有していた租税特別措置法第70条の4第1項に規定する準農地の面積	①	m ²
贈与者が今回の贈与をした年の前年以前において贈与をした準農地のうち相続時精算課税の適用を受けるものの面積	②	m ²
①の面積と②の面積の合計 (①+②)	③	m ²
③の面積の $\frac{2}{3}$ (③× $\frac{2}{3}$)	④	m ²
贈与者が今回贈与をした租税特別措置法第70条の4第1項に規定する準農地の面積 (「農地等の贈与税の納税猶予税額の計算書」に記載した準農地の面積の合計を記入します。)	⑤	m ²
上記のとおり、⑤の面積は、④の面積以上となります。		

上記の事実相違ありません。

平成____年____月____日

農地等の贈与者

住所_____ 氏名_____ 印_____

(資5-45-A4統一) (17.10)

平成____年分 農地等の贈与に関する確認書

1 農地等の受贈者

住所		氏名	
----	--	----	--

2 前年以前の農地等の贈与の状況

次のいずれか該当する項目の□の中に✓印を記入してください。

- 私は、農地等を贈与した年の前年以前において、その農業の用に供していた租税特別措置法第70条の4第1項に規定する農地を私の推定相続人に贈与したことはありません。
- 私は、農地等を贈与した年の前年以前において、その農業の用に供していた租税特別措置法第70条の4第1項に規定する農地を私の推定相続人に贈与したことはありますが、当該農地は相続税法第21条の9第3項の規定(相続時精算課税)の適用を受けるものではありません。

3 本年における農地等の贈与の状況

下記の事項に該当する場合は□の中に✓印を記入してください。

- 私は、農地等を贈与した年において、今回の贈与以外の贈与により租税特別措置法第70条の4第1項に規定する農地及び採草放牧地並びに準農地の贈与をしていません。

4 採草放牧地に関する事項 (今回の贈与以前に採草放牧地を所有していた場合のみ記入してください。)

贈与者が今回の贈与の日までその農業の用に供していた租税特別措置法第70条の4第1項に規定する採草放牧地の面積	①	m ²
贈与者が今回の贈与をした年の前年以前において贈与をした採草放牧地のうち相続時精算課税の適用を受けるものの面積	②	m ²
①の面積と②の面積の合計 (①+②)	③	m ²
③の面積の $\frac{2}{3}$ (③× $\frac{2}{3}$)	④	m ²
贈与者が今回贈与をした租税特別措置法第70条の4第1項に規定する採草放牧地の面積 (「農地等の贈与税の納税猶予税額の計算書」に記載した採草放牧地の面積の合計を記入します。)	⑤	m ²
上記のとおり、⑤の面積は、④の面積以上となります。		

5 準農地に関する事項 (今回の贈与以前に準農地を所有していた場合のみ記入してください。)

贈与者が今回の贈与の日まで有していた租税特別措置法第70条の4第1項に規定する準農地の面積	①	m ²
贈与者が今回の贈与をした年の前年以前において贈与をした準農地のうち相続時精算課税の適用を受けるものの面積	②	m ²
①の面積と②の面積の合計 (①+②)	③	m ²
③の面積の $\frac{2}{3}$ (③× $\frac{2}{3}$)	④	m ²
贈与者が今回贈与をした租税特別措置法第70条の4第1項に規定する準農地の面積 (「農地等の贈与税の納税猶予税額の計算書」に記載した準農地の面積の合計を記入します。)	⑤	m ²
上記のとおり、⑤の面積は、④の面積以上となります。		

上記の事実相違ありません。

平成____年____月____日

農地等の贈与者

住所_____ 氏名_____ 印_____

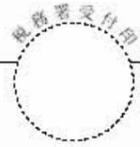
(資5-45-A4統一)

書きかた等

- 1 この確認書は、贈与税の納税猶予の適用を受けるために必要な添付書類ですので、必要事項を記入のうえ、「贈与税の申告書第一表」及び「農地等の贈与税の納税猶予税額の計算書」と一緒に提出してください。
- 2 この確認書は、贈与者の方が記入します。
- 3 用語の意義
 - (1) 「**租税特別措置法第70条の4第1項に規定する農地**」とは、贈与者が農業の用に供している農地（特定市街化区域農地等に該当するもの及び租税特別措置法施行令第40条の6第2項に規定する遊休農地に該当するもの（平成17年4月1日以降に贈与があった場合に限り。）を除きます。）をいいます。
 - (注) 1 **特定市街化区域農地等**とは、都市計画法第7条第1項に規定する市街化区域内に所在する農地又は採草放牧地で、平成3年1月1日において首都圏、近畿圏及び中部圏の特定市（東京都の特別区を含みます。）の区域に所在するもの（都市営農農地等に該当するものを除きます。）をいいます。
 - 2 **都市営農農地等**とは、都市計画法第8条第1項第14号に掲げる生産緑地地区内にある農地又は採草放牧地で、平成3年1月1日において首都圏、近畿圏及び中部圏の特定市（東京都の特別区を含みます。）の区域内に所在するものをいいます。ただし、生産緑地法第10条又は同法第15条第1項の規定による買取りの申出がされたものを除きます。
 - (2) 「**租税特別措置法第70条の4第1項に規定する採草放牧地**」とは、贈与者が農業の用に供している採草放牧地（特定市街化区域農地等に該当するものを除きます。）をいいます。
 - (3) 「**租税特別措置法第70条の4第1項に規定する準農地**」とは、農用地区域内にある土地で農業振興地域整備計画において用途区分が農地や採草放牧地とされているもののうち、10年以内に農地や採草放牧地に開発して、農業の用に供するものをいいます。

書きかた等

- 1 この確認書は、贈与税の納税猶予の適用を受けるために必要な添付書類ですので、必要事項を記入のうえ、「贈与税の申告書第一表」及び「農地等の贈与税の納税猶予税額の計算書」と一緒に提出してください。
- 2 この確認書は、贈与者の方が記入します。
- 3 用語の意義
 - (1) 「**租税特別措置法第70条の4第1項に規定する農地**」とは、贈与者が農業の用に供している農地（特定市街化区域農地等に該当するものを除きます。）をいいます。
 - (注) 1 **特定市街化区域農地等**とは、都市計画法第7条第1項に規定する市街化区域内に所在する農地又は採草放牧地で、平成3年1月1日において首都圏、近畿圏及び中部圏の特定市（東京都の特別区を含みます。）の区域に所在するもの（都市営農農地等に該当するものを除きます。）をいいます。
 - 2 **都市営農農地等**とは、都市計画法第8条第1項第14号に掲げる生産緑地地区内にある農地又は採草放牧地で、平成3年1月1日において首都圏、近畿圏及び中部圏の特定市（東京都の特別区を含みます。）の区域内に所在するものをいいます。ただし、生産緑地法第10条又は同法第15条第1項の規定による買取りの申出がされたものを除きます。
 - (2) 「**租税特別措置法第70条の4第1項に規定する採草放牧地**」とは、贈与者が農業の用に供している採草放牧地（特定市街化区域農地等に該当するものを除きます。）をいいます。
 - (3) 「**租税特別措置法第70条の4第1項に規定する準農地**」とは、農用地区域内にある土地で農業振興地域整備計画において用途区分が農地や採草放牧地とされているもののうち、10年以内に農地や採草放牧地に開発して、農業の用に供するものをいいます。



平成__年分 特定受贈同族会社株式等に係る届出書
特定受贈森林施業計画対象山林

受贈者	住所 又は 居所	〒 電話 (- -)	
	フリガナ		
	氏名 (生年月日)	(大・昭 年 月 日)	
	特定贈与者との続柄		

平成__年__月__日
____ 税務署長 殿

平成17年分以降用

私は、下記の特定贈与者からの贈与により取得した特定受贈同族会社株式等又は特定受贈森林施業計画対象山林について、租税特別措置法第69条の5第1項の規定の適用を受けることとしましたので、租税特別措置法施行規則第23条の2の2第19項各号に規定する書類を添付して届出します。

記

1 特定贈与者に関する事項

住所	
フリガナ	
氏名 (生年月日)	(明・大・昭 年 月 日)

2 相続時精算課税選択届出書に関する事項

届出書を提出した税務署名及び提出に係る年分	____ 署 平成__年分
-----------------------	---------------

3 特定受贈同族会社株式等に関する事項(「特定受贈同族会社株式等の判定明細書」を作成してください。)

法人名	①1株(口)当たりの時価 円	②特例の適用を受ける株式 (出資)の株数等 株・口・円	③ 価 額 (①×②) 円

※ 上記②欄の株数等は、「平成__年分特定受贈同族会社株式等の判定明細書」の①欄の株数等を移記します。

4 特定受贈森林施業計画対象山林に関する事項

受贈特例の適用を受ける特定受贈森林施業計画対象山林	森林施業計画の認定年月日 (認定番号)	所在場所	立木・土地等の別	面積 ha	立木又は土地等の価額 円
	()				
	()				
	()				
合計			立木 土地等		

(注) 上欄に記入しきれないときは、適宜の用紙にその明細を記入して添付してください。

5 添付書類

上記3について届け出る場合は次の(1)から(3)までの書類、上記4について届け出る場合は次の(4)の書類が必要となります。(書類の添付がなされているか確認の上、□に✓印を記入してください。)

- (1) 特定受贈同族会社株式等の判定明細書
- (2) 特定受贈同族会社株式等に係る法人の定款(贈与の時に効力を有するものに限り、)の写し
- (3) 贈与の時に係る特定受贈同族会社株式等に係る法人のすべての株主(社員)の氏名(名称)、住所(所在地)、そのすべての株主(社員)とその贈与者との関係、そのすべての株主(社員)が保有する株式(出資)の数(口数)及びその他参考となる事項を記載した書類(その法人が証明したものに限り、)
- (4) 特定受贈森林施業計画対象山林について贈与の前に市町村長等の認定を受けていた森林施業計画に係る森林施業計画書の写し及びその森林施業計画に係る認定書の写し並びにその他参考となるべき事項を記載した書類

作成税理士	____	電話番号	____
-------	------	------	------

※ 税務署整理欄	整理番号	____	名簿	____	確認	____
----------	------	------	----	------	----	------

(注) ※印欄は記入しないでください。

(資5-46-A4統一)



平成__年分 特定受贈同族会社株式等に係る届出書
特定受贈森林施業計画対象山林

受贈者	住所 又は 居所	〒 電話 (- -)	
	フリガナ		
	氏名 (生年月日)	(大・昭 年 月 日)	
	特定贈与者との続柄		

平成__年__月__日
____ 税務署長 殿

私は、下記の特定贈与者からの贈与により取得した特定受贈同族会社株式等又は特定受贈森林施業計画対象山林について、租税特別措置法第69条の5第1項の規定の適用を受けることとしましたので、租税特別措置法施行規則第23条の2の2第18項各号に規定する書類を添付して届け出します。

記

1 特定贈与者に関する事項

住所	
フリガナ	
氏名 (生年月日)	(明・大・昭 年 月 日)

2 相続時精算課税選択届出書に関する事項

届出書を提出した税務署名及び提出に係る年分	____ 署 平成__年分
-----------------------	---------------

3 特定受贈同族会社株式等に関する事項(「特定受贈同族会社株式等の判定明細書」を作成してください。)

法人名	①1株(口)当たりの時価 円	②特例の適用を受ける株式 (出資)の株数等 株・口・円	③ 価 額 (①×②) 円

※ 上記②欄の株数等は、「平成__年分特定受贈同族会社株式等の判定明細書」の①欄の株数等を移記します。

4 特定受贈森林施業計画対象山林に関する事項

受贈特例の適用を受ける特定受贈森林施業計画対象山林	森林施業計画の認定年月日 (認定番号)	所在場所	立木・土地等の別	面積 ha	立木又は土地等の価額 円
	()				
	()				
	()				
合計			立木 土地等		

(注) 上欄に記入しきれないときは、適宜の用紙にその明細を記入して添付してください。

5 添付書類(上記3について届け出る場合は次の(1)から(3)までの書類、上記4について届け出る場合は次の(4)の書類が必要となります。)

- (1) 特定受贈同族会社株式等の判定明細書
- (2) 特定受贈同族会社株式等に係る法人の定款(贈与の時に効力を有するものに限り、)の写し
- (3) 贈与の時に係る特定受贈同族会社株式等に係る法人のすべての株主(社員)の氏名(名称)、住所(所在地)、そのすべての株主(社員)とその贈与者との関係、そのすべての株主(社員)が保有する株式(出資)の数(口数)及びその他参考となる事項を記載した書類(その法人が証明したものに限り、)
- (4) 特定受贈森林施業計画対象山林について贈与の前に市町村長等の認定を受けていた森林施業計画に係る森林施業計画書の写し及びその森林施業計画に係る認定書の写し並びにその他参考となるべき事項を記載した書類

作成税理士	____	電話番号	____
-------	------	------	------

※ 税務署整理欄	整理番号	____	名簿	____	確認	____
----------	------	------	----	------	----	------

(注) ※印欄は記入しないでください。

(資5-46-A4統一)

書 き か た 等

- 1 この届出書は、特定贈与者の死亡に係る相続税において、相続時精算課税に係る贈与を受けた特定受贈同族会社株式等又は特定受贈森林施業計画対象山林について、相続税の課税価格の軽減措置を受けようとする場合に、その受けようとする旨等を税務署長に贈与税の申告の際に届け出るために使用します。
- 2 この届出書は、贈与税の申告期限までに、贈与税の申告書（第一表及び第二表）に添付して提出してください（申告期限までに提出しなかった場合には、相続税の課税価格の軽減措置は受けられません。）。
なお、特定贈与者が贈与をした年の途中で死亡した場合や、受贈者がこの書類を提出しないで死亡した場合のこの書類の提出先等については、税務署（資産税担当）又は税務相談室におたずねください。
- 3 受贈者がこの届出書を提出する前に死亡している場合には「平成__年分 特定受贈同族会社株式等に係る届出書付表」をこの届出書と一緒に提出してください。
特定受贈森林施業計画対象山林
- 4 「受贈者」欄には、受贈者の住所又は居所、氏名（フリガナ）、生年月日及び特定贈与者との続柄（子、養子、孫等）を記入してください。
- 5 「1 特定贈与者に関する事項」欄には、特定贈与者の住所又は居所、氏名（フリガナ）及び生年月日を記入してください。
- 6 「2 相続時精算課税選択届出書に関する事項」欄には、相続時精算課税選択届出書を提出した（する）税務署名及びその提出に係る贈与税の年分を記入してください。
- 7 「3 特定受贈同族会社株式等に関する事項」欄には、相続税の課税価格の軽減措置を受けるために届け出る特定受贈同族会社株式等に係る法人名、1株（口）当たりの時価、特例の適用を受ける株式（出資）の株数等及びその価額を記入してください。
- 8 「4 特定受贈森林施業計画対象山林に関する事項」欄には、相続税の課税価格の軽減措置を受けるために届け出る特定受贈森林施業計画対象山林に係る森林施業計画の認定年月日及び認定番号並びにその特定受贈森林施業計画対象山林の所在場所、立木・土地等の別、面積及びその価額を記入してください。

書 き か た 等

- 1 この届出書は、特定贈与者の死亡に係る相続税において、相続時精算課税に係る贈与を受けた特定受贈同族会社株式等又は特定受贈森林施業計画対象山林について、相続税の課税価格の軽減措置を受けようとする場合に、その受けようとする旨等を税務署長に贈与税の申告の際に届け出るために使用します。
- 2 この届出書は、贈与税の申告期限までに、贈与税の申告書（第一表及び第二表）に添付して提出してください（申告期限までに提出しなかった場合には、相続税の課税価格の軽減措置は受けられません。）。
なお、特定贈与者が贈与をした年の途中で死亡した場合や、受贈者がこの書類を提出しないで死亡した場合のこの書類の提出先等については、税務署（資産税担当）又は税務相談室におたずねください。
- 3 受贈者がこの届出書を提出する前に死亡している場合には、「特定受贈同族会社株式等 特定受贈森林施業計画対象山林」に係る届出書付表」をこの届出書と一緒に提出してください。
- 4 「受贈者」欄には、受贈者の住所又は居所、氏名（フリガナ）、生年月日及び特定贈与者との続柄（子、養子、孫等）を記入してください。
- 5 「1 特定贈与者に関する事項」欄には、特定贈与者の住所又は居所、氏名（フリガナ）及び生年月日を記入してください。
- 6 「2 相続時精算課税選択届出書に関する事項」欄には、相続時精算課税選択届出書を提出した（する）税務署名及びその提出に係る贈与税の年分を記入してください。
- 7 「3 特定受贈同族会社株式等に関する事項」欄には、相続税の課税価格の軽減措置を受けるために届け出る特定受贈同族会社株式等に係る法人名、1株（口）当たりの時価、特例の適用を受ける株式（出資）の株数等及びその価額を記入してください。
- 8 「4 特定受贈森林施業計画対象山林に関する事項」欄には、相続税の課税価格の軽減措置を受けるために届け出る特定受贈森林施業計画対象山林に係る森林施業計画の認定年月日及び認定番号並びにその特定受贈森林施業計画対象山林の所在場所、立木・土地等の別、面積及びその価額を記入してください。
- 9 「5 添付書類」欄には、添付している書類の□に✓印を記入してください。

平成__年分 特定受贈同族会社株式等
特定受贈森林施業計画対象山林に係る届出書付表

受贈者の氏名

6 受贈者の相続開始年月日

平成 年 月 日

7 受贈者の相続人に関する事項

住所 又は 居所		
フリガナ		
氏名	印	印
生年月日	大・昭・平 年 月 日	大・昭・平 年 月 日
受贈者との続柄		

住所 又は 居所		
フリガナ		
氏名	印	印
生年月日	大・昭・平 年 月 日	大・昭・平 年 月 日
受贈者との続柄		

住所 又は 居所		
フリガナ		
氏名	印	印
生年月日	大・昭・平 年 月 日	大・昭・平 年 月 日
受贈者との続柄		

(注) 受贈者の相続人(包括受遺者を含みます。)に特定贈与者がある場合は、特定贈与者の記入は必要ありません。

8 添付書類

次の書類が必要となります。

(書類の添付がなされているか確認の上、□に✓印を記入してください。)

上記7に記入した人の戸籍の謄(抄)本など受贈者のすべての相続人(包括受遺者を含み、特定贈与者を除きます。)を明らかにする書類(贈与を受けた日以後に作成されたものを提出してください。)

(注) この付表は、受贈者の相続開始を知った日の翌日から10か月以内に、その受贈者の相続人(包括受遺者を含み、特定贈与者を除きます。)が、「平成__年分 特定受贈同族会社株式等
特定受贈森林施業計画対象山林に係る届出書」と一緒に提出してください。

(資5-47-A4統一)

平成__年分 特定受贈同族会社株式等
特定受贈森林施業計画対象山林に係る届出書付表

受贈者の氏名

6 受贈者の相続開始年月日

平成 年 月 日

7 受贈者の相続人に関する事項

住所 又は 居所		
フリガナ		
氏名	印	印
生年月日	大・昭・平 年 月 日	大・昭・平 年 月 日
受贈者との続柄		

住所 又は 居所		
フリガナ		
氏名	印	印
生年月日	大・昭・平 年 月 日	大・昭・平 年 月 日
受贈者との続柄		

住所 又は 居所		
フリガナ		
氏名	印	印
生年月日	大・昭・平 年 月 日	大・昭・平 年 月 日
受贈者との続柄		

(注) 受贈者の相続人(包括受遺者を含みます。)に特定贈与者がある場合は、特定贈与者の記入は必要ありません。

8 添付書類(下記の書類が必要となります。)

添付している書類の□に✓印を記入してください。

上記7に記入した人の戸籍の謄(抄)本など受贈者のすべての相続人(包括受遺者を含み、特定贈与者を除きます。)を明らかにする書類(贈与を受けた日以後に作成されたものを提出してください。)

(注) この付表は、受贈者の相続開始を知った日の翌日から10か月以内に、その受贈者の相続人(包括受遺者を含み、特定贈与者を除きます。)が、「特定受贈同族会社株式等
特定受贈森林施業計画対象山林に係る届出書」と一緒に提出してください。

(資5-47-A4統一)

書きかた等

- 1 この付表は、受贈者が「平成__年分 特定受贈同族会社株式等
特定受贈森林施業計画対象山林」に係る届出書」を提出する前に死亡している場合で、その者の相続人等が、その特定受贈同族会社株式等又は特定受贈森林施業計画対象山林に係る特定贈与者の死亡に係る相続税において、相続時精算課税に係る贈与を受けた特定受贈同族会社株式等又は特定受贈森林施業計画対象山林について、相続税の課税価格の軽減措置を受けようとするときに、その受けようとする旨等を税務署長に贈与税の申告の際に届け出るために使用します。
- 2 この付表は、贈与税の申告期限までに、贈与税の申告書（第一表及び第二表）及び「平成__年分 特定受贈同族会社株式等
特定受贈森林施業計画対象山林」に係る届出書」に添付して提出してください（申告期限までに提出しなかった場合には、相続税の課税価格の軽減措置は受けられません。）。
- 3 「受贈者の氏名」欄には、受贈者の氏名を記入してください。
- 4 「6 受贈者の相続開始年月日」欄には、受贈者の死亡年月日を記入してください。
- 5 「7 受贈者の相続人に関する事項」欄には、受贈者の相続人（包括受遺者を含み、特定贈与者を除きます。）全員の住所又は居所、氏名（フリガナ）、生年月日及び受贈者との続柄を記入してください。

書きかた等

- 1 この付表は、受贈者が「特定受贈同族会社株式等
特定受贈森林施業計画対象山林」に係る届出書」を提出する前に死亡している場合で、その者の相続人等が、その特定受贈同族会社株式等又は特定受贈森林施業計画対象山林に係る特定贈与者の死亡に係る相続税において、相続時精算課税に係る贈与を受けた特定受贈同族会社株式等又は特定受贈森林施業計画対象山林について、相続税の課税価格の軽減措置を受けようとするときに、その受けようとする旨等を税務署長に贈与税の申告の際に届け出るために使用します。
- 2 この付表は、贈与税の申告期限までに、贈与税の申告書（第一表及び第二表）及び「特定受贈同族会社株式等
特定受贈森林施業計画対象山林」に係る届出書」に添付して提出してください（申告期限までに提出しなかった場合には、相続税の課税価格の軽減措置は受けられません。）。
- 3 「受贈者の氏名」欄には、受贈者の氏名を記入してください。
- 4 「6 受贈者の相続開始年月日」欄には、受贈者の死亡年月日を記入してください。
- 5 「7 受贈者の相続人に関する事項」欄には、受贈者の相続人（包括受遺者を含み、特定贈与者を除きます。）全員の住所又は居所、氏名（フリガナ）、生年月日及び受贈者との続柄を記入してください。
- 6 「8 添付書類」欄には、添付している書類の□に√印を記入してください。

使用目的等

1 この判定明細書は、特定贈与者であった被相続人の死亡に係る相続税において、相続時精算課税に係る贈与を受けた特定受贈同族会社株式等について相続税の課税価格の軽減措置を受けようとする場合に、その贈与時において特例の適用要件を満たしているかどうかを判定するための書類です。

なお、平成16年3月31日までの間に贈与によって取得した株式（出資）についてこの特例の適用を受ける場合には、この判定明細書と異なる点がありますので、税務署（資産税担当）又は税務相談室へおたずねください。

2 この判定明細書は、贈与税の申告において「贈与税の申告書第一表」、「贈与税の申告書第二表（相続時精算課税の計算明細書）」及び「平成__年分 特定受贈同族会社株式等に係る届出書」その他必要な添付書類と一緒に提出してください。

3 用語の意義

(1) 「ア 株主等の状況」欄の「氏名（名称）」欄及び⑦欄の「特定贈与者の親族等」とは、特定贈与者の親族及びその特定贈与者と租税特別措置法施行令第40条の2第9項に定める特別の関係のある者をいいます。

(2) ⑨及び⑩欄の「中心的な同族個人株主グループ」とは、受贈者(A)並びにその受贈者(A)の配偶者、直系血族、兄弟姉妹及び1親等の姻族をいいます。

4 記載に当たっての留意事項

(1) ①、⑱、㉑及び(e)欄の総数等には、議決権を行使できる事項の全部又は一部について制限された株式（出資）の株数等が含まれます。

(2) ④、⑥、⑦及び⑨欄の株数等には、議決権を行使できる事項の全部について制限された株式（出資）の株数等は含まれません。

(3) 「ア 株主等の状況」欄には、「特定贈与者、特定贈与者の親族等である者及び中心的な同族個人株主グループに属する者」について各人ごとに記入し、それ以外の株主又は社員については「その他の株主（社員）」欄にまとめて記入します。

(4) A欄には、受贈者の氏名を記入します。

(5) ②、⑲及び㉒欄は、今回の贈与の時に於いて当該株式（出資）を原則的評価方式により評価した価額となります。

(6) 「3」欄に係る法人は、当該法人に係る株式（出資）の贈与の直前及び贈与の時に於いて、特定贈与者及び特定贈与者の親族等が、その法人の発行済株式総数等（議決権を行使できる事項の全部について制限された株式（出資）の株数等を除く。次の(7)において同じ。）の2分の1超の株式等（議決権を行使できる事項の全部について制限された株式（出資）の株数等を除く。次の(7)において同じ。）を有している法人に限られます。

また、租税特別措置法第69条の5第10項の届出をしていないものも含まれます。

(7) 「4」欄に係る法人は、今回の贈与の直前及び贈与の時に於いて、特定贈与者及び特定贈与者の親族等が、その法人の発行済株式総数等の2分の1超の株式等を有している法人に限られます。

(8) 「2」、「3」又は「4」欄について、該当する法人が2以上ある場合には、この用紙を複数枚使用します。

使用目的等

1 この判定明細書は、特定贈与者であった被相続人の死亡に係る相続税において、相続時精算課税に係る贈与を受けた特定受贈同族会社株式等について相続税の課税価格の軽減措置を受けようとする場合に、その贈与時において特例の適用要件を満たしているかどうかを判定するための書類です。

なお、平成16年1月1日から平成16年3月31日までの間に贈与によって取得した株式（出資）についてこの特例の適用を受ける場合には、この判定明細書と異なる点がありますので、税務署（資産税担当）又は税務相談室へおたずねください。

2 この判定明細書は、贈与税の申告において「贈与税の申告書第一表」、「贈与税の申告書第二表（相続時精算課税の計算明細書）」及び「平成__年分 特定受贈同族会社株式等に係る届出書」その他必要な添付書類と一緒に提出してください。

3 用語の意義

(1) 「ア 株主等の状況」欄の「氏名（名称）」欄及び⑦欄の「特定贈与者の親族等」とは、特定贈与者の親族及びその特定贈与者と租税特別措置法施行令第40条の2第9項に定める特別の関係のある者をいいます。

(2) ⑨及び⑩欄の「中心的な同族個人株主グループ」とは、受贈者(A)並びにその受贈者(A)の配偶者、直系血族、兄弟姉妹及び1親等の姻族をいいます。

4 記載に当たっての留意事項

(1) ①、⑱、㉑及び(e)欄の総数等には、議決権を行使できる事項の全部又は一部について制限された株式（出資）の株数等が含まれます。

(2) ④、⑥、⑦及び⑨欄の株数等には、議決権を行使できる事項の全部について制限された株式（出資）の株数等は含まれません。

(3) 「ア 株主等の状況」欄には、「特定贈与者、特定贈与者の親族等である者及び中心的な同族個人株主グループに属する者」について各人ごとに記入し、それ以外の株主又は社員については「その他の株主（社員）」欄にまとめて記入します。

(4) A欄には、受贈者の氏名を記入します。

(5) ②、⑲及び㉒欄は、今回の贈与の時に於いて当該株式（出資）を原則的評価方式により評価した価額となります。

(6) 「3」欄に係る法人は、当該法人に係る株式（出資）の贈与の直前及び贈与の時に於いて、特定贈与者及び特定贈与者の親族等が、その法人の発行済株式総数等（議決権を行使できる事項の全部について制限された株式（出資）の株数等を除く。次の(7)において同じ。）の2分の1超の株式等（議決権を行使できる事項の全部について制限された株式（出資）の株数等を除く。次の(7)において同じ。）を有している法人に限られます。

また、租税特別措置法第69条の5第10項の届出をしていないものも含まれます。

(7) 「4」欄に係る法人は、今回の贈与の直前及び贈与の時に於いて、特定贈与者及び特定贈与者の親族等が、その法人の発行済株式総数等の2分の1超の株式等を有している法人に限られます。

(8) 「2」、「3」又は「4」欄について、該当する法人が2以上ある場合には、この用紙を複数枚使用します。

この欄には書かないでください。 → 通信日付印の年月日 確認印 名簿番号
 年 月 日

この欄には書かないでください。 → 通信日付印の年月日 確認印 名簿番号
 年 月 日

代替資産の取得期限延長承認申請書

代替資産の取得期限延長承認申請書

税務署受付印

税務署長殿
 年 月 日提出

住所 〒
 年分
 申告時の住所
 フリガナ
 氏名

電 ()
 電話

税務署受付印

税務署長殿
 年 月 日提出

住所 〒
 年分
 申告時の住所
 フリガナ
 氏名

電
 電話

下記の譲渡資産に係る譲渡所得につき、引き続き租税特別措置法第33条第1項に規定する譲渡所得の課税の特例の適用を受けたいので、代替資産の取得期限の延長についての承認申請をします。

下記の譲渡資産に係る譲渡所得につき、引き続き租税特別措置法第33条第1項に規定する譲渡所得の課税の特例の適用を受けたいので、代替資産の取得期限の延長についての承認申請をします。

記

記

1 譲渡資産に関する事項

1 譲渡資産に関する事項

所在地			
資産の種類	数量	m ²	
譲渡価額	円	譲渡年月日	年 月 日

所在地			
資産の種類	数量	m ²	
譲渡価額	円	譲渡年月日	年 月 日

2 代替資産に関する事項

2 代替資産に関する事項

資産の種類	構造	数量	m ²
既に提出済の「買換(代替)資産の明細書」による取得予定年月日		年 月 日	
新たに承認を受けようとする取得予定年月日		年 月 日	

資産の種類	構造	数量	m ²
既に承認を受けている取得予定年月日		年 月 日	
新たに承認を受けようとする取得予定年月日		年 月 日	

3 既に提出済の「買換(代替)資産の明細書」による取得予定年月日までに、租税特別措置法施行令第22条第17項第1号イに規定する土地等の取得をすること、又は同号ロに規定する建物等の敷地の用に供することができないこととなった事情の詳細

3 既に承認を受けている取得予定年月日までに、租税特別措置法施行令第22条第16項第1号イに規定する土地等の取得をすること又は、同号ロに規定する建物等の敷地の用に供することができないこととなった事情の詳細

.....

.....

4 この承認を受けられないとしたならば、修正申告書の提出により納付すべきこととなる所得税額及びその計算に関する明細
 ..別添..修正申告書用紙に記載のとおり.....

4 この承認を受けられないとしたならば、修正申告書の提出により納付すべきこととなる所得税額及びその計算に関する明細
 ..別添..修正申告書用紙に記載のとおり.....

関与税理士 電話番号

関与税理士 電話番号

代替資産の取得期限延長承認申請書

1 使用目的

この申請書は、租税特別措置法施行令第22条第17項第1号の規定により代替資産の取得期限の延長を申請するために使用するものです。

2 記載要領等

「3 既に提出済の「買換(代替)資産の明細書」による取得予定年月日までに租税特別措置法施行令第22条第17項第1号イに規定する土地等の取得をすること、又は同号ロに規定する建物等の敷地の用に供することができないこととなった事情の詳細」欄には、代替資産の取得期限の延長を受けることとなった事情その他参考となるべき事項を詳細に記載してください。

代替資産の取得期限延長承認申請書

1 使用目的

この延長承認申請書は、租税特別措置法施行令第22条第13項第1号の規定により代替資産の取得期限の延長の適用を受けるために提出する申請書として使用するものである。

2 記載要領等

「3 既に承認を受けている取得予定年月日までに租税特別措置法施行令第22条第16項第1号イに規定する土地等の取得をすること又は、同号ロに規定する建物等の敷地の用に供することができないこととなった事情の詳細」欄には、代替資産の取得期限の延長を受けることとなった事情その他参考となるべき事項を詳細に記載する。

□□□□□□□□

第 号

住所又は
所在地(納税地)
氏名又は
名称

平成 年 月 日

税務署長 印

代替資産の取得期限延長承認申請に対する承認(却下)書(通知用)

平成 年 月 日付で提出されました「代替資産の取得期限延長承認申請書」について、却下 します。

よって、代替資産の取得期限は、平成 年 年 日と認定します。

この通知に係る処分の理由

- (注) 1 代替資産を上記の取得期限までに取得できなかった場合又は、代替資産の実際の取得価額が取得価額の見積額より少ない場合には、これらの事由が生じた日から4か月以内に修正申告書を提出し、不足の税金を納めてください。
2 代替資産の実際の取得価額がその取得価額の見積額より多い場合には、これらの資産を取得した日から4か月以内に更正の請求をして、納め過ぎの税金の還付を受けることができます。

() 枚のうち () 枚目

(資6-8-3-A4統一)

□□□□□□□□

第 号

住所又は
所在地(納税地)
氏名又は
名称

平成 年 月 日

税務署長 印

代替資産の取得期限延長承認申請に対する承認(却下)書(通知用)

平成 年 月 日付で申請のありました代替資産の取得期限延長を承認 却下 します。

よって、代替資産の取得期限は、平成 年 年 日とします。

この通知に係る処分の理由

- (注) 1 代替資産を上記の取得期限までに取得できなかった場合又は、代替資産の実際の取得価額が取得価額の見積額より少ない場合には、これらの事由が生じた日から4か月以内に修正申告書を提出し、不足の税金を納めてください。
2 代替資産の実際の取得価額がその取得価額の見積額より多い場合には、これらの資産を取得した日から4か月以内に更正の請求をして、納め過ぎの税金の還付を受けることができます。

() 枚のうち () 枚目

(資6-8-3-A4統一)

(新規)

やむを得ない事情がある場合の買換資産の取得期限承認申請書**1 使用目的**

この申請書は、租税特別措置法第37条第4項又は同法第37条の5第2項の規定により、譲渡をした日の属する年の翌年中に買換資産の取得をすることが困難であることについてやむを得ない事情があり、その取得期限の認定を受けようとするために使用するものです。

2 記載要領等

「2 代わりに買い換える（取得する）予定の資産の明細」欄の「やむを得ない事情の詳細」欄には、買換資産の取得期限の認定を受けることとなるやむを得ない事情その他参考となるべき事項を詳細に記載してください。

(新規)

□□□□□□□□

第____号

住所又は
所在地(納税地) _____
氏名又は
名称 _____ 殿

平成____年____月____日

____税務署長 _____ 印

やむを得ない事情がある場合の買換資産の取得期限承認申請に対する承認(却下)書 (通知用)

平成____年____月____日付で提出されました「やむを得ない事情がある場合
の買換資産の取得期限承認申請書」について 承認
却下 します。
よって、買換資産の取得期限は、平成____年____年____日と認定します。

この通知に係る処分の理由 _____
.....
.....

- (注) 1 買換資産を上記の取得期限までに取得できなかった場合又は、買換資産の実際の取得価額が取得価額の見積額より少ない場合には、これらの事由が生じた日から4か月以内に修正申告書を提出し、不足の税金を納めてください。
- 2 買換資産の実際の取得価額がその取得価額の見積額より多い場合には、これらの資産を取得した日から4か月以内に更正の請求をして、納め過ぎの税金の還付を受けることができます。

() 枚のうち () 枚目

(資6-80-3-A4統一)

【平成 年分】
譲渡所得の内訳書
(確定申告書付表)
【総合譲渡用】

住所	電話 ()	名簿番号	
(フリガナ)	番号	関与	
氏名	職業	税理士 (電話)	

1 譲渡(売却)された資産について記載してください。

譲渡された資産の名称	種類	利用状況	数量
所在地等			

譲渡先の住所 (買主の)	住所 (所在地)	氏名 (名称)	職業
売買契約の日	年 月 日	引き渡した日	年 月 日
登記・登録等の日	年 月 日		年 月 日

【参考事項】

売却理由 <input type="checkbox"/> 買主から頼まれたため <input type="checkbox"/> 他の資産を購入するため <input type="checkbox"/> 事業資金を捻出するため <input type="checkbox"/> 借入金を返済するため <input type="checkbox"/> その他 ()	代金の受領状況	1回目	年 月 日	円	譲渡価額 ① 円
		2回目	年 月 日	円	
		3回目	年 月 日	円	
		未収金	年 月 日 (予定)	円	

2 譲渡(売却)された資産の購入代金などについて記載してください。

購入に要した費用	費用の種類	購入先・支払先等			購入年月日	購入支払価額
		住所 (所在地)	氏名 (名称)	支払		
	譲渡資産の購入代金				円	
					円	
					円	
					円	
	小計				円 ※	

取得費	資産の購入価額(※)	-	償却費相当額	=	② 円
-----	------------	---	--------	---	-----

3 譲渡(売却)するために支払った費用について記載してください。

譲渡に要した費用	費用の種類	支払先			支払年月日	支払金額
		住所 (所在地)	氏名 (名称)	支払		
					円	
					円	
					円	
	譲渡費用				円 ③	

4 譲渡所得金額の計算をします。

区分	特例適用条文	A 収入金額 (①)	B 必要経費 (②+③)	C 差引金額 (A-B)	D 特別控除額	E 譲渡所得金額 (C-D)
短期	所法条の	円	円	円	円	円
長期	所法条の	円	円	円	円	円

○ ここで計算した内容 (買換え・交換・代替)の特例の適用を受ける場合は、裏面「6」で計算した内容を「申告書B第一表、第二表」に転記します。

整理欄

(平成17年分以降用)

譲渡所得の内訳書
(計算明細書)
【総合譲渡用】

住所	電話 ()	名簿番号	
(フリガナ)	番号	関与	
氏名	職業	税理士 (電話)	

1 譲渡(売却)された資産について記載してください。

譲渡された資産の名称	種類	利用状況	数量
所在地等			

譲渡先の住所 (買主の)	住所 (所在地)	氏名 (名称)	職業
売買契約の日	年 月 日	引き渡した日	年 月 日
登記・登録等の日	年 月 日		年 月 日

【参考事項】

売却理由 <input type="checkbox"/> 買主から頼まれたため <input type="checkbox"/> 他の資産を購入するため <input type="checkbox"/> 事業資金を捻出するため <input type="checkbox"/> 借入金を返済するため <input type="checkbox"/> その他 ()	代金の受領状況	1回目	年 月 日	円	譲渡価額 ① 円
		2回目	年 月 日	円	
		3回目	年 月 日	円	
		未収金	年 月 日 (予定)	円	

2 譲渡(売却)された資産の購入代金などについて記載してください。

購入に要した費用	費用の種類	購入先・支払先等			購入年月日	購入支払価額
		住所 (所在地)	氏名 (名称)	支払		
	譲渡資産の購入代金				円	
					円	
					円	
					円	
	小計				円 ※	

取得費	資産の購入価額(※)	-	償却費相当額	=	② 円
-----	------------	---	--------	---	-----

3 譲渡(売却)するために支払った費用について記載してください。

譲渡に要した費用	費用の種類	支払先			支払年月日	支払金額
		住所 (所在地)	氏名 (名称)	支払		
					円	
					円	
					円	
	譲渡費用				円 ③	

4 譲渡所得金額の計算をします。

区分	特例適用条文	A 収入金額 (①)	B 必要経費 (②+③)	C 差引金額 (A-B)	D 特別控除額	E 譲渡所得金額 (C-D)
短期	所法条の	円	円	円	円	円
長期	所法条の	円	円	円	円	円

○ ここで計算した内容 (買換え・交換・代替)の特例の適用を受ける場合は、裏面「6」で計算した内容を「申告書B第一表、第二表」に転記します。

整理欄

(平成16年分以降用)

○ この用紙は、土地・建物や株式等以外の資産を譲渡(売却)した場合の譲渡所得金額の計算に使用します。

○ この用紙は、土地・建物や株式等以外の資産を譲渡(売却)した場合の譲渡所得金額の計算に使用します。

買換え(交換・代替)の特例の適用を受ける場合の譲渡所得の計算

5 買換え(交換・代替)資産として取得された(される)資産について記載してください。

買換え資産等の所在地等	種類	数量	用途	契約(予定)年月日	取得(予定)年月日	使用開始(予定)日
				・	・	・
				・	・	・

○ 取得された(される)資産の購入代金など(取得価額)について記載してください。

費用の内容	支払先住所(所在地)及び氏名(名称)	支払年月日	支払金額
		・	円
		・	円
		・	円
		・	円
買換え(交換取得・代替)資産の取得価額の合計額			④ 円

(注) 買換え(代替)資産をこれから取得される見込みのときは、「買換え(代替)資産の明細書」(税務署に用意してあります。)を提出し、その見込額を記載してください。

6 譲渡所得金額の計算をします。

表面で計算した「①譲渡価額」、「②取得費」、「③譲渡費用」と上記「④買換え(交換取得・代替)資産の取得価額の合計額」により譲渡所得金額の計算をします。

(1) 特定の事業用資産の買換え(交換)の場合(措法37・37の4)

区分		F 収入金額	G 必要経費	H 差引金額	J 特別控除額	K 譲渡所得金額
① ≤ ④	特例適用条文	① × 20%	(②+③) × 20%	H 差引金額 (F-G)	J 特別控除額	K 譲渡所得金額 (H-J)
① > ④		(①-④) + ④ × 20%	(②+③) × $\frac{E}{①}$			
短期 ・ 長期	措法 ____条の__	円	円	円	円	円

(2) 固定資産の交換(所法58)・収用代替(措法33)の場合

区分		L 収入金額	M 必要経費	N 差引金額	P 特別控除額	Q 譲渡所得金額
交換	特例適用条文	① - ④	(②+③) × $\frac{L}{①}$	N 差引金額 (L-M)	P 特別控除額	Q 譲渡所得金額 (N-P)
収用代替		① - ③ - ④	② × $\frac{L}{①-③}$			
短期 ・ 長期	所法 措____条	円	円	円	円	円

【記載上の注意事項】

- この「譲渡所得の内訳書」は、一の契約ごとに一枚ずつ使用して記載し、「確定申告書」とともに提出してください。また、譲渡所得の特例の適用を受けるために必要な書類などは、この内訳書に添付して提出してください。
- 譲渡(売却)された資産が二つ以上ある場合には、その譲渡(売却)された資産ごとに記載してください。ただし、一括契約等の場合には、まとめて記載していただいても差し支えありません。
- また、譲渡(売却)等された資産が「4」及び「6」の「譲渡所得金額の計算をします。」欄の区分(短期・長期)ごとに二つ以上の契約がある場合には、いずれか一枚の内訳書の各欄の上段に、その合計額を二段書きで記載してください。
- 総合課税の短期譲渡所得とは、資産の取得の日以後5年以内にされた譲渡による所得をいい、総合課税の長期譲渡所得とは、資産の取得の日以後5年を超えた後にされた譲渡による所得をいいます。
- 総合課税の「特別控除額」は、短期譲渡所得、長期譲渡所得の順に差し引き、合計で50万円(差引金額(C、H、N欄の合計)が50万円に満たない場合には、その金額)が控除できます。また、総合課税の譲渡所得について収用等の5,000万円の特別控除の適用を受ける場合には、その5,000万円控除後の残額から更に、この50万円の特別控除をすることができます。
- 総合課税の譲渡所得の赤字の金額は、土地建物等の譲渡所得の黒字の金額から差し引くことができません。また、土地建物等の譲渡所得の赤字の金額も、一定のものを除き、総合課税の譲渡所得の黒字の金額から差し引くことができません。
- 「相続税の取得費加算の特例」や「保証債務の特例」の適用を受ける場合の記載方法や「償却費相当額」の算出方法がお分かりにならないような場合には、税務署(資産税担当)におたずねください。

買換え(交換・代替)の特例の適用を受ける場合の譲渡所得の計算明細書

5 買換え(交換・代替)資産として取得された(される)資産について記載してください。

買換え資産等の所在地等	種類	数量	用途	契約(予定)年月日	取得(予定)年月日	使用開始(予定)日
				・	・	・
				・	・	・

○ 取得された(される)資産の購入代金など(取得価額)について記載してください。

費用の内容	支払先住所(所在地)及び氏名(名称)	支払年月日	支払金額
		・	円
		・	円
		・	円
		・	円
買換え(交換取得・代替)資産の取得価額の合計額			④ 円

(注) 買換え(代替)資産をこれから取得される見込みのときは、「買換え(代替)資産の明細書」(税務署に用意してあります。)を提出し、その見込額を記載してください。

6 譲渡所得金額の計算をします。

表面で計算した「①譲渡価額」、「②取得費」、「③譲渡費用」と上記「④買換え(交換取得・代替)資産の取得価額の合計額」により譲渡所得金額の計算をします。

(1) 特定の事業用資産の買換え(交換)の場合(措法37・37の4)

区分		F 収入金額	G 必要経費	H 差引金額	J 特別控除額	K 譲渡所得金額
① ≤ ④	特例適用条文	① × 20%	(②+③) × 20%	H 差引金額 (F-G)	J 特別控除額	K 譲渡所得金額 (H-J)
① > ④		(①-④) + ④ × 20%	(②+③) × $\frac{E}{①}$			
短期 ・ 長期	措法 ____条の__	円	円	円	円	円

(2) 固定資産の交換(所法58)・収用代替(措法33)の場合

区分		L 収入金額	M 必要経費	N 差引金額	P 特別控除額	Q 譲渡所得金額
交換	特例適用条文	① - ④	(②+③) × $\frac{L}{①}$	N 差引金額 (L-M)	P 特別控除額	Q 譲渡所得金額 (N-P)
収用代替		① - ③ - ④	② × $\frac{L}{①-③}$			
短期 ・ 長期	所法 措____条	円	円	円	円	円

【記載上の注意事項】

- 平成16年分からは、総合課税の譲渡所得の赤字の金額は、土地建物等の譲渡所得の黒字の金額から差し引くことができなくなりました。また、土地建物等の譲渡所得の赤字の金額は、一定のものを除き、総合課税の譲渡所得の黒字の金額から差し引くことがなくなりました。
- この「譲渡所得の内訳書」は、一の契約ごとに一枚ずつ使用して記載し、「確定申告書」とともに提出してください。また、譲渡所得の特例の適用を受けるために必要な書類などは、この内訳書に添付して提出してください。
- 譲渡(売却)された資産が二つ以上ある場合には、その譲渡(売却)された資産ごとに記載してください。ただし、一括契約等の場合には、まとめて記載していただいても差し支えありません。
- また、譲渡(売却)等された資産が「4」及び「6」の「譲渡所得金額の計算をします。」欄の区分(短期・長期)ごとに二つ以上の契約がある場合には、いずれか一枚の内訳書の各欄の上段に、その合計額を二段書きで記載してください。
- 総合課税の短期譲渡所得とは、資産の取得の日以後5年以内にされた譲渡による所得をいい、総合課税の長期譲渡所得とは、資産の取得の日以後5年を超えた後にされた譲渡による所得をいいます。
- 総合課税の「特別控除額」は、短期譲渡所得、長期譲渡所得の順に差し引き、合計で50万円(差引金額(C、H、N欄の合計)が50万円に満たない場合には、その金額)が控除できます。また、総合課税の譲渡所得について収用等の5,000万円の特別控除の適用を受ける場合には、その5,000万円控除後の残額から更に、この50万円の特別控除をすることができます。
- 「相続税の取得費加算の特例」や「保証債務の特例」の適用を受ける場合の記載方法や「償却費相当額」の算出方法がお分かりにならないような場合には、税務署(資産税担当)におたずねください。

譲渡所得の内訳書（総合譲渡用）

使用目的

この内訳書は、総合譲渡所得に関する確定申告書の添付書類として使用するものである。

譲渡所得の内訳書（総合譲渡用）

使用目的

この内訳書は、納税者が①総合譲渡所得金額の計算用として又は②土地や建物の譲渡（分離譲渡）が複数あるときの「譲渡所得の内訳書（計算明細書）【土地・建物用】」の集計用として使用する。

相続財産の取得費に
加算される相続税の
計算明細書

Table with fields for donor, recipient, and inheritance start date.

(1) 譲渡資産が相続又は遺贈により取得した土地等である場合

○この特例は、相続財産を相続税の申告期限から3年以内に譲渡した場合に適用されます。特例の内容の詳しいことは、税務署におたずねください。なお、明細書の記載に当たっては、裏面の(注)を参照してください。

Main calculation table for inheritance tax on land, including fields for location, area, and tax amounts.

○平成十六年一月一日以後相続開始用

(2) 譲渡資産が上記(1)の土地等以外の資産である場合

Calculation table for inheritance tax on assets other than land.

Table for tax agent name and phone number.

相続財産の取得費に
加算される相続税の
計算明細書

Table with fields for donor, recipient, and inheritance start date.

(1) 譲渡資産が相続又は遺贈により取得した土地等である場合

○この特例は、相続財産を相続税の申告期限から3年以内に譲渡した場合に適用されます。特例の内容の詳しいことは、税務署におたずねください。なお、明細書の記載に当たっては、裏面の(注)を参照してください。

Main calculation table for inheritance tax on land, including fields for location, area, and tax amounts.

(2) 譲渡資産が上記(1)の土地等以外の資産である場合

Calculation table for inheritance tax on assets other than land.

Table for tax agent name and phone number.

(新規)

相続財産の取得費に
加算される相続税の
計算明細書

譲渡者	住所	氏名			
被相続人	住所	氏名			
相続の開始があった日	年月日	相続税の申告書を提出した日	年月日	相続税の申告書の提出先	税務署

(1) 譲渡資産が相続又は遺贈により取得した土地等である場合

○この特例は、相続財産を相続税の申告期限から3年以内に譲渡した場合に適用されます。特例の内容の詳しいことは、税務署におたずねください。
なお、明細書の記載に当たっては、裏面の(注)を参照してください。

譲渡した相続財産	所在地番			
	種類			
	利用状況	数量	m ²	m ²
	譲渡した年月日	年月日	年月日	年月日
相続又は遺贈により取得した土地等の相続税評価額の合計額 〔相続税の申告書第15表の⑥の金額及び⑦の贈与財産価額のうち土地等の価額を記入してください。〕	①	譲渡した相続財産が代償分割により代償金を支払って取得した財産である場合には、裏面の(注)1(6)の算式で計算した金額となります(以下「⑥」及び「⑦」においても同じです。)		
物納した土地等及び物納申請中の土地等の相続税評価額	②	円		
相続税の課税価格 〔相続税の申告書第1表の①+④の金額を記入してください。〕	③	円		
相続税額 〔相続税の申告書第1表の⑧の金額を記入してください。ただし、贈与税額控除又は相次相続控除を受けている人は、裏面の付表で計算した⑨又は⑩の金額を記入してください。〕	④	円		
土地等に係る相続税額の計算 $(④) \times \frac{(①-②)}{③}$	⑤	円		
前年以前に取得費に加算した金額	⑥	円		
取得費に加算できる相続税額(⑤-⑥)	⑦	円		
取得費に加算される相続税額	⑧	円	円	円

○平成十五年十二月三十一日以前相続開始用

(2) 譲渡資産が上記(1)の土地等以外の資産である場合

譲渡した相続財産	所在地番			
	種類			
	利用状況	数量	m ² (株)	m ² (株)
	相続税評価額	①	円	円
相続税の課税価格 〔相続税の申告書第1表の①+④の金額を記入してください。〕	①	円		
相続税額 〔相続税の申告書第1表の⑧の金額を記入してください。ただし、贈与税額控除又は相次相続控除を受けている人は、裏面の付表で計算した⑨又は⑩の金額を記入してください。〕	②	円		
取得費に加算される相続税額(②× $\frac{①}{①}$)	③	円	円	円

関与税理士	電話番号
-------	------

(資6-11-A4統一)

(新規)

付表 贈与税額控除又は相次相続控除を受けている場合の相続税額

1 相続税の申告書第1表の㉑の差引税額がある場合

贈与税額控除額 (相続税の申告書第1表の㉑の金額)	㉑	円
相次相続控除額 (相続税の申告書第1表の㉒の金額)	㉒	円
差引税額 (相続税の申告書第1表の㉓の金額)	㉓	円
相続税額 (㉑+㉒+㉓)	㉔	円

2 相続税の申告書第1表の㉑の差引税額がない場合

算出税額 (相続税の申告書第1表の㉕又は㉖の金額)	㉕	円	
相続税額の2割加算が行われる場合の加算金額 (相続税の申告書第1表の㉗の金額)	㉖	円	
合計 (㉕+㉖)	㉗	円	
税額控除等	配偶者の税額軽減額 (相続税の申告書第5表の㉘又は㉙の金額)	㉘	円
	未成年者控除額 (相続税の申告書第6表の1の㉚又は㉛の金額)	㉙	円
	障害者控除額 (相続税の申告書第6表の2の㉜又は㉝の金額)	㉚	円
	外国税額控除額	㉛	円
	計 (㉘+㉙+㉚+㉛)	㉜	円
相続税額 (㉗-㉜) (赤字の場合は0と記入してください。)	㉝	円	

罫1 この明細書の記載については、次の点にご注意ください。

- 「土地等」とは、土地又は土地の上に存する権利をいい、相続開始前3年以内に被相続人から贈与により取得したものを含みます。ただし、相続開始時において棚卸資産又は雑所得の基因となる資産であった土地等は含みません。
- 「㉑」の「物納申請中の土地等」とは、その譲渡資産の譲渡の日の属する年分の所得税の納税義務の成立する時（通常は、その年の12月31日。その時が相続税の申告書の提出期限前であるときは、その提出期限）において、物納申請している土地等をいいます。
なお、物納の許可を受けた相続税額を超える価額の財産を物納した場合又は物納申請中の財産が物納する予定の相続税額を超えている場合には、その超える部分に対応する土地等の部分については「㉑」の金額には含みません。
- 「㉖」又は「㉗」の金額が、譲渡した相続財産の譲渡益を超える場合には、「㉖」又は「㉗」の金額は、その譲渡益相当額となります。
- 譲渡した土地等が二以上ある場合の「㉖」の金額は、譲渡した時期（原則として引渡しがあった日）の早いものから順に、その譲渡益を限度として配分します。ただし、これと異なる順序で配分しても差し支えありません。
なお、いずれの方法による場合であっても、譲渡した土地等の譲渡益の一部に相当する金額だけを配分することはできません（配分していった結果、「㉖」の金額が0になる場合を除きます。）。
- 「㉜」の「相続税評価額」は、譲渡した相続財産の譲渡所得について、買換えや交換の特例の適用を受ける場合には、次の算式で計算した金額となります。

$$\left[\frac{\text{譲渡した相続財産の相続税評価額}}{\text{譲渡した相続財産の譲渡価額}} \right] \times \text{（特例適用後の譲渡した相続財産の収入金額）}$$

- 代償分割により代償金を支払って取得した資産を譲渡した場合の「㉕」、「㉖」又は「㉜」の「相続税評価額」は、それぞれ次の算式で計算した金額となります。

$$\begin{aligned} \text{イ 「㉕」の金額} & \left[\frac{\text{相続等により取得した土地等の相続税評価額の合計額}}{\text{相続税の課税価格（「㉑」の金額）+（支払代償金）}} \right] - \text{（支払代償金）} \\ \text{ロ 「㉖」の金額} & \left[\frac{\text{物納した土地等及び物納申請中の土地等の相続税評価額}}{\text{相続税の課税価格（「㉑」の金額）+（支払代償金）}} \right] - \text{（支払代償金）} \\ \text{ハ 「㉜」の金額} & \left[\frac{\text{譲渡した相続財産の相続税評価額}}{\text{相続税の課税価格（「㉑」の金額）+（支払代償金）}} \right] - \text{（支払代償金）} \end{aligned}$$

2 添付書類

この明細書を提出する人は、次の書類の写しをこの明細書に添付してください。

- 相続税の申告書第1表、第11表（相続税がかかる財産の明細書）、第14表（純資産価額に加算される贈与財産価額の明細書）、第15表（相続財産の種類別価額表）
- 物納した土地等がある場合には、「物納許可通知書」
- 物納申請中の土地等がある場合には、「相続税物納申請書」及び「相続税物納申請書別紙（物納財産目録）」

3 その他

特例の適用を受けられる人にも相続が開始し、その人の財産を相続又は遺贈により取得した人がその取得した財産を譲渡した場合についても、一定の要件を満たす場合には、最初の相続税額を基に計算した金額を取得費に加算することができます。詳しいことは税務署（資産税担当）におたずねください。

【平成 年分】 保証債務の履行 のための資産の 譲渡に関する 計算明細書 (確定申告書付表)	譲渡者住所	氏名	電話() 番号		
	関与住所 税理士	氏名	電話() 番号		
保証債務の 明細	主たる債務者	住所又は所在地		氏名又は名称	
	債権者	住所又は所在地		氏名又は名称	
	保証債務の内容	債務を保証した年月日 年月日	保証債務の種類	保証した債務の金額 円	
	保証債務の履行に関する事項	保証債務を履行した年月日 年月日	保証債務を履行した金額 円	求償権の額 円 ㉔	
	求償権の行使に関する事項	求償権の行使不能となった年月日 年月日	求償権の行使不能額 円	㉔のうち既に支払を受けた金額 円	
保証債務を履行する ため譲渡した資産の 明細	短期・長期の区分	短期・長期	短期・長期	短期・長期	
	資産の所在地番				
	資産の種類				
	資産の利用状況	資産の数量	㎡(株(口)・㎡)	㎡(株(口)・㎡)	㎡(株(口)・㎡)
	譲渡先住所又は所在地				
	譲渡先氏名又は名称	(職業)	(職業)	(職業)	
譲渡した年月日	年月日	年月日	年月日		
譲渡資産を取得した時期	年月日	年月日	年月日		
譲渡価額の総額	円	円	円		
譲渡所得(山林所得)のうち みなされる金額	求償権の行使不能額 (上の㉔の金額)	㉔	円	円	
	各種所得の合計額	総合課税の短期譲渡所得の金額 (申告書B第一表の㉒の金額)	㉕	円	円
		総合課税の長期譲渡所得の金額 (申告書B第一表の㉓の金額)	㉖	円	円
		分離課税の短期譲渡所得の金額 (申告書第三表の㉑の金額のうち、 短期譲渡所得の金額)	㉗	円	円
		分離課税の長期譲渡所得の金額 (申告書第三表の㉑の金額のうち、 長期譲渡所得の金額)	㉘	円	円
		株式等に係る譲渡所得等の金額 (申告書第三表の㉑及び㉒の金額)	㉙	円	円
		合 計 (㉕+㉖+㉗+㉘+㉙)	㉚	円	円
		山林所得金額 (申告書第三表の㉑の金額)	㉛	円	円
		退職所得金額 (申告書第三表の㉑の金額)	㉜	円	円
		合 計 (㉚+㉛+㉜)	㉝	円	円
譲渡所得又は山林所得のうち みなされる金額 (㉝-㉔のうち低い金額)	㉞	円	円		

(注) 1 総合課税の長期譲渡所得又は一時所得のある人の「㉖」の金額は、申告書B第一表の「㉕+(㉓+㉔)×1」の金額となります。
 2 「各種の所得の合計額」欄は損益通算後の金額を、「譲渡所得又は山林所得の金額」欄は損益通算前の金額を、それぞれ記載してください。
 3 「㉔」の金額は、譲渡所得、株式等に係る譲渡所得又は山林所得に関する各計算明細書の「必要経費」欄の上段に「㉔×××円」と二段書きしてください。
 詳しくは、税務署(資産税担当)におたずねください。(資6-12-A4統一)

保証債務の履行 のための資産の 譲渡に関する 計算明細書	譲渡者住所	氏名	電話() 番号		
	関与住所 税理士	氏名	電話() 番号		
保証債務の 明細	主たる債務者	住所又は所在地		氏名又は名称	
	債権者	住所又は所在地		氏名又は名称	
	保証債務の内容	債務を保証した年月日 年月日	保証債務の種類	保証した債務の金額 円	
	保証債務の履行に関する事項	保証債務を履行した年月日 年月日	保証債務を履行した金額 円	求償権の額 円 ㉔	
	求償権の行使に関する事項	求償権の行使不能となった年月日 年月日	求償権の行使不能額 円	㉔のうち既に支払を受けた金額 円	
保証債務を履行する ため譲渡した資産の 明細	短期・長期の区分	短期・長期	短期・長期	短期・長期	
	資産の所在地番				
	資産の種類				
	資産の利用状況	資産の数量	㎡(株(口)・㎡)	㎡(株(口)・㎡)	㎡(株(口)・㎡)
	譲渡先住所又は所在地				
	譲渡先氏名又は名称	(職業)	(職業)	(職業)	
譲渡した年月日	年月日	年月日	年月日		
譲渡資産を取得した時期	年月日	年月日	年月日		
譲渡価額の総額	円	円	円		
譲渡所得(山林所得)のうち みなされる金額	求償権の行使不能額 (上の㉔の金額)	㉔	円	円	
	各種所得の合計額	総合課税の短期譲渡所得の金額 (申告書B第一表の㉒の金額)	㉕	円	円
		総合課税の長期譲渡所得の金額 (申告書B第一表の㉓の金額)	㉖	円	円
		分離課税の短期譲渡所得の金額 (申告書第三表の㉑の金額のうち、 短期譲渡所得の金額)	㉗	円	円
		分離課税の長期譲渡所得の金額 (申告書第三表の㉑の金額のうち、 長期譲渡所得の金額)	㉘	円	円
		株式等に係る譲渡所得等の金額 (申告書第三表の㉑及び㉒の金額)	㉙	円	円
		合 計 (㉕+㉖+㉗+㉘+㉙)	㉚	円	円
		山林所得金額 (申告書第三表の㉑の金額)	㉛	円	円
		退職所得金額 (申告書第三表の㉑の金額)	㉜	円	円
		合 計 (㉚+㉛+㉜)	㉝	円	円
譲渡所得又は山林所得のうち みなされる金額 (㉝-㉔のうち低い金額)	㉞	円	円		

(注) 1 総合課税の長期譲渡所得又は一時所得のある人の「㉖」の金額は、申告書B第一表の「㉕+(㉓+㉔)×1」の金額となります。
 2 「各種の所得の合計額」欄は損益通算後の金額を、「譲渡所得又は山林所得の金額」欄は損益通算前の金額を、それぞれ記載してください。
 3 「㉔」の金額は、譲渡所得、株式等に係る譲渡所得又は山林所得に関する各計算明細書の「必要経費」欄の上段に「㉔×××円」と二段書きしてください。
 詳しくは、税務署(資産税担当)におたずねください。(資6-12-A4統一)

一団の宅地等の用に供する旨の確約書

1 使用目的

この確約書は、租税特別措置法第31条の2第3項に規定する確定優良住宅地等予定地のための土地等の譲渡であることを、租税特別措置法施行規則第13条の3第8項の規定により、土地等の買取りをする者が確約するために使用するものです。

2 記載要領等

- (1) 「土地等の種類」欄については、宅地、借地権、田、畑等に区分して記載してください。
- (2) 「買取り価額」欄については、取得した土地等の対価として支払うべき金額を記載してください。
- (3) 本文中の「平成__年12月31日までに、」欄については、その土地等を譲渡した日から同日以後2年を経過する年を記載します。ただし、確約書の提出日において既に租税特別措置法施行令第20条の2第21項に規定する所轄税務署長の承認を受けて当該税務署長の認定した日の通知を受けている場合には、その認定した日の属する年を記載してください。
- (4) 本文中の※欄については、下表を参考にして該当条項を記載してください。
- (5) 本文中の〔 〕欄については、下表の「適用条文の内容」を参考にして該当する文字を○で囲んでください。

(参考) 租税特別措置法第31の2第2項各号の買取り時期別一覧表

適用条文の内容	買 取 り の 年 月 日				
	平成14年12月17日以前	平成14年12月18日～平成15年3月31日	平成15年4月1日～平成16年3月31日	平成16年4月1日～平成17年3月31日	平成17年4月1日以降
一団の宅地の用に供されるものの譲渡 (一団の宅地の造成を行う者に対する譲渡)	第7号	第8号	第9号	第10号	第11号
一団の宅地の用に供されるものの譲渡 (大都市地域における優良宅地開発の促進に関する緊急措置法の認定及び開発許可を受けた者に対する譲渡)	第8号	第9号	第10号	第11号	第12号
一団の宅地の用に供されるものの譲渡 (開発許可を受けて住宅建設の用に供される一団の宅地の造成を行う者に対する譲渡)	第9号	第10号	第11号	第12号	第13号
一団の宅地の用に供されるものの譲渡 (開発許可を要しない場合において住宅建設の用に供される一団の宅地の造成を行う者に対する譲渡)	第10号	第11号	第12号	第13号	第14号
一団の住宅又は中高層の耐火共同住宅の用に供されるものの譲渡 (一団の住宅又は中高層耐火共同住宅の建設を行う者に対する譲渡)	第11号	第12号	第13号	第14号	第15号
住宅又は中高層の耐火共同住宅の用に供されるものの譲渡 (仮換地の指定の効力発生の日から3年を経過する日の12月31日までに一団の住宅又は中高層耐火共同住宅の建設を行う者に対する譲渡)	第12号	第13号	第14号	第15号	第16号

記 載 要 領 等

1 この確約書は、租税特別措置法第31条の2第3項に規定する確定優良住宅地等予定地のための土地等の譲渡であることを租税特別措置法施行規則第13条の3第8項の規定により土地等の買取りをする者が確約するために使用するものです。

2 各欄は次により記載してください。

- (1) 「土地等の種類」欄については、宅地、借地権、田、畑等に区分して記載してください。
- (2) 「買取り価額」欄については、取得した土地等の対価として支払うべき金額を記載してください。
- (3) 本文中の「平成__年12月31日までに、」欄については、その土地等を譲渡した日から同日以後2年を経過する年を記載します。ただし、確約書の提出日において既に租税特別措置法施行令第20条の2第19項に規定する所轄税務署長の承認を受けて当該税務署長の認定した日の通知を受けている場合には、その認定した日の属する年を記載してください。
- (4) 本文中の※欄については、下表を参考にして該当条項を記載してください。
- (5) 本文中の〔 〕欄については、下表の「適用条文の内容」を参考にして該当する文字を○で囲んでください。

(参考) 租税特別措置法第31の2第2項各号の買取り時期別一覧表

適用条文の内容	買 取 り の 年 月 日			
	平成14年12月17日以前	平成14年12月18日～平成15年3月31日	平成15年4月1日～平成16年3月31日	平成16年4月1日以降
一団の宅地の用に供されるものの譲渡 (一団の宅地の造成を行う者に対する譲渡)	第7号	第8号	第9号	第10号
一団の宅地の用に供されるものの譲渡 (大都市地域における優良宅地開発の促進に関する緊急措置法の認定及び開発許可を受けた者に対する譲渡)	第8号	第9号	第10号	第11号
一団の宅地の用に供されるものの譲渡 (開発許可を受けて住宅建設の用に供される一団の宅地の造成を行う者に対する譲渡)	第9号	第10号	第11号	第12号
一団の宅地の用に供されるものの譲渡 (開発許可を要しない場合において住宅建設の用に供される一団の宅地の造成を行う者に対する譲渡)	第10号	第11号	第12号	第13号
一団の住宅又は中高層の耐火共同住宅の用に供されるものの譲渡 (一団の住宅又は中高層耐火共同住宅の建設を行う者に対する譲渡)	第11号	第12号	第13号	第14号
住宅又は中高層の耐火共同住宅の用に供されるものの譲渡 (仮換地の指定の効力発生の日から3年を経過する日の12月31日までに一団の住宅又は中高層耐火共同住宅の建設を行う者に対する譲渡)	第12号	第13号	第14号	第15号

優良住宅地造成等事業に係る確約書

記載要領等

1 使用目的

この確約書は、租税特別措置法施行規則第13条の3第1項に規定する国土交通大臣の証する書類の写し、検査済証の写し又は都道府県知事の証する書類の写しの提出に代えて土地等の買取りをした者が、確定優良住宅地造成等事業に係る事務所、事業所その他これらに準ずるものの所在地（以下「事業所等」といいます。）の所轄税務署長に上記の書類の写しを提出することを約する場合に使用するものです。

なお、土地等の買取りをした者は、譲渡者にこの確約書の写し（事業所等の所轄税務署の受付日付印のあるものに限ります。）を交付し、当該交付を受けた譲渡者は、当該確約書の写しを納税地の所轄税務署長へ提出する必要があります。

2 記載要領等

本文中の※欄は、下表を参照のうえ※1及び※3については該当する文字等を記載し、※2及び※4については該当箇所を○で囲んでください。

※1					※2	※3	※4
譲渡年月日							
～平成14年12月17日	平成14年12月18日 ～平成15年3月31日	平成15年4月1日 ～平成16年3月31日	平成16年4月1日 ～平成17年3月31日	平成17年4月1日～	一団の宅地の造成	ロ	国土交通大臣の証する書類の写し
第8号	第9号	第10号	第11号	第12号		ホ	検査済証の写し
第10号	第11号	第12号	第13号	第14号		ハ(2)	都道府県知事の証する書類の写し
第11号	第12号	第13号	第14号	第15号	一団の住宅の建設 中高層の耐火共同住宅の建設	ハ	検査済証の写し

1 この確約書は、租税特別措置法施行規則第13条の3第1項の規定する下表※4に掲げる国土交通大臣の証する書類の写し、検査済証の写し又は都道府県知事の証する書類の写しの提出に代えて土地等の買取りをした者が、確定優良住宅地造成等事業に係る事務所、事業所その他これらに準ずるものの所在地（以下「事業所等」といいます。）の所轄税務署長に上記の書類の写しを提出することを約する場合に使用するものです。

なお、土地等の買取りをした者は、譲渡者にこの確約書の写し（事業所等の所轄税務署の受付日付印のあるものに限ります。）を交付し、当該交付を受けた譲渡者は、当該確約書の写しを納税地の所轄税務署へ提出する必要があります。

2 本文中の※欄は、下表を参照のうえ※1及び※3については該当する文字等を記載し、※2及び※4については該当箇所を○で囲んでください。

※1				※2	※3	※4
譲渡年月日						
～平成14.12.17	平成14.12.18 ～平成15.3.31	平成15.4.1 ～平成16.3.31	平成16.4.1～	一団の宅地の造成	ロ	国土交通大臣の証する書類
第8号	第9号	第10号	第11号		ホ	検査済証の写し
第10号	第11号	第12号	第13号		ハ(2)	都道府県知事の証する書類
第11号	第12号	第13号	第14号	一団の住宅の建設 中高層の耐火共同住宅の建設	ハ	検査済証の写し

確定優良住宅地造成等事業に関する期間（再）延長承認申請書

1 使用目的

この申請書は、確定優良住宅地造成等事業を行う個人又は法人が当該事業について、下表※1に掲げる該当条項の各号に規定する事由により、土地等の譲渡の日から同日以後2年を経過する日の属する年の12月31日までの期間内に開発許可等を受けることが困難であるために、この期間の延長の申請をする場合又は既に承認を得た期間内に開発許可等を受けることが困難であるために、さらにその期間の延長（再延長）を申請する場合に使用するものです。

〔※1〕

	譲渡した年月日				
	平成14年12月17日以前	平成14年12月18日～平成15年3月31日	平成15年4月1日～平成16年3月31日	平成16年4月1日～平成17年3月31日	平成17年4月1日以降
「法第31条の2第3項に規定する住宅建設の用に供される宅地の造成に要する期間が通常2年を超えることその他政令で定めるやむを得ない事情」の条項	第15項	第16項	第18項	第19項	第21項

〔※2〕

	譲渡した年月日				
	平成14年12月17日以前	平成14年12月18日～平成15年3月31日	平成15年4月1日～平成16年3月31日	平成16年4月1日～平成17年3月31日	平成17年4月1日以降
「所轄税務署長が認定した当初認定日」の条項	第16項	第17項	第19項	第20項	第22項

2 記載要領等

- (1) 「事務所等」欄については、確定優良住宅地造成等事業に係る事務所、事業所その他これらに準ずるものの所在地、名称、代表者等の氏名を記載してください。
- (2) 「やむを得ない事情等」欄の「2 上記事由の詳細」欄については、期間の延長を必要とするやむを得ない事由を詳細に記載してください。また、記載に当たって欄が不足する場合には適宜の用紙に記載してください。
- (3) ※印の箇所については、上記1の※1及び※2をご確認の上、該当条項を記載してください。
- (4) その他お分かりにならない点につきましては、税務署（資産税担当）におたずねください。

記載要領等

- 1 この申請書は、確定優良住宅地造成等事業を行う個人又は法人が当該事業について、下表※1に掲げる該当条項の各号に規定する事由により、土地等の譲渡の日から同日以後2年を経過する日の属する年の12月31日までの期間内に開発許可等を受けることが困難であるために、この期間の延長の申請をする場合又は既に承認を得た期間内に開発許可等を受けることが困難であるために、さらにその期間の延長（再延長）を申請する場合に使用するものです。

〔※1〕

	譲渡した年月日			
	平成14年12月17日以前	平成14年12月18日～平成15年3月31日	平成15年4月1日～平成16年3月31日	平成16年4月1日以降
「法第31条の2第3項に規定する住宅建設の用に供される宅地の造成に要する期間が通常2年を超えることその他政令で定めるやむを得ない事情」の条項	第15項	第16項	第18項	第19項

〔※2〕

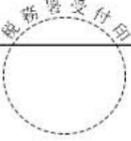
	譲渡した年月日			
	平成14年12月17日以前	平成14年12月18日～平成15年3月31日	平成15年4月1日～平成16年3月31日	平成16年4月1日以降
「所轄税務署長が認定した当初認定日」の条項	第16項	第17項	第19項	第20項

2 各欄は次により記載してください

- (1) 「事務所等」欄については、確定優良住宅地造成等事業に係る事務所、事業所その他これらに準ずるものの所在地、名称、代表者等の氏名を記載してください。
- (2) 「やむを得ない事情等」欄の「2 上記事由の詳細」欄については、期間の延長を必要とするやむを得ない事由を詳細に記載してください。また、記載に当たって欄が不足する場合には適宜の用紙に記載してください。
- (3) ※印の箇所については、上記1の※1及び※2をご確認の上、該当条項を記載してください。
- (4) その他お分かりにならない点につきましては、税務署（資産税担当）におたずねください。

名簿番号

優良住宅地等のための譲渡に該当することとなった旨の届出書


 届出者 住所 〒 (旧住所) ()
 氏名 (旧姓) () ④ 電 () 話 ()
 年 月 日提出 税務署長殿

私が、平成 年 月 日に譲渡した下記の土地等の譲渡所得は、租税特別措置法第31条の2第3項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡として 税務署に確定申告書を提出していますが、その土地等の(全部)が同条第2項第*号に掲げる優良住宅地等のための譲渡に該当することになったので、別紙書類を添えて届け出します。

記

1 譲渡した土地等及び優良住宅地等のための譲渡に該当することとなった土地等の明細

譲渡した土地等			左のうち優良住宅地等のための譲渡に該当することとなったものの面積
所在地	種類	面積	
		m ²	m ²

2 1の土地等の買取りをした者

住所又は所在地

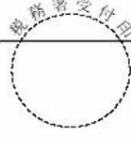
氏名又は名称

※印の箇所については、裏面を参照して該当条文を記載してください。

関与税理士 ④ 電話番号

この欄には書かないでください。 通信日付印の年月日 確認印 名簿番号

優良住宅地等のための譲渡に該当することとなった旨の届出書


 届出者 住所 〒 (旧住所) ()
 氏名 (旧姓) () ④ 電 () 話 ()
 年 月 日提出 税務署長殿

私が、平成 年 月 日に譲渡した下記の土地等の譲渡所得は、租税特別措置法第31条の2第3項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡として 税務署に確定申告書を提出していますが、その土地等の(全部)が同条第2項第*号に掲げる優良住宅地等のための譲渡に該当することになったので、別紙書類を添えて届け出します。

記

1 譲渡した土地等及び優良住宅地等のための譲渡に該当することとなった土地等の明細

譲渡した土地等			左のうち優良住宅地等のための譲渡に該当することとなったものの面積
所在地	種類	面積	
		m ²	m ²

2 1の土地等の買取りをした者

住所又は所在地

氏名又は名称

※印の箇所については、裏面を参照して該当条文を記載してください。

関与税理士 ④ 電話番号

優良住宅地等のための譲渡に該当することとなった旨の届出書

1 使用目的

この届出書は、租税特別措置法第31の2第3項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当していた土地等の一部又は全部が次表の各号に規定する優良住宅地等のための譲渡に該当することとなった場合に、その旨を租税特別措置法施行規則第13条の3第13項の規定により、納税地の所轄税務署長に届け出をするために使用するものです。

○ 租税特別措置法第31の2第2項各号の譲渡時期別一覧表

適用条文の内容	譲渡した年月日				
	平成14年12月17日 以前	平成14年12月18日 ～ 平成15年3月31日	平成15年4月1日 ～ 平成16年3月31日	平成16年4月1日 ～ 平成17年3月31日	平成17年4月1日 以降
一団の宅地の用に供されるものの譲渡 (一団の宅地の造成を行う者に対する譲渡)	第7号	第8号	第9号	第10号	第11号
一団の宅地の用に供されるものの譲渡 (大都市地域における優良宅地開発の促進に関する緊急措置法の認定及び開発許可を受けた者に対する譲渡)	第8号	第9号	第10号	第11号	第12号
一団の宅地の用に供されるものの譲渡 (開発許可を受けて住宅建設の用に供される一団の宅地の造成を行う者に対する譲渡)	第9号	第10号	第11号	第12号	第13号
一団の宅地の用に供されるものの譲渡 (開発許可を要しない場合において住宅建設の用に供される一団の宅地の造成を行う者に対する譲渡)	第10号	第11号	第12号	第13号	第14号
一団の住宅又は中高層の耐火共同住宅の用に供されるものの譲渡 (一団の住宅又は中高層耐火共同住宅の建設を行う者に対する譲渡)	第11号	第12号	第13号	第14号	第15号
住宅又は中高層の耐火共同住宅の用に供されるものの譲渡 (仮換地の指定の効力発生の日から3年を経過する日の12月31日までに一団の住宅又は中高層耐火共同住宅の建設を行う者に対する譲渡)	第12号	第13号	第14号	第15号	第16号

2 記載要領等

- (1) 「届出者」欄の「(旧住所)」及び「(旧姓)」については、特例の適用を受けた年分の確定申告書を提出した後に、氏名又は住所を変更している場合に、その確定申告書に記載した氏名又は住所を記載してください。
- (2) 文面中の〔 〕欄については、該当する文字を○で囲んでください。

記載要領等

- 1 この届出書は、租税特別措置法第31の2第3項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当していた土地等の一部又は全部が次表の各号に規定する優良住宅地等のための譲渡に該当することとなった場合に、その旨を租税特別措置法施行規則第13条の3第12項の規定により、納税地の所轄税務署長に届け出をするために使用するものです。

○ 租税特別措置法第31の2第2項各号の譲渡時期別一覧表

適用条文の内容	譲渡した年月日			
	平成14年12月17日 以前	平成14年12月18日 ～ 平成15年3月31日	平成15年4月1日 ～ 平成16年3月31日	平成16年4月1日 以降
一団の宅地の用に供されるものの譲渡 (一団の宅地の造成を行う者に対する譲渡)	第7号	第8号	第9号	第10号
一団の宅地の用に供されるものの譲渡 (大都市地域における優良宅地開発の促進に関する緊急措置法の認定及び開発許可を受けた者に対する譲渡)	第8号	第9号	第10号	第11号
一団の宅地の用に供されるものの譲渡 (開発許可を受けて住宅建設の用に供される一団の宅地の造成を行う者に対する譲渡)	第9号	第10号	第11号	第12号
一団の宅地の用に供されるものの譲渡 (開発許可を要しない場合において住宅建設の用に供される一団の宅地の造成を行う者に対する譲渡)	第10号	第11号	第12号	第13号
一団の住宅又は中高層の耐火共同住宅の用に供されるものの譲渡 (一団の住宅又は中高層耐火共同住宅の建設を行う者に対する譲渡)	第11号	第12号	第13号	第14号
住宅又は中高層の耐火共同住宅の用に供されるものの譲渡 (仮換地の指定の効力発生の日から3年を経過する日の12月31日までに一団の住宅又は中高層耐火共同住宅の建設を行う者に対する譲渡)	第12号	第13号	第14号	第15号

2 各欄は次により記載してください。

- (1) 「届出者」欄の「(旧住所)」及び「(旧姓)」については、特例の適用を受けた年分の確定申告書を提出した後に、氏名又は住所を変更している場合に、その確定申告書に記載した氏名又は住所を記載してください。
- (2) 文面中の〔 〕欄については、該当する文字を○で囲んでください。

1 面

譲渡所得の内訳書
(確定申告書付表兼計算明細書)【土地・建物用】

【平成__年分】

名簿番号 _____

提出 __ 枚のうちの __

この「譲渡所得の内訳書」は、土地や建物の譲渡（売却）による譲渡所得金額の計算用として使用するものです。「譲渡所得の申告のしかた（記載例）」を参考に、契約書や領収書などに基づいて記載してください。

あなたの

現住所 (前住所)	(_____)	フリガナ 氏名	_____
電話番号 (連絡先)	_____	職業	_____

※ 譲渡（売却）した年の1月1日以後に転居された方は、前住所も記載してください。

関与税理士名

(電話 _____)

記載上の注意事項

- この「譲渡所得の内訳書」は、一の契約ごとに1枚ずつ使用して記載し、「確定申告書」とともに提出してください。
また、譲渡所得の特例の適用を受けるために必要な書類などは、この内訳書に添付して提出してください。
- 長期譲渡所得又は短期譲渡所得のそれぞれごとで、二つ以上の契約がある場合には、いずれか1枚の内訳書の譲渡所得金額の計算欄（3面の「4」各欄の上段）に、その合計額を二段書きで記載してください。
- 譲渡所得の計算に当たっては、適用を受ける特例により、記載する項目が異なります。
 - 交換・買換え（代替）の特例の適用を受けない場合
…… 1面・2面・3面（4面の記載は必要ありません。）
 - 交換・買換え（代替）の特例の適用を受ける場合
…… 1面・2面・3面（「4」を除く）・4面
- 土地建物等の譲渡による譲渡損失の金額については、一定の居住用財産の譲渡損失の金額を除き、他の所得と損益通算することはできません。
- 非業務用建物（居住用）の償却率は次のとおりです。

区分	木造	木骨 モルタル	(鉄骨)鉄筋 コンクリート	金属造①	金属造②
償却率	0.031	0.034	0.015	0.036	0.025

(注)「金属造①」……軽量鉄骨造のうち骨格材の肉厚が3mm以下の建物
「金属造②」……軽量鉄骨造のうち骨格材の肉厚が3mm超4mm以下の建物

(平成17年分以降用)

1 面

譲渡所得の内訳書
(計算明細書)【土地・建物用】

名簿番号 _____

提出 __ 枚のうちの __

この「譲渡所得の内訳書」は、土地や建物の譲渡（売却）による譲渡所得金額の計算用として使用するものです。「譲渡所得の申告のしかた（記載例）」を参考に、契約書や領収書などに基づいて記載してください。

あなたの

現住所 (前住所)	(_____)	フリガナ 氏名	_____
電話番号 (連絡先)	_____	職業	_____

※ 譲渡（売却）した年の1月1日以後に転居された方は、前住所も記載してください。

関与税理士名

(電話 _____)

記載上の注意事項

- 平成16年分から、分離長期譲渡所得の100万円の特別控除は廃止になりました。
- 平成16年分から、土地建物等の譲渡による譲渡損失の金額については、一定の居住用財産の譲渡損失の金額を除き、損益通算することができなくなりました。
- この「譲渡所得の内訳書」は、一の契約ごとに1枚ずつ使用して記載し、「確定申告書」とともに提出してください。
また、譲渡所得の特例の適用を受けるために必要な書類などは、この内訳書に添付して提出してください。
- 長期譲渡所得又は短期譲渡所得のそれぞれごとで、二つ以上の契約がある場合には、いずれか1枚の内訳書の譲渡所得金額の計算欄（3面の「4」各欄の上段）に、その合計額を二段書きで記載してください。
- 譲渡所得の計算に当たっては、適用を受ける特例により、記載する項目が異なります。
 - 交換・買換え（代替）の特例の適用を受けない場合
…… 1面・2面・3面（4面の記載は必要ありません。）
 - 交換・買換え（代替）の特例の適用を受ける場合
…… 1面・2面・3面（「4」を除く）・4面

(平成16年分以降用)

4 面

「交換・買換え（代替）の特例の適用を受ける場合の譲渡所得の計算」
この面（4面）は、交換・買換え（代替）の特例の適用を受ける場合にのみ記載します。

5 交換・買換え（代替）資産として取得された（される）資産について記載してください。

物件の所在地	種類	面積	用途	契約(予定)年月日	取得(予定)年月日	使用開始(予定)日
		m ²		・ ・	・ ・	・ ・
		m ²		・ ・	・ ・	・ ・

※ 「種類」欄は、宅地・田・畑・建物などと、「用途」欄は、貸付用・居住用・事務所などと記載してください。
取得された（される）資産の購入代金など（取得価額）について記載してください。

費用の内容	支払先住所（所在地）及び氏名（名称）	支払年月日	支払金額
土地		・ ・	円
建物		・ ・	円
		・ ・	円
		・ ・	円
		・ ・	円
		・ ・	円
④ 買換（代替）資産・交換取得資産の取得価額の合計額			円

※ 買換（代替）資産の取得の際に支払った仲介手数料や登記費用などが含まれます。
※ 買換（代替）資産をこれから取得される見込みのときは、「買換（代替）資産の明細書」（税務署に用意してあります。）を提出し、その見込額を記載してください。

6 譲渡所得金額の計算をします。

「2面」・「3面」で計算した「①譲渡価額」、「②取得費」、「③譲渡費用」と上記「5」で計算した「④買換（代替）資産・交換取得資産の取得価額の合計額」により、譲渡所得金額の計算をします。

(1) 特定の事業用資産の買換え（交換）以外の場合〔交換（所法58）・収用代替（措法33）・居住用財産の買換え（措法36の6）など〕

区分	特例適用 条文	F 収入金額	G 必要経費	H	J	K
収用代替		①-③-④	$② \times \frac{F}{①-③}$	差引金額 (F-G)	特別控除額 (※)	譲渡所得金額 (H-J)
上記以外		①-④	$(②+③) \times \frac{F}{①}$			
短期 長期	所・措 法の	円	円	円	円	円

※ 交換・収用代替・居住用財産の買換えなどの特例を受ける場合には、特別控除の適用はありません。

(2) 特定の事業用資産の買換え（交換）（措法37・37の4）の場合

区分	特例適用 条文	L 収入金額	M 必要経費	N 譲渡所得金額 (L-M)
① ≤ ④		① × 20%	(② + ③) × 20%	
① > ④		(① - ④) + ④ × 20%	$(② + ③) \times \frac{L}{①}$	
短期 長期	措法 法の	円	円	円

4 面

「交換・買換え（代替）の特例の適用を受ける場合の譲渡所得の計算明細書」
この面（4面）は、交換・買換え（代替）の特例の適用を受ける場合にのみ記載します。

5 交換・買換え（代替）資産として取得された（される）資産について記載してください。

物件の所在地	種類	面積	用途	契約(予定)年月日	取得(予定)日	使用開始(予定)日
		m ²		・ ・	・ ・	・ ・
		m ²		・ ・	・ ・	・ ・

※ 「種類」欄は、宅地・田・畑・建物などと、「用途」欄は、貸付用・居住用・事務所などと記載してください。
取得された（される）資産の購入代金など（取得価額）について記載してください。

費用の内容	支払先住所（所在地）及び氏名（名称）	支払年月日	支払金額
土地		・ ・	円
建物		・ ・	円
		・ ・	円
		・ ・	円
		・ ・	円
		・ ・	円
④ 買換（代替）資産・交換取得資産の取得価額の合計額			円

※ 買換（代替）資産の取得の際に支払った仲介手数料や登記費用などが含まれます。
※ 買換（代替）資産をこれから取得される見込みのときは、「買換（代替）資産の明細書」（税務署に用意してあります。）を提出し、その見込額を記載してください。

6 譲渡所得金額の計算をします。

「2面」・「3面」で計算した「①譲渡価額」、「②取得費」、「③譲渡費用」と上記「5」で計算した「④買換（代替）資産・交換取得資産の取得価額の合計額」により、譲渡所得金額の計算をします。

(1) 特定の事業用資産の買換え（交換）以外の場合〔交換（所法58）・収用代替（措法33）・居住用財産の買換え（措法36の6）など〕

区分	特例適用 条文	F 収入金額	G 必要経費	H	J	K
収用代替		①-③-④	$② \times \frac{F}{①-③}$	差引金額 (F-G)	特別控除額 (※)	譲渡所得金額 (H-J)
上記以外		①-④	$(②+③) \times \frac{F}{①}$			
短期 長期	所・措 法の	円	円	円	円	円

※ 収用代替や居住用財産の買換えなど特定の特例を受ける場合には、特別控除の適用はありません。

(2) 特定の事業用資産の買換え（交換）（措法37・37の4）の場合

区分	特例適用 条文	L 収入金額	M 必要経費	N 譲渡所得金額 (L-M)
① ≤ ④		① × 20%	(② + ③) × 20%	
① > ④		(① - ④) + ④ × 20%	$(② + ③) \times \frac{L}{①}$	
短期 長期	措法 法の	円	円	円

		一連番号
--	--	------

平成 年分の所得税の確定申告書付表 (上場株式等に係る譲渡損失の繰越用)

住所 (又は事業所事務所居所など)	フリガナ 氏名
----------------------	------------

この付表は、租税特別措置法第37条の12の2(上場株式等に係る譲渡損失の繰越控除の特例)の規定の適用を受ける方が、3年前の年分以後の株式等に係る譲渡損失の金額を翌年以後に繰り越すために使用するものです。

- 本年分において、「株式等に係る譲渡所得等の金額」がある方は、この付表を作成する前に、まず「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書」の作成をしてください。

1 本年分の特定譲渡損失の金額の計算 (赤字の金額は、△を付けなくて書きます。下の2も同じです。)

- 「①株式等に係る譲渡所得等の金額」が黒字の場合又は「②上場株式等に係る譲渡損失の金額」がない場合には、この欄の記載は要しません。

株式等に係る譲渡所得等の金額 (「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書」の「未公開分」及び「上場分」の⑨の金額の合計額)	①	円
上場株式等に係る譲渡損失の金額 (「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書」の「上場分」の⑨の金額)	②	
特定譲渡損失の金額 (①の金額と②の金額のうち、いずれか少ない方の金額)	③	

2 翌年以後に繰り越される株式等に係る譲渡損失の金額の計算

年分	④ 前年から繰り越された株式等に係る譲渡損失の金額	⑤ 本年分で差し引く株式等に係る譲渡損失の金額(※)	本年分で差し引くことのできなかつた株式等に係る譲渡損失の金額(④-⑤)
本年の3年前分	円	円	/
本年の2年前分			④ 円
本年の前年分			⑤
翌年以後に繰り越される株式等に係る譲渡損失の金額 (③+④+⑤)			⑥ 申告書第三表⑩へ

※ ⑤(本年分で差し引く株式等に係る譲渡損失の金額)は、「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書」の⑪の金額を限度として、④(前年から繰り越された株式等に係る譲渡損失の金額)のうち最も古い年に生じた金額から順次控除します。

- 特例の内容又は記載方法についての詳しいことは、税務署(資産税担当)又は税務相談室におたずねください。

○この付表は、申告書と一緒に提出してください。

通信日付印	年 月 日		索引番号
-------	-------	--	------

平成 年分の所得税の確定申告書付表 (上場株式等に係る譲渡損失の繰越用)

住所 (又は事業所事務所居所など)	フリガナ 氏名
----------------------	------------

この付表は、租税特別措置法第37条の12の2(上場株式等に係る譲渡損失の繰越控除の特例)の規定の適用を受ける方が、3年前の年分以後の株式等に係る譲渡損失の金額を翌年以後に繰り越すために使用するものです。

- 本年分において、「株式等に係る譲渡所得等の金額」がある方は、この付表を作成する前に、まず「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書」の作成をしてください。

1 本年分の特定譲渡損失の金額の計算 (赤字の金額は、△を付けなくて書きます。下の2も同じです。)

- 「①株式等に係る譲渡所得等の金額」が黒字の場合又は「②上場株式等に係る譲渡損失の金額」がない場合には、この欄の記載は要しません。

株式等に係る譲渡所得等の金額 (「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書」の「未公開分」及び「上場分」の⑨の金額の合計額)	①	円
上場株式等に係る譲渡損失の金額 (「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書」の「上場分」の⑨の金額)	②	
特定譲渡損失の金額 (①の金額と②の金額のうち、いずれか少ない方の金額)	③	

2 翌年以後に繰り越される株式等に係る譲渡損失の金額の計算

年分	④ 前年から繰り越された株式等に係る譲渡損失の金額	⑤ 本年分で差し引く株式等に係る譲渡損失の金額(※)	本年分で差し引くことのできなかつた株式等に係る譲渡損失の金額(④-⑤)
本年の3年前分	円	円	/
本年の2年前分			④ 円
本年の前年分			⑤
翌年以後に繰り越される株式等に係る譲渡損失の金額 (③+④+⑤)			⑥ 申告書第三表⑩へ

※ ⑤(本年分で差し引く株式等に係る譲渡損失の金額)は、「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書」の⑪の金額を限度として、④(前年から繰り越された株式等に係る譲渡損失の金額)のうち最も古い年に生じた金額から順次控除します。

- 特例の内容又は記載方法についての詳しいことは、税務署(資産税担当)又は税務相談室におたずねください。

○この付表は、申告書と一緒に提出してください。

		一連番号
--	--	------

平成 年分の所得税の確定申告書付表 (特定投資株式等に係る譲渡損失の繰越用)

住所 (又は事業所事務所居所など)	フリガナ 氏名
----------------------	------------

この付表は、租税特別措置法第37条の13の2第4項に規定する特定投資株式（いわゆるエンジェル税制の対象となる株式）等に係る譲渡損失の繰越控除の特例の規定の適用を受ける方が、3年前の年分以後の株式等に係る譲渡損失の金額を翌年以後に繰り越すために使用するものです。

○ 本年分において、「株式等に係る譲渡所得等の金額」がある方は、この付表を作成する前に、まず「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書(特定権利行使株式分及び特定投資株式分がある場合)」の作成をしてください。

- 1 本年分の特定譲渡損失の金額の計算（赤字の金額は、△を付けないで書きます。下の2も同じです。）
- 「①株式等に係る譲渡所得等の金額」が黒字の場合には、この欄の記載は要しません。

株式等に係る譲渡所得等の金額 (「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書(特定権利行使株式分及び特定投資株式分がある場合)」の「未公開分」及び「上場分」の⑩の金額の合計額)	①	円
上場株式等に係る譲渡損失の金額 (損失の金額がない場合には0と書いてください) (「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書(特定権利行使株式分及び特定投資株式分がある場合)」1面の㉑の金額)	②	
特定投資株式の譲渡による損失の金額 (損失の金額がない場合には0と書いてください) (「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書(特定権利行使株式分及び特定投資株式分がある場合)」1面の㉒の金額)	③	
特定投資株式の価値喪失による損失の金額 (損失の金額がない場合には0と書いてください) (「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書(特定権利行使株式分及び特定投資株式分がある場合)」1面の㉓の金額)	④	
特定譲渡損失の金額 (①の金額と②+③+④の金額のうち、いずれか少ない方の金額)	⑤	

2 翌年以後に繰り越される株式等に係る譲渡損失の金額の計算

年分	㉔ 前年から繰り越された株式等に係る譲渡損失の金額	㉕ 本年分で差し引く株式等に係る譲渡損失の金額 (※)	本年分で差し引くことのできなかった株式等に係る譲渡損失の金額 (㉔-㉕)
本年の3年前分	円	円	
本年の2年前分			⑥ 円
本年の前年分			⑦
翌年以後に繰り越される株式等に係る譲渡損失の金額 (⑤+⑥+⑦)			⑧ 申告書第三表⑧へ

※ ㉕ (本年分で差し引く株式等に係る譲渡損失の金額) は、「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書(特定権利行使株式分及び特定投資株式分がある場合)」の、「未公開分」の場合には⑩の金額を限度として、「上場分」の場合には⑬の金額を限度として、㉔ (前年から繰り越された株式等に係る譲渡損失の金額) のうち最も古い年に生じた金額から順次控除します。

○ 特例の内容又は記載方法については、税務署(資産税担当)又は税務相談室におたずねください。

○この付表は、申告書と一緒に提出してください。

通信日付印	年	月	日	索引番号
-------	---	---	---	------

平成 年分の所得税の確定申告書付表 (特定投資株式等に係る譲渡損失の繰越用)

住所 (又は事業所事務所居所など)	フリガナ 氏名
----------------------	------------

この付表は、租税特別措置法第37条の13の2第4項に規定する特定投資株式（いわゆるエンジェル税制の対象となる株式）等に係る譲渡損失の繰越控除の特例の規定の適用を受ける方が、3年前の年分以後の株式等に係る譲渡損失の金額を翌年以後に繰り越すために使用するものです。

○ 本年分において、「株式等に係る譲渡所得等の金額」がある方は、この付表を作成する前に、まず「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書(特定権利行使株式分及び特定投資株式分がある場合)」の作成をしてください。

- 1 本年分の特定譲渡損失の金額の計算（赤字の金額は、△を付けないで書きます。下の2も同じです。）
- 「①株式等に係る譲渡所得等の金額」が黒字の場合には、この欄の記載は要しません。

株式等に係る譲渡所得等の金額 (「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書(特定権利行使株式分及び特定投資株式分がある場合)」の「未公開分」及び「上場分」の⑩の金額の合計額)	①	円
上場株式等に係る譲渡損失の金額 (損失の金額がない場合には0と書いてください) (「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書(特定権利行使株式分及び特定投資株式分がある場合)」1面の㉑の金額)	②	
特定投資株式の譲渡による損失の金額 (損失の金額がない場合には0と書いてください) (「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書(特定権利行使株式分及び特定投資株式分がある場合)」1面の㉒の金額)	③	
特定投資株式の価値喪失による損失の金額 (損失の金額がない場合には0と書いてください) (「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書(特定権利行使株式分及び特定投資株式分がある場合)」1面の㉓の金額)	④	
特定譲渡損失の金額 (①の金額と②+③+④の金額のうち、いずれか少ない方の金額)	⑤	

2 翌年以後に繰り越される株式等に係る譲渡損失の金額の計算

年分	㉔ 前年から繰り越された株式等に係る譲渡損失の金額	㉕ 本年分で差し引く株式等に係る譲渡損失の金額 (※)	本年分で差し引くことのできなかった株式等に係る譲渡損失の金額 (㉔-㉕)
本年の3年前分	円	円	
本年の2年前分			⑥ 円
本年の前年分			⑦
翌年以後に繰り越される株式等に係る譲渡損失の金額 (⑤+⑥+⑦)			⑧ 申告書第三表⑧へ

※ ㉕ (本年分で差し引く株式等に係る譲渡損失の金額) は、「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書(特定権利行使株式分及び特定投資株式分がある場合)」の、「未公開分」の場合には⑩の金額を限度として、「上場分」の場合には⑬の金額を限度として、㉔ (前年から繰り越された株式等に係る譲渡損失の金額) のうち最も古い年に生じた金額から順次控除します。

○ 特例の内容又は記載方法については、税務署(資産税担当)又は税務相談室におたずねください。

○この付表は、申告書と一緒に提出してください。

平成 年分 特定上場株式等非課税適用選択申告書

税務署長 殿

平成 年 月 日

住 所	〒	フリガナ				
			氏 名	◎		
前回提出時の住所	電話番号 (連絡先)		— —	生年月日	明・大・昭・平	職 業

私は、租税特別措置法第37条の14第1項の規定による特定上場株式等に係る譲渡所得等の非課税の適用を受ける上場株式等の譲渡として、次のものを選択して、非課税の適用を受けます。

No	譲渡をした上場株式等			譲渡の直前に有する上場株式等のうち平成14年12月31日以前に取得した数				特定取得株式等のうち非課税の特例の適用を受けていないもの			⑦のうち取得期間内に取得した上場株式等の数	⑧譲渡をした特定上場株式等の数	非課税の適用を選択する特定上場株式等		
	年月日	種 類	銘柄	①譲渡した数 株(口)	証券業者等の名称	②譲渡直前における保有数 株(口)	③平成15年1月1日以後に取得した数 株(口)	④差 引 (②-③) 株(口)	⑤数 株(口)	取 得 年 月 日	⑥単 価 円	株(口)	株(口)	⑨選 択 する 数 株(口)	取 得 対 価 の (⑥×⑨) 円
..									..						
..									..						
..									..						
..									..						
..									..						

(④及び⑤欄の数のうち、いずれか少ない数を⑦に記載します。)

(①及び⑦欄の数のうち、いずれか少ない数を⑧欄に記載します。)

非課税の適用を選択する特定上場株式等の「取得対価の額」の合計額 (⑩欄の金額を限度とします。)

円

(摘要)	非課税 適用購入 限度額	⑩ 限度額の上限 円	既に非課税を適用した額		⑬本年分の非課税適用購入限度額 (⑩-⑪-⑫)
	10,000,000	円	⑪ 17年分 円	⑫ 18年分 円	円

この欄には書かないでください。 →

通信日付印の年月日	確認印		名簿番号
年 月 日			

(新規)

1 面

【平成 年分】

株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書

番号

この明細書は、株式等の譲渡による譲渡所得等の金額の計算用として使用するものです。「株式等の譲渡所得等の申告のしかた(記載例)」を参考に、取引報告書などに基づいて記載してください。

住所(前住所)、フリガナ氏名、電話番号(連絡先)、職業、関与税理士名(電話)

※ 譲渡した年の1月1日以後に転居された方は、前住所も記載してください。

1 所得金額の計算

Table with columns: 未公開分, 上場分. Rows include: 収入金額 (譲渡による収入金額, その他の収入, 小計), 必要経費又は譲渡に要した費用等 (取得費, 譲渡のための委託手数料, 小計), 特定管理株式のみなし譲渡損失の金額, 差引金額, 特定投資株式の取得に要した金額の控除, 所得金額, 本年分で差し引く株式等に係る繰越損失の金額, 繰越控除後の所得金額

(注) 上場株式等を相対取引により譲渡した場合には、「未公開分」に記載します。

- ※1 ⑩欄の金額は、「特定中小会社が発行した株式の取得に要した金額の控除の明細書」で計算した金額に基づき、「上場分」、「未公開分」の順に、⑨欄の金額を限度として控除します。
※2 ⑩欄の金額は、⑪欄の金額が0の場合には記載しません。
※3 ⑩欄の金額を申告書へ転記するに当たって申告書第三表の⑩欄の金額が同⑨欄の金額から控除しきれない場合には、税務署(資産税担当)におたずねください。

特例適用条文 措法 条の 措法 条の

整理欄

(平成17年分以降用)

「上場分の⑩欄が赤字の場合で譲渡損失の繰越控除の特例の適用を受ける方は、「所得税の確定申告書付表」も記載してください。

1 面

株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書

番号

この明細書は、株式等の譲渡による譲渡所得等の金額の計算用として使用するものです。「株式等の譲渡所得等の申告のしかた(記載例)」を参考に、取引報告書などに基づいて記載してください。

住所(前住所)、フリガナ氏名、電話番号(連絡先)、職業、関与税理士名(電話)

※ 譲渡した年の1月1日以後に転居された方は、前住所も記載してください。

1 所得金額の計算

Table with columns: 未公開分, 上場分. Rows include: 収入金額 (譲渡による収入金額, その他の収入, 小計), 必要経費又は譲渡に要した費用等 (取得費, 譲渡のための委託手数料, 小計), 差引金額, 特定投資株式の取得に要した金額の控除, 所得金額, 本年分で差し引く株式等に係る繰越損失の金額, 繰越控除後の所得金額

(注) 上場株式等を相対取引により譲渡した場合には、「未公開分」に記載します。

- ※1 ⑩欄の金額は、「特定中小会社が発行した株式の取得に要した金額の控除の明細書」で計算した金額に基づき、「上場分」、「未公開分」の順に、⑨欄の金額を限度として控除します。
※2 ⑩欄の金額は、⑪欄の金額が0の場合には記載しません。
※3 ⑩欄の金額を申告書へ転記するに当たって申告書第三表の⑩欄の金額が同⑨欄の金額から控除しきれない場合には、税務署(資産税担当)におたずねください。

特例適用条文 措法 条の 措法 条の

整理欄

「上場分の⑩欄が赤字の場合で譲渡損失の繰越控除の特例の適用を受ける方は、「所得税の確定申告書付表」も記載してください。

株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書
(特定権利行使株式分及び特定投資株式分がある場合)

【平成 年分】

番号

(この明細書は、租税特別措置法第29条の2に規定する特定権利行使株式(いわゆる税制適格ストック・オプションにより取得した株式)又は租税特別措置法第37条の13の2及び同法第37条の13の3に規定する特定投資株式(いわゆるエンジェル税制の対象となる株式)を譲渡した方が使用するものです。)

住所(前住所)フリガナ氏名
電話番号(連絡先)職業関与税理士名(電話)

1 所得金額の計算

(単位:円)

Table with columns: 未公開分, 内、特定権利行使株式分, 内、特定投資株式分, 上場分, 内、特定権利行使株式分, 内、公開等特定株式分. Rows include: 収入金額, 取得費, 譲渡のための委託手数料, 特定管理株式のみなし譲渡損失の金額, 特定投資株式の価値喪失の金額, 差引金額, 所得金額, 公開等特定株式の計算, 本年分で差し引く株式等に係る繰越損失の金額, 繰越控除後の所得金額.

(注) 上場株式等を相対取引により譲渡した場合には、「未公開分」に記載します。
※1 ⑪欄の金額は、「特定中小会社が発行した株式の取得に要した金額の控除の明細書」で計算した金額に基づき、「上場分」「公開等特定株式分」とそれ以外の上場分がある場合には、先に「公開等特定株式分」から控除します。
※2 ⑭欄の金額は、⑫欄の金額が0の場合には記載しません。
※3 ⑮欄の金額を申告書へ転記するに当たって申告書第三表の⑫欄の金額が同⑨欄の金額から控除しきれない場合には、税務署(資産税担当)におたずねください。

整理欄

(平成17年分以降用)

株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書
(特定権利行使株式分及び特定投資株式分がある場合)

番号

(この明細書は、租税特別措置法第29条の2に規定する特定権利行使株式(いわゆる税制適格ストック・オプションにより取得した株式)又は租税特別措置法第37条の13の2及び同法第37条の13の3に規定する特定投資株式(いわゆるエンジェル税制の対象となる株式)を譲渡した方が使用するものです。)

住所(前住所)フリガナ氏名
電話番号(連絡先)職業関与税理士名(電話)

1 所得金額の計算

Table with columns: 未公開分, 内、特定権利行使株式分, 内、特定投資株式分, 上場分, 内、特定権利行使株式分, 内、公開等特定株式分. Rows include: 収入金額, 取得費, 譲渡のための委託手数料, 特定管理株式のみなし譲渡損失の金額, 特定投資株式の価値喪失の金額, 差引金額, 所得金額, 公開等特定株式の計算, 本年分で差し引く株式等に係る繰越損失の金額, 繰越控除後の所得金額.

(注) 上場株式等を相対取引により譲渡した場合には、「未公開分」に記載します。
※1 ⑪欄の金額は、「特定中小会社が発行した株式の取得に要した金額の控除の明細書」で計算した金額に基づき、「上場分」「公開等特定株式分」とそれ以外の上場分がある場合には、先に「公開等特定株式分」から控除します。
※2 ⑭欄の金額は、⑫欄の金額が0の場合には記載しません。
※3 ⑮欄の金額を申告書へ転記するに当たって申告書第三表の⑫欄の金額が同⑨欄の金額から控除しきれない場合には、税務署(資産税担当)におたずねください。

整理欄

(平成16年分以降用)

2 面

2 「上場株式等の取得費の特例」の適用を受ける上場株式等の明細

譲渡年月日	譲渡した株式等の銘柄	数量 株(口)	譲渡先(証券会社)の所在地・名称等	譲渡による収入金額 円	取得年月日 (. . .)	特例を適用して計算した取得費の金額 円	その譲渡直前の株式等の所有状況	
							① その株式の全株式数 株(口)	② うち、平成13年10月1日以後に取得した株式数 株(口)
. .					(. . .)			
. .					(. . .)			
. .					(. . .)			
. .					(. . .)			

3 特定投資株式の価値喪失の金額の計算

① 特定残株数 株	② 1株当たりの取得費 円	③ 特定投資株式の価値喪失の金額(①×②) 「1 所得金額の計算」の⑨欄へ 円

(注) ①及び②は、「株式の異動明細書」の「異動事由」欄の清算終了等の直前の特定残株数と、そのときにおける1株当たりの取得費を転記してください。

4 公開等特定株式に該当する株式数の計算 【譲渡の日： 年 月 日】

① 譲渡の時の直前の特定残株数	株
② 平成12年4月1日から譲渡の日の3年前の日の前日(取得期間)までに払込みにより取得した株式数	株
③ 公開等特定株式に該当する株式数(①又は②のいずれか少ない株式数)	株

(注) 1 「譲渡の時の直前の特定残株数」は、譲渡の時の直前における「株式の異動明細書」の「⑦特定残株数」欄の株式数を記載してください。
 2 「平成12年4月1日から譲渡の日の3年前の日の前日(取得期間)までに払込みにより取得した株式数」は、既に「特定投資株式に係る譲渡所得等の課税の特例」の適用を受けた株式数を除きます。
 3 公開等特定株式に該当する株式について、譲渡した株式数が③の株式数を上回る場合には、③の株式数が公開等特定株式に該当する株式数の上限となりますので、1面「上場分」の「内、公開等特定株式分」には、③の株式数に相当する金額のみ記載してください。

5 公開等特定株式に係る所得金額の計算

「1 所得金額の計算」⑫欄(所得金額)がA≥Bの場合	(A)-(B÷2)	「1 所得金額の計算」⑬欄へ 円
「1 所得金額の計算」⑫欄(所得金額)がA<Bの場合	(A÷2)	「1 所得金額の計算」⑬欄へ 円

【参考】その他の譲渡した主な株式等の明細 (上記2,3及び4に記載した株式等以外の株式について記載してください。)

区分	譲渡年月日	譲渡した株式等の銘柄	数量 株(口)	譲渡先(証券会社)の所在地・名称等(※)	譲渡による収入金額 円	取得年月日 (. . .)
未公開分 上場分	. .					(. . .)
未公開分 上場分	. .					(. . .)
未公開分 上場分	. .					(. . .)

※ 特定権利行使株式に係る保管の委託の解約等があった場合のみなし譲渡課税が行われたときは、次の事由を、この欄に()書きで記載してください。
 (事由) 保管委託の解約、保管委託の終了、管理等信託の解約、管理等信託の終了、贈与、相続、遺贈、低額譲渡

○ 特例の内容又は記載方法については、税務署(資産税担当)又は税務相談室におたずねください。

2 面

2 「上場株式等の取得費の特例」の適用を受ける上場株式等の明細

譲渡年月日	譲渡した株式等の銘柄	数量 株(口)	譲渡先(証券会社)の所在地・名称等	譲渡による収入金額 円	取得年月日 (. . .)	特例を適用して計算した取得費の金額 円	その譲渡直前の株式等の所有状況	
							① その株式の全株式数 株(口)	② うち、平成13年10月1日以後に取得した株式数 株(口)
. .					(. . .)			
. .					(. . .)			
. .					(. . .)			
. .					(. . .)			

3 特定投資株式の価値喪失の金額の計算

① 特定残株数 株	② 1株当たりの取得費 円	③ 特定投資株式の価値喪失の金額(①×②) 「1 所得金額の計算」の⑨欄へ 円

(注) ①及び②は、「株式の異動明細書」の「異動事由」欄の清算終了等の直前の特定残株数と、そのときにおける1株当たりの取得費を転記してください。

4 公開等特定株式に該当する株式数の計算 【譲渡の日(※1)： 年 月 日】

① 譲渡の時の直前(※2)の特定残株数	株
② 平成12年4月1日から譲渡の日(※1)の3年前の日の前日(取得期間)までに払込みにより取得した株式数	株
③ 公開等特定株式に該当する株式数(①又は②のいずれか少ない株式数)	株

(注) 1 「譲渡の時の直前(※2)の特定残株数」は、譲渡の時の直前(※2)における「株式の異動明細書」の「⑦特定残株数」欄の株式数を記載してください。
 2 「平成12年4月1日から譲渡の日(※1)の3年前の日の前日(取得期間)までに払込みにより取得した株式数」は、既に「特定投資株式に係る譲渡所得等の課税の特例」の適用を受けた株式数を除きます。
 3 公開等特定株式に該当する株式について、譲渡した株式数が③の株式数を上回る場合には、③の株式数が公開等特定株式に該当する株式数の上限となりますので、1面「上場分」の「内、公開等特定株式分」には、③の株式数に相当する金額のみ記載してください。
 ※1 株式の譲渡が平成16年3月31日以前である場合には、「譲渡の日」を「上場等の日」と読み替えて計算します。
 ※2 株式の譲渡が平成16年3月31日以前である場合には、「譲渡の時の直前」を「上場等の日の前日」と読み替えて計算します。

5 公開等特定株式に係る所得金額の計算

「1 所得金額の計算」⑫欄(所得金額)がA≥Bの場合	(A)-(B÷2)	「1 所得金額の計算」⑬欄へ 円
「1 所得金額の計算」⑫欄(所得金額)がA<Bの場合	(A÷2)	「1 所得金額の計算」⑬欄へ 円

【参考】その他の譲渡した主な株式等の明細 (上記2,3及び4に記載した株式等以外の株式について記載してください。)

区分	譲渡年月日	譲渡した株式等の銘柄	数量 株(口)	譲渡先(証券会社)の所在地・名称等(※)	譲渡による収入金額 円	取得年月日 (. . .)
未公開分 上場分	. .					(. . .)
未公開分 上場分	. .					(. . .)
未公開分 上場分	. .					(. . .)

※ 特定権利行使株式に係る保管の委託の解約等があった場合のみなし譲渡課税が行われたときは、次の事由を、この欄に()書きで記載してください。
 (事由) 保管委託の解約、保管委託の終了、管理等信託の解約、管理等信託の終了、贈与、相続、遺贈、低額譲渡

○ 特例の内容又は記載方法については、税務署(資産税担当)又は税務相談室におたずねください。

記載要領等

この明細書は、租税特別措置法第37条の13（特定投資株式の取得に要した金額の控除等の特例）、同法第37条の13の2第1項（特定投資株式が株式としての価値を失った場合の特例）、同条第4項（特定投資株式に係る譲渡損失の繰越控除の特例）又は同法第37条の13の3（特定投資株式に係る譲渡所得等の課税の特例）の規定の適用を受ける場合に、その特定投資株式の銘柄ごとにその特定投資株式と同一銘柄の株式も含めてその異動の状況について作成します。作成に当たっては、特定投資株式を発行した特定中小会社から交付を受けた「株式異動状況明細書」を参考にしてください。

- 「①異動年月日（異動事由）」欄のかっこ内には、株式の異動事由を、例えば次のように書いてください。
 払込みによる取得・・・・・・・・・・払込（特定投資株式の場合には○で囲みます。）
 相対取引による取得・・・・・・・・・・相対
 相続（贈与・遺贈）による取得・・・・・・・・・・相続
 株式の分割・・・・・・・・・・分割
 譲渡・・・・・・・・・・譲渡
 贈与・・・・・・・・・・贈与
 株式の併合・・・・・・・・・・併合
 特定投資株式を発行した株式会社が解散し（合併による解散を除きます。）、その清算が終了した場合・・・清算
 特定投資株式を発行した株式会社が破産法の規定による破産宣告を受けた場合・・・・・・・・破産
- 「②相手方の氏名・名称、住所・所在地（相手方との関係）」欄には、株式の取得、譲渡などの場合の相手方の名称、所在地などを書いてください。また、かっこ内には、相手方との関係を、例えば「親族」、「雇用主」、「自己の事業の取引先」、「自己の事業の使用人」、「勤務する会社の取引先」のように書いてください。
- 「④取得又は譲渡の単価」欄には、取得又は譲渡した株式の単価を書いてください。
 （注）「異動事由」が、「相続」又は「受贈」の場合や著しく低い価額で取得した場合の株式の単価の記入については、税務署（資産税担当）におたずねください。
- 「⑦特定残株数」欄には、次のイからロを控除した株数を書いてください。なお、租税特別措置法第37条の13（特定投資株式の取得に要した金額の控除等の特例）のみの適用を受ける方は、この欄については記載する必要はありません。
 イ 払込みにより取得した特定投資株式の数の合計
 ロ 特定投資株式の払込みによる取得の時以後に譲渡又は贈与をした特定投資株式と同一銘柄株式の株式の数
 なお、株式の分割や併合があった場合には、計算が異なりますので税務署（資産税担当）におたずねください。
- 「⑧1株当たりの取得費」欄には、次の算式により計算した金額を書いてください。

$$\frac{[(\text{前回譲渡時の株式の総数}) \times (\text{前回譲渡時の1株当たりの取得費})] + ((\text{前回譲渡後に}) \text{取得した株式の取得費の合計})}{(\text{前回譲渡時の株式の総数}) + ((\text{前回譲渡後に}) \text{取得した株式の株数の合計})}$$
 ※ 上記算式の譲渡には、上記1の「清算」・「破産」の場合も含まれます。
 なお、株式の分割・併合や利益積立金の資本組入れ、利益をもってする株式の消却、減資等があった場合の1株当たりの取得費については、調整計算が必要ですので、税務署（資産税担当）におたずねください。

記載要領等

この明細書は、租税特別措置法第37条の13（特定投資株式の取得に要した金額の控除等の特例）、同法第37条の13の2第1項（特定投資株式が株式としての価値を失った場合の特例）、同条第4項（特定投資株式に係る譲渡損失の繰越控除の特例）又は同法第37条の13の3（特定投資株式に係る譲渡所得等の課税の特例）の規定の適用を受ける場合に、その特定投資株式の銘柄ごとにその特定投資株式と同一銘柄の株式も含めてその異動の状況について作成します。作成に当たっては、特定投資株式を発行した特定中小会社から交付を受けた「株式異動状況明細書」を参考にしてください。

- 「①異動年月日（異動事由）」欄のかっこ内には、株式の異動事由を、例えば次のように書いてください。
 払込みによる取得・・・・・・・・・・払込み（特定投資株式の場合には○で囲みます。）
 相対取引による取得・・・・・・・・・・相対
 相続（贈与・遺贈）による取得・・・・・・・・・・相続（受贈）
 株式の分割・・・・・・・・・・分割
 譲渡・・・・・・・・・・譲渡
 贈与・・・・・・・・・・贈与
 株式の併合・・・・・・・・・・併合
 特定投資株式を発行した株式会社が解散し（合併による解散を除きます。）、その清算が終了した場合・・・清算
 特定投資株式を発行した株式会社が破産法の規定による破産宣告を受けた場合・・・・・・・・破産
- 「②相手方の氏名・名称、住所・所在地（相手方との関係）」欄には、株式の取得、譲渡などの場合の相手方の名称、所在地などを書いてください。また、かっこ内には、相手方との関係を、例えば「親族」、「雇用主」、「自己の事業の取引先」、「自己の事業の使用人」、「勤務する会社の取引先」のように書いてください。
- 「④取得又は譲渡の単価」欄には、取得又は譲渡した株式の単価を書いてください。
 （注）「異動事由」が、「相続」又は「受贈」の場合や著しく低い価額で取得した場合の株式の単価の記入については、税務署（資産税担当）におたずねください。
- 「⑥異動後の株式の総数」欄には、異動後の株式の総数を書いてください。
- 「⑦特定残株数」欄には、次のイからロを控除した株数を書いてください。なお、租税特別措置法第37条の13（特定投資株式の取得に要した金額の控除等の特例）のみの適用を受ける方は、この欄については記載する必要はありません。
 イ 払込みにより取得した特定投資株式の数の合計
 ロ 特定投資株式の払込みによる取得の時以後に譲渡又は贈与をした特定投資株式と同一銘柄株式の株式の数
 なお、株式の分割や併合があった場合には、計算が異なりますので税務署（資産税担当）におたずねください。
- 「⑧1株当たりの取得費」欄には、次の算式により計算した金額を書いてください。

$$\frac{[(\text{前回譲渡時の株式の総数}) \times (\text{前回譲渡時の1株当たりの取得費})] + ((\text{前回譲渡後に}) \text{取得した株式の取得費の計})}{(\text{前回譲渡時の株式の総数}) + ((\text{前回譲渡後に}) \text{取得した株式の株数の計})}$$
 ※ 上記算式の譲渡には、上記1の「清算」・「破産」の場合も含まれます。
 なお、株式の分割・併合や利益積立金の資本組入れ、利益をもってする株式の消却、減資等があった場合の1株当たりの取得費については、調整計算が必要ですので、税務署（資産税担当）におたずねください。

【平成__年分】

名簿番号

居住用財産の譲渡損失の金額の明細書《確定申告書付表》
(居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の損益通算及び繰越控除用)

住所又は事業所事務所居所など フリガナ氏名 電話番号

関与税理士名 (電話)

1 譲渡した資産に関する明細

Table with columns: 合計, 建物, 土地・借地権. Rows include: 資産の所在地番, 資産の利用状況・面積, 譲渡先住所, 譲渡契約締結日, 譲渡した年月日, 譲渡価額, 取得価額, 償却費相当額, 差引, 譲渡に要した費用, 居住用財産の譲渡損失の金額.

この金額を「居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除の対象となる金額の計算書」の①欄に転記してください。

2 買い換えた資産に関する明細

Table with columns: 合計, 建物, 土地・借地権. Rows include: 資産の所在地番, 資産の利用状況・利用目的・面積, 買換資産を取得した(予定)日, 居住の用に供した(供する見込)日, 買換資産の取得(予定)価額, 買入れ先住所, 住宅の取得等に要した住宅借入金等の金額及びその借入先.

※ 明細書の記載に当たっては、「譲渡所得の申告のしかた(記載例)」を参照してください。

税務署整理欄 資産課税部門 個人課税部門 純損失(有・無) (平成17年分以降用)

【租税特別措置法第41条の5用】 ○この明細書は、申告書と一緒に提出してください。

居住用財産の譲渡損失の金額の明細書(居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の損益通算及び繰越控除用)

住所又は事業所事務所居所など フリガナ氏名 電話番号

関与税理士名 (電話)

1 譲渡した資産に関する明細

Table with columns: 合計, 建物, 土地・借地権. Rows include: 資産の所在地番, 資産の利用状況・面積, 譲渡先住所, 譲渡契約締結日, 譲渡した年月日, 資産を取得した時期, 譲渡価額, 取得価額, 償却費相当額, 差引, 譲渡に要した費用, 居住用財産の譲渡損失の金額.

この金額を「居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除の対象となる金額の計算書」の①欄に転記してください。

2 買い換えた資産に関する明細

Table with columns: 合計, 建物, 土地・借地権. Rows include: 資産の所在地番, 資産の利用状況・利用目的・面積, 買換資産を取得した(予定)日, 居住の用に供した(供する見込)日, 買換資産の取得(予定)価額, 買入れ先住所, 住宅の取得等に要した住宅借入金等の金額及びその借入先.

※ 明細書の記載に当たっては、「譲渡所得の申告のしかた(記載例)」を参照してください。

税務署整理欄 資産課税部門 個人課税部門 純損失(有・無) (平成16年分以降用)

【租税特別措置法第41条の5用】 ○この明細書は、申告書と一緒に提出してください。

記載要領等

1 使用目的

この明細書は、「居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の損益通算及び繰越控除の特例(措法41条の5)」の適用を受ける居住用財産の譲渡について、この特例の計算の基礎となる「居住用財産の譲渡損失の金額」を求めるために使用するものです。

本年分において他の所得と損益通算できる譲渡損失の金額及び翌年以後に繰り越される居住用財産の譲渡損失の金額の具体的な計算は、この明細書の「居住用財産の譲渡損失の金額(⑥)」の合計欄の金額を基に、「居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除の対象となる金額の計算書【租税特別措置法第41条の5用】」を使って行います。

2 記載に当たっての留意事項

- (1) 居住用財産の譲渡が2以上ある場合には、いずれか一の譲渡を選定して記載してください。
- (2) 譲渡した資産が居住の用とそれ以外の用とに供されていた場合には、居住用部分に対応する面積や金額を記載してください。
- (3) 「居住の用に供した(供する見込)日」欄には、買い換えた建物を居住の用に供した(供する見込)日を記載してください。
- (4) 「住宅の取得等に要した住宅借入金等の金額及びその借入先」欄の記載に当たっては、住宅借入金等の金額が2以上の金融機関等からの借入れからなる場合には、いずれか一の金融機関等に係る住宅借入金等の金額とその金融機関等名を記載してください。

(注) 上記(1)又は(2)の場合、別途「譲渡所得の内訳書(確定申告書付表兼計算明細書)」(税務署に用意してあります。)の作成が必要となります。

※ この特例の内容については、「居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除の対象となる金額の計算書【租税特別措置法第41条の5用】」の裏面の「居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の損益通算及び繰越控除の特例の適用を受けられる方へ」をご覧ください。

記載要領等

1 使用目的

この明細書は、「居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の損益通算及び繰越控除の特例(措法41条の5)」の適用を受ける居住用財産の譲渡について、この特例の計算の基礎となる「居住用財産の譲渡損失の金額」を求めるために使用するものです。

本年分において他の所得と損益通算できる譲渡損失の金額及び翌年以後に繰り越される居住用財産の譲渡損失の金額の具体的な計算は、この明細書の「居住用財産の譲渡損失の金額(⑥)」の合計欄の金額を基に、「居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除の対象となる金額の計算書【租税特別措置法第41条の5用】」を使って行います。

2 記載に当たっての留意事項

- (1) 居住用財産の譲渡が2以上ある場合には、いずれか一の譲渡を選定して記載してください。
- (2) 譲渡した資産が居住の用とそれ以外の用とに供されていた場合には、居住用部分に対応する面積や金額を記載してください。
- (3) 「住宅の取得等に要した住宅借入金等の金額及びその借入先」欄の記載に当たっては、住宅借入金等の金額が2以上の金融機関等からの借入れからなる場合には、いずれか一の金融機関等に係る住宅借入金等の金額とその金融機関等名を記載してください。
- (4) 「居住の用に供した(供する見込)日」欄には、買い換えた建物を居住の用に供した(供する見込)日を記載してください。

(注) 上記(1)又は(2)の場合には、別途「譲渡所得の内訳書(税務署に用意してあります。)」の作成が必要となります。

※ この特例の内容については、「居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除の対象となる金額の計算書【租税特別措置法第41条の5用】」の裏面の「居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の損益通算及び繰越控除の特例の適用を受けられる方へ」をご覧ください。

番号

居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除の対象となる金額の計算書(平成__年分)【租税特別措置法第41条の5用】

住所又は事業所事務所居所など フリガナ氏名

この計算書は、本年中に行った居住用財産の譲渡で一定のものによる損失の金額があり、その損失の金額について、本年分において、租税特別措置法第41条の5第1項(居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の損益通算の特例)の適用を受ける方及び翌年分以後の各年分において租税特別措置法第41条の5第4項(居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の繰越控除の特例)の適用を受けるために、本年分の居住用財産の譲渡損失の金額を翌年分以後に繰り越す方が使用します。詳しくは、「譲渡所得の申告のしかた(記載例)」をご覧ください。

居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除の対象となる金額の計算 (赤字の金額は、△を付けないで書いてください。)

Table with 8 rows for calculation steps: 1. Special provisions basis, 2. Separation tax, 3. Loss calculation, 4. Current year net loss, 5. Current year青色申告, 6. Current year白色申告, 7. Carryover standard, 8. Carryover calculation formula.

※1 「上記③の金額」は、総合譲渡所得の黒字の金額(特別控除前)又は一時所得の黒字の金額(特別控除後、2分の1前)がある場合は、「上記③の金額」からその黒字の金額を差し引いた金額とします(「上記③の金額」より、その黒字の金額が多い場合は0とします。)。
※2 「事業所得の金額」とは、申告書B第一表の「所得金額」欄の①及び②の金額の合計額をいいます。
※3 「総合譲渡所得の金額」は、申告書第四表(損失申告用)の「1損失額又は所得金額」の②、③の金額の合計額とします。

(平成17年分以降用)

○この計算書は、申告書と一緒に提出してください。

居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除の対象となる金額の計算書(平成__年分)【租税特別措置法第41条の5用】

住所又は事業所事務所居所など フリガナ氏名

この計算書は、本年中に行った居住用財産の譲渡で一定のものによる損失の金額があり、その損失の金額について、本年分において、租税特別措置法第41条の5第1項(居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の損益通算の特例)の適用を受ける方及び翌年分以後の各年分において租税特別措置法第41条の5第4項(居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の繰越控除の特例)の適用を受けるために、本年分の居住用財産の譲渡損失の金額を翌年分以後に繰り越す方が使用します。詳しくは、「譲渡所得の申告のしかた(記載例)」をご覧ください。

居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除の対象となる金額の計算 (赤字の金額は、△を付けないで書いてください。)

Table with 8 rows for calculation steps: 1. Special provisions basis, 2. Separation tax, 3. Loss calculation, 4. Current year net loss, 5. Current year青色申告, 6. Current year白色申告, 7. Carryover standard, 8. Carryover calculation formula.

(※1) 「上記③の金額」は、総合譲渡所得の黒字の金額又は一時所得の黒字の金額がある場合は、「上記③の金額」からその黒字の金額を差し引いた金額とします(「上記③の金額」より、その黒字の金額が多い場合は0とします。)。
(※2) 「事業所得の金額」とは、申告書B第一表の「所得金額」欄の①及び②の金額の合計額をいいます。
(※3) 「総合譲渡所得の金額」は、申告書第四表(損失申告用)の「1損失額又は所得金額」の②、③の金額の合計額とします。

(平成16年分以降用)

○この計算書は、申告書と一緒に提出してください。

居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の損益通算及び繰越控除の特例の適用を受けられる方へ

個人が、平成10年1月1日から平成18年12月31日までの間に、次の1に掲げる譲渡資産の譲渡(その個人の親族等に対する譲渡など一定のものを除きます。以下「特定譲渡」といいます。)をした場合において、その特定譲渡の日の属する年の前年1月1日からその特定譲渡をした年の翌年12月31日までの間に、次の2に掲げる買換資産の取得(贈与によるものなど一定のものを除きます。)をし、その取得をした日の属する年の12月31日において、その買換資産に係る住宅借入金等(契約において償還期間が10年以上の割賦償還の方法により返済することとされているものなどに限ります。)の金額を有し、かつ、その取得をした年の翌年12月31日までの間に居住の用に供したとき又は供する見込みであるときは、その譲渡資産の特定譲渡による譲渡所得の金額の計算上生じた損失の金額のうち、その特定譲渡をした日の属する年分の分離長期譲渡所得の金額及び分離短期譲渡所得の金額の計算上控除してもなお控除しきれない部分の金額として一定の方法により計算した金額(以下「居住用財産の譲渡損失の金額」といいます。)については、一定の要件の下で、その年の他の所得と損益通算をすることができます。

また、その年の前年以前3年以内の年において生じた純損失の金額(損益通算をしてもなお控除しきれない部分の損失の金額をいいます。)のうち、その居住用財産の譲渡損失の金額に係るもの(その居住用財産の譲渡損失の金額に係る譲渡資産のうち土地等の面積が500㎡を超えるものが含まれている場合には、その土地等のうち500㎡を超える部分に相当する金額を除きます。)として一定の方法により計算した金額を有する場合は、その年分(その年末において買換資産に係る住宅借入金等の金額を有し、かつ、合計所得金額が3,000万円以下である年分に限ります。)の総所得金額等の計算上、一定の方法により繰越控除をすることができます。

- (注) 1 居住用財産の譲渡損失の金額の具体的な計算は、裏面の計算書により計算します。
 2 住宅借入金等の範囲は、原則として、住宅借入金等特別控除の対象となる借入金又は債務と同じです(「住宅借入金等特別控除を受けられる方へ」参照)。
 3 「純損失の繰越控除」及び「純損失の繰戻し還付制度」の対象となる純損失の金額については一定の調整をすることがあります。

1 譲渡資産の範囲

特例の適用対象となる「譲渡資産」とは、個人が有する家屋又は土地等でその年の1月1日において所有期間が5年を超えるものうち次に掲げるものをいいます。

- その個人がその居住の用に供している家屋で国内にあるもの(居住の用に供している家屋を2以上有する場合には、主として居住の用に供している一の家屋に限ります。また、その家屋のうち居住の用以外の用に供している部分がある場合には、居住の用に供している部分に限ります。)
- (1)の家屋でその個人の居住の用に供されなくなったもの(居住の用に供されなくなった日から同日以後3年を経過する日の属する年の12月31日までの間に譲渡されたものに限ります。)
- (1)又は(2)の家屋及びその家屋の敷地の用に供されている土地等
- (1)の家屋が災害により滅失した場合において、その家屋を引き続き所有していたならば、その年の1月1日における所有期間が5年を超えるその家屋の敷地の用に供されていた土地等(その災害があった日から同日以後3年を経過する日の属する年の12月31日までの間に譲渡されたものに限ります。)

2 買換資産の範囲

特例の適用対象となる「買換資産」とは、個人が居住の用に供する家屋で次に掲げるもの(居住の用に供する家屋を二以上有する場合には、主として居住の用に供する一の家屋に限ります。)又はその家屋の敷地の用に供する土地等で、国内にあるものをいいます。

- 一棟の家屋の床面積のうちその個人が居住の用に供する部分の床面積が50㎡以上であるもの
- 一棟の家屋のうち独立部分を区分所有する場合には、その独立部分の床面積のうちその個人が居住の用に供する部分の床面積が50㎡以上であるもの

3 特例の適用を受けるための手続等

損益通算の特例の適用を受けるためには、その年分の確定申告書に「居住用財産の譲渡損失の金額の明細書《確定申告書付表》(居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の損益通算及び繰越控除用)」や「居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除の対象となる金額の計算書【租税特別措置法第41条の5用】(裏面の計算書)など一定の書類を添付する必要があります。

繰越控除の特例の適用を受けるためには、損益通算の特例の適用を受けた年分の所得税につき期限内申告書を提出した場合であって、その後において連続して確定申告書を提出し、かつ、繰越控除の特例の適用を受ける年の確定申告書(損失申告用)に買換資産に係る住宅借入金等の残高証明書(原則として、特例の適用を受けようとする年の12月31日現在のもの)などを添付する必要があります。

この特例に関する詳しいことは、税務署(資産税担当)又は税務相談室におたずねください。

居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の損益通算及び繰越控除の特例の適用を受けられる方へ

個人が、平成10年1月1日から平成18年12月31日までの間に、次の1に掲げる譲渡資産の譲渡(その個人の親族等に対する譲渡など一定のものを除きます。以下「特定譲渡」といいます。)をした場合において、平成10年1月1日(その特定譲渡の日が平成12年1月1日以後のときは、その譲渡の日の属する年の前年1月1日)からその特定譲渡をした年の翌年12月31日までの間に次の2に掲げる買換資産の取得(贈与によるものなど一定のものを除きます。)をし、その取得をした日の属する年の12月31日において、その買換資産に係る住宅借入金等の金額を有し、かつ、その取得をした年の翌年12月31日までの間に居住の用に供したとき又は供する見込みであるときは、その譲渡資産の特定譲渡による譲渡所得の金額の計算上生じた損失の金額のうち、その特定譲渡をした日の属する年分の分離長期譲渡所得の金額及び分離短期譲渡所得の金額の計算上控除してもなお控除しきれない部分の金額として一定の方法により計算した金額(以下「居住用財産の譲渡損失の金額」といいます。)については、一定の要件の下で、その年の他の所得と損益通算をすることができます。また、その年の前年以前3年以内の年において生じた純損失の金額(損益通算をしてもなお控除しきれない部分の損失の金額をいいます。)のうち、その居住用財産の譲渡損失の金額に係るもの(その居住用財産の譲渡損失の金額に係る譲渡資産のうち土地等の面積が500㎡を超えるものが含まれている場合には、その土地等のうち500㎡を超える部分に相当する金額を除きます。)として一定の方法により計算した金額を有する場合は、その年分(その年末において買換資産に係る住宅借入金等の金額を有し、かつ、合計所得金額が3,000万円以下である年分に限ります。)の総所得金額等の計算上、一定の方法により繰越控除をすることができます。

- (注) 1 居住用財産の譲渡損失の金額の具体的な計算は、裏面の計算書により計算します。
 2 住宅借入金等の範囲は、原則として住宅借入金等特別控除の対象となる借入金又は債務と同じです(「住宅借入金等特別控除を受けられる方へ」参照)。
 3 「純損失の繰越控除」及び「純損失の繰戻し還付制度」の対象となる純損失の金額については一定の調整をすることがあります。

1 譲渡資産の範囲

特例の適用対象となる「譲渡資産」とは、個人が有する家屋又は土地等でその年の1月1日において所有期間が5年を超えるものうち次に掲げるものをいいます。

- その個人がその居住の用に供している家屋で国内にあるもの(居住の用に供している家屋を2以上有する場合には、主として居住の用に供している一の家屋に限ります。また、その家屋のうち居住の用以外の用に供している部分がある場合には、居住の用に供している部分に限ります。)
- (1)の家屋でその個人の居住の用に供されなくなったもの(居住の用に供されなくなった日から同日以後3年を経過する日の属する年の12月31日までの間に譲渡されたものに限ります。)
- (1)又は(2)の家屋及びその家屋の敷地の用に供されている土地等
- (1)の家屋が災害により滅失した場合において、その家屋を引き続き所有していたならば、その年の1月1日における所有期間が5年を超えるその家屋の敷地の用に供されていた土地等(その災害があった日から同日以後3年を経過する日の属する年の12月31日までの間に譲渡されたものに限ります。)

2 買換資産の範囲

特例の適用対象となる「買換資産」とは、個人が居住の用に供する家屋で次に掲げるもの(居住の用に供する家屋を二以上有する場合には、主として居住の用に供する一の家屋に限ります。)又はその家屋の敷地の用に供する土地等で、国内にあるものをいいます。

- 一棟の家屋の床面積のうちその個人が居住の用に供する部分の床面積が50㎡以上であるもの。
- 一棟の家屋のうち独立部分を区分所有する場合には、その独立部分の床面積のうちその個人が居住の用に供する部分の床面積が50㎡以上であるもの。

3 特例の適用を受けるための手続等

損益通算の特例の適用を受けるためには、その年分の確定申告書に「居住用財産の譲渡損失の金額の明細書」や「居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除の対象となる金額の計算書【租税特別措置法第41条の5用】(裏面の計算書)など一定の書類を添付する必要があります。

繰越控除の特例の適用を受けるためには、損益通算の特例の適用を受けた年分の所得税につき期限内申告書を提出した場合であって、その後において連続して確定申告書を提出し、かつ、繰越控除の特例の適用を受ける年の確定申告書(損失申告用)に買換資産に係る住宅借入金等の残高証明書(原則として、特例の適用を受けようとする年の12月31日現在のもの)などを添付する必要があります。

居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の損益通算及び繰越控除の特例に関する詳しいことは、税務署(資産税担当)又は税務相談室におたずねください。

【平成__年分】

名簿番号

特定居住用財産の譲渡損失の金額の明細書《確定申告書付表》
(特定居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除用)

住所 (又は 事務所 居所など)	フリガナ 氏名	電話番号	()
---------------------------	------------	------	-----

関与税理士名
(電話)

【譲渡した資産に関する明細】

		合計	建物	土地・借地権
資産の所在地番				
資産の利用状況	面積		m ²	m ²
譲渡先住所又は所在地 氏名又は名称				
譲渡契約締結日			年月日	年月日
譲渡契約締結日の前日における 住宅借入金等の金額及びその借入先	①		(借入先) 円	
譲渡した年月日			年月日	年月日
資産を取得した時期			年月日	年月日
譲渡価額	②	円	円	円
取得価額	③	円	円	円
償却費相当額	④	円	円	円
差引(③-④)	⑤	円	円	円
譲渡に要した費用	⑥	円	円	円
特定居住用財産の 譲渡損失の金額 (②-⑤-⑥)	⑦	円	円	円

この金額を「特定居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除の対象となる金額の計算書」の①欄に転記してください。

※ 明細書の記載に当たっては、「譲渡所得の申告のしかた(記載例)」を参照してください。

税務署 整理欄	資産課税部門	個人課税部門 純損失 (有・無)
------------	--------	------------------------

(平成17年分以降用)

特定居住用財産の譲渡損失の金額の明細書(特定居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除用)

住所 (又は 事務所 居所など)	フリガナ 氏名	電話番号	()
---------------------------	------------	------	-----

関与税理士名
(電話)

【譲渡した資産に関する明細】

		合計	建物	土地・借地権
資産の所在地番				
資産の利用状況	面積		m ²	m ²
譲渡先住所又は所在地 氏名又は名称				
譲渡契約締結日			年月日	年月日
譲渡契約締結日の前日における 住宅借入金等の金額及びその借入先	①		(借入先) 円	
譲渡した年月日			年月日	年月日
資産を取得した時期			年月日	年月日
譲渡価額	②	円	円	円
取得価額	③	円	円	円
償却費相当額	④	円	円	円
差引(③-④)	⑤	円	円	円
譲渡に要した費用	⑥	円	円	円
特定居住用財産の 譲渡損失の金額 (②-⑤-⑥)	⑦	円	円	円

この金額を「特定居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除の対象となる金額の計算書」の①欄に転記してください。

※ 明細書の記載に当たっては、「譲渡所得の申告のしかた(記載例)」を参照してください。

税務署 整理欄	資産課税部門	個人課税部門 純損失 (有・無)
------------	--------	------------------------

(平成16年分以降用)

【租税特別措置法第41条の5の2用】

○この明細書は、申告書と一緒に提出してください。

記載要領等

1 使用目的

この明細書は、「特定居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除の特例(措法41条の5の2)」の適用を受ける居住用財産の譲渡について、この特例の計算の基礎となる「特定居住用財産の譲渡損失の金額」を求めるために使用するものです。

本年分において他の所得と損益通算できる譲渡損失の金額及び翌年以後に繰り越される特定居住用財産の譲渡損失の金額の具体的な計算は、この明細書の「特定居住用財産の譲渡損失の金額(⑦)」の合計欄の金額を基に、「特定居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除の対象となる金額の計算書【租税特別措置法第41条の5の2用】」を使って行います。

2 記載に当たっての留意事項

- (1) 居住用財産の譲渡が2以上ある場合には、いずれか一の譲渡を選定して記載してください。
 - (2) 譲渡した資産が居住の用とそれ以外の用とに供されていた場合には、居住用部分に対応する面積や金額を記載してください。
 - (3) 「譲渡契約締結日の前日における住宅借入金等の金額及びその借入先」欄の記載に当たっては、住宅借入金等の金額が2以上の金融機関等からの借入れからなる場合には、住宅借入金等の金額については、その合計額を記載し、借入先欄にはそれぞれの借入先を記載してください。
- (注) 上記(1)又は(2)の場合、別途「譲渡所得の内訳書(確定申告書付表兼計算明細書)」(税務署に用意してあります。)の作成が必要となります。

※ この特例の内容については、「特定居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除の対象となる金額の計算書【租税特別措置法第41条の5の2用】」の裏面の「特定居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除の特例の適用を受けられる方へ」をご覧ください。

記載要領等

1 使用目的

この明細書は、「特定居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除の特例(措法41条の5の2)」の適用を受ける居住用財産の譲渡について、この特例の計算の基礎となる「特定居住用財産の譲渡損失の金額」を求めるために使用するものです。

本年分において他の所得と損益通算できる譲渡損失の金額及び翌年以後に繰り越される特定居住用財産の譲渡損失の金額の具体的な計算は、この明細書の「特定居住用財産の譲渡損失の金額(⑦)」の合計欄の金額を基に、「特定居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除の対象となる金額の計算書【租税特別措置法第41条の5の2用】」を使って行います。

2 記載に当たっての留意事項

- (1) 居住用財産の譲渡が2以上ある場合には、いずれか一の譲渡を選定して記載してください。
 - (2) 譲渡した資産が居住の用とそれ以外の用とに供されていた場合には、居住用部分に対応する面積や金額を記載してください。なお、この場合には、別途「譲渡所得の内訳書」(税務署に用意してあります。)の作成が必要となります。
 - (3) 「譲渡契約締結日の前日における住宅借入金等の金額及びその借入先」欄の記載に当たっては、住宅借入金等の金額が2以上の金融機関等からの借入れからなる場合には、住宅借入金等の金額については、その合計額を記載し、借入先欄にはそれぞれの借入先を記載してください。
- (注) 上記(1)又は(2)の場合には、別途「譲渡所得の内訳書」(税務署に用意してあります。)の作成が必要となります。

※ この特例の内容については、「特定居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除の対象となる金額の計算書【租税特別措置法第41条の5の2用】」の裏面の「特定居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除の特例の適用を受けられる方へ」をご覧ください。

番号

特定居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除の対象となる金額の計算書（平成____年分）【租税特別措置法第41条の5の2用】

住所（又は事業所事務所居所など）フリガナ氏名

この計算書は、本年中に行った特定居住用財産の譲渡で一定のものによる損失の金額があり、その損失の金額について、本年分において、租税特別措置法第41条の5の2第1項（特定居住用財産の譲渡損失の損益通算の特例）の適用を受ける方及び翌年分以後の各年分において租税特別措置法第41条の5の2第4項（特定居住用財産の譲渡損失の繰越控除の特例）の適用を受けるために、本年分の特定居住用財産の譲渡損失の金額を翌年分以後に繰り越す方が使用します。詳しくは、「譲渡所得の申告のしかた（記載例）」をご覧ください。

特定居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除の対象となる金額の計算（赤字の金額は、△を付けないで書いてください。）

Table with 9 rows for calculation: 特例の計算の基礎となる特定居住用財産の譲渡損失の金額, 分離課税の対象となる土地、建物等の譲渡所得の金額の合計額, 譲渡契約締結日の前日における住宅借入金等の金額から特定居住用財産の譲渡価額を控除した残額, 損益通算の特例の対象となる特定居住用財産の譲渡損失の金額（特定損失額）, 本年分の純損失の金額, 本年分が青色申告の場合, 本年分が白色申告の場合, 特定居住用財産の譲渡損失の繰越基準額, 翌年以後に繰り越される特定居住用財産の譲渡損失の金額

※1 「上記④の金額」は、総合譲渡所得の黒字の金額（特別控除前）又は一時所得の黒字の金額（特別控除後、2分の1前）がある場合は、「上記④の金額」からその黒字の金額を差し引いた金額とします（上記④の金額より、その黒字の金額が多い場合は0とします。）。

※2 「事業所得の金額」とは、申告書B第一表の「所得金額」欄の①及び②の金額の合計額をいいます。

※3 「総合譲渡所得の金額」は、申告書第四表（損失申告用）の「1 損失額又は所得金額」の②、③の金額の合計額とします。

（平成17年分以降用）

特定居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除の対象となる金額の計算書（平成____年分）【租税特別措置法第41条の5の2用】

住所（又は事業所事務所居所など）フリガナ氏名

この計算書は、本年中に行った特定居住用財産の譲渡で一定のものによる損失の金額があり、その損失の金額について、本年分において、租税特別措置法第41条の5の2第1項（特定居住用財産の譲渡損失の損益通算の特例）の適用を受ける方及び翌年分以後の各年分において租税特別措置法第41条の5の2第4項（特定居住用財産の譲渡損失の繰越控除の特例）の適用を受けるために、本年分の特定居住用財産の譲渡損失の金額を翌年分以後に繰り越す方が使用します。詳しくは、「譲渡所得の申告のしかた（記載例）」をご覧ください。

特定居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除の対象となる金額の計算（赤字の金額は、△を付けないで書いてください。）

Table with 9 rows for calculation: 特例の計算の基礎となる特定居住用財産の譲渡損失の金額, 分離課税の対象となる土地、建物等の譲渡所得の金額の合計額, 譲渡契約締結日の前日における住宅借入金等の金額から特定居住用財産の譲渡価額を控除した残額, 損益通算の特例の対象となる特定居住用財産の譲渡損失の金額（特定損失額）, 本年分の純損失の金額, 本年分が青色申告の場合, 本年分が白色申告の場合, 特定居住用財産の譲渡損失の繰越基準額, 翌年以後に繰り越される特定居住用財産の譲渡損失の金額

（※1）「上記④の金額」は、総合譲渡所得の黒字の金額又は一時所得の黒字の金額がある場合は、「上記④の金額」からその黒字の金額を差し引いた金額とします（上記④の金額より、その黒字の金額が多い場合は0とします。）。

（※2）「事業所得の金額」とは、申告書B第一表の「所得金額」欄の①及び②の金額の合計額をいいます。

（※3）「総合譲渡所得の金額」は、申告書第四表（損失申告用）の「1 損失額又は所得金額」の②、③の金額の合計額とします。

（平成16年分以降用）

○この計算書は、申告書と一緒に提出してください。

○この計算書は、申告書と一緒に提出してください。

特定居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除の特例の適用を受けられる方へ

個人が、平成16年1月1日から平成18年12月31日までの間に、次の1に掲げる譲渡資産の譲渡(その個人の親族に対する譲渡など一定のものを除きます。以下「特定譲渡」といいます。)をした場合(その特定譲渡に係る契約締結日の前日において住宅借入金等(契約において償還期間が10年以上の割賦償還の方法により返済することとされているものなどに限ります。)を有しているなど一定の要件を満たしている場合に限ります。)において、その譲渡資産の特定譲渡による譲渡所得の金額の計算上生じた損失の金額のうち、その特定譲渡をした日の属する年分の分離長期譲渡所得の金額及び分離短期譲渡所得の金額の計算上控除してもなお控除しきれない金額として一定の方法により計算した金額(その特定譲渡に係る契約を締結した日の前日におけるその譲渡資産に係る住宅借入金等の金額の合計額からその譲渡資産の譲渡の対価の額を控除した残額を限度とします。以下「特定居住用財産の譲渡損失の金額」といいます。)については、一定の要件の下で、その年の他の所得と損益通算をすることができます。

また、損益通算してもなお控除しきれない場合には、その年の翌年以後3年内の各年分(合計所得金額が3,000万円以下である年分に限ります。)の総所得金額等の計算上、一定の方法により繰越控除をすることができます。

- (注) 1 特定居住用財産の譲渡損失の金額の具体的な計算は、裏面の計算書により計算します。
 2 住宅借入金等の範囲は、原則として、住宅借入金等特別控除の対象となる借入金又は債務と同じです(「住宅借入金等特別控除を受けられる方へ」参照。)
 3 「純損失の繰越控除」及び「純損失の繰戻し還付制度」の対象となる純損失の金額については一定の調整をする必要があります。

1 譲渡資産の範囲

特例の適用対象となる「譲渡資産」とは、個人が有する家屋又は土地等でその年の1月1日において所有期間が5年を超えるものうち次に掲げるものをいいます。

- (1) その個人がその居住の用に供している家屋で国内にあるもの(居住の用に供している家屋を2以上有する場合には、主として居住の用に供している一の家屋に限ります。また、その家屋のうち居住の用以外の用に供している部分がある場合には、居住の用に供している部分に限ります。)
- (2) (1)の家屋でその個人の居住の用に供されなくなったもの(その個人の居住の用に供されなくなった日から同日以後3年を経過する日の属する年の12月31日までの間に譲渡されたものに限ります。)
- (3) (1)又は(2)の家屋及びその家屋の敷地の用に供されている土地等
- (4) (1)の家屋が災害により滅失した場合において、その家屋を引き続き所有していたならば、その年の1月1日における所有期間が5年を超えるその家屋の敷地の用に供されていた土地等(その災害があった日から同日以後3年を経過する日の属する年の12月31日までの間に譲渡されたものに限ります。)

2 特例の適用を受けるための手続等

損益通算の特例の適用を受けるためには、その年分の確定申告書に「特定居住用財産の譲渡損失の金額の明細書《確定申告書附表》(特定居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除用)」や「特定居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除の対象となる金額の計算書【租税特別措置法第41条の5の2用】」(裏面の計算書)など一定の書類を添付する必要があります。

繰越控除の特例の適用を受けるためには、損益通算の特例の適用を受けた年分の所得税につき期限内申告書を提出した場合であって、その後において連続して確定申告書を提出し、かつ、繰越控除の特例の適用を受ける年の確定申告書(損失申告用)を提出する必要があります。

この特例に関する詳しいことは、税務署(資産税担当)又は税務相談室におたずねください。

特定居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除の特例の適用を受けられる方へ

個人が、平成16年1月1日から平成18年12月31日までの間に、次の1に掲げる譲渡資産の譲渡(その個人の親族に対する譲渡など一定のものを除きます。以下「特定譲渡」といいます。)をした場合(その特定譲渡に係る契約締結日の前日において住宅借入金等を有しているなど一定の要件を満たしている場合に限ります。)において、その譲渡資産の特定譲渡による譲渡所得の金額の計算上生じた損失の金額のうち、その特定譲渡をした日の属する年分の分離長期譲渡所得の金額及び分離短期譲渡所得の金額の計算上控除してもなお控除しきれない金額として一定の方法により計算した金額(その特定譲渡に係る契約を締結した日の前日におけるその譲渡資産に係る住宅借入金等の金額の合計額からその譲渡資産の譲渡の対価の額を控除した残額を限度とします。以下「特定居住用財産の譲渡損失の金額」といいます。)については、一定の要件の下で、その年の他の所得と損益通算をすることができます。また、その年の翌年以後3年内の各年分(合計所得金額が3,000万円以下である年分に限ります。)の総所得金額等の計算上、一定の方法により繰越控除をすることができます。

- (注) 1 特定居住用財産の譲渡損失の金額の具体的な計算は、裏面の計算書により計算します。
 2 住宅借入金等の範囲は、原則として住宅借入金等特別控除の対象となる借入金又は債務と同じです(「住宅借入金等特別控除を受けられる方へ」参照。)
 3 「純損失の繰越控除」及び「純損失の繰戻し還付制度」の対象となる純損失の金額については一定の調整をする必要があります。

1 譲渡資産の範囲

特例の適用対象となる「譲渡資産」とは、個人が有する家屋又は土地等でその年の1月1日において所有期間が5年を超えるものうち次に掲げるものをいいます。

- (1) その個人がその居住の用に供している家屋で国内にあるもの(居住の用に供している家屋を2以上有する場合には、主として居住の用に供している一の家屋に限ります。また、その家屋のうち居住の用以外の用に供している部分がある場合には、居住の用に供している部分に限ります。)
- (2) (1)の家屋でその個人の居住の用に供されなくなったもの(その個人の居住の用に供されなくなった日から同日以後3年を経過する日の属する年の12月31日までの間に譲渡されたものに限ります。)
- (3) (1)又は(2)の家屋及びその家屋の敷地の用に供されている土地等
- (4) (1)の家屋が災害により滅失した場合において、その家屋を引き続き所有していたならば、その年の1月1日における所有期間が5年を超えるその家屋の敷地の用に供されていた土地等(その災害があった日から同日以後3年を経過する日の属する年の12月31日までの間に譲渡されたものに限ります。)

2 特例の適用を受けるための手続等

損益通算の特例の適用を受けるためには、その年分の確定申告書に「特定居住用財産の譲渡損失の金額の明細書」や「特定居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除の対象となる金額の計算書【租税特別措置法第41条の5の2用】」(裏面の計算書)など一定の書類を添付する必要があります。

繰越控除の特例の適用を受けるためには、損益通算の特例の適用を受けた年分の所得税につき期限内申告書を提出した場合であって、その後において連続して確定申告書を提出し、かつ、繰越控除の特例の適用を受ける年の確定申告書(損失申告用)を提出する必要があります。

特定居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除の特例に関する詳しいことは、税務署(資産税担当)又は税務相談室におたずねください。

通信日付印の年月日	確認印	番 号
年 月 日		

贈与税の納税猶予の継続届出書

猶予整理簿	検 算
※	※

____ 税務署長殿

平成____年____月____日

〒
届出者住所 _____

氏名 _____ 印
(電話番号 -)

租税特別措置法第70条の4第1項の規定による贈与税の納税の猶予を引き続いて受けたので、次に掲げる税額等について確認し、同条第22項の規定により関係書類を添付して届け出ます。

農地等の贈与を受けた年月日	平成 年 月 日
贈与者	氏名 (年 月 日生)
被相続人	住所

1 納付すべき贈与税額のうち納税の猶予の適用を受けた贈与税額 _____円

2 1のうちこの届出書の提出までに特例農地等の譲渡等をしたため、既に納税の猶予が確定し納付した贈与税額 _____円
(注) 譲渡等には、譲渡、贈与、転用のほか、地上権、永小作権、使用貸借権などの権利の設定若しくは耕作の放棄又は権利の消滅も含まれます。

3 1のうち届出日現在において納税の猶予を受けている贈与税額 _____円
(1-2の金額) _____円

4 納税猶予の適用を受けた農地等については、____年____月____日に 推定相続人 _____ に対して使用貸借による権利の設定をしたが現在もその農地等をその推定相続人 _____ に引き続き使用させています。

5 この届出書の提出期限の属する年の前3年間の各年における特例農地等に係る農業経営に関する事項の概要は、別紙「特例農地等に係る農業経営に関する明細書」のとおりです。(特例農地等のうちに都市営農農地等がある場合、平成17年4月1日以降の相続に係る相続税の納税猶予の場合又は平成7年分以降の贈与税に係る納税猶予の場合)

※ 添付書類

- 農業経営を引き続いて行っている旨の農業委員会の証明書(上記の4に該当する場合には、その推定相続人が農業経営を引き続き行っている旨及び届出者が推定相続人の営む農業に従事している旨の証明書)
- この届出書を提出する前3年間に特例農地等の異動があった場合には、その明細書
- 特例農地等に係る農業経営に関する明細書(特例農地等のうちに都市営農農地等を有する場合、平成17年4月1日以降の相続に係る相続税の納税猶予の場合又は平成7年分以降の贈与税に係る納税猶予の場合)

関与税理士	電話番号
-------	------

(資12-12-A4統一)

贈与税の納税猶予の継続届出書

猶予整理簿	検 算
※	※

____ 税務署長殿

平成____年____月____日

〒
届出者住所 _____

氏名 _____ 印
(電話番号 -)

租税特別措置法第70条の4第1項の規定による贈与税の納税の猶予を引き続いて受けたので、次に掲げる税額等について確認し、同条第22項の規定により関係書類を添付して届け出ます。

農地等の贈与を受けた年月日	平成 年 月 日
贈与者	氏名 (年 月 日生)
被相続人	住所

1 納付すべき贈与税額のうち納税の猶予の適用を受けた贈与税額 _____円

2 1のうちこの届出書の提出までに特例農地等の譲渡等をしたため、既に納税の猶予が確定し納付した贈与税額 _____円
(注) 譲渡等には、譲渡、贈与、転用のほか、地上権、永小作権、使用貸借権などの権利の設定若しくは耕作の放棄又は権利の消滅も含まれます。

3 1のうち届出日現在において納税の猶予を受けている贈与税額 _____円
(1-2の金額) _____円

4 納税猶予の適用を受けた農地等については、____年____月____日に 推定相続人 _____ に対して使用貸借による権利の設定をしたが現在もその農地等をその推定相続人 _____ に引き続き使用させています。

5 この届出書の提出期限の属する年の前3年間の各年における特例農地等に係る農業経営に関する事項の概要は、別紙「特例農地等に係る農業経営に関する明細書」のとおりです。(特例農地等のうちに都市営農農地等がある場合、平成17年4月1日以降の相続に係る相続税の納税猶予の場合又は平成7年分以降の贈与税に係る納税猶予の場合)

※ 添付書類

- 農業経営を引き続いて行っている旨の農業委員会の証明書(上記の4に該当する場合には、その推定相続人が農業経営を引き続き行っている旨及び届出者が推定相続人の営む農業に従事している旨の証明書)
- この届出書を提出する前3年間に特例農地等の異動があった場合には、その明細書
- 特例農地等に係る農業経営に関する明細書(特例農地等のうちに都市営農農地等を有する場合、平成17年4月1日以降の相続に係る相続税の納税猶予の場合又は平成7年分以降の贈与税に係る納税猶予の場合)

関与税理士	電話番号
-------	------

(資12-12-A4統一)

※印欄は記入しないでください。

通債日付印の年月日	確認印	番号
年 月 日		

貸付特例適用農地等に係る継続届出書 (措法第70条の4第8項適用分)
 (措法第70条の6第10項適用分)

猶予整理簿	検算
※	※

____ 税務署長 殿

平成____年____月____日

届出者 住所 _____

氏名 _____ 印

(電話番号 _____)

租税特別措置法第70条の4第8項の適用を受けている下記の貸付特例適用農地等(平成____年____月____日届出分)について
 第70条の6第10項
 同項の適用を引き続いて受けたいので、その貸借権等の設定に関する事項等について同条第12項第14項の規定により届け出ます。

※印欄は記入しないでください。

農地等の贈与を受けた年月日	昭和 平成	年 月 日
贈与者 被相続人	住所	氏名

1 継続届出書を提出する日現在における貸付特例適用農地等の利用状況等

番号	貸付特例適用農地等の所在地番	地目及び利用状況(作物名等)	面積	農地等として利用されている部分
1		田畑 雑穀地 その他() (作物名等)	㎡	全部・一部・未利用
2		田畑 雑穀地 その他() (作物名等)		全部・一部・未利用
3		田畑 雑穀地 その他() (作物名等)		全部・一部・未利用
4		田畑 雑穀地 その他() (作物名等)		全部・一部・未利用
5		田畑 雑穀地 その他() (作物名等)		全部・一部・未利用
貸付特例適用農地等として届け出ている農地等の面積の合計……………①				㎡

2 継続届出書を提出する日現在における借受代替農地等として届け出ている農地等の利用状況等

番号	借受代替農地等の所在地番	地目及び利用状況(作物名等)	面積	農地等として利用されている部分
1		田畑 雑穀地 その他() (作物名等)	㎡	全部・一部・未利用
2		田畑 雑穀地 その他() (作物名等)		全部・一部・未利用
3		田畑 雑穀地 その他() (作物名等)		全部・一部・未利用
4		田畑 雑穀地 その他() (作物名等)		全部・一部・未利用
5		田畑 雑穀地 その他() (作物名等)		全部・一部・未利用
農地又は採草放牧地として現に利用している借受代替農地等の面積の合計……………②				㎡

3 借受代替農地等のすべてに係る土地の合計面積の貸付特例適用農地等に係る土地の面積に対する割合に関する計算明細書
 (注) 借受代替農地等に異動がない場合、この欄について記載する必要はありません。

借受代替農地等の合計面積(上記②) _____ ㎡ / 貸付特例適用農地等の合計面積(上記①) _____ ㎡ = _____ % (≥80%)
 (小数点以下切捨)

(注) 上記1及び2について書ききれない場合には、適宜の用紙に記載して差し支えありません。

関与税理士	印	電話番号
-------	---	------

貸付特例適用農地等に係る継続届出書 (措法第70条の4第8項適用分)
 (措法第70条の6第10項適用分)

猶予整理簿	検算
※	※

____ 税務署長 殿

平成____年____月____日

届出者 住所 _____

氏名 _____ 印

(電話番号 _____)

租税特別措置法第70条の4第8項の適用を受けている下記の貸付特例適用農地等(平成____年____月____日届出分)について
 第70条の6第10項
 同項の適用を引き続いて受けたいので、その貸借権等の設定に関する事項等について同条第12項第14項の規定により届け出ます。

※印欄は記入しないでください。

農地等の贈与を受けた年月日	昭和 平成	年 月 日
贈与者 被相続人	住所	氏名

1 継続届出書を提出する日現在における貸付特例適用農地等の利用状況等

番号	貸付特例適用農地等の所在地番	地目及び利用状況(作物名等)	面積	農地等として利用されている部分
1		田畑 雑穀地 その他() (作物名等)	㎡	全部・一部・未利用
2		田畑 雑穀地 その他() (作物名等)		全部・一部・未利用
3		田畑 雑穀地 その他() (作物名等)		全部・一部・未利用
4		田畑 雑穀地 その他() (作物名等)		全部・一部・未利用
5		田畑 雑穀地 その他() (作物名等)		全部・一部・未利用
貸付特例適用農地等として届け出ている農地等の面積の合計……………①				㎡

2 継続届出書を提出する日現在における借受代替農地等として届け出ている農地等の利用状況等

番号	借受代替農地等の所在地番	地目及び利用状況(作物名等)	面積	農地等として利用されている部分
1		田畑 雑穀地 その他() (作物名等)	㎡	全部・一部・未利用
2		田畑 雑穀地 その他() (作物名等)		全部・一部・未利用
3		田畑 雑穀地 その他() (作物名等)		全部・一部・未利用
4		田畑 雑穀地 その他() (作物名等)		全部・一部・未利用
5		田畑 雑穀地 その他() (作物名等)		全部・一部・未利用
農地又は採草放牧地として現に利用している借受代替農地等の面積の合計……………②				㎡

3 借受代替農地等のすべてに係る土地の合計面積の貸付特例適用農地等に係る土地の面積に対する割合に関する計算明細書
 (注) 借受代替農地等に異動がない場合、この欄について記載する必要はありません。

借受代替農地等の合計面積(上記②) _____ ㎡ / 貸付特例適用農地等の合計面積(上記①) _____ ㎡ = _____ % (≥80%)
 (小数点以下切捨)

(注) 上記1及び2について書ききれない場合には、適宜の用紙に記載して差し支えありません。

関与税理士	印	電話番号
-------	---	------

通信日付印の年月日	確認印	番号
年 月 日		

納税猶予の適用を受けている農地等について収用交換等による譲渡を行った場合の利子税の軽減の特例の適用を受けるための届出書

平成____年____月____日

____税務署長 殿

〒
届出者住所_____

氏名_____印
(電話番号 _____)

租税特別措置法第70条の4第1項又は第70条の6第1項の規定の適用を受けている農地等について、次のとおり収用交換等による譲渡をしたので、納付すべき利子税について同法第70条の7第1項又は第3項の規定の適用を受けるため、同条第2項又は第4項の規定により関係書類を添付して届け出ます。

農地等の贈与相続(遺贈)を受けた年月日	昭和 平成	年 月 日
贈与者 被相続人	住所	氏名

1 収用交換等により譲渡した農地等の明細

(1) 所在場所 _____

(2) 地 目 _____

(3) 面 積 _____㎡

(注) この欄に書ききれない場合には「届出書(付表)」に記載してください。

2 農地等の譲渡をした日 _____ 平成____年____月____日

3 農地等の譲渡先 _____ 所在地_____

名 称_____

4 その他参考事項

※ 添付書類

公共事業施行者の証明書

関与税理士	印	電話番号
-------	---	------

納税猶予の適用を受けている農地等について収用交換等による譲渡を行った場合の利子税の軽減の特例の適用を受けるための届出書

平成____年____月____日

____税務署長 殿

〒
届出者住所_____

氏名_____印
(電話番号 _____)

租税特別措置法第70条の4第1項又は第70条の6第1項の規定の適用を受けている農地等について、次のとおり収用交換等による譲渡をしたので、納付すべき利子税について同法第70条の7第1項又は第3項の規定の適用を受けるため、同条第2項又は第4項の規定により関係書類を添付して届け出ます。

農地等の贈与相続(遺贈)を受けた年月日	昭和 平成	年 月 日
贈与者 被相続人	住所	氏名

1 収用交換等により譲渡した農地等の明細

(1) 所在場所 _____

(2) 地 目 _____

(3) 面 積 _____㎡

(注) この欄に書ききれない場合には「届出書(付表)」に記載してください。

2 農地等の譲渡をした日 _____ 平成____年____月____日

3 農地等の譲渡先 _____ 所在地_____

名 称_____

4 その他参考事項

※ 添付書類

公共事業施行者の証明書

関与税理士	印	電話番号
-------	---	------

通信日付印の年月日	種類印	番 号
年 月 日		

贈与税の納税猶予取りやめ届出書

猶予整理簿	検 算
※	※

平成__年__月__日

____税務署長 殿

〒

届出者住所 _____

氏名 _____ 印
(電話番号 -)

贈与税の納税猶予を受けている税額及びその利子税を納付し、納税猶予の適用を受けることを取りやめたいので、その旨届け出ます。

記

1 受贈年月日 昭和
 平成__年__月__日

2 納付した猶予税額 ----- 円

3 2の税額とともに納付した利子税の額 ----- 円

4 納付年月日 平成__年__月__日

※印欄は記入しないでください。

関与税理士	印	電話番号
-------	---	------

(資12-17-A4統一)

贈与税の納税猶予取りやめ届出書

猶予整理簿	検 算
※	※

平成__年__月__日

____税務署長 殿

〒

届出者住所 _____

氏名 _____ 印
(電話番号 -)

贈与税の納税猶予を受けている税額及びその利子税を納付し、納税猶予の適用を受けることを取りやめたいので、その旨届け出ます。

記

1 受贈年月日 昭和
 平成__年__月__日

2 納付した猶予税額 ----- 円

3 2の税額とともに納付した利子税の額 ----- 円

4 納付年月日 平成__年__月__日

※印欄は記入しないでください。

関与税理士	印	電話番号
-------	---	------

(資12-17-A4統一)

通信日付印の年月日	確認印		番 号
年 月 日			

代替農地等の取得に関する承認申請書（納税猶予事案用）

整理簿番号

税務署
受付印

〒 _____

住所 _____

税務署長殿 申請者 _____

_____年 _____月 _____日提出 氏名 _____ ☎ 電話 _____

租税特別措置法施行令 第40条の6第28項 贈与税
 第40条の7第28項 相続税 の規定により 贈与税 相続税 の納税猶予の適用に係
 る代替農地等の取得価額の見積額等に関する承認申請をいたします。

譲渡等をした 特別農地等	農地等の所在地			計
	農地等の地目等、面積		m ²	m ²
	贈与を受けた 相続(遺贈)のあった 年月日	平成 年 月 日	平成 年 月 日	
	贈与の時の価額 相続(遺贈)	円	円	円
	農業投資価格	円	円	円
	農業投資価格超過額	円	円	円
	譲渡等の年月日、態様	平成 年 月 日	平成 年 月 日	
	譲渡等の対価の額	円	円	円
取得見込の農地又は 採草放牧地	農地又は採草 放牧地の所在地			
	農地又は採草放牧 地の地目等、面積		m ²	m ²
	取得予定の年月日	平成 年 月 日	平成 年 月 日	
	取得価額の見積額	円	円	円

(注) 農地等とは、農地若しくは採草放牧地又は準農地をいいます。

関与税理士	印	電話番号
-------	---	------

(資 12-19-1-A 4 統一)

代替農地等の取得に関する承認申請書（納税猶予事案用）

整理簿番号

税務署
受付印

〒 _____

住所 _____

税務署長殿 申請者 _____

_____年 _____月 _____日提出 氏名 _____ ☎ 電話 _____

租税特別措置法施行令 第40条の6第28項 贈与税
 第40条の7第28項 相続税 の規定により 贈与税 相続税 の納税猶予の適用に係
 る代替農地等の取得価額の見積額等に関する承認申請をいたします。

譲渡等をした 特別農地等	農地等の所在地			計
	農地等の地目等、面積		m ²	m ²
	贈与を受けた 相続(遺贈)のあった 年月日	平成 年 月 日	平成 年 月 日	
	贈与の時の価額 相続(遺贈)	円	円	円
	農業投資価格	円	円	円
	農業投資価格超過額	円	円	円
	譲渡等の年月日、態様	平成 年 月 日	平成 年 月 日	
	譲渡等の対価の額	円	円	円
取得見込の農地又は 採草放牧地	農地又は採草 放牧地の所在地			
	農地又は採草放牧 地の地目等、面積		m ²	m ²
	取得予定の年月日	平成 年 月 日	平成 年 月 日	
	取得価額の見積額	円	円	円

(注) 農地等とは、農地若しくは採草放牧地又は準農地をいいます。

関与税理士	印	電話番号
-------	---	------

(資 12-19-1-A 4 統一)

代替農地等の取得価額等の明細書

猶予整理簿 ※	検印 ※
------------	---------

税務署長 殿 平成____年____月____日

〒
住所 _____

氏名 _____ 印
(電話番号 _____)

租税特別措置法施行規則 第23条の7 第22項
第23条の8 第17項 に規定する代替農地等の取得価額等は、次のとおりです。

※印欄は記入しないでください。

譲渡農地等を等しい明細	所在地番			
	地目等			
	面積	①	㎡	㎡
	譲渡等の年月日、態様		平成 年 月 日	平成 年 月 日
贈与価額 農業投資価格超過額	譲渡の対価の額	②	円	円
	譲渡の対価の額	③	円	円
	譲渡の対価の額	③	円	円
取得した農地又は採草放牧地の明細	所在地番			
	地目等			
	面積	④	㎡	㎡
	取得年月日		平成 年 月 日	平成 年 月 日
	農地法の規定による許可又は届出の受理年月日		平成 年 月 日 許可届出	平成 年 月 日 許可届出
	取得の態様			
	取得価額	⑤	円	円
買入先	住所又は所在地 氏名又は名称			
	住所又は所在地 氏名又は名称			
譲渡等が分	② × $\frac{③ - ⑤}{③}$	⑥	円	円
譲渡等が分	① × $\frac{⑤}{③}$ (1を超えるとき)	⑦	円	円
	② × $\frac{⑤}{③}$ (1を超えるとき)	⑧	円	円
摘要				

関与税理士 _____ 印 _____ 電話番号 _____

(資12-20-A4統一)

代替農地等の取得価額等の明細書

猶予整理簿 ※	検印 ※
------------	---------

税務署長 殿 平成____年____月____日

〒
住所 _____

氏名 _____ 印
(電話番号 _____)

租税特別措置法施行規則 第23条の7 第21項
第23条の8 第16項 に規定する代替農地等の取得価額等は、次のとおりです。

※印欄は記入しないでください。

譲渡農地等を等しい明細	所在地番			
	地目等			
	面積	①	㎡	㎡
	譲渡等の年月日、態様		平成 年 月 日	平成 年 月 日
贈与価額 農業投資価格超過額	譲渡の対価の額	②	円	円
	譲渡の対価の額	③	円	円
	譲渡の対価の額	③	円	円
取得した農地又は採草放牧地の明細	所在地番			
	地目等			
	面積	④	㎡	㎡
	取得年月日		平成 年 月 日	平成 年 月 日
	農地法の規定による許可又は届出の受理年月日		平成 年 月 日 許可届出	平成 年 月 日 許可届出
	取得の態様			
	取得価額	⑤	円	円
買入先	住所又は所在地 氏名又は名称			
	住所又は所在地 氏名又は名称			
譲渡等が分	② × $\frac{③ - ⑤}{③}$	⑥	円	円
譲渡等が分	① × $\frac{⑤}{③}$ (1を超えるとき)	⑦	円	円
	② × $\frac{⑤}{③}$ (1を超えるとき)	⑧	円	円
摘要				

関与税理士 _____ 印 _____ 電話番号 _____

(資12-20-A4統一)

記載方法等

この明細書は、特例農地等の譲渡等につき代替農地等を取得するため税務署長の承認を受けていた場合において、その譲渡等の日から1年を経過する日までに代替農地等を取得した場合に、その代替農地等に関する事項を税務署長に提出する場合に使用してください。

なお、この明細書は、代替農地等の取得後遅滞なく税務署長に提出してください。

- 1 本文の「租税特別措置法施行規則^{第23条の7第22項}_{第23条の8第17項}」は、この明細書を提出する人が、贈与税の納税予を受けている場合は、「第23条の8第17項」の文字を、相続税の納税猶予を受けている場合は「第23条の7第22項」の文字を横線で抹消してください。
- 2 「譲渡等をした特例農地等の明細」の各欄には、譲渡等をした特例農地等に関する事項を記載してください。この場合、次の欄は次により記載してください。
 - (1) 「地目等」欄は、特例農地等の地目等に応じ、田、畑、採草放牧地又は準農地と記載してください。なお、特例農地等が耕作権である場合には（「耕作権」）と併記してください。
 - (2) 「譲渡年月日、態様」欄は、譲渡年月日を記載するとともに譲渡等の態様に応じ、譲渡、贈与、転用、設定、耕作の放棄、消滅と記載してください。
- 3 「取得した農地又は採草放牧地の明細」の各欄には、取得した代替農地等に関する事項を記載してください。
- 4 「譲渡等があった分」欄と「譲渡等がなかった分」欄は、上記2及び3により記載した事項に基づいて記載してください。

記載方法等

この明細書は、特例農地等の譲渡等につき代替農地等を取得するため税務署長の承認を受けていた場合において、その譲渡等の日から1年を経過する日までに代替農地等を取得した場合に、その代替農地等に関する事項を税務署長に提出する場合に使用してください。

なお、この明細書は、代替農地等の取得後遅滞なく税務署長に提出してください。

- 1 本文の「租税特別措置法施行規則^{第23条の7第21項}_{第23条の8第16項}」は、この明細書を提出する人が、贈与税の納税猶予を受けている場合は、「第23条の8第16項」の文字を、相続税の納税猶予を受けている場合は「第23条の7第21項」の文字を横線で抹消してください。
- 2 「譲渡等をした特例農地等の明細」の各欄には、譲渡等をした特例農地等に関する事項を記載してください。この場合、次の欄は次により記載してください。
 - (1) 「地目等」欄は、特例農地等の地目等に応じ、田、畑、採草放牧地又は準農地と記載してください。なお、特例農地等が耕作権である場合には（「耕作権」）と併記してください。
 - (2) 「譲渡年月日、態様」欄は、譲渡年月日を記載するとともに譲渡等の態様に応じ、譲渡、贈与、転用、設定、耕作の放棄、消滅と記載してください。
- 3 「取得した農地又は採草放牧地の明細」の各欄には、取得した代替農地等に関する事項を記載してください。
- 4 「譲渡等があった分」欄と「譲渡等がなかった分」欄は、上記2及び3により記載した事項に基づいて記載してください。

被相続人の氏名	
相続人の氏名	

被相続人の氏名	
相続人の氏名	

代替農地等取得の承認を受けている場合の譲渡等をした特例農地等の明細書（租税特別措置法施行規則第23条の8第4項第8号）

代替農地等取得の承認を受けている場合の譲渡等をした特例農地等の明細書（租税特別措置法施行規則第23条の8第3項第8号）

租税特別措置法第70条の4第1項に規定する贈与者の死亡の日前1年以内に特例農地等の譲渡等をし、代替農地等の取得に関する承認を受けている場合において、その承認が相続税に関する代替農地等の取得に関する承認とみなされるとき譲渡等をした特例農地等の明細は次のとおりです。

租税特別措置法第70条の4第1項に規定する贈与者の死亡の日前1年以内に特例農地等の譲渡等をし、代替農地等の取得に関する承認を受けている場合において、その承認が相続税に関する代替農地等の取得に関する承認とみなされるとき譲渡等をした特例農地等の明細は次のとおりです。

譲渡等をした特例農地等の所在地番				
地目等				
面積	㎡	㎡	㎡	㎡
譲渡等の対価の額	円	円	円	円
譲渡等の年月日、態様	平成 年 月 日			
相続時における価額	円	円	円	円
相続時における農業投資価格超過額	円	円	円	円

譲渡等をした特例農地等の所在地番				
地目等				
面積	㎡	㎡	㎡	㎡
譲渡等の対価の額	円	円	円	円
譲渡等の年月日、態様	平成 年 月 日			
相続時における価額	円	円	円	円
相続時における農業投資価格超過額	円	円	円	円

(資12-21-A4統一)

(資12-21-A4統一)

通信日付印の年月日	確認印	番号
年 月 日		

代替農地等の取得又は都市営農農地等該当に関する承認申請書
(納税猶予事案用)

整理簿番号

税務署
 受付印
 〒
 _____ 税務署長殿
 住所 _____
 申請者
 _____ 氏名 _____ 電話 _____
 _____ 年 _____ 月 _____ 日提出

租税特別措置法施行令 第40条の6 第43項 贈与税
 第40条の7 第45項 の規定により 相続税 の納税猶予の適用に係
 る 代替農地等の取得価額の見積額等 に関する承認申請をいたします。
 都市営農農地等該当見込み等

買取りの申出等に係る農地又は採草放牧地の明細	農地等の所在地				計
	農地等の地目等、面積		m ²	m ²	m ²
	贈与を受けた年月日 相続(遺贈)のあった	平成 年 月 日	平成 年 月 日	平成 年 月 日	
	贈与の時の価額 相続(遺贈)	円	円	円	円
	農業投資価格	円	円	円	円
	農業投資価格超過額	円	円	円	円
	買取りの申出等の内容				
譲渡等又は採草放牧地の見込みの明細	譲渡等の予定年月日	平成 年 月 日	平成 年 月 日	平成 年 月 日	
	譲渡等の対価の見積額	円	円	円	円
	取得する農地又は採草放牧地の所在地				
	農地等の地目、面積		m ²	m ²	m ²
	取得予定年月日	平成 年 月 日	平成 年 月 日	平成 年 月 日	
取得対価の見積額	円	円	円	円	
都市営農農地等該当の明細	都市営農農地等該当予定日	平成 年 月 日	平成 年 月 日	平成 年 月 日	
	都市営農農地等該当見込みの農地又は採草放牧地の所在地				
	農地等の地目、面積		m ²	m ²	m ²

(注) 農地等とは、農地若しくは採草放牧地又は準農地をいいます。

関与税理士	印	電話番号
-------	---	------

(資 12-35-1-A 4 統一)

代替農地等の取得又は都市営農農地等該当に関する承認申請書
(納税猶予事案用)

整理簿番号

税務署
 受付印
 〒
 _____ 税務署長殿
 住所 _____
 申請者
 _____ 氏名 _____ 電話 _____
 _____ 年 _____ 月 _____ 日提出

租税特別措置法施行令 第40条の6 第43項 贈与税
 第40条の7 第45項 の規定により 相続税 の納税猶予の適用に係
 る 代替農地等の取得価額の見積額等 に関する承認申請をいたします。
 都市営農農地等該当見込み等

買取りの申出等に係る農地又は採草放牧地の明細	農地等の所在地				計
	農地等の地目等、面積		m ²	m ²	m ²
	贈与を受けた年月日 相続(遺贈)のあった	平成 年 月 日	平成 年 月 日	平成 年 月 日	
	贈与の時の価額 相続(遺贈)	円	円	円	円
	農業投資価格	円	円	円	円
	農業投資価格超過額	円	円	円	円
	買取りの申出等の内容				
譲渡等又は採草放牧地の見込みの明細	譲渡等の予定年月日	平成 年 月 日	平成 年 月 日	平成 年 月 日	
	譲渡等の対価の見積額	円	円	円	円
	取得する農地又は採草放牧地の所在地				
	農地等の地目、面積		m ²	m ²	m ²
	取得予定年月日	平成 年 月 日	平成 年 月 日	平成 年 月 日	
取得対価の見積額	円	円	円	円	
都市営農農地等該当の明細	都市営農農地等該当予定日	平成 年 月 日	平成 年 月 日	平成 年 月 日	
	都市営農農地等該当見込みの農地又は採草放牧地の所在地				
	農地等の地目、面積		m ²	m ²	m ²

(注) 農地等とは、農地若しくは採草放牧地又は準農地をいいます。

関与税理士	印	電話番号
-------	---	------

(資 12-35-1-A 4 統一)

買取りの申出等に伴う代替農地等の取得価額等に関する明細書

猶予整理簿 ※ 検印 ※

税務署長 殿

平成 年 月 日

〒 住所
氏名 (電話番号)

租税特別措置法施行規則 第23条の7 第29項 第23条の8 第24項 に規定する代替農地等の取得価額等は、次のとおりです。

Table with columns for acquisition details, transfer details, and calculation formulas. Includes rows for '譲渡等をした特別農地等の明細' and '取得した農地又は採草放牧地の明細'.

関与税理士 印 電話番号

(資12-36-A4統一)

※印欄は記入しないでください。

買取りの申出等に伴う代替農地等の取得価額等に関する明細書

猶予整理簿 ※ 検印 ※

税務署長 殿

平成 年 月 日

〒 住所
氏名 (電話番号)

租税特別措置法施行規則 第23条の7 第28項 第23条の8 第23項 に規定する代替農地等の取得価額等は、次のとおりです。

Table with columns for acquisition details, transfer details, and calculation formulas. Includes rows for '譲渡等をした特別農地等の明細' and '取得した農地又は採草放牧地の明細'.

関与税理士 印 電話番号

(資12-36-A4統一)

※印欄は記入しないでください。

記載方法等

この明細書は、買取りの申出等に係る都市営農農地等若しくは特定市街化区域農地等に係る農地又は採草放牧地の譲渡等につき代替農地等を取得するため税務署長の承認を受けていた場合において、その買取りの申出等の日から1年以内に都市営農農地等若しくは特定市街化区域農地等に係る農地又は採草放牧地を譲渡等し、かつ、その譲渡等の日から1年を経過する日までに代替農地等を取得した場合に、その代替農地等に関する事項を税務署長に提出する場合に使用してください。

- 1 本文の「租税特別措置法施行規則 第23条の7第29項」は、この明細書を提出する人が第23条の8第24項の文字を、相続税の納税猶予の適用を受けている場合は、「第23条の8第24項」の文字を、相続税の納税猶予の適用を受けている場合は、「第23条の7第29項」の文字を横線で抹消してください。
- 2 「譲渡等をした特例農地等の明細」の各欄には、譲渡等をした特例農地等に関する事項を記載してください。
この場合、次の欄は次により記載してください。
 - (1) 「農地等の地目」欄は、特例農地等の地目等に応じ、田、畑と記載してください。
 - (2) 「買取りの申出等の内容」欄は、買取りの申出等の内容に応じ、生産緑地法の規定に基づく買取りの申出、都市計画の決定若しくは変更による特定市街化区域農地等該当又は旧生産緑地法の第二種生産緑地地区に関する都市計画の失効と記載してください。
 - (3) 「譲渡等の年月日」及び「譲渡等の態様」の各欄は、譲渡年月日及び譲渡等の態様に応じ、譲渡、設定、耕作の放棄、消滅と記載してください。
- 3 「取得した農地又は採草放牧地の明細」の各欄には、取得した代替農地等に関する事項を記載してください。
なお、「取得の態様」欄は、上記2の?に準じて記載してください。
- 4 「買取りの申出等があったとされる部分」欄と「買取りの申出等がなかったとされる部分」欄は、上記2及び3により記載した事項に基づいて記載してください。

記載方法等

この明細書は、買取りの申出等に係る都市営農農地等若しくは特定市街化区域農地等に係る農地又は採草放牧地の譲渡等につき代替農地等を取得するため税務署長の承認を受けていた場合において、その買取りの申出等の日から1年以内に都市営農農地等若しくは特定市街化区域農地等に係る農地又は採草放牧地を譲渡等し、かつ、その譲渡等の日から1年を経過する日までに代替農地等を取得した場合に、その代替農地等に関する事項を税務署長に提出する場合に使用してください。

- 1 本文の「租税特別措置法施行規則 第23条の7第28項」は、この明細書を提出する人が第23条の8第23項の文字を、相続税の納税猶予の適用を受けている場合は、「第23条の8第23項」の文字を、相続税の納税猶予の適用を受けている場合は、「第23条の7第28項」の文字を横線で抹消してください。
- 2 「譲渡等をした特例農地等の明細」の各欄には、譲渡等をした特例農地等に関する事項を記載してください。
この場合、次の欄は次により記載してください。
 - (1) 「農地等の地目」欄は、特例農地等の地目等に応じ、田、畑と記載してください。
 - (2) 「買取りの申出等の内容」欄は、買取りの申出等の内容に応じ、生産緑地法の規定に基づく買取りの申出、都市計画の決定若しくは変更による特定市街化区域農地等該当又は旧生産緑地法の第二種生産緑地地区に関する都市計画の失効と記載してください。
 - (3) 「譲渡等の年月日」及び「譲渡等の態様」の各欄は、譲渡年月日及び譲渡等の態様に応じ、譲渡、設定、耕作の放棄、消滅と記載してください。
- 3 「取得した農地又は採草放牧地の明細」の各欄には、取得した代替農地等に関する事項を記載してください。
なお、「取得の態様」欄は、上記2の(3)に準じて記載してください。
- 4 「買取りの申出等があったとされる部分」欄と「買取りの申出等がなかったとされる部分」欄は、上記2及び3により記載した事項に基づいて記載してください。

都市営農農地等該当に関する明細書

猶予整理簿	検印
※	※

平成 年 月 日

税務署長 殿

〒 _____
 住所 _____
 氏名 _____ 印
 (電話番号 -)

第23条の7第30項
 租税特別措置法施行規則 第23条の8第25項
 に規定する特定市街化区域農地等に係る農地又は採草放牧地の都市営農

農地等該当に関する明細は、次のとおりです。

告示又は採草放牧事由地の係る細農	農地等の所在地			
	農地等の地目			
	農地等の面積	①	㎡	㎡
	告示又は事由の内容			
	告示又は事由が生じた年月日		平成 年 月 日	平成 年 月 日
	贈与価額 農業投資価格超過額	②	円	円
該明 当す細 にる	都市営農農地等に該当した日		平成 年 月 日	平成 年 月 日
	該当した農地等の面積	③	㎡	㎡
買等と 取がれ りある の部 申た分 出と	(① - ③) の面積	④	㎡	㎡
	$② \times \frac{① - ③}{①}$	⑤	円	円
買等と 取がれ りなれ の部 申た分 出た分	③ の面積	⑥	㎡	㎡
	$② \times \frac{③}{①}$	⑦	円	円

(注) 特定市街化区域農地等に係る農地又は採草放牧地が都市営農農地等に該当したことを証する市長、区長の証明書が必要となります。

関与税理士	印	電話番号
-------	---	------

(資12-37-A4統一)

※印欄は記入しないでください。

都市営農農地等該当に関する明細書

猶予整理簿	検印
※	※

平成 年 月 日

税務署長 殿

〒 _____
 住所 _____
 氏名 _____ 印
 (電話番号 -)

第23条の7第29項
 租税特別措置法施行規則 第23条の8第24項
 に規定する特定市街化区域農地等に係る農地又は採草放牧地の都市営農

農地等該当に関する明細は、次のとおりです。

告示又は採草放牧事由地の係る細農	農地等の所在地			
	農地等の地目			
	農地等の面積	①	㎡	㎡
	告示又は事由の内容			
	告示又は事由が生じた年月日		平成 年 月 日	平成 年 月 日
	贈与価額 農業投資価格超過額	②	円	円
該明 当す細 にる	都市営農農地等に該当した日		平成 年 月 日	平成 年 月 日
	該当した農地等の面積	③	㎡	㎡
買等と 取がれ りある の部 申た分 出と	(① - ③) の面積	④	㎡	㎡
	$② \times \frac{① - ③}{①}$	⑤	円	円
買等と 取がれ りなれ の部 申た分 出た分	③ の面積	⑥	㎡	㎡
	$② \times \frac{③}{①}$	⑦	円	円

(注) 特定市街化区域農地等に係る農地又は採草放牧地が都市営農農地等に該当したことを証する市長、区長の証明書が必要となります。

関与税理士	印	電話番号
-------	---	------

(資12-37-A4統一)

※印欄は記入しないでください。

(裏)
記載方法等

この明細書は、買取りの申出等に係る特定市街化区域農地等に係る農地又は採草放牧地の都市営農農地等該当見込みにつき税務署長の承認を受けていた場合において、その買取りの申出等（都市計画法の規定による告示又は都市計画の失効）の日から1年以内に特定市街化区域農地等に係る農地又は採草放牧地が都市営農農地等に該当することとなった場合に、その都市営農農地等該当に関する事項を税務署長に提出する場合に使用してください。

- 1 本文の「租税特別措置法施行規則第23条の7第30項第23条の8第25項」は、この明細書を提出する人が贈与税の納税猶予の適用を受けている場合は、「第23条の8第25項」の文字を、相続税の納税猶予の適用を受けている場合は、「第23条の7第30項」の文字を横線で抹消してください。
- 2 「告示若しくは事由に係る農地又は採草放牧地の明細」の各欄には、都市計画の決定又は変更により特定市街化区域農地等に該当することとなった特例農地等に関する事項を記載してください。
この場合、次の欄は次により記載してください。
 - (1) 「農地等の地目」欄は、特例農地等の地目等に応じ、田、畑と記載してください。
 - (2) 「告示又は事由の内容」欄は、都市計画の決定若しくは変更による特定市街化区域農地等該当又は旧生産緑地法の第二種生産緑地地区に関する都市計画の失効と記載してください。
- 3 「該当に関する明細」の各欄には、都市営農農地等に該当することとなった農地又は採草放牧地に関する事項を記載してください。
- 4 「買取りの申出等があったとされる部分」欄と「買取りの申出等がなかったとされる部分」欄は、上記2及び3により記載した事項に基づいて記載してください。

(裏)
記載方法等

この明細書は、買取りの申出等に係る特定市街化区域農地等に係る農地又は採草放牧地の都市営農農地等該当見込みにつき税務署長の承認を受けていた場合において、その買取りの申出等（都市計画法の規定による告示又は都市計画の失効）の日から1年以内に特定市街化区域農地等に係る農地又は採草放牧地が都市営農農地等に該当することとなった場合に、その都市営農農地等該当に関する事項を税務署長に提出する場合に使用してください。

- 1 本文の「租税特別措置法施行規則第23条の7第29項第23条の8第24項」は、この明細書を提出する人が贈与税の納税猶予の適用を受けている場合は、「第23条の8第24項」の文字を、相続税の納税猶予の適用を受けている場合は、「第23条の7第29項」の文字を横線で抹消してください。
- 2 「告示若しくは事由に係る農地又は採草放牧地の明細」の各欄には、都市計画の決定又は変更により特定市街化区域農地等に該当することとなった特例農地等に関する事項を記載してください。
この場合、次の欄は次により記載してください。
 - (1) 「農地等の地目」欄は、特例農地等の地目等に応じ、田、畑と記載してください。
 - (2) 「告示又は事由の内容」欄は、都市計画の決定若しくは変更による特定市街化区域農地等該当又は旧生産緑地法の第二種生産緑地地区に関する都市計画の失効と記載してください。
- 3 「該当に関する明細」の各欄には、都市営農農地等に該当することとなった農地又は採草放牧地に関する事項を記載してください。
- 4 「買取りの申出等があったとされる部分」欄と「買取りの申出等がなかったとされる部分」欄は、上記2及び3により記載した事項に基づいて記載してください。

被相続人の氏名	
相続人の氏名	

被相続人の氏名	
相続人の氏名	

代替農地等の取得又は都市営農農地等該当の承認を受けている場合の買取りの申出等に係る特例農地等の明細書（租税特別措置法施行規則第23条の8第4項第9号）

代替農地等の取得又は都市営農農地等該当の承認を受けている場合の買取りの申出等に係る特例農地等の明細書（租税特別措置法施行規則第23条の8第3項第9号）

租税特別措置法第70条の4第1項に規定する贈与者の死亡の日前1年以内に買取りの申出等に係る特例農地等の譲渡等をし、代替農地等の取得に関する承認を受けている場合又は当該買取りの申出等に係る特定市街化区域農地等の都市営農農地等該当に関する承認を受けている場合において、その承認が相続税に関する代替農地等の取得に関する承認又は都市営農農地等該当に関する承認とみなされるときに買取りの申出等に係る特例農地等の明細は、次のとおりです。

租税特別措置法第70条の4第1項に規定する贈与者の死亡の日前1年以内に買取りの申出等に係る特例農地等の譲渡等をし、代替農地等の取得に関する承認を受けている場合又は当該買取りの申出等に係る特定市街化区域農地等の都市営農農地等該当に関する承認を受けている場合において、その承認が相続税に関する代替農地等の取得に関する承認又は都市営農農地等該当に関する承認とみなされるときに買取りの申出等に係る特例農地等の明細は、次のとおりです。

買取りの申出等に係る特例農地等の所在地番				
地目等				
面積	m ²	m ²	m ²	m ²
相続時における価額	円	円	円	円
相続時における農業投資価格超過額	円	円	円	円
買取りの申出等の年月日	平成 年 月 日			
買取りの申出等の内容				
譲渡等の対価の額	円	円	円	円
譲渡等の年月日、譲渡等の態様	平成 年 月 日			
都市営農農地等該当年月日	平成 年 月 日			

買取りの申出等に係る特例農地等の所在地番				
地目等				
面積	m ²	m ²	m ²	m ²
相続時における価額	円	円	円	円
相続時における農業投資価格超過額	円	円	円	円
買取りの申出等の年月日	平成 年 月 日			
買取りの申出等の内容				
譲渡等の対価の額	円	円	円	円
譲渡等の年月日、譲渡等の態様	平成 年 月 日			
都市営農農地等該当年月日	平成 年 月 日			

(資12-38-A4統一)

(資12-38-A4統一)

通達日付印の年月日	捺印	番 号
年 月 日		

特例農地等についての使用貸借による権利の設定に関する届出書

猶予整理簿	審 査
※	※

平成 年 月 日

_____ 税務署長 殿

〒

届出者住所 _____

氏名 _____ 印
(電話番号 -)

農業者年金基金法の規定に基づく特例付加年金又は経営移譲年金の支給を受けるため租税特別措置法第70条の4第1項の規定の適用を受けている農地等につき _____ に
対し使用貸借による権利の設定をしたので届け出ます。

※印欄は記入しないでください。

推定相続人	住 所	氏 名	届 出 者 と 続 柄
届出者が贈与者から農地等を取得した年月日	平成 年 月 日		

1 使用貸借による権利の設定は、租税特別措置法第70条の4第1項の規定の適用を受ける農地等のすべてについて行われており、その権利設定の日は、平成 年 月 日です。

2 使用貸借による権利の設定をした農地等の明細は、別紙のとおりです。

3 私は、平成 年 月 日付で農業を営む者でなくなったことの届出又は農業者年金の請求をしております。

4 私は、推定相続人 _____ の営む農業経営に従事しております。

添付書類

- _____ が届出者の推定相続人であることを証する書類（戸籍謄本又は抄本）
- 推定相続人の適格証明書（農業委員会の証明書）
- 使用貸借による権利設定の契約書の写しその他その事実を証する書類（農地法第3条の許可書の写し）
- 農業を営む者でなくなったことの届出書の写しその他その届出がされていることを証する書類
又は
農業者年金経営移譲年金裁定請求書の写しその他その請求がされていることを証する書類（農業協同組合の証明書）
- 届出者が推定相続人の営む農業経営に従事していることを証する書類（農地等の所在地の農業委員会の証明書）

関与税理士	印	電話番号
-------	---	------

(資12-22-A4統一)

猶予整理簿	審 査
※	※

特例農地等についての使用貸借による権利の設定に関する届出書

平成 年 月 日

_____ 税務署長 殿

〒

届出者住所 _____

氏名 _____ 印
(電話番号 -)

農業者年金基金法の規定に基づく特例付加年金又は経営移譲年金の支給を受けるため租税特別措置法第70条の4第1項の規定の適用を受けている農地等につき _____ に
対し使用貸借による権利の設定をしたので届け出ます。

※印欄は記入しないでください。

推定相続人	住 所	氏 名	届 出 者 と 続 柄
届出者が贈与者から農地等を取得した年月日	平成 年 月 日		

1 使用貸借による権利の設定は、租税特別措置法第70条の4第1項の規定の適用を受ける農地等のすべてについて行われており、その権利設定の日は、平成 年 月 日です。

2 使用貸借による権利の設定をした農地等の明細は、別紙のとおりです。

3 私は、平成 年 月 日付で農業を営む者でなくなったことの届出又は農業者年金の請求をしております。

4 私は、推定相続人 _____ の営む農業経営に従事しております。

添付書類

- _____ が届出者の推定相続人であることを証する書類（戸籍謄本又は抄本）
- 推定相続人の適格証明書（農業委員会の証明書）
- 使用貸借による権利設定の契約書の写しその他その事実を証する書類（農地法第3条の許可書の写し）
- 農業を営む者でなくなったことの届出書の写しその他その届出がされていることを証する書類
又は
農業者年金経営移譲年金裁定請求書の写しその他その請求がされていることを証する書類（農業協同組合の証明書）
- 届出者が推定相続人の営む農業経営に従事していることを証する書類（農地等の所在地の農業委員会の証明書）

関与税理士	印	電話番号
-------	---	------

(資12-22-A4統一)

通信日付印の年月日	確認印	番 号
年 月 日		

推定相続人の死亡に伴う他の推定相続人等に対する使用貸借による権利の設定に関する届出書

猶予整理簿	審 査
※	※

平成 年 月 日

税務署長 殿

〒

届出者住所 _____

氏名 _____ 印
(電話番号 -)

推定相続人 _____ の死亡によりその者に使用させていた農地等
死亡推定相続人の相続人
につき他の推定相続人 _____ に対し使用貸借による権利
の設定をしたので届け出ます。

※印欄は記入しないでください。

死亡推定相続人の相続人 他の推定相続人	住 所	氏 名	死亡推定 相続人又は 届出者との 続 柄
死亡した推定相続人	住 所	氏 名	死 亡 年 月 日 平 成 年 月 日

- 使用貸借による権利の設定は、推定相続人 _____ の死亡に伴い、他の推定相続人等 _____ に対し、租税特別措置法第70条の4第1項の適用を受けている農地等のすべてについて行われたものであり、その権利設定の日は、平成 年 月 日です。
- 使用貸借による権利の設定をした農地等の明細は、別紙のとおりです。

添付書類

- _____ が届出者の他の推定相続人等であることを証する書類（戸籍謄本又は抄本）
- 他の推定相続人等の適格証明書（農業委員会の証明書）
- 使用貸借による権利設定の契約書の写しその他その事実を証する書類（農地法第3条の許可書の写し）
- 届出者が他の推定相続人等の営む農業経営に従事していることを証する書類（農地等の所在地の農業委員会の証明書）

関与税理士	印	電 話 番 号
-------	---	---------

(資12-23-A4統一)

猶予整理簿	審 査
※	※

推定相続人の死亡に伴う他の推定相続人等に対する使用貸借による権利の設定に関する届出書

平成 年 月 日

税務署長 殿

〒

届出者住所 _____

氏名 _____ 印
(電話番号 -)

推定相続人 _____ の死亡によりその者に使用させていた農地等
死亡推定相続人の相続人
につき他の推定相続人 _____ に対し使用貸借による権利
の設定をしたので届け出ます。

※印欄は記入しないでください。

死亡推定相続人の相続人 他の推定相続人	住 所	氏 名	死亡推定 相続人又は 届出者との 続 柄
死亡した推定相続人	住 所	氏 名	死 亡 年 月 日 平 成 年 月 日

- 使用貸借による権利の設定は、推定相続人 _____ の死亡に伴い、他の推定相続人等 _____ に対し、租税特別措置法第70条の4第1項の適用を受けている農地等のすべてについて行われたものであり、その権利設定の日は、平成 年 月 日です。
- 使用貸借による権利の設定をした農地等の明細は、別紙のとおりです。

添付書類

- _____ が届出者の他の推定相続人等であることを証する書類（戸籍謄本又は抄本）
- 他の推定相続人等の適格証明書（農業委員会の証明書）
- 使用貸借による権利設定の契約書の写しその他その事実を証する書類（農地法第3条の許可書の写し）
- 届出者が他の推定相続人等の営む農業経営に従事していることを証する書類（農地等の所在地の農業委員会の証明書）

関与税理士	印	電 話 番 号
-------	---	---------

(資12-23-A4統一)

通信日付印の年月日	確認印	番 号
年 月 日		

推定相続人の死亡に伴う受贈者の
農業経営開始の届出書

猶予整理簿	審 査
※	※

平成____年____月____日

_____ 税務署長 殿

〒

届出者住所_____

氏名_____ 印
(電話番号 _____)

推定相続人_____の死亡によりその者に使用させていた農地等
につき私が農業経営を開始したので届け出ます。

※印欄は記入しないでください。

死亡した推定相続人	住 所	氏 名	死亡年月日	平 成 年 日
届出者が農地等に係る農業経営を開始した年月日		平 成 年 月 日		

添付書類

届出者が農業経営を開始したと認められる旨の証明書（農地等の所在地の農業委員会の証明書）

関与税理士	印	電話番号
-------	---	------

(資12-24-A4統一)

猶予整理簿	審 査
※	※

推定相続人の死亡に伴う受贈者の
農業経営開始の届出書

平成____年____月____日

_____ 税務署長 殿

〒

届出者住所_____

氏名_____ 印
(電話番号 _____)

推定相続人_____の死亡によりその者に使用させていた農地等
につき私が農業経営を開始したので届け出ます。

※印欄は記入しないでください。

死亡した推定相続人	住 所	氏 名	死亡年月日	平 成 年 日
届出者が農地等に係る農業経営を開始した年月日		平 成 年 月 日		

添付書類

届出者が農業経営を開始したと認められる旨の証明書（農地等の所在地の農業委員会の証明書）

関与税理士	印	電話番号
-------	---	------

(資12-24-A4統一)

被相続人の氏名	
相続人の氏名	

農業相続人が推定相続人に使用貸借
他の推定相続人等
による権利の設定をしていることの明細書

租税特別措置法施行規則第23条の8第4項第5号の規定による農業相続人が
推定相続人に使用貸借による権利の設定をしている明細は、次のとおりです。
他の推定相続人等

推定相続人 他の推定相続人等	住 所	氏 名
-------------------	--------	--------

- 1 相続又は遺贈により取得したものとみなされる農地等で、推定相続人
他の推定相続人等
に対して使用貸借による権利
の設定をしているものの明細は、別紙のとおりです。
- 2 推定相続人
他の推定相続人等
に対し農地等につき使用貸借による権利の設定をした日は、平成____年____月____日
です。
なお、その農地等については、今回の相続開始後も引き続き推定相続人
他の推定相続人等
に使用させています。
- 3 相続人は、推定相続人
他の推定相続人等
の営む農業経営に従事しておりましたが、今回の相続開始後も引き続きその
農業経営に従事しています。

(資12-25-A4統一)

被相続人の氏名	
相続人の氏名	

農業相続人が推定相続人に使用貸借
他の推定相続人等
による権利の設定をしていることの明細書

租税特別措置法施行規則第23条の8第3項第5号の規定による農業相続人が
推定相続人に使用貸借による権利の設定をしている明細は、次のとおりです。
他の推定相続人等

推定相続人 他の推定相続人等	住 所	氏 名
-------------------	--------	--------

- 1 相続又は遺贈により取得したものとみなされる農地等で、推定相続人
他の推定相続人等
に対して使用貸借による権利
の設定をしているものの明細は、別紙のとおりです。
- 2 推定相続人
他の推定相続人等
に対し農地等につき使用貸借による権利の設定をした日は、平成____年____月____日
です。
なお、その農地等については、今回の相続開始後も引き続き推定相続人
他の推定相続人等
に使用させています。
- 3 相続人は、推定相続人
他の推定相続人等
の営む農業経営に従事しておりましたが、今回の相続開始後も引き続きその
農業経営に従事しています。

(資12-25-A4統一)

(裏)
記載方法等
(1号承認申請書 付表)

- 1 この付表は、特定市街化区域農地等の特定転用に関する承認申請書と一緒に提出してください。
- 2 この付表は、次により記載してください。
 - (1) 「2」欄は、納税猶予の特例の適用を受けた農地又は採草放牧地について、1筆ごとに、次によって記載します。
 - イ 「所在場所」欄は、土地の登記簿上の表示に従って、地番まで記載します。
 - ロ 「地目」欄は、登記簿上の地目を記載します。
 - ハ 「面積」欄は、相続税の申告書上の面積を記載します。
 - ニ 「承認を受けようとする特定市街化区域農地等」欄は、承認申請をしようとする農地等については「該当」を、それ以外の農地等については「非該当」を○で囲んでください。
 - ホ 「申請分の実測面積」欄は、承認を受けようとする特定市街化区域農地等」欄の「該当」を○で囲んだものについて実測がなされている場合にその面積を記載します。
 - (2) 「4」欄は、承認を受けて転用しようとする特定市街化区域農地等とともに同一用途に供する土地等がある場合に、その明細を(1)に準じて記載してください。

(裏)
記載方法等
(1号承認申請書 付表)

- 1 この付表は、特定市街化区域農地等の特定転用に関する承認申請書と一緒に提出してください。
- 2 この付表は、次により記載してください。
 - (1) 「2」欄は、納税猶予の特例の適用を受けた農地又は採草放牧地について、1筆ごとに、次によって記載します。
 - イ 「所在場所」欄は、土地の登記簿上の表示に従って、地番まで記載します。
 - ロ 「地目」欄は、登記簿上の地目を記載します。
 - ハ 「面積」欄は、相続税の申告書上の面積を記載します。
 - ニ 「承認を受けようとする特定市街化区域農地等」欄は、承認申請をしようとする農地等については「該当」を、それ以外の農地棟については「非該当」を○で囲んでください。
 - ホ 「申請分の実測面積」欄は、「特定転用の承認申請をしようとする特定市街化区域農地等」欄の「該当」を○で囲んだものについて実測がなされている場合にその面積を記載します。
 - (2) 「承認を受けて転用しようとする特定市街化区域農地等とともに同一用途に供する土地等がある場合のその明細」欄は、承認を受けて転用しようとする特定市街化区域農地等とともに同一用途に供する土地等がある場合に、その明細を(1)に準じて記載してください。

(裏)
記載方法等
(2号承認申請書 付表)

- 1 この付表は、特定市街化区域農地等の特定転用に関する承認申請書と一緒に提出してください。
- 2 この付表は、次により記載してください。
 - (1) 「2」欄は、納税猶予の特例の適用を受けた農地又は採草放牧地について、1筆ごとに、次によって記載します。
 - イ 「所在場所」欄は、土地の登記簿上の表示に従って、地番まで記載します。
 - ロ 「地目」欄は、登記簿上の地目を記載します。
 - ハ 「面積」欄は、相続税の申告書上の面積を記載します。
 - ニ 「承認を受けようとする特定市街化区域農地等」欄は、承認申請をしようとする農地等については「該当」を、それ以外の農地等については「非該当」を○で囲んでください。
 - ホ 「申請分の実測面積」欄は、「承認を受けようとする特定市街化区域農地等」欄の「該当」を○で囲んだものについて実測がなされている場合にその面積を記載します。
 - (2) 「5」欄は、承認を受けて転用しようとする特定市街化区域農地等とともに同一用途に供する土地等がある場合に、その明細を(1)に準じて記載してください。

(裏)
記載方法等
(2号承認申請書 付表)

- 1 この付表は、特定市街化区域農地等の特定転用に関する承認申請書と一緒に提出してください。
- 2 この付表は、次により記載してください。
 - (1) 「2」欄は、納税猶予の特例の適用を受けた農地又は採草放牧地について、1筆ごとに、次によって記載します。
 - イ 「所在場所」欄は、土地の登記簿上の表示に従って、地番まで記載します。
 - ロ 「地目」欄は、登記簿上の地目を記載します。
 - ハ 「面積」欄は、相続税の申告書上の面積を記載します。
 - ニ 「承認を受けようとする特定市街化区域農地等」欄は、承認申請をしようとする農地等については「該当」を、それ以外の農地等については「非該当」を○で囲んでください。
 - ホ 「申請分の実測面積」欄は、「特定転用の承認申請をしようとする特定市街化区域農地等」欄の「該当」を○で囲んだものについて実測がなされている場合にその面積を記載します。
 - (2) 「承認を受けて転用しようとする特定市街化区域農地等とともに同一用途に供する土地等がある場合のその明細」欄は、承認を受けて転用しようとする特定市街化区域農地等とともに同一用途に供する土地等がある場合に、その明細を(1)に準じて記載してください。

(裏)
記載方法等

この届出書は、平成9年4月1日現在において特定市街化区域農地等に該当する農地又は採草農牧地について租税特別措置法の一部を改正する法律（平成3年法律第16号）附則第19条第6項第1号又は第2号に掲げる要件に該当する転用をする見込みにつき税務署長の承認を受けた農業相続人が、その要件に該当する共同住宅の建設の工事に着手したことを確認した場合の届出書として使用してください。

なお、この届出書は、共同住宅の建設の工事に着手したことを確認した後遅滞なく税務署長に提出してください

1 この届出書の「1」欄は、転用した農地又は採草放牧地の1筆ごとに、次により記載してください。

- (1) 「所在場所」欄は、土地の登記簿上の表示に従って、地番まで記載します。
- (2) 「地目」欄は、貸付け前の登記簿上の地目を記載します。
- (3) 「面積」は、貸付けに係る農地又は採草放牧地の相続税の申告面積により記載します。

2 この届出書の「2」欄は、原則として承認申請書に添付した「新築又は取得に係る共同住宅に関する証明書」の記載に従って記載します。なお、承認申請の時からこの届出書を提出する時まで、設計変更等があった場合には、それに従って記載します。

なお、次の点に注意して記載してください。

- (1) 「棟別」欄には、共同住宅の棟別の名称を記載してください（名称が定まっていない場合には、仮称を記載してください。）。
- (2) 「独立部分の数」欄及び「共同住宅の床面積」欄は、その共同住宅全体の独立部分の数又は総床面積を記載します。
- (3) 「独立部分の床面積」欄には、共同住宅内の各独立部分の面積のうち最も広い独立部分の面積と最も狭い独立部分の面積の双方を記載してください。
- (4) 「独立部分3.3㎡当たりの取得予定価額」欄は、特定転用の承認申請書の提出の時からこの届出書の提出時まで、取得予定価額に変更があった場合には、変更後の取得予定価額を記載してください。
- (5) 「各棟ごとの敷地の明細」欄については、1棟ごとの共同住宅の敷地 となっている土地の所在地を記載します。

3 「3」欄又は「4」欄は、承認を受けた各号ごとに記載するものとし、「1号該当分」については「3」欄に記載した上「4」欄に斜線を引き、「2号該当分」については「4」欄に記載した上「3」に斜線を引いてください。

(裏)
記載方法等

この届出書は、平成9年4月1日現在において特定市街化区域農地等に該当する農地又は採草農牧地について租税特別措置法の一部を改正する法律（平成3年法律第16号）附則第6項第1号又は第2号に掲げる要件に該当する転用をする見込みにつき税務署長の承認を受けた農業相続人が、その要件に該当する共同住宅の建設の工事に着手したことを確認した場合の届出書として使用してください。

なお、この届出書は、共同住宅の建設の工事に着手したことを確認した後遅滞なく税務署長に提出してください

1 この届出書の「1」欄は、転用した農地又は採草放牧地の1筆ごとに、次により記載してください。

- (1) 「所在場所」欄は、土地の登記簿上の表示に従って、地番まで記載します。
- (2) 「地目」欄は、貸付け前の登記簿上の地目を記載します。
- (3) 「面積」は、貸付けに係る農地又は採草放牧地の相続税の申告面積により記載します。

2 この届出書の「2」欄は、原則として承認申請書に添付した「新築又は取得に係る共同住宅に関する証明書」の記載に従って記載します。なお、承認申請の時からこの届出書を提出する時まで、設計変更等があった場合には、それに従って記載します。

なお、次の点に注意して記載してください。

- (1) 「棟別」欄には、共同住宅の棟別の名称を記載してください（名称が定まっていない場合には、仮称を記載してください。）。
- (2) 「独立部分の数」欄及び「共同住宅の床面積」欄は、その共同住宅全体の独立部分の数又は総床面積を記載します。
- (3) 「独立部分の床面積」欄には、共同住宅内の各独立部分の面積のうち最も広い独立部分の面積と最も狭い独立部分の面積の双方を記載してください。
- (4) 「独立部分3.3㎡当たりの取得予定価額」欄は、特定転用の承認申請書の提出の時からこの届出書の提出時まで、取得予定価額に変更があった場合には、変更後の取得予定価額を記載してください。
- (5) 「各棟ごとの敷地の明細」欄については、1棟ごとの共同住宅の敷地 となっている土地の所在地を記載します。

3 「3」欄又は「4」欄は、承認を受けた各号ごとに記載するものとし、「1号該当分」については「3」欄に記載した上「4」欄に斜線を引き、「2号該当分」については「4」欄に記載した上「3」に斜線を引いてください。

通情日付印の年月日	確認印	番 号
年 月 日		

贈与税の特例適用農地等について農用地利用集積計画の定めるところによる賃借権等の設定に基づき貸し付けた旨の届出書

贈与税の特例適用農地等について農用地利用集積計画の定めるところによる賃借権等の設定に基づき貸し付けた旨の届出書

平成 ____ 年 ____ 月 ____ 日

_____ 税務署長 殿

〒
届出者住所 _____

氏名 _____ 印
(電話番号 _____)

租税特別措置法第70条の4第8項の規定の適用を受けるため、同条第1項の規定の適用を受けている農地等（特例適用農地等）について、農業経営基盤強化促進法第20条に規定する農用地利用集積計画の定めるところによる賃借権等の設定に基づき特例適用農地等を貸し付けたので、租税特別措置法第70条の4第9項の規定により届け出ます。

なお、農業経営基盤強化促進法第20条に規定する農用地利用集積計画の定めるところによる賃借権等の設定に基づき貸し付けた特例適用農地等（貸付特例適用農地等）の明細及び貸付特例適用農地等に代わるものとして同条に規定する農用地利用集積計画の定めるところによる賃借権等の設定に基づき借り受けた農地等（借受代替農地等）の明細は、別紙のとおりです。

平成 ____ 年 ____ 月 ____ 日

_____ 税務署長 殿

〒
届出者住所 _____

氏名 _____ 印
(電話番号 _____)

租税特別措置法第70条の4第8項の規定の適用を受けるため、同条第1項の規定の適用を受けている農地等（特例適用農地等）について、農業経営基盤強化促進法第20条に規定する農用地利用集積計画の定めるところによる賃借権等の設定に基づき特例適用農地等を貸し付けたので、租税特別措置法第70条の4第9項の規定により届け出ます。

なお、農業経営基盤強化促進法第20条に規定する農用地利用集積計画の定めるところによる賃借権等の設定に基づき貸し付けた特例適用農地等（貸付特例適用農地等）の明細及び貸付特例適用農地等に代わるものとして同条に規定する農用地利用集積計画の定めるところによる賃借権等の設定に基づき借り受けた農地等（借受代替農地等）の明細は、別紙のとおりです。

贈与者	住所	氏名
-----	----	----

贈与者	住所	氏名
-----	----	----

届出者が贈与者から農地等を取得した年月日	昭和 ____ 年 ____ 月 ____ 日 平成 ____ 年 ____ 月 ____ 日
----------------------	--

届出者が贈与者から農地等を取得した年月日	昭和 ____ 年 ____ 月 ____ 日 平成 ____ 年 ____ 月 ____ 日
----------------------	--

貸付特例適用農地等に係る農用地利用集積計画の内容	公告年月日	平成 ____ 年 ____ 月 ____ 日
	公告番号	
	賃借権等の存続期間(始期~終期)	平成 ____ 年 ____ 月 ____ 日 ~ 平成 ____ 年 ____ 月 ____ 日

貸付特例適用農地等に係る農用地利用集積計画の内容	公告年月日	平成 ____ 年 ____ 月 ____ 日
	公告番号	
	賃借権等の存続期間(始期~終期)	平成 ____ 年 ____ 月 ____ 日 ~ 平成 ____ 年 ____ 月 ____ 日

貸付特例適用農地等に対する借受代替農地等の面積の割合(計算の明細) (注) この特例の適用を受けるには、ここでの計算の割合が80%以上である必要があります。	$\frac{\text{(借受代替農地等の合計面積)} \text{ (別紙の②)} \text{ m}^2}{\text{(貸付特例適用農地等の合計面積)} \text{ (別紙の①)} \text{ m}^2} = \text{ } \% \geq 80\%$ <small>(小数点以下切捨)</small>
---	--

貸付特例適用農地等に対する借受代替農地等の面積の割合(計算の明細) (注) この特例の適用を受けるには、ここでの計算の割合が80%以上である必要があります。	$\frac{\text{(借受代替農地等の合計面積)} \text{ (別紙の②)} \text{ m}^2}{\text{(貸付特例適用農地等の合計面積)} \text{ (別紙の①)} \text{ m}^2} = \text{ } \% \geq 80\%$ <small>(小数点以下切捨)</small>
---	--

- (提出書類)
- 1 農業経営基盤強化促進法第19条の規定により公告された貸付特例適用農地等に係る農用地利用集積計画の写し及び当該公告年月日を証する書類
 - 2 農業経営基盤強化促進法第19条の規定により公告された借受代替農地等に係る農用地利用集積計画の写し及び当該公告年月日を証する書類
 - 3 貸付特例適用農地等を借り受けた者が農業経営基盤強化促進法第4条第2項に規定する農地保有合理化法人である場合には、当該農地保有合理化法人から当該貸付特例適用農地等を借り受けた方が確認できる農用地利用集積計画の写し

- (提出書類)
- 1 農業経営基盤強化促進法第19条の規定により公告された貸付特例適用農地等に係る農用地利用集積計画の写し及び当該公告年月日を証する書類
 - 2 農業経営基盤強化促進法第19条の規定により公告された借受代替農地等に係る農用地利用集積計画の写し及び当該公告年月日を証する書類
 - 3 貸付特例適用農地等を借り受けた者が農業経営基盤強化促進法第4条第2項に規定する農地保有合理化法人である場合には、当該農地保有合理化法人から当該貸付特例適用農地等を借り受けた方が確認できる農用地利用集積計画の写し

関与税理士	印	電話番号
-------	---	------

関与税理士	印	電話番号
-------	---	------

通達日付印の年月日	捺印	番 号
年 月 日		

貸付特例適用農地等の変更届出書
(再借受代替農地等を借り受けた場合)

捺印	捺印
※	※

平成 年 月 日

税務署長 殿

届出者 住所 _____
氏名 _____ 印
(電話番号 _____)

租税特別措置法第70条の4第8項の規定の適用を受けている貸付特例適用農地等(平成 年 月 日届出分)については、同条第10項第1号に該当することとなりましたが、同条第8項の規定の適用を受けたいので、再借受代替農地等に係る賃借権等の設定に関する事項等について同条第11項の規定により関係書類を添付して届け出ます。

※印欄は記入しなくても構いません。

農地等の贈与を受けた年月日 相続(遺贈)があった	昭和 年 月 日
贈与者 住所 _____ 被相続人 住所 _____	氏名 _____

① 農業の用に供されていない借受代替農地等の明細

番号	借受代替農地等の所在地番	地目	面積	農業の用に供されなくなった理由及びその発生した年月日
1			㎡	(. . .)
2				(. . .)
3				(. . .)
農業の用に供されていない借受代替農地等の合計面積			(A) ㎡	

② 再借受代替農地等の明細

番号	再借受代替農地等の所在地番		貸付者の氏名	貸付者の住所
	地目	面積		
1		㎡	使用貸借・賃貸借	. . . ~ . . .
2			使用貸借・賃貸借	. . . ~ . . .
3			使用貸借・賃貸借	. . . ~ . . .
再借受代替農地等の合計面積			(B) ㎡	

(注) 上記①及び②について書ききれない場合には、適宜の用紙に記載して差し支えありません。

③ 借受代替農地等のすべてに係る土地の合計面積の貸付特例適用農地等に係る土地の面積に対する割合に関する計算明細書

イ 当該変更届出書の直前に届け出ている借受代替農地等の合計面積 (C) ㎡

ロ 当該変更届出書の提出による借受代替農地等のすべてに係る土地の合計面積の貸付特例適用農地等に係る土地の面積に対する割合に関する計算の明細

(イ) 変更届出後の借受代替農地等の合計面積 (a)

(上記(C)の面積 ㎡) - (上記(A)の面積 ㎡) + (上記(B)の面積 ㎡) = (a) ㎡

(ロ) 貸付特例適用農地等に係る土地の面積 (b) ㎡

(ハ) 当該変更届出書の提出による借受代替農地等のすべてに係る土地の合計面積の貸付特例適用農地等に係る土地の面積に対する割合

(上記(a)の面積 ㎡) / (上記(b)の面積 ㎡) = _____ % (≧80%)
(小数点以下四捨五入)

(添付書類)
・ 農業経営基盤強化促進法第19条の規定により公告された再借受代替農地等に係る農用地利用集積計画の写し及び当該公告年月日を証する書類

関与税理士	印	電話番号
-------	---	------

(資12-78-A4統一)

貸付特例適用農地等の変更届出書
(再借受代替農地等を借り受けた場合)

捺印	捺印
※	※

平成 年 月 日

税務署長 殿

届出者 住所 _____
氏名 _____ 印
(電話番号 _____)

租税特別措置法第70条の4第8項の規定の適用を受けている貸付特例適用農地等(平成 年 月 日届出分)については、同条第10項第1号に該当することとなりましたが、同条第8項の規定の適用を受けたいので、再借受代替農地等に係る賃借権等の設定に関する事項等について同条第11項の規定により関係書類を添付して届け出ます。

※印欄は記入しなくても構いません。

農地等の贈与を受けた年月日 相続(遺贈)があった	昭和 年 月 日
贈与者 住所 _____ 被相続人 住所 _____	氏名 _____

① 農業の用に供されていない借受代替農地等の明細

番号	借受代替農地等の所在地番	地目	面積	農業の用に供されなくなった理由及びその発生した年月日
1			㎡	(. . .)
2				(. . .)
3				(. . .)
農業の用に供されていない借受代替農地等の合計面積			(A) ㎡	

② 再借受代替農地等の明細

番号	再借受代替農地等の所在地番		貸付者の氏名	貸付者の住所
	地目	面積		
1		㎡	使用貸借・賃貸借	. . . ~ . . .
2			使用貸借・賃貸借	. . . ~ . . .
3			使用貸借・賃貸借	. . . ~ . . .
再借受代替農地等の合計面積			(B) ㎡	

(注) 上記①及び②について書ききれない場合には、適宜の用紙に記載して差し支えありません。

③ 借受代替農地等のすべてに係る土地の合計面積の貸付特例適用農地等に係る土地の面積に対する割合に関する計算明細書

イ 当該変更届出書の直前に届け出ている借受代替農地等の合計面積 (C) ㎡

ロ 当該変更届出書の提出による借受代替農地等のすべてに係る土地の合計面積の貸付特例適用農地等に係る土地の面積に対する割合に関する計算の明細

(イ) 変更届出後の借受代替農地等の合計面積 (a)

(上記(C)の面積 ㎡) - (上記(A)の面積 ㎡) + (上記(B)の面積 ㎡) = (a) ㎡

(ロ) 貸付特例適用農地等に係る土地の面積 (b) ㎡

(ハ) 当該変更届出書の提出による借受代替農地等のすべてに係る土地の合計面積の貸付特例適用農地等に係る土地の面積に対する割合

(上記(a)の面積 ㎡) / (上記(b)の面積 ㎡) = _____ % (≧80%)
(小数点以下四捨五入)

(添付書類)
・ 農業経営基盤強化促進法第19条の規定により公告された再借受代替農地等に係る農用地利用集積計画の写し及び当該公告年月日を証する書類

関与税理士	印	電話番号
-------	---	------

(資12-78-A4統一)

通信日付印の年月日	確認印	番 号
年 月 日		

貸付特例適用農地等の（変更）届出書
（貸付特例適用農地等に設定されている賃借権等が消滅した場合）

猶予整理簿	検 算
※	※

____税務署長殿

平成____年____月____日

〒
届出者 住所 _____

氏名 _____ 印
(電話番号 _____)

租税特別措置法 第70条の4第8項 第70条の6第10項 の規定の適用を受けている貸付特例適用農地等（平成____年____月____日届出分）については、

イ. 同条 第10項 第12項 （1号・2号）に該当することとなりましたが、当該貸付特例適用農地等に係る全部の賃借権等を消滅させたので同条 第11項 第13項 の規定により、添付書類とともに届け出ます。

(添付書類) 使用貸借による権利又は賃借権の消滅年月日を証する書類の写し

(注) この場合、賃借権等を消滅させた当該貸付特例農地等について、再び自ら農業の用に供する必要があります。

ロ. 賃借権等の存続期間が満了したので、同令 第40条の6第26項 第40条の7第26項 の規定により届け出ます。

(注) この場合、当該貸付特例農地等について、再び自ら農業の用に供する必要があります。

ハ. 賃借権等の存続期間満了前に賃借権等を消滅させたので、同令 第40条の6第26項 第40条の7第26項 の規定により届け出ます。

(注) この場合、猶予されていた納税猶予の全部又は一部と猶予期間中の利子税の合計額を納付することとなります。

なお、引き続き、納税猶予の特例の適用を受ける場合には、上記イの届出を行ってください。

※印欄は記入しないでください。

農 地 等 の 贈 与 を 受 け た 相 続 (遺 贈) が あ っ た 年 月 日	昭 和 年 月 日
贈 与 者 被 相 続 人 住 所	氏 名

○ 貸付特例適用農地等に設定していた賃借権等の解約年月日等の明細は、以下のとおりです。

番号	貸付特例適用農地等の所在地番	地 目	面 積	農地等の状況及びその状況を知った日	賃借権等の解約年月日
1			m ²	(. .)	. .
2				(. .)	. .
3				(. .)	. .
4				(. .)	. .
5				(. .)	. .

(注) 上欄に書ききれない場合には、適宜の用紙に記載して差し支えありません。

関与税理士	印	電 話 番 号
-------	---	---------

(資12-79-A4統一)

貸付特例適用農地等の（変更）届出書
（貸付特例適用農地等に設定されている賃借権等が消滅した場合）

猶予整理簿	検 算
※	※

____税務署長殿

平成____年____月____日

〒
届出者 住所 _____

氏名 _____ 印
(電話番号 _____)

租税特別措置法 第70条の4第8項 第70条の6第10項 の規定の適用を受けている貸付特例適用農地等（平成____年____月____日届出分）については、

イ. 同条 第10項 第12項 （1号・2号）に該当することとなりましたが、当該貸付特例適用農地等に係る全部の賃借権等を消滅させたので同条 第11項 第13項 の規定により、添付書類とともに届け出ます。

(添付書類) 使用貸借による権利又は賃借権の消滅年月日を証する書類の写し

(注) この場合、賃借権等を消滅させた当該貸付特例農地等について、再び自ら農業の用に供する必要があります。

ロ. 賃借権等の存続期間が満了したので、同令 第40条の6第26項 第40条の7第26項 の規定により届け出ます。

(注) この場合、当該貸付特例農地等について、再び自ら農業の用に供する必要があります。

ハ. 賃借権等の存続期間満了前に賃借権等を消滅させたので、同令 第40条の6第26項 第40条の7第26項 の規定により届け出ます。

(注) この場合、猶予されていた納税猶予の全部又は一部と猶予期間中の利子税の合計額を納付することとなります。

なお、引き続き、納税猶予の特例の適用を受ける場合には、上記イの届出を行ってください。

※印欄は記入しないでください。

農 地 等 の 贈 与 を 受 け た 相 続 (遺 贈) が あ っ た 年 月 日	昭 和 年 月 日
贈 与 者 被 相 続 人 住 所	氏 名

○ 貸付特例適用農地等に設定していた賃借権等の解約年月日等の明細は、以下のとおりです。

番号	貸付特例適用農地等の所在地番	地 目	面 積	農地等の状況及びその状況を知った日	賃借権等の解約年月日
1			m ²	(. .)	. .
2				(. .)	. .
3				(. .)	. .
4				(. .)	. .
5				(. .)	. .

(注) 上欄に書ききれない場合には、適宜の用紙に記載して差し支えありません。

関与税理士	印	電 話 番 号
-------	---	---------

(資12-79-A4統一)

通達日付印の年月日	確認印	番 号
年 月 日		

相続税の特例農地等について農用地利用集積計画の定める
ところによる賃借権等の設定に基づき貸し付けた旨の届出書

相続税の特例農地等について農用地利用集積計画の定める
ところによる賃借権等の設定に基づき貸し付けた旨の届出書

平成 ____ 年 ____ 月 ____ 日

平成 ____ 年 ____ 月 ____ 日

____ 税務署長 殿

____ 税務署長 殿

〒
届出者住所 _____

〒
届出者住所 _____

氏名 _____ 印
(電話番号 -)

氏名 _____ 印
(電話番号 -)

租税特別措置法第70条の6第10項の規定の適用を受けるため、同条第1項の規定の適用を受けている農地等（特例農地等）について、農業経営基盤強化促進法第20条に規定する農用地利用集積計画の定めるところによる賃借権等の設定に基づき特例農地等を貸し付けたので、租税特別措置法第70条の6第11項の規定により届け出ます。なお、農業経営基盤強化促進法第20条に規定する農用地利用集積計画の定めるところによる賃借権等の設定に基づき貸し付けた特例農地等（貸付特例適用農地等）の明細及び貸付特例適用農地等に代わるものとして同条に規定する農用地利用集積計画の定めるところによる賃借権等の設定に基づき借り受けた農地等（借受代替農地等）の明細は、別紙のとおりです。

租税特別措置法第70条の6第10項の規定の適用を受けるため、同条第1項の規定の適用を受けている農地等（特例農地等）について、農業経営基盤強化促進法第20条に規定する農用地利用集積計画の定めるところによる賃借権等の設定に基づき特例農地等を貸し付けたので、租税特別措置法第70条の6第11項の規定により届け出ます。なお、農業経営基盤強化促進法第20条に規定する農用地利用集積計画の定めるところによる賃借権等の設定に基づき貸し付けた特例農地等（貸付特例適用農地等）の明細及び貸付特例適用農地等に代わるものとして同条に規定する農用地利用集積計画の定めるところによる賃借権等の設定に基づき借り受けた農地等（借受代替農地等）の明細は、別紙のとおりです。

被相続人	住所	氏名
------	----	----

被相続人	住所	氏名
------	----	----

届出者が被相続人から農地等を 相続により取得した年月日 遺贈	昭和 ____ 年 ____ 月 ____ 日 平成 ____ 年 ____ 月 ____ 日
--------------------------------------	--

届出者が被相続人から農地等を 相続により取得した年月日 遺贈	昭和 ____ 年 ____ 月 ____ 日 平成 ____ 年 ____ 月 ____ 日
--------------------------------------	--

貸付特例適用農地等に 係る農用地利用集積 計画の内容	公告年月日	平成 ____ 年 ____ 月 ____ 日
	公告番号	
	賃借権等の存続期間（始期～終期）	平成 ____ 年 ____ 月 ____ 日 ~ 平成 ____ 年 ____ 月 ____ 日

貸付特例適用農地等に 係る農用地利用集積 計画の内容	公告年月日	平成 ____ 年 ____ 月 ____ 日
	公告番号	
	賃借権等の存続期間（始期～終期）	平成 ____ 年 ____ 月 ____ 日 ~ 平成 ____ 年 ____ 月 ____ 日

貸付特例適用農地等に対する 借受代替農地等の面積の割合 (計算の明細) (注) この特例の適用を受けるには、ここでの計 算の割合が80%以上である必要があります。	$\frac{\text{(借受代替農地等の合計面積)} \text{ (別紙の②)}}{\text{(貸付特例適用農地等の合計面積)} \text{ (別紙の①)}} = \text{ } \% \geq 80\%$
---	---

貸付特例適用農地等に対する 借受代替農地等の面積の割合 (計算の明細) (注) この特例の適用を受けるには、ここでの計 算の割合が80%以上である必要があります。	$\frac{\text{(借受代替農地等の合計面積)} \text{ (別紙の②)}}{\text{(貸付特例適用農地等の合計面積)} \text{ (別紙の①)}} = \text{ } \% \geq 80\%$
---	---

- (提出書類)
- 1 農業経営基盤強化促進法第19条の規定により公告された貸付特例適用農地等に係る農用地利用集積計画の写し及び当該公告年月日を証する書類
 - 2 農業経営基盤強化促進法第19条の規定により公告された借受代替農地等に係る農用地利用集積計画の写し及び当該公告年月日を証する書類
 - 3 貸付特例適用農地等を借り受けた者が農業経営基盤強化促進法第4条第2項に規定する農地保有合理化法人である場合には、当該農地保有合理化法人から当該貸付特例適用農地等を借り受けた方が確認できる農用地利用集積計画の写し

- (提出書類)
- 1 農業経営基盤強化促進法第19条の規定により公告された貸付特例適用農地等に係る農用地利用集積計画の写し及び当該公告年月日を証する書類
 - 2 農業経営基盤強化促進法第19条の規定により公告された借受代替農地等に係る農用地利用集積計画の写し及び当該公告年月日を証する書類
 - 3 貸付特例適用農地等を借り受けた者が農業経営基盤強化促進法第4条第2項に規定する農地保有合理化法人である場合には、当該農地保有合理化法人から当該貸付特例適用農地等を借り受けた方が確認できる農用地利用集積計画の写し

関与税理士	印	電話番号
-------	---	------

関与税理士	印	電話番号
-------	---	------

通信日付の年月日	郵便印	番号
年 月 日		

一時的道路用地等としての貸付けに係る継続貸付届出書

整理簿

税務署長 殿 平成 年 月 日

届出者 丁 住所 _____
氏名 _____ 印
(電話番号 -)

租税特別措置法第70条の4第16項の規定の適用を受けている下記の一時的道路用地等の用に供するために地上権等の設定に基づき貸し付けている特例農地等については、同項の規定の適用を引き続き受けたいので、租税特別措置法第70条の4第17項第70条の6第21項の規定により届け出ます。

1 贈与 又は 遺贈により特例農地等を取得した年月日	昭和・平成 年 月 日				
2 贈与 者の住所・氏名 住所	氏名				
3 一時的道路用地等としての貸付けに関する承認等に関する事項					
(1) 承認申請書の提出年月日	平成 年 月 日				
(2) (1)の承認申請に対する承認年月日 ※	平成 年 月 日				
※ (1)の承認申請に係る承認通知を受領していない場合には、(1)の承認申請書の提出した日から1月を経過した日を記載してください。					
4 一時的道路用地等の用に供するために地上権等の設定に基づき貸付けを行った貸付先等に関する事項					
(1) 貸付先(事業施行者)の名称等 住所	名称				
(2) 貸付期間 貸付けを行った日	平成 年 月 日				
貸付期限	平成 年 月 日				
(3) 一時的道路用地等に係る事業等に関する事項 事業名	使用目的				
※ 貸付期間の変更がある場合には、新たな届出書等の提出が必要となりますので、税務署にお尋ねください。					
5 一時的道路用地等の用に供するために地上権等の設定に基づき貸し付けている特例農地等の明細					
番号	所在場所	地目	貸付け直前の利用状況	面積	地上権等の登記の有無
1				(.....)㎡	有・無
2				(.....)㎡	有・無
3				(.....)㎡	有・無
4				(.....)㎡	有・無
5				(.....)㎡	有・無
6				(.....)㎡	有・無
7				(.....)㎡	有・無
8				(.....)㎡	有・無
9				(.....)㎡	有・無
10				(.....)㎡	有・無
合計				(.....)㎡	

一時的道路用地等としての貸付けに係る継続貸付届出書

整理簿

税務署長 殿 平成 年 月 日

届出者 丁 住所 _____
氏名 _____ 印
(電話番号 -)

租税特別措置法第70条の4第16項の規定の適用を受けている下記の一時的道路用地等の用に供するために地上権等の設定に基づき貸し付けている特例農地等については、同項の規定の適用を引き続き受けたいので、租税特別措置法第70条の4第17項第70条の6第21項の規定により届け出ます。

1 贈与 又は 遺贈により特例農地等を取得した年月日	昭和・平成 年 月 日				
2 贈与 者の住所・氏名 住所	氏名				
3 一時的道路用地等としての貸付けに関する承認等に関する事項					
(1) 承認申請書の提出年月日	平成 年 月 日				
(2) (1)の承認申請に対する承認年月日 ※	平成 年 月 日				
※ (1)の承認申請に係る承認通知を受領していない場合には、(1)の承認申請書の提出した日から1月を経過した日を記載してください。					
4 一時的道路用地等の用に供するために地上権等の設定に基づき貸付けを行った貸付先等に関する事項					
(1) 貸付先(事業施行者)の名称等 住所	名称				
(2) 貸付期間 貸付けを行った日	平成 年 月 日				
貸付期限	平成 年 月 日				
(3) 一時的道路用地等に係る事業等に関する事項 事業名	使用目的				
※ 貸付期間の変更がある場合には、新たな届出書等の提出が必要となりますので、税務署にお尋ねください。					
5 一時的道路用地等の用に供するために地上権等の設定に基づき貸し付けている特例農地等の明細					
番号	所在場所	地目	貸付け直前の利用状況	面積	地上権等の登記の有無
1				(.....)㎡	有・無
2				(.....)㎡	有・無
3				(.....)㎡	有・無
4				(.....)㎡	有・無
5				(.....)㎡	有・無
6				(.....)㎡	有・無
7				(.....)㎡	有・無
8				(.....)㎡	有・無
9				(.....)㎡	有・無
10				(.....)㎡	有・無
合計				(.....)㎡	

通信日付印の年月日	確認印	番号
年 月 日		

一時的道路用地等としての貸付けに関する承認申請書

整理簿番号

税務署
受付印

〒 _____

住所 _____

税務署長殿 申請者

_____年 ____月 ____日提出 氏名 _____ ④ 電話 _____

租税特別措置法 第70条の4第16項
 第70条の6第20項 に規定する一時的道路用地等の用に供するために地上権等の設定に基づき貸付けを行った下記特例農地等については同項の規定の適用を受けたいので、租税特別措置法施行令 第40条の6第31項 第40条の7第32項 の規定により承認申請します。

1 一時的道路用地等の用に供するために地上権等の設定に基づき貸付けを行った特例農地等に関する事項

特例農地等のうち承認申請する一時的道路用地等の用に供するために地上権等の設定に基づき貸し付けた特例農地等の明細は、付表のとおりです。

2 一時的道路用地等の用に供するために地上権等の設定に基づき貸付けを行った特例農地等の貸付けに関する事項

(1) 一時的道路用地等の用に供するために地上権等の設定に基づき貸し付けた特例農地等に関する事項	貸付先（事業施行者）の名称		住所	名称
	貸付期間	貸付けを行った日	平成 年 月 日	
	貸付期間	平成 年 月 日		
	地上権等の登記の有無	有 ・ 無		
	貸賃料の金額	円 ・ 無償		

(2) 一時的道路用地等に係る事業等に関する事項	事業名	
	使用目的	

3 一時的道路用地等の用に供するために地上権等の設定に基づき貸し付けた特例農地等を自己等の農業の用に供する予定年月日

承認申請する一時的道路用地等の用に供するために地上権等の設定に基づき貸し付けた特例農地等については、平成 ____年 ____月 ____日までに自己等の農業の用に供する予定です。

関与税理士	印	電話番号
-------	---	------

(資 12-83-1-A 4 統一)

一時的道路用地等としての貸付けに関する承認申請書

整理簿番号

税務署
受付印

〒 _____

住所 _____

税務署長殿 申請者

_____年 ____月 ____日提出 氏名 _____ ④ 電話 _____

租税特別措置法 第70条の4第16項
 第70条の6第20項 に規定する一時的道路用地等の用に供するために地上権等の設定に基づき貸付けを行った下記特例農地等については同項の規定の適用を受けたいので、租税特別措置法施行令 第40条の6第31項 第40条の7第32項 の規定により承認申請します。

1 一時的道路用地等の用に供するために地上権等の設定に基づき貸付けを行った特例農地等に関する事項

特例農地等のうち承認申請する一時的道路用地等の用に供するために地上権等の設定に基づき貸し付けた特例農地等の明細は、付表のとおりです。

2 一時的道路用地等の用に供するために地上権等の設定に基づき貸付けを行った特例農地等の貸付けに関する事項

(1) 一時的道路用地等の用に供するために地上権等の設定に基づき貸し付けた特例農地等に関する事項	貸付先（事業施行者）の名称		住所	名称
	貸付期間	貸付けを行った日	平成 年 月 日	
	貸付期間	平成 年 月 日		
	地上権等の登記の有無	有 ・ 無		
	貸賃料の金額	円 ・ 無償		

(2) 一時的道路用地等に係る事業等に関する事項	事業名	
	使用目的	

3 一時的道路用地等の用に供するために地上権等の設定に基づき貸し付けた特例農地等を自己等の農業の用に供する予定年月日

承認申請する一時的道路用地等の用に供するために地上権等の設定に基づき貸し付けた特例農地等については、平成 ____年 ____月 ____日までに自己等の農業の用に供する予定です。

関与税理士	印	電話番号
-------	---	------

(資 12-83-1-A 4 統一)

一時的道路用地等としての貸付けに関する承認申請書 付表

申請者氏名

1 贈与 相続又は遺贈により特例農地等を取得した年月日等	
取得した年月日	昭和・平成 年 月 日
贈与者 被相続人の住所・氏名	住所 氏名

2 一時的道路用地等の用に供するために地上権等の設定に基づき貸し付けた特例農地等の明細

番号	所在場所	地目	貸付け直前の 利用状況	面積	地上権等の 登記の有無
1				(.....)㎡	有・無
2				(.....)	有・無
3				(.....)	有・無
4				(.....)	有・無
5				(.....)	有・無
6				(.....)	有・無
7				(.....)	有・無
8				(.....)	有・無
9				(.....)	有・無
10				(.....)	有・無
合計				(.....)㎡	

上記の土地に係る租税特別措置法施行令 第40条の6第32項 第40条の7第33項 に規定する主務大臣の認定書及び租税特別措置法
 施行規則 第23条の7第23項 第23条の8第18項 に規定する契約書等の写し----- (別添のとおり。)

3 承認を受けて一時的道路用地等の用に供するために地上権等の設定に基づき貸し付けた特例農地等とともに同一用途に供する土地等の貸付けがある場合のその明細

所在場所	地目	面積	所在場所	地目	面積
		㎡			㎡

一時的道路用地等としての貸付けに関する承認申請書 付表

申請者氏名

1 贈与 相続又は遺贈により特例農地等を取得した年月日等	
取得した年月日	昭和・平成 年 月 日
贈与者 被相続人の住所・氏名	住所 氏名

2 一時的道路用地等の用に供するために地上権等の設定に基づき貸し付けた特例農地等の明細

番号	所在場所	地目	貸付け直前の 利用状況	面積	地上権等の 登記の有無
1				(.....)㎡	有・無
2				(.....)	有・無
3				(.....)	有・無
4				(.....)	有・無
5				(.....)	有・無
6				(.....)	有・無
7				(.....)	有・無
8				(.....)	有・無
9				(.....)	有・無
10				(.....)	有・無
合計				(.....)㎡	

上記の土地に係る租税特別措置法施行令 第40条の6第29項 第40条の7第30項 に規定する主務大臣の認定書及び租税特別措置法
 施行規則 第23条の7第29項 第23条の8第30項 に規定する契約書等の写し----- (別添のとおり。)

3 承認を受けて一時的道路用地等の用に供するために地上権等の設定に基づき貸し付けた特例農地等とともに同一用途に供する土地等の貸付けがある場合のその明細

所在場所	地目	面積	所在場所	地目	面積
		㎡			㎡

(裏)
記載方法等

- 1 この付表は、「一時的道路用地等としての貸付けに関する承認申請書」と一緒に提出してください。
- 2 この付表は、次により記載してください。
 - (1) 「2」欄は、一時的道路用地等の用に供するために地上権等の設定に基づき貸し付けた贈与税又は相続税の納税猶予の適用を受けている農地、採草放牧地及び準農地（以下「特例農地等」といいます。）について、1 筆ごとに、次によって記載してください。
 - イ 「所在場所」欄は、土地の登記簿上の表示に従って、地番まで記載してください。
 - ロ 「地目」欄は、登記簿上の地目を記載してください。
 - ハ 「貸付け直前の利用状況」欄は、例えば、水田、梨畑、作業場の敷地のように具体的な利用状況を記載してください。
 - ニ 「面積」欄は、次によって記載してください。
 - (イ) 1 筆の特例農地等の全部を一時的道路用地等として貸し付けている場合には、納税猶予の適用を受けた年分の贈与税の申告書に添付された「農地等の贈与税の納税猶予税額の計算書」又は相続税の申告書第12 表「納税猶予の適用を受ける特例農地等の明細書」に記載してあるその特例農地等の面積を下欄に記載してください。
 - (ロ) 1 筆の特例農地等のうち一部を一時的道路用地等として貸し付けている場合には、納税猶予の適用を受けた年分の贈与税の申告書に添付された「農地等の贈与税の納税猶予税額の計算書」又は相続税の申告書第12 表「納税猶予の適用を受ける特例農地等の明細書」に記載してあるその特例農地等の面積を上欄（ ） 内に記載し、一時的道路用地等として貸し付けた部分の面積を下欄に記載してください。
 - ホ 「地上権等の登記の有無」欄は、一時的道路用地等として貸し付けた特例農地等に地上権等の設定登記を行っている場合には「有」に、地上権等の設定登記を行っていない場合には「無」の文字を○ で囲んでください。
- (2) 贈与税についての承認申請をするときは、「2」下欄の文中の「第40条の7 第33項」と「第23条の8 第18項」の文字を、相続税についての承認申請をするときは、「第40条の6 第32項」と「第23条の7 第23項」の文字を二重線で抹消してください。
- (3) 「3」欄は、承認を受けようとする特例農地等とともに同一事業施行者に対して、貸し付けた土地等がある場合には、その明細を1 筆ごとに、次によって記載してください。
 - イ 「所在場所」及び「地目」欄は、(1) に準じて記載してください。
 - ロ 「面積」欄は、その貸し付けた面積を記載してください。

(裏)
記載方法等

- 1 この付表は、「一時的道路用地等としての貸付けに関する承認申請書」と一緒に提出してください。
- 2 この付表は、次により記載してください。
 - (1) 「2」欄は、一時的道路用地等の用に供するために地上権等の設定に基づき貸し付けた贈与税又は相続税の納税猶予の適用を受けている農地、採草放牧地及び準農地（以下「特例農地等」といいます。）について、1 筆ごとに、次によって記載してください。
 - イ 「所在場所」欄は、土地の登記簿上の表示に従って、地番まで記載してください。
 - ロ 「地目」欄は、登記簿上の地目を記載してください。
 - ハ 「貸付け直前の利用状況」欄は、例えば、水田、梨畑、作業場の敷地のように具体的な利用状況を記載してください。
 - ニ 「面積」欄は、次によって記載してください。
 - (イ) 1 筆の特例農地等の全部を一時的道路用地等として貸し付けている場合には、納税猶予の適用を受けた年分の贈与税の申告書に添付された「農地等の贈与税の納税猶予税額の計算書」又は相続税の申告書第12 表「納税猶予の適用を受ける特例農地等の明細書」に記載してあるその特例農地等の面積を下欄に記載してください。
 - (ロ) 1 筆の特例農地等のうち一部を一時的道路用地等として貸し付けている場合には、納税猶予の適用を受けた年分の贈与税の申告書に添付された「農地等の贈与税の納税猶予税額の計算書」又は相続税の申告書第12 表「納税猶予の適用を受ける特例農地等の明細書」に記載してあるその特例農地等の面積を上欄（ ） 内に記載し、一時的道路用地等として貸し付けた部分の面積を下欄に記載してください。
 - ホ 「地上権等の登記の有無」欄は、一時的道路用地等として貸し付けた特例農地等に地上権等の設定登記を行っている場合には「有」に、地上権等の設定登記を行っていない場合には「無」の文字を○ で囲んでください。
- (2) 贈与税についての承認申請をするときは、「2」下欄の文中の「第40条の7 第33項」と「第23条の8 第17 項」の文字を、相続税についての承認申請をするときは、「第40条の6 第32項」と「第23条の7 第22項」の文字を二重線で抹消してください。
- (3) 「3」欄は、承認を受けようとする特例農地等とともに同一事業施行者に対して、貸し付けた土地等がある場合には、その明細を1 筆ごとに、次によって記載してください。
 - イ 「所在場所」及び「地目」欄は、(1) に準じて記載してください。
 - ロ 「面積」欄は、その貸し付けた面積を記載してください。

通信日付印の年月日	確認印	番 号
年 月 日		

一時的道路用地等としての貸付けに係る
地上権等が消滅した旨の届出書

整理簿

_____ 税務署長 殿
平成__年__月__日

〒
届出者 住所 _____
氏名 _____ 印
(電話番号 _____)

税特別措置法 第70条の4第16項 第70条の6第20項 の規定の適用を受けている下記の一時的道路用地等の用に供するために地上権等の設定に基づき貸し付けていた特例農地等について 貸付期限の到来により平成__年__月__日に地上権等が消滅した
地上権等の解約
ので、租税特別措置法施行令 第40条の6第36項 第40条の7第39項 の規定により届け出ます。

1 贈与 相続又は遺贈	により特例農地等を取付した年月日	昭和・平成 年 月 日
2 贈与者 被相続人	の住所・氏名	住 所 氏 名
3 一時的道路用地等の用に供するために地上権等の設定に基づき貸し付けていた貸付先等に関する事項		
(1) 貸付先(事業施行者)の名称等	住 所	名 称
(2) 貸付期間	貸付けを行った日	平成 年 月 日
(3) 一時的道路用地等に係る 事業等に関する事項	貸 付 期 限	平成 年 月 日
	事 業 名	
	使 用 目 的	

4 一時的道路用地等としての貸付け終了後の特例農地等の明細(この届出書の提出日現在)										
(1) 一時的道路用地等として貸し付けていた特例農地等					(2) (1)のうち貸付け終了後の土地利用状況等					
番 号	所 在 場 所	地 目	貸付け直前 の利用状況	面 積	地上権等の 登記の有無	自己等の 農業の用に 供した日 (予定日)	自己等の農 業の用に供 した(供す る)面積	現在(今後) の 利 用 状 況		
1				(.....)㎡ ㎡	有・無	年月日	㎡			
2				(.....)㎡ ㎡	有・無					
3				(.....)㎡ ㎡	有・無					
4				(.....)㎡ ㎡	有・無					
5				(.....)㎡ ㎡	有・無					
6				(.....)㎡ ㎡	有・無					
7				(.....)㎡ ㎡	有・無					
8				(.....)㎡ ㎡	有・無					
9				(.....)㎡ ㎡	有・無					
10				(.....)㎡ ㎡	有・無					
合 計				(.....)㎡ ㎡			㎡			

(3) (2)の土地について
① 一時的道路用地等の用に供されていた特例農地等が農地等に復したこと及び貸付けを行った者が当該農地等を耕作していること
(又は遅滞なく耕作する見込みであること)を証する農業委員会の書類
② 一時的道路用地等の用に供されていた特例農地等を借り受ける契約が終了したこと及び終了した日を証する事業施行者の書類
その他の添付書類については別添のとおりです。

関与税理士	印	電話番号
-------	---	------

一時的道路用地等としての貸付けに係る
地上権等が消滅した旨の届出書

整理簿

_____ 税務署長 殿
平成__年__月__日

〒
届出者 住所 _____
氏名 _____ 印
(電話番号 _____)

税特別措置法 第70条の4第16項 第70条の6第20項 の規定の適用を受けている下記の一時的道路用地等の用に供するために地上権等の設定に基づき貸し付けていた特例農地等について 貸付期限の到来により平成__年__月__日に地上権等が消滅した
地上権等の解約
ので、租税特別措置法施行令 第40条の6第36項 第40条の7第39項 の規定により届け出ます。

1 贈与 相続又は遺贈	により特例農地等を取付した年月日	昭和・平成 年 月 日
2 贈与者 被相続人	の住所・氏名	住 所 氏 名
3 一時的道路用地等の用に供するために地上権等の設定に基づき貸し付けていた貸付先等に関する事項		
(1) 貸付先(事業施行者)の名称等	住 所	名 称
(2) 貸付期間	貸付けを行った日	平成 年 月 日
(3) 一時的道路用地等に係る 事業等に関する事項	貸 付 期 限	平成 年 月 日
	事 業 名	
	使 用 目 的	

4 一時的道路用地等としての貸付け終了後の特例農地等の明細(この届出書の提出日現在)										
(1) 一時的道路用地等として貸し付けていた特例農地等					(2) (1)のうち貸付け終了後の土地利用状況等					
番 号	所 在 場 所	地 目	貸付け直前 の利用状況	面 積	地上権等の 登記の有無	自己等の 農業の用に 供した日 (予定日)	自己等の農 業の用に供 した(供す る)面積	現在(今後) の 利 用 状 況		
1				(.....)㎡ ㎡	有・無	年月日	㎡			
2				(.....)㎡ ㎡	有・無					
3				(.....)㎡ ㎡	有・無					
4				(.....)㎡ ㎡	有・無					
5				(.....)㎡ ㎡	有・無					
6				(.....)㎡ ㎡	有・無					
7				(.....)㎡ ㎡	有・無					
8				(.....)㎡ ㎡	有・無					
9				(.....)㎡ ㎡	有・無					
10				(.....)㎡ ㎡	有・無					
合 計				(.....)㎡ ㎡			㎡			

(3) (2)の土地について
① 一時的道路用地等の用に供されていた特例農地等が農地等に復したこと及び貸付けを行った者が当該農地等を耕作していること
(又は遅滞なく耕作する見込みであること)を証する農業委員会の書類
② 一時的道路用地等の用に供されていた特例農地等を借り受ける契約が終了したこと及び終了した日を証する事業施行者の書類
その他の添付書類については別添のとおりです。

関与税理士	印	電話番号
-------	---	------

通債日付印の年月日	捺印	番 号
年 月 日		

贈与税の免除届出書

猶予整理簿	検 算
※	※

平成____年____月____日

____税務署長 殿

平成 年 月 日に_____

_____したので、租税特別措置法施行令

第40条の6第48項 第40条の7第51項 の規定により下記の 贈与税 相続税 を免除されたいので届け出ます。

届出者

〒 _____ 贈与者 受贈者との続柄 _____

住所 _____ 氏名 _____ 印 農業相続人 _____

〒 _____ 贈与者 受贈者との続柄 _____

住所 _____ 氏名 _____ 印 農業相続人 _____

〒 _____ 贈与者 受贈者との続柄 _____

住所 _____ 氏名 _____ 印 農業相続人 _____

〒 _____ 贈与者 受贈者との続柄 _____

住所 _____ 氏名 _____ 印 農業相続人 _____

〒 _____ 贈与者 受贈者との続柄 _____

住所 _____ 氏名 _____ 印 農業相続人 _____

〒 _____ 贈与者 受贈者との続柄 _____

住所 _____ 氏名 _____ 印 農業相続人 _____

記

昭和____年分 贈与税 相続税

平成____年分 贈与税 相続税

免除を受ける 贈与税 相続税 の額 _____円

相続税の一部免除の場合

(納税猶予分の相続税額) (贈与分の農業投資価格超過額) (免 除 額)

_____円 × _____円 = _____円

[相続(遺贈)による取得分の農業投資価格超過額] [100円未満は切り捨ててください。]

※ 印欄は記入しないでください。

関与税理士	電話番号
-------	------

(資12-26-A4統一)

贈与税の免除届出書

猶予整理簿	検 算
※	※

平成____年____月____日

____税務署長 殿

平成 年 月 日に_____

_____したので、租税特別措置法施行令

第40条の6第48項 第40条の7第51項 の規定により下記の 贈与税 相続税 を免除されたいので届け出ます。

届出者

〒 _____ 贈与者 受贈者との続柄 _____

住所 _____ 氏名 _____ 印 農業相続人 _____

〒 _____ 贈与者 受贈者との続柄 _____

住所 _____ 氏名 _____ 印 農業相続人 _____

〒 _____ 贈与者 受贈者との続柄 _____

住所 _____ 氏名 _____ 印 農業相続人 _____

〒 _____ 贈与者 受贈者との続柄 _____

住所 _____ 氏名 _____ 印 農業相続人 _____

〒 _____ 贈与者 受贈者との続柄 _____

住所 _____ 氏名 _____ 印 農業相続人 _____

〒 _____ 贈与者 受贈者との続柄 _____

住所 _____ 氏名 _____ 印 農業相続人 _____

記

昭和____年分 贈与税 相続税

平成____年分 贈与税 相続税

免除を受ける 贈与税 相続税 の額 _____円

相続税の一部免除の場合

(納税猶予分の相続税額) (贈与分の農業投資価格超過額) (免 除 額)

_____円 × _____円 = _____円

[相続(遺贈)による取得分の農業投資価格超過額] [100円未満は切り捨ててください。]

※ 印欄は記入しないでください。

関与税理士	電話番号
-------	------

(資12-26-A4統一)

租税特別措置法第40条の規定による承認申請書

租税特別措置法第40条の規定による承認申請書

第1表 (共同提出の代表者用) 単独提出者

平成 年 月 日

国税庁長官殿

〒

申請者住所 _____

氏名 _____ 生年月日(明・大・昭・平 年 月 日)

職業 _____ 電話番号 _____

公益を目的とする事業を営む法人に対する財産の寄附について、租税特別措置法第40条第1項後段の規定による所得税の非課税の承認申請をいたします。

寄附年月日	平成 年 月 日	寄附の態様	<input type="checkbox"/> 贈与 <input type="checkbox"/> 法人を設立するための財産提供
財産の寄附を受けた法人	所在地電話番号 _____ (電話番号 - -)	法人名称	代表者氏名

財産の寄附を受けた法人の事業目的、寄附した財産その他租税特別措置法施行規則第18条の19に定める事項及び添付書類

第2表から第18表までの記載及び添付書類のとおりです。

私は、上記の法人に財産の寄附をした次の者の代表者として、これらの者の承諾申請書に記載すべき事項及び添付すべき書類についても、この承認申請書に記載及び添付しております。

住所	氏名	私との続柄又は関係	承認申請書を提出した税務署名
〒			
〒			
〒			
〒			
〒			
〒			

第1表 (共同提出の代表者用) 単独提出者

平成 年 月 日

国税庁長官殿

〒

申請者住所 _____

氏名 _____ 生年月日(明・大・昭・平 年 月 日)

職業 _____ 電話番号 _____

公益を目的とする事業を営む法人に対する財産の寄附について、租税特別措置法第40条第1項後段の規定による所得税の非課税の承認申請をいたします。

寄附年月日	平成 年 月 日	寄附の態様	<input type="checkbox"/> 贈与 <input type="checkbox"/> 法人を設立するための財産提供
財産の寄附を受けた法人	所在地電話番号 _____ (電話番号 - -)	法人名称	代表者氏名

財産の寄附を受けた法人の事業目的、寄附した財産その他租税特別措置法施行規則第18条の19に定める事項及び添付書類

第2表から第18表までの記載及び添付書類のとおりです。

私は、上記の法人に財産の寄附をした次の者の代表者として、これらの者の承諾申請書に記載すべき事項及び添付すべき書類についても、この承認申請書に記載及び添付しております。

住所	氏名	私との続柄又は関係	承認申請書を提出した税務署名
〒			
〒			
〒			
〒			
〒			
〒			

【第1表（単独提出者・共同提出の代表者用）の記載要領等】

《使用区分》

この表は、次の場合に使用します。

- 贈与した者が単独で申請書を提出するとき
- 2人以上の贈与した者が共同して申請書を提出する場合でそれらの者の代表者が申請書を提出するとき

(注) 1 共同して申請書を提出する場合について

同じ法人に財産を贈与した者が2人以上いる場合は、それらの者が共同して申請書を提出することができます。

この場合には、それらの者が代表者を選び、代表者が、申請書の第2表から第18表、「承認申請書及び添付書類の記載事項が事実と相違ない旨の確認書」及びその他の添付書類をまとめて提出することとし、代表者以外の者については、申請書の第1表<共同提出の代表者以外の者用>だけを提出してください。

- 2 租税特別措置法第40条の規定による承認申請書を提出した者が死亡した場合で、国税通則法第13条第1項の規定により、寄附者の相続人及び包括受遺者が国税庁長官の発する寄附者の租税特別措置法第40条第1項後段の規定による承認申請に関する書類を受領する代表者を指定するときは、「租税特別措置法第40条の規定による承認申請書を提出した者が死亡した旨の届出書」を提出してください。

《記載要領》

1 「寄附年月日」欄は、原則として、次により記載してください。

- (1) 既に設立されている法人に対する贈与の場合には、財産の贈与を受けた法人における理事会等の受入決議年月日
- (2) 法人を設立するための生前の財産提供の場合には、その財産の提供によって設立された法人の設立年月日

(注) 1 農地転用許可（届出）がなされていない農地の贈与について受入れの決議をした場合は、その農地に係る農地転用許可があった日（届出の効力が生じた日）に贈与があったものとされます。

2 「法人の設立年月日」とは、次の法人については、それぞれ次の日をいいます。

- ① 財団法人・社団法人（民法第34条の規定により設立された法人）
法人の設立許可年月日
- ② 学校法人・社会福祉法人・宗教法人・更生保護法人・医療法人・特定非営利活動法人
法人の設立登記年月日

2 「申請書」の「住所」欄及び「財産の寄附を受けた法人」の「所在地」欄には、「丁目」、「番」及び「号」を省略せずに、「〇〇市△△区××1丁目2番3号」というように記載してください。

3 この表を使用する者が共同提出の代表者でない場合には、この表を共同提出の代表者以外の者の住所、氏名等を記載する欄（第1表の下部の欄）を斜線で抹消してください。

4 職業欄には、申請者の職業を「株式会社〇〇取締役」のように具体的に記載してください。

【第1表（単独提出者・共同提出の代表者用）の記載要領等】

《使用区分》

この表は、次の場合に使用します。

- 贈与した者が単独で申請書を提出するとき
- 2人以上の贈与した者が共同して申請書を提出する場合でそれらの者の代表者が申請書を提出するとき

(注) 1 共同して申請書を提出する場合について

同じ法人に財産を贈与した者が2人以上いる場合は、それらの者が共同して申請書を提出することができます。

この場合には、それらの者が代表者を選び、代表者が、申請書の第2表から第18表、「承認申請書及び添付書類の記載事項が事実と相違ない旨の確認書」及びその他の添付書類をまとめて提出することとし、代表者以外の者については、申請書の第1表<共同提出の代表者以外の者用>だけを提出してください。

- 2 租税特別措置法第40条の規定による承認申請書を提出した者が死亡した場合で、国税通則法第13条第1項の規定により、寄附者の相続人及び包括受遺者が国税庁長官の発する寄附者の租税特別措置法第40条第1項後段の規定による承認申請に関する書類を受領する代表者を指定するときは、「租税特別措置法第40条の規定による承認申請書を提出した者が死亡した旨の届出書」を提出してください。

《記載要領》

1 「寄附年月日」欄は、原則として、次により記載してください。

- (1) 既に設立されている法人に対する贈与の場合には、財産の贈与を受けた法人における理事会等の受入決議年月日
- (2) 法人を設立するための生前の財産提供の場合には、その財産の提供によって設立された法人の設立年月日

(注) 「法人の設立年月日」とは、次の法人については、それぞれ次の日をいいます。

- ① 財団法人・社団法人（民法第34条の規定により設立された法人）
法人の設立許可年月日
- ② 学校法人・社会福祉法人・宗教法人・更生保護法人・医療法人・特定非営利活動法人
法人の設立登記年月日

2 「申請書」の「住所」欄及び「財産の寄附を受けた法人」の「所在地」欄には、「丁目」、「番」及び「号」を省略せずに、「〇〇市△△区××1丁目2番3号」というように記載してください。

3 この表を使用する者が共同提出の代表者でない場合には、この表を共同提出の代表者以外の者の住所、氏名等を記載する欄（第1表の下部の欄）を斜線で抹消してください。

租税特別措置法第40条の規定による承認申請書

申請書番号
届出番号

平成 ____ 年 ____ 月 ____ 日

国税庁長官殿
〒
申請者住所 _____
フリガナ
氏名 _____ 印
生年月日(明・大・昭・平 年 月 日)
職業 _____ 電話番号 _____ - _____ -

公益を目的とする事業を営む法人に対する財産の寄附について、租税特別措置法第40条第1項後段の規定による所得税の非課税の承認申請をいたします。

寄附年月日	平成 ____ 年 ____ 月 ____ 日	寄附の 形態	<input type="checkbox"/> 贈与 <input type="checkbox"/> 法人を設立する ための財産提供
財産の寄附を 受けた法人	所在地 電話番号 _____ (電話番号 _____ - _____ -) フリガナ 名称 _____	フリガナ 代表者 氏名 _____	
財産の寄附を受けた法人の事業目的その他租税特別措置法施行規則第18条の19に定める事項及び添付書類	下記の申請の代表者が提出する承認申請にまとめて記載及び添付してあります。		

第1表 (共同提出の代表者以外の者用)

寄附財産の明細

種類	細目(地目・構造等)	所在地	数量	共有持分

申請の代表者に関する事項

住所	氏名	申請者との続柄又は関係	申請の代表者が承認申請書を提出した税務署名

(資 13-1-2-A 4 統一)

租税特別措置法第40条の規定による承認申請書

平成 ____ 年 ____ 月 ____ 日

国税庁長官殿
〒
申請者住所 _____
フリガナ
氏名 _____ 印
生年月日(明・大・昭・平 年 月 日)
職業 _____ 電話番号 _____ - _____ -

公益を目的とする事業を営む法人に対する財産の寄附について、租税特別措置法第40条第1項後段の規定による所得税の非課税の承認申請をいたします。

寄附年月日	平成 ____ 年 ____ 月 ____ 日	寄附の 形態	<input type="checkbox"/> 贈与 <input type="checkbox"/> 法人を設立する ための財産提供
財産の寄附を 受けた法人	所在地 電話番号 _____ (電話番号 _____ - _____ -) フリガナ 名称 _____	フリガナ 代表者 氏名 _____	
財産の寄附を受けた法人の事業目的その他租税特別措置法施行規則第18条の19に定める事項及び添付書類	下記の申請の代表者が提出する承認申請にまとめて記載及び添付してあります。		

第1表 (共同提出の代表者以外の者用)

寄附財産の明細

種類	細目(地目・構造等)	所在地	数量	共有持分

申請の代表者に関する事項

住所	氏名	申請者との続柄又は関係	申請の代表者が承認申請書を提出した税務署名

(資 13-1-2-A 4 統一)

〔第1表（共同提出の代表者以外の者用）の記載要領等〕

《使用区分》

この表は、次の場合に使用します。

- 2人以上の贈与した者が共同して申請書を提出する場合の代表者以外の者が申請書を提出するとき

なお、共同して申請書を提出する場合の承認申請書（第2表から第18表）、「承認申請書及び添付書類の記載事項が事実に相違ない旨の確認書」及び添付書類の提出は代表者が行いますので、この申請書を提出する各申請者は、この申請書（第1表）のみをそれぞれの住所地の所轄税務署長に提出してください。

（注） 租税特別措置法第40条の規定による承認申請書を提出した者が死亡した場合で、国税通則法第13条第1項の規定により、寄附者の相続人及び包括受遺者が国税庁長官の発する寄附者の租税特別措置法第40条の規定による承認申請に関する書類を受領する代表者を指定するときは、「租税特別措置法第40条の規定による承認申請書を提出した者が死亡した旨の届出書」を提出してください。

《記載要領》

1 「寄附年月日」欄は、原則として、次により記載してください。

- (1) 既に設立されている法人に対する贈与の場合には、財産の贈与を受けた法人における理事会等の受入決議年月日
 (2) 法人を設立するための生前の財産提供の場合には、その財産の提供によって設立された法人の成立年月日

（注） 1 農地転用許可（届出）がなされていない農地の贈与について受入れの決議をした場合は、その農地に係る農地転用許可があった日（届出の効力が生じた日）に贈与があったものとされます。

2 「法人の設立年月日」とは、次の法人については、それぞれ次の日をいいます。

- ① 財団法人・社団法人（民法第34条の規定により設立された法人）
 法人の設立許可年月日
 ② 学校法人・社会福祉法人・宗教法人・更生保護法人・医療法人・特定非営利活動法人
 法人の設立登記年月日

2 「申請書」の「住所」欄及び「財産の寄附を受けた法人」の「所在地」欄には、「丁目」、「番」及び「号」を省略せずに、「〇〇市△△区××1丁目2番3号」というように記載してください。

3 「寄附財産の明細」には、土地は1筆ごとに、建物は1棟ごとに、土地及び建物以外の財産は種類、細目又は所在地の異なるごとに記載してください。

また土地及び建物以外の財産については、例えば、幼稚園の園具及び教具は机、いすなどの種類ごとの数量を、美術品は1点ごとの名称及び作者名を記載します。この場合に、記載しきれないときは、「別紙のとおり」と記載し、適宜の用紙に寄附財産の明細を記載して添付してください。

4 「寄附財産の明細」の「共有持分」欄は、寄附財産が共有物である場合の、その共有持分を記載してください。

5 職業欄には、申請者の職業を「株式会社〇〇取締役」のように具体的に記載してください。

〔第1表（共同提出の代表者以外の者用）の記載要領等〕

《使用区分》

この表は、次の場合に使用します。

- 2人以上の贈与した者が共同して申請書を提出する場合の代表者以外の者が申請書を提出するとき

なお、共同して申請書を提出する場合の承認申請書（第2表から第18表）、「承認申請書及び添付書類の記載事項が事実に相違ない旨の確認書」及び添付書類の提出は代表者が行いますので、この申請書を提出する各申請者は、この申請書（第1表）のみをそれぞれの住所地の所轄税務署長に提出してください。

（注） 租税特別措置法第40条の規定による承認申請書を提出した者が死亡した場合で、国税通則法第13条第1項の規定により、寄附者の相続人及び包括受遺者が国税庁長官の発する寄附者の租税特別措置法第40条の規定による承認申請に関する書類を受領する代表者を指定するときは、「租税特別措置法第40条の規定による承認申請書を提出した者が死亡した旨の届出書」を提出してください。

《記載要領》

1 「寄附年月日」欄は、原則として、次により記載してください。

- (1) 既に設立されている法人に対する贈与の場合には、財産の贈与を受けた法人における理事会等の受入決議年月日
 (2) 法人を設立するための生前の財産提供の場合には、その財産の提供によって設立された法人の成立年月日

（注） 「法人の成立年月日」とは、次の法人については、それぞれ次の日をいいます。

- ① 財団法人・社団法人（民法第34条の規定により設立された法人）
 法人の設立許可年月日
 ② 学校法人・社会福祉法人・宗教法人・更生保護法人・医療法人・特定非営利活動法人
 法人の設立登記年月日

2 「申請書」の「住所」欄及び「財産の寄附を受けた法人」の「所在地」欄には、「丁目」、「番」及び「号」を省略せずに、「〇〇市△△区××1丁目2番3号」というように記載してください。

3 「寄附財産の明細」には、土地は1筆ごとに、建物は1棟ごとに、土地及び建物以外の財産は種類、細目又は所在地の異なるごとに記載してください。

また土地及び建物以外の財産については、例えば、幼稚園の園具及び教具は机、いすなどの種類ごとの数量を、美術品は1点ごとの名称及び作者名を記載します。この場合に、記載しきれないときは、「別紙のとおり」と記載し、適宜の用紙に寄附財産の明細を記載して添付してください。

4 「寄附財産の明細」の「共有持分」欄は、寄附財産が共有物である場合の、その共有持分を記載してください。

租税特別措置法第40条の規定による承認申請書



平成 ____ 年 ____ 月 ____ 日

国税庁長官 殿

寄附者

住 所	氏 名	死亡年月日 (年 月 日)
		平成 ____ 年 ____ 月 ____ 日 (歳)

申請者(上記の者の相続人及び包括受遺者)

住 所・電 話 番 号	氏 名 (生年月日)	職 業	上記の者との 続柄又は関係
〒 (- -)	(明・大・昭・平 . . .)		
〒 (- -)	(明・大・昭・平 . . .)		
〒 (- -)	(明・大・昭・平 . . .)		
〒 (- -)	(明・大・昭・平 . . .)		
〒 (- -)	(明・大・昭・平 . . .)		
〒 (- -)	(明・大・昭・平 . . .)		
〒 (- -)	(明・大・昭・平 . . .)		
〒 (- -)	(明・大・昭・平 . . .)		

公益を目的とする事業を営む法人に対する財産の寄附について、租税特別措置法第40条第1項後段の規定による所得税の非課税の承認申請をいたします。

寄附年月日	平成 ____ 年 ____ 月 ____ 日	寄附の 態 様	<input type="checkbox"/> 贈与 <input type="checkbox"/> 遺贈	法人を設立する ための財産提供	<input type="checkbox"/> 生前処分 <input type="checkbox"/> 遺言
財産の寄附を 受けた法人	所在地 電 話 番 号 (電 話 番 号 - -)	法 人 名 称	代 表 者 氏 名		

財産の寄附を受けた法人の事業目的、寄附した財産その他租税特別措置法施行規則第18条の19に定める事項及び添付書類

第2表から第18表まで記載及び添付のとおりです。

第1表
(死遺贈者
死亡した贈与者)

本表は国税庁長官の承認を要する書類です。

印

(資13-1-3-A4統一)

租税特別措置法第40条の規定による承認申請書

平成 ____ 年 ____ 月 ____ 日

国税庁長官 殿

寄附者

住 所	氏 名	死亡年月日 (年 月 日)
		平成 ____ 年 ____ 月 ____ 日 (歳)

申請者(上記の者の相続人及び包括受遺者)

住 所・電 話 番 号	氏 名 (生年月日)	職 業	上記の者との 続柄又は関係
〒 (- -)	(明・大・昭・平 . . .)		
〒 (- -)	(明・大・昭・平 . . .)		
〒 (- -)	(明・大・昭・平 . . .)		
〒 (- -)	(明・大・昭・平 . . .)		
〒 (- -)	(明・大・昭・平 . . .)		
〒 (- -)	(明・大・昭・平 . . .)		
〒 (- -)	(明・大・昭・平 . . .)		
〒 (- -)	(明・大・昭・平 . . .)		

公益を目的とする事業を営む法人に対する財産の寄附について、租税特別措置法第40条第1項後段の規定による所得税の非課税の承認申請をいたします。

寄附年月日	平成 ____ 年 ____ 月 ____ 日	寄附の 態 様	<input type="checkbox"/> 贈与 <input type="checkbox"/> 遺贈	法人を設立する ための財産提供	<input type="checkbox"/> 生前処分 <input type="checkbox"/> 遺言
財産の寄附を 受けた法人	所在地 電 話 番 号 (電 話 番 号 - -)	法 人 名 称	代 表 者 氏 名		

財産の寄附を受けた法人の事業目的、寄附した財産その他租税特別措置法施行規則第18条の19に定める事項及び添付書類

第2表から第18表まで記載及び添付のとおりです。

第1表
(死遺贈者
死亡した贈与者)

整理簿
印
(理帳
簿)

本表は国税庁長官の承認を要する書類です。

印

(資13-1-3-A4統一)

【第1表（死亡した贈与者・遺贈者用）の記載要領等】

《使用区分》

この表は、次の場合に使用します。

- 贈与した者が申請書を提出する前に死亡したため、贈与した者の相続人及び包括受遺者が申請書を提出するとき
- 被相続人が既に設立されている法人に財産を遺贈したとき
- 被相続人が法人を設立するため遺言により財産を提供したとき

《記載要領》

- 1 「寄附年月日」欄は、原則として、次により記載してください。
 - (1) 既に設立されている法人に対する贈与の場合には、財産の贈与を受けた法人における理事会等の受入決議年月日
 - (2) 法人を設立するための生前の財産提供の場合には、その財産の提供によって設立された法人の成立年月日
 - (注) 1 農地転用許可（届出）がなされていない農地の贈与について受入れの決議をした場合は、その農地に係る農地転用許可があった日（届出の効力が生じた日）に贈与があったものとされます。
 - 2 「法人の設立年月日」とは、次の法人については、それぞれ次の日をいいます。
 - ① 財団法人・社団法人（民法第34条の規定により設立された法人）
法人の設立許可年月日
 - ② 学校法人・社会福祉法人・宗教法人・更生保護法人・医療法人・特定非営利活動法人
法人の設立登記年月日
 - (3) 既に設立されている法人に対する財産の遺贈の場合又は法人を設立するための遺言による財産提供の場合には、遺言の効力の生じた年月日（相続開始日）
- 2 「申請者」の欄には、寄附者の相続人及び包括受遺者のすべての者が所定事項を記載し、押印してください。
- 3 「申請者」の「住所」欄及び「財産の寄附を受けた法人」の「所在地」欄には、「丁目」、「番」及び「号」を省略せずに、「〇〇市△△区××1丁目2番3号」というように記載してください。
- 4 「国税庁長官の発する国税に関する書類を受領する代表者氏名」欄には、国税通則法第13条第1項の規定により、寄附者の相続人及び包括受遺者が、国税庁長官の発する寄附者の租税特別措置法第40条第1項後段の規定による承認申請に関する書類を受領する代表者を指定する場合に、その指定する者の氏名を記載してください。

《添付書類》

- 1 申請者が寄附者（死亡した者又は遺贈者）の相続人である場合には、申請者及び寄附者の戸籍謄本
- 2 財産の寄附の態様が、法人を設立するための遺言による財産の提供又は既に設立されている法人に対する遺贈である場合には、遺言書の写し

【第1表（死亡した贈与者・遺贈者用）の記載要領等】

《使用区分》

この表は、次の場合に使用します。

- 贈与した者が申請書を提出する前に死亡したため、贈与した者の相続人及び包括受遺者が申請書を提出するとき
- 被相続人が既に設立されている法人に財産を遺贈したとき
- 被相続人が法人を設立するため遺言により財産を提供したとき

《記載要領》

- 1 「寄附年月日」欄は、原則として、次により記載してください。
 - (1) 既に設立されている法人に対する贈与の場合には、財産の贈与を受けた法人における理事会等の受入決議年月日
 - (2) 法人を設立するための生前の財産提供の場合には、その財産の提供によって設立された法人の成立年月日
 - (注) 「法人の成立年月日」とは、次の法人については、それぞれ次の日をいいます。
 - ① 財団法人・社団法人（民法第34条の規定により設立された法人）
法人の設立許可年月日
 - ② 学校法人・社会福祉法人・宗教法人・更生保護法人・医療法人・特定非営利活動法人
法人の設立登記年月日
 - (3) 既に設立されている法人に対する財産の遺贈の場合又は法人を設立するための遺言による財産提供の場合には、遺言の効力の生じた年月日（相続開始日）
- 2 「申請者」の欄には、寄附者の相続人及び包括受遺者のすべての者が所定事項を記載し、押印してください。
- 3 「申請者」の「住所」欄及び「財産の寄附を受けた法人」の「所在地」欄には、「丁目」、「番」及び「号」を省略せずに、「〇〇市△△区××1丁目2番3号」というように記載してください。
- 4 「国税庁長官の発する国税に関する書類を受領する代表者氏名」欄には、国税通則法第13条第1項の規定により、寄附者の相続人及び包括受遺者が、国税庁長官の発する寄附者の租税特別措置法第40条第1項後段の規定による承認申請に関する書類を受領する代表者を指定する場合に、その指定する者の氏名を記載してください。

《添付書類》

- 1 申請者が寄附者（死亡した者又は遺贈者）の相続人である場合には、申請者及び寄附者の戸籍謄本
- 2 財産の寄附の態様が、法人を設立するための遺言による財産の提供又は既に設立されている法人に対する遺贈である場合には、遺言書の写し

1 財産の寄附を受けた法人の設立年月日及び事業の目的

法人の設立の許可等年月日	明治 大正 昭和 平成	年	月	日	主務官庁名 及び 種由機関名
法人の設立の登記年月日	明治 大正 昭和 平成	年	月	日	
法人の事業の目的				
				
				
				
				
法人が設置運営している施設	名称	所在地	設置年月日(注)	施設の業務内容	
		〒	明・大・昭・平 ・ ・		
		〒	明・大・昭・平 ・ ・		
		〒	明・大・昭・平 ・ ・		

(注)「設置年月日」欄は、その施設が法人設立の前から設置されている場合には、当初の設置年月日を記入します。

第2表

2 寄附の目的（設立のための寄附である場合は、設立の趣旨）

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

(資 13-1-4-A 4 統一)

1 財産の寄附を受けた法人の設立年月日及び事業の目的

法人の設立の許可等年月日	明治 大正 昭和 平成	年	月	日	主務官庁名 及び 種由機関名
法人の設立の登記年月日	明治 大正 昭和 平成	年	月	日	
法人の事業の目的				
				
				
				
				
法人が設置運営している施設	名称	所在地	設置年月日(注)	施設の業務内容	
		〒	明・大・昭・平 ・ ・		
		〒	明・大・昭・平 ・ ・		
		〒	明・大・昭・平 ・ ・		

(注)「設置年月日」欄は、その施設が法人設立の前から設置されている場合には、当初の設置年月日を記入します。

第2表

2 寄附の目的（設立のための寄附である場合は、設立の趣旨）

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

(資 13-1-4-A 4 統一)

【第2表の記載要領等】

《記載要領》

- 1 「主務官庁及び経由機関名」欄には、寄附を受けた法人の主務官庁名を記載するとともに、主務官庁への書類の提出に当たり窓口となっている機関が主務官庁と別にある場合は、その窓口となっている機関名を記載してください。
- 2 「法人の事業の目的」欄には、法人が行っている事業内容を具体的に記載してください。
- 3 「寄附の目的」欄には、寄附を行った目的、趣旨、理由等について具体的に記載してください。

《添付書類》

- 1 法人の設立許可書、認可書又は認証書の写し
- 2 介護保険事業を行う法人については、都道府県知事又は市町村長の指定（許可）書の写し
- 3 法人の登記事項証明書等
- 4 法人の寄附行為、定款又は規則の写し
- 5 法人が設置運営している施設の運営についての園則、管理（運営）規程、規則等の写し
- 6 法人が設置運営している施設の利用についての説明書、パンフレット等

【第2表の記載要領等】

《記載要領》

- 1 「主務官庁及び経由機関名」欄には、寄附を受けた法人の主務官庁名を記載するとともに、主務官庁への書類の提出に当たり窓口となっている機関が主務官庁と別にある場合は、その窓口となっている機関名を記載してください。
- 2 「法人の事業の目的」欄には、法人が行っている事業内容を具体的に記載してください。

《添付書類》

- 1 法人の設立許可書、認可書又は認証書の写し
- 2 法人の登記簿謄本
- 3 法人の寄附行為、定款又は規則の写し
- 4 法人が設置運営している施設の運営についての園則、管理（運営）規程、規則等の写し
- 5 法人が設置運営している施設の利用についての説明書、パンフレット等

3 寄附財産の明細及び使用目的

寄附財産の明細及び使用目的（承認申請の対象となるものについてのみ記入します。）											
番号	種類	細目(地目・構造等)	所在地	数量(面積等)	価額	取得年月日		申請の代表者の場合		使用目的等	
						取得価額	取得日	寄附者氏名	持分	使用開始日	使用目的
1					千円	・	・			開始・予定	・
2						・	・			開始・予定	・
3						・	・			開始・予定	・
4						・	・			開始・予定	・
5						・	・			開始・予定	・
6						・	・			開始・予定	・
7						・	・			開始・予定	・
8						・	・			開始・予定	・
9						・	・			開始・予定	・
10						・	・			開始・予定	・
11						・	・			開始・予定	・
12						・	・			開始・予定	・
13						・	・			開始・予定	・
14						・	・			開始・予定	・
15						・	・			開始・予定	・
合 計					千円	千円					

この表には、第3表-付1及び第3表-付2があります。
 寄附財産が使用開始されていない場合（上記の「使用開始(予定)日」欄に「予定」と表示した場合や寄附土地上に建物等を新たに建築する場合には、第3表-付1の所定の事項を記載してください。
 また、寄附財産がやむを得ない理由により譲渡された場合には、第3表-付2の所定の事項を記載してください。

第3表

(資 13-1-6-A 4 統一)

3 寄附財産の明細及び使用目的

寄附財産の明細及び使用目的（承認申請の対象となるものについてのみ記入します。）											
番号	種類	細目(地目・構造等)	所在地	数量(面積等)	価額	取得年月日		申請の代表者の場合		使用目的等	
						取得価額	取得日	寄附者氏名	持分	使用開始日	使用目的
1					千円	・	・			開始・予定	・
2						・	・			開始・予定	・
3						・	・			開始・予定	・
4						・	・			開始・予定	・
5						・	・			開始・予定	・
6						・	・			開始・予定	・
7						・	・			開始・予定	・
8						・	・			開始・予定	・
9						・	・			開始・予定	・
10						・	・			開始・予定	・
11						・	・			開始・予定	・
12						・	・			開始・予定	・
13						・	・			開始・予定	・
14						・	・			開始・予定	・
15						・	・			開始・予定	・
合 計					千円	千円					

この表には、第3表-付1及び第3表-付2があります。
 寄附財産が使用開始されていない場合（上記の「使用開始(予定)日」欄に「予定」と表示した場合や寄附土地上に建物等を新たに建築する場合には、第3表-付1の所定の事項を記載してください。
 また、寄附財産がやむを得ない理由により譲渡された場合には、第3表-付2の所定の事項を記載してください。

第3表

(資 13-1-6-A 4 統一)

〔第3表の記載要領等〕

《記載要領》

- 1 この表には、譲渡所得の基因とならない財産（例えば、現金・預貯金など）については、記載を要しません。
- 2 「寄附財産の明細及び使用目的等」欄は、土地は1筆ごとに、建物は1棟ごとに、土地及び建物以外の財産は種類、細目又は所在地の異なるごとに記載してください。
- 3 「使用開始(予定)日」欄には、寄附以前から使用開始されていた場合には、その使用開始した年月日を記載してください。
- 4 「使用目的」欄は、「幼稚園園舎敷地」や「〇〇施設用地」、「配当金を助成金の原資とする」などのように具体的に記載してください。
- 5 土地及び建物以外の財産については、例えば、幼稚園の園具及び教員は机、いすなどの種類ごとの数量を、美術品等は1点ごとの名称及び作者名を記載します。この場合に、記載しきれないときは、「別紙のとおり」と記載し、適宜の用紙に寄附財産の明細を明記して添付していただいても差し支えありません。

《添付書類》

- 1 寄附申込書の写し
- 2 寄附の受入れに係る理事会等の議事録（法人を設立するための財産の提供の場合には、設立発起人会等の議事録）の写し
- 3 寄附財産の時価を明らかにする書類（不動産の鑑定評価書の写し等、株式の評価明細書、美術品の鑑定書など）
- 4 寄附財産が土地の場合には、①寄附を受けた法人に所有権移転登記がなされた後のその土地の登記事項証明書等（農地の場合には、農地転用許可書の写しを含む）、②利用状況を示した公図の写し又は地番入実測図、その土地を中心とした見取図（隣接した土地の利用者の記載された住宅案内图等）及び写真等
なお、その土地の上に建物がある場合には、その建物の登記事項証明書等、建物の配置等利用状況を示した平面図及び写真等
- 5 寄附財産が建物の場合には、①寄附を受けた法人に所有権移転登記がなされた後のその建物の登記事項証明書等、②利用状況の分かる平面図及び写真等
- 6 寄附財産が株式の場合には、①寄附を受けた法人に名義変更されたことが分かる書類（上場株式の場合は信託銀行等の証明書、非上場株式の場合は株券又は株主名簿の写しなど）、②配当金の利用計画書、③過去5年間の配当状況を記した書類、④発行法人の直近の事業報告書・決算書等
- 7 寄附財産が美術品の場合は、①寄附した美術品のうち主要なもののカラー写真、②寄附後3年間における寄附財産の展示（利用）計画書

〔第3表の記載要領等〕

《記載要領》

- 1 この表には、譲渡所得の基因とならない財産（例えば、現金・預貯金など）については、記載を要しませんが、譲渡所得が算出されなくても譲渡所得の基因となる財産については、すべて記載してください。
- 2 「寄附財産の明細及び使用目的等」欄は、土地は1筆ごとに、建物は1棟ごとに、土地及び建物以外の財産は種類、細目又は所在地の異なるごとに記載してください。
- 3 「使用開始(予定)日」欄には、寄附以前から使用開始されていた場合には、その使用開始した年月日を記載してください。
- 4 「使用目的」欄は、「幼稚園園舎敷地」や「〇〇施設用地」、「配当金を助成金の原資とする」などのように具体的に記載してください。
- 5 土地及び建物以外の財産については、例えば、幼稚園の園具及び教員は机、いすなどの種類ごとの数量を、美術品等は1点ごとの名称及び作者名を記載します。この場合に、記載しきれないときは、「別紙のとおり」と記載し、適宜の用紙に寄附財産の明細を明記して添付していただいても差し支えありません。

《添付書類》

- 1 寄附申込書の写し
- 2 寄附の受入れに係る理事会等の議事録（法人を設立するための財産の提供の場合には、設立発起人会等の議事録）の写し
- 3 寄附財産の時価を明らかにする書類（不動産の鑑定評価書の写し等、株式の評価明細書、美術品の鑑定書など）
- 4 寄附財産が土地の場合には、①寄附を受けた法人に所有権移転登記がなされた後のその土地の登記簿謄本（農地の場合には、農地転用許可書の写しを含む）、②利用状況を示した公図の写し又は地番入実測図、その土地を中心とした見取図（隣接した土地の利用者の記載された住宅案内图等）及び写真等
なお、その土地の上に建物がある場合には、その建物の登記簿謄本、建物の配置等利用状況を示した平面図及び写真等
- 5 寄附財産が建物の場合には、①寄附を受けた法人に所有権移転登記がなされた後のその建物の登記簿謄本、②利用状況の分かる平面図及び写真等
- 6 寄附財産が株式の場合には、①寄附を受けた法人に名義変更されたことが分かる書類（上場株式の場合は信託銀行等の証明書、非上場株式の場合は株券又は株主名簿の写しなど）、②配当金の利用計画書、③過去5年間の配当状況を記した書類、④発行法人の直近の事業報告書・決算書等
- 7 寄附財産が美術品の場合は、①寄附した美術品のうち主要なもののカラー写真、②寄附後3年間における寄附財産の展示（利用）計画書

3-付1 寄附財産が使用開始されていない場合等の明細書

(1) 寄附財産が使用開始されていない場合 (第3表の「使用開始(予定)日」欄に「予定」と表示した場合や寄附土地上に建物等を新たに建築する場合) (平成 年 月 日現在)					
① 寄附財産が土地の場合でその土地の上に建物を建築中又は建築する予定である場合					
建築工の有無	入札年月日	建築確認申請年月日	請負契約年月日	工事着工年月日	請負契約金額 千円
有・無	・	・	・	・	千円
建築請負業者に関する事項	所在地				
	名称	(電話番号 ー ー)			
建築資金の調達方法等	調達(予定)年月日	調達(予定)方法	金額(予定) 千円	調達(予定)先 (調達方法が「自己資金」を除く。)	寄附者と調達先との関係
	・	借入・寄附・自己資金			
	・	借入・寄附・自己資金			
	・	借入・寄附・自己資金			
	・	借入・寄附・自己資金			
	・	借入・寄附・自己資金			
(注) 建築中の建物については第7表にも、また「借入」による調達については第9表にもそれぞれ記載します。					
② ①以外の場合					
【使用開始されていない理由を具体的に記入します。】					
(2) 寄附財産がやむを得ない事情により寄附があった日から2年以内に使用開始できない場合 (平成 年 月 日現在)					
【寄附財産の使用開始が、やむを得ない事情により寄附があった日から2年以内に使用できない場合には、そのやむを得ない事情を具体的に記載します。】					
使用開始予定年月日			平成 年 月 日		

第3表-付1

(資13-1-5-2-A4統一)

3-付1 寄附財産が使用開始されていない場合等の明細書

(1) 寄附財産が使用開始されていない場合 (第3表の「使用開始(予定)日」欄に「予定」と表示した場合や寄附土地上に建物等を新たに建築する場合) (平成 年 月 日現在)					
① 寄附財産が土地の場合でその土地の上に建物を建築中又は建築する予定である場合					
建築工の有無	入札年月日	建築確認申請年月日	請負契約年月日	工事着工年月日	請負契約金額 千円
有・無	・	・	・	・	千円
建築請負業者に関する事項	所在地				
	名称	(電話番号 ー ー)			
建築資金の調達方法等	調達(予定)年月日	調達(予定)方法	金額(予定) 千円	調達(予定)先 (調達方法が「自己資金」を除く。)	寄附者と調達先との関係
	・	借入・寄附・自己資金			
	・	借入・寄附・自己資金			
	・	借入・寄附・自己資金			
	・	借入・寄附・自己資金			
	・	借入・寄附・自己資金			
(注) 建築中の建物については第7表にも、また「借入」による調達については第9表にもそれぞれ記載します。					
② ①以外の場合					
【使用開始されていない理由を具体的に記入します。】					
(2) 寄附財産がやむを得ない事情により寄附があった日から2年以内に使用開始できない場合 (平成 年 月 日現在)					
【寄附財産の使用開始が、やむを得ない事情により寄附があった日から2年以内に使用できない場合には、そのやむを得ない事情を具体的に記載します。】					
使用開始予定年月日			平成 年 月 日		

第3表-付1

(資13-1-5-2-A4統一)

[第3表 — 付1の記載要領等]

《記載要領》

この表には、申請書を提出する日にできるだけ近い日の状況により記載してください。

《添付書類》

- 1 寄附財産が土地である場合でその土地の上に建物を建築中又は建築する予定である場合
 - (1) 建築請負契約書の写し
 - (2) 建築資金の調達方法が確認できる書類（例えば、融資決定通知書の写し、補助金の決定通知書の写し等）
 - (3) 建築工事のスケジュール表
 - (4) 建築する建物の利用状況が分かる平面図
 - (5) 建築業者の選定経緯が分かる書類（例えば、入札に係る理事会の議事録の写しなど）
- (注) 建築完了後、①建築した建物の登記事項証明書等、②建築した建物の写真を提出してください。
- 2 寄附財産がやむを得ない事情により寄附があった日から2年以内に使用できない場合そのやむを得ない事情に至った事実が確認できる書類等

[第3表 — 付1の記載要領等]

《記載要領》

この表には、申請書を提出する日にできるだけ近い日の状況により記載してください。

《添付書類》

- 1 寄附財産が土地である場合でその土地の上に建物を建築中又は建築する予定である場合
 - (1) 建築請負契約書の写し
 - (2) 建築資金の調達方法が確認できる書類（例えば、融資決定通知書の写し、補助金の決定通知書の写し等）
 - (3) 建築工事のスケジュール表
 - (4) 建築する建物の利用状況が分かる平面図
 - (5) 建築業者の選定経緯が分かる書類（例えば、入札に係る理事会の議事録の写しなど）
- (注) 建築完了後、①建築した建物の登記簿謄本、②建築した建物の写真を提出してください。
- 2 寄附財産がやむを得ない事情により寄附があった日から2年以内に使用できない場合そのやむを得ない事情に至った事実が確認できる書類等

3-付2 寄附財産がやむを得ない理由により譲渡された場合の明細書

(平成 年 月 日現在)

第3表-付2

(1) 寄附財産が使用開始されていない場合
別添のとおり（理由書及びその関係書類を添付します。）

(2) 譲渡財産の明細等

寄附財産番号	契約年月日	譲 受 者		寄附者と譲受者との関係	譲渡価額	譲渡代金の預入銀行等		
	引渡年月日	住 所	氏 名			銀行等名	口座名義	口座番号
	・ ・				千円	/		
	・ ・					/		
	・ ・					/		
	・ ・					/		
	・ ・					/		
	・ ・					/		
	・ ・					/		
	・ ・					/		
合 計					④ 千円			

(3) 代替取得資産の明細等

契約年月日 基記年月日	権 類	細 目	所 在 地	数 量	価 額	取得の相手方	住 所 氏 名	寄附者と取得の相手方との関係	使用開始日	使用目的
・ ・										
・ ・										
・ ・										
・ ・										
・ ・										
・ ・										
・ ・										
・ ・										
・ ・										
合 計					⑤ 千円					

(4) 代替資産を取得していない場合又は上記(3)の「⑤」欄の金額が上記(2)の「④」欄の金額に満たない場合のその理由及び代替資産の取得計画

別添のとおり（理由書、取得計画書及びその関係書類を添付します。）

(資 13-1-6-A 4 統一)

3-付2 寄附財産がやむを得ない理由により譲渡された場合の明細書

(平成 年 月 日現在)

第3表-付2

(1) 寄附財産が使用開始されていない場合
別添のとおり（理由書及びその関係書類を添付します。）

(2) 譲渡財産の明細等

寄附財産番号	契約年月日	譲 受 者		寄附者と譲受者との関係	譲渡価額	譲渡代金の預入銀行等		
	引渡年月日	住 所	氏 名			銀行等名	口座名義	口座番号
	・ ・				千円	/		
	・ ・					/		
	・ ・					/		
	・ ・					/		
	・ ・					/		
	・ ・					/		
	・ ・					/		
	・ ・					/		
	・ ・					/		
合 計					④ 千円			

(3) 代替取得資産の明細等

契約年月日 基記年月日	権 類	細 目	所 在 地	数 量	価 額	取得の相手方	住 所 氏 名	寄附者と取得の相手方との関係	使用開始日	使用目的
・ ・										
・ ・										
・ ・										
・ ・										
・ ・										
・ ・										
・ ・										
・ ・										
・ ・										
・ ・										
合 計					⑤ 千円					

(4) 代替資産を取得していない場合又は上記(3)の「⑤」欄の金額が上記(2)の「④」欄の金額に満たない場合のその理由及び代替資産の取得計画

別添のとおり（理由書、取得計画書及びその関係書類を添付します。）

(資 13-1-6-A 4 統一)

[第3表 — 付2の記載要領等]

《記載要領》

「(2) 譲渡財産の明細等」の「寄附財産番号」欄には、譲渡した寄附財産に係る第3表の「寄附財産の明細及び使用目的」の「番号」欄の番号を記載してください。

《添付書類》

- 1 譲渡した寄附財産の当初の利用計画等について確認できる書類
- 2 寄附財産を譲渡することになったやむを得ない理由書等
- 3 寄附財産の譲渡に係る理事会及び評議員会の議事録の写し
- 4 寄附財産の譲渡に係る売買契約書の写し
- 5 代替資産の取得に係る売買契約書又は建築請負契約書及び領収書の写し
- 6 寄附を受けた法人に所有権移転登記後又は所有権保存登記後の代替資産の登記事項証明書等
- 7 譲渡及び取得に係る収支明細表
- 8 寄附財産の譲渡代金の全部又は一部が代替資産の取得に充てられていない場合における、その充てられていない理由書、その充てられていない部分についての代替資産の取得計画書及びその関係書類
- 9 代替資産の利用状況の分かる平面図（設計図）、写真等

第9-14

[第3表 — 付2の記載要領等]

《記載要領》

「(2) 譲渡財産の明細等」の「寄附財産番号」欄には、譲渡した寄附財産に係る第3表の「寄附財産の明細及び使用目的」の「番号」欄の番号を記載してください。

《添付書類》

- 1 譲渡した寄附財産の当初の利用計画等について確認できる書類
- 2 寄附財産を譲渡することになったやむを得ない理由書等
- 3 寄附財産の譲渡に係る理事会及び評議員会の議事録の写し
- 4 寄附財産の譲渡に係る売買契約書の写し
- 5 代替資産の取得に係る売買契約書又は建築請負契約書及び領収書の写し
- 6 寄附を受けた法人に所有権移転登記後又は所有権保存登記後の代替資産の登記簿謄本
- 7 譲渡及び取得に係る収支明細表
- 8 寄附財産の譲渡代金の全部又は一部が代替資産の取得に充てられていない場合における、その充てられていない理由書、その充てられていない部分についての代替資産の取得計画書及びその関係書類
- 9 代替資産の利用状況の分かる平面図（設計図）、写真等

第9-14

6 法人が所有し又は借り受けている土地又は建物の状況

(1) 土地の状況(借り受けている土地を含む。)						
(平成 年 月 日現在)						
番号	登記簿上の 地目	所在地	面積	用途	所有の別 借受	
1			㎡		所有・借受	
2			㎡		所有・借受	
3			㎡		所有・借受	
4			㎡		所有・借受	
5			㎡		所有・借受	
6			㎡		所有・借受	
7			㎡		所有・借受	
8			㎡		所有・借受	
9			㎡		所有・借受	
10			㎡		所有・借受	
11			㎡		所有・借受	
12			㎡		所有・借受	
13			㎡		所有・借受	
14			㎡		所有・借受	
15			㎡		所有・借受	
合 計			㎡	(内訳)	所有分 借受分	㎡ ㎡
(2) 建物の状況(借り受けている建物を含む。)(注)建設中の建物については、計画面積により記入し、「用途」欄に㊦と記入します。						
(平成 年 月 日現在)						
番号	登記簿上の 種類	所在地	室数	面積	用途	所有の別 借受
1				㎡		所有・借受
2				㎡		所有・借受
3				㎡		所有・借受
4				㎡		所有・借受
5				㎡		所有・借受
6				㎡		所有・借受
7				㎡		所有・借受
8				㎡		所有・借受
9				㎡		所有・借受
10				㎡		所有・借受
11				㎡		所有・借受
12				㎡		所有・借受
合 計			室	㎡	(内訳)	所有分 借受分

(資 13-1-10-A 4 統一)

6 法人が所有し又は借り受けている土地又は建物の状況

(1) 土地の状況(借り受けている土地を含む。)						
(平成 年 月 日現在)						
番号	登記簿上の 地目	所在地	面積	用途	所有の別 借受	
1			㎡		所有・借受	
2			㎡		所有・借受	
3			㎡		所有・借受	
4			㎡		所有・借受	
5			㎡		所有・借受	
6			㎡		所有・借受	
7			㎡		所有・借受	
8			㎡		所有・借受	
9			㎡		所有・借受	
10			㎡		所有・借受	
11			㎡		所有・借受	
12			㎡		所有・借受	
13			㎡		所有・借受	
14			㎡		所有・借受	
15			㎡		所有・借受	
合 計			㎡	(内訳)	所有分 借受分	㎡ ㎡
(2) 建物の状況(借り受けている建物を含む。)(注)建設中の建物については、計画面積により記入し、「用途」欄に㊦と記入します。						
(平成 年 月 日現在)						
番号	登記簿上の 種類	所在地	室数	面積	用途	所有の別 借受
1				㎡		所有・借受
2				㎡		所有・借受
3				㎡		所有・借受
4				㎡		所有・借受
5				㎡		所有・借受
6				㎡		所有・借受
7				㎡		所有・借受
8				㎡		所有・借受
9				㎡		所有・借受
10				㎡		所有・借受
11				㎡		所有・借受
12				㎡		所有・借受
合 計			室	㎡	(内訳)	所有分 借受分

(資 13-1-10-A 4 統一)

〔第7表の記載要領〕

《記載要領》

- 1 この表は、申請書を提出する日にできるだけ近い日の現況により記載してください。
 - 2 第3表及び第4表に記載した土地又は建物についても記載してください。
- (注) 記載する内容に相当する内容が盛り込まれている既存の書類等がある場合には、この表の適宜の箇所に「別添のとおり」と記載のうえ、この表と既存の書類等を提出しても差し支えありません。

〔第7表の記載要領〕

《記載要領》

- この表は、申請書を提出する日にできるだけ近い日の現況により記載してください。
- (注) 記載する内容に相当する内容が盛り込まれている既存の書類類がある場合には、この表の適宜の箇所に「別添のとおり」と記載のうえ、この表と既存の書類等を提出しても差し支えありません。

8 借入金等の明細 (平成 年 月 日現在)

(1) 借入金の明細

借入先	現在高	借入期間	当初借入金額	1年間の元金の返済額	利率	担保の種類及び担保物	借入金の使途
	千円	自 . . 至 . .	千円	千円	年 %		
		自 . . 至 . .					
		自 . . 至 . .					
		自 . . 至 . .					
		自 . . 至 . .					
		自 . . 至 . .					
		自 . . 至 . .					

(2) 借入金の返済資金の調達計画

区分	年度				
	1年度目 (寄附した日の属する会計年度)	2年度目	3年度目	4年度目	5年度目
1年間の元金合計額	千円	千円	千円	千円	千円
返済資金の調達方法	自己資金	千円	千円	千円	千円
	借入金	千円	千円	千円	千円

(3) 寄附を受けた法人以外の者が債務者である債務の担保となっている土地又は建物 (平成 年 月 日現在)

担保となっている土地又は建物			債務者	住所 氏名	債務者と寄附者、役員等又はこれらの者の親族等との関係	債務額	担保権 設定日
種類・細目	所在地	面積					
						千円	..
							..
							..
							..
							..
							..

(4) 寄附を受けた法人が保証人となっている債務の明細 (平成 年 月 日現在)

主たる債務者			保証した 債務額	保証した債務 の弁済期限	保証人と なった日
住所	氏名				
			千円
			
			

8 借入金等の明細 (平成 年 月 日現在)

(1) 借入金の明細

借入先	現在高	借入期間	当初借入金額	1年間の元金の返済額	利率	担保の種類及び担保物	借入金の使途
	千円	自 . . 至 . .	千円	千円	年 %		
		自 . . 至 . .					
		自 . . 至 . .					
		自 . . 至 . .					
		自 . . 至 . .					
		自 . . 至 . .					
		自 . . 至 . .					

(2) 借入金の返済資金の調達計画

区分	年度				
	1年度目 (寄附した日の属する会計年度)	2年度目	3年度目	4年度目	5年度目
1年間の元金合計額	千円	千円	千円	千円	千円
返済資金の調達方法	自己資金	千円	千円	千円	千円
	借入金	千円	千円	千円	千円

(3) 寄附を受けた法人以外の者が債務者である債務の担保となっている土地又は建物 (平成 年 月 日現在)

担保となっている土地又は建物			債務者	住所 氏名	債務者と寄附者、役員等又はこれらの者の親族等との関係	債務額	担保権 設定日
種類・細目	所在地	面積					
						千円	..
							..
							..
							..
							..
							..

(4) 寄附を受けた法人が保証人となっている債務の明細 (平成 年 月 日現在)

主たる債務者			保証した 債務額	保証した債務 の弁済期限	保証人と なった日
住所	氏名				
			千円
			
			

【第9表の記載要領等】

《記載要領》

- 1 この表は、寄附日の現況により記載してください。
 - 2 「(1)借入金の明細」の記載に当たっては、次の点に留意してください。
 - (1) 「借入期間」欄は、法人の借入金の借入期間を記載します。
 - (2) 「担保の種類及び担保物」欄は、「抵当権」、「根抵当権」等の担保の種類及び「土地」、「定期預金」等の担保の目的となっている財産の種類を記載してください。
- (注) 記載する内容に相当する内容が盛り込まれている既存の書類等がある場合には、この表の適宜の箇所に「別添のとおり」と記載のうえ、この表と既存の書類等を提出しても差し支えありません。

《添付書類》

- 1 寄附を受けた法人以外の者が債務者である債務の担保となっている土地又は建物がある場合には、その土地又は建物の登記事項証明書等及び金銭消費貸借契約書の写し
- 2 寄附を受けた法人が保証人となっている債務がある場合には、保証契約書などその保証の事実の分かる書類の写し及び金銭消費貸借契約書の写し

【第9表の記載要領等】

《記載要領》

- 1 この表は、寄附日の現況により記載してください。
 - 2 「(1)借入金の明細」の記載に当たっては、次の点に留意してください。
 - (1) 「借入期間」欄は、法人の借入金の借入期間を記載します。
 - (2) 「担保の種類及び担保物」欄は、「抵当権」、「根抵当権」等の担保の種類及び「土地」、「定期預金」等の担保の目的となっている財産の種類を記載してください。
- (注) 記載する内容に相当する内容が盛り込まれている既存の書類等がある場合には、この表の適宜の箇所に「別添のとおり」と記載のうえ、この表と既存の書類等を提出しても差し支えありません。

《添付書類》

- 1 寄附を受けた法人以外の者が債務者である債務の担保となっている土地又は建物がある場合には、その土地又は建物の登記簿の謄本及び金銭消費貸借契約書の写し
- 2 寄附を受けた法人が保証人となっている債務がある場合には、保証契約書などその保証の事実の分かる書類の写し及び金銭消費貸借契約書の写し

11 法人が収益事業を行っている場合の明細

(平成 年 月 日現在)

公益事業と収益事業の区分経理の有無		有・無	
収益事業の種類			
収入金額	目・・・	円	円
所得金額	正・・・	円	円
収益事業から公益事業へ繰り入れた金額		円	円

第17表

12 公益事業の収支の状況及び備付帳簿書類等

(平成 年 月 日現在)

(1) 公益事業の収支の状況等					
平成・・・～平成・・・期(予算・決算)における収支の状況					
経常収入	④	円	直接経費	⑤	円
					⑥の場合
					%
(2) 帳簿の記帳の担当者氏名等					
氏名	帳簿の記帳事務の経験年数			年	
(3) 備え付けられている帳簿書類の明細					
〔空欄には、法人に備え付けられている帳簿書類で1から13までのもの以外のもの名称を記入します。〕					
番号	帳簿書類の種類	備付けの有無	番号	帳簿書類の種類	備付けの有無
1	寄附行為、定款又は規則	有・無	10	銀行勘定出納帳	有・無
2	財産目録	有・無	11	総勘定元帳	有・無
3	理事会(責任役員会)評議員会(信託総代会)議事録	有・無	12	給与台帳兼源泉徴収簿	有・無
4	事業計画書	有・無	13	業務(事務)日誌	有・無
5	事業報告書	有・無			
6	収支予算書	有・無	16		
7	収支決算書	有・無	16		
8	貸借対照表	有・無	17		
9	現金出納帳	有・無	18		

(第13-1-20-A 4 統一)

11 法人が収益事業を行っている場合の明細

(平成 年 月 日現在)

収益事業の種類		有・無	
収入金額	目・・・	円	円
所得金額	正・・・	円	円
収益事業から公益事業へ繰り入れた金額		円	円

第17表

12 公益事業の収支の状況及び備付帳簿書類等

(平成 年 月 日現在)

(1) 公益事業の収支の状況等					
平成・・・～平成・・・期(予算・決算)における収支の状況					
公益事業と収益事業の区分経理の有無	有・無	直接経費	④	円	経常収入
					⑤
					⑥の場合
					%
(2) 帳簿の記帳の担当者氏名等					
氏名	帳簿の記帳事務の経験年数			年	
(3) 備え付けられている帳簿書類の明細					
〔空欄には、法人に備え付けられている帳簿書類で1から13までのもの以外のもの名称を記入します。〕					
番号	帳簿書類の種類	備付けの有無	番号	帳簿書類の種類	備付けの有無
1	寄附行為、定款又は規則	有・無	10	銀行勘定出納帳	有・無
2	財産目録	有・無	11	総勘定元帳	有・無
3	理事会(責任役員会)評議員会(信託総代会)議事録	有・無	12	給与台帳兼源泉徴収簿	有・無
4	事業計画書	有・無	13	業務(事務)日誌	有・無
5	事業報告書	有・無	14		
6	収支予算書	有・無	15		
7	収支決算書	有・無	16		
8	貸借対照表	有・無	17		
9	現金出納帳	有・無	18		

(第13-1-20-A 4 統一)

【第17表の記載要領等】

《記載要領》

- 1 この表は、申請書を提出する日にできるだけ近い日の現況により記載してください。
- 2 11((法人が収益事業を行なっている場合の明細))の「法人税の申告書の提出の有無」欄には、財産の寄附をした日の属する事業年度の前事業年度及び前々事業年度の内容について記載してください。
- 3 12((公益事業の収支の状況及び備付帳簿書類等))の記載に当たっては、次の点に留意してください。
 - (1) 「(1)公益事業の収支の状況等」の「経常収入」欄には、法人の事業活動による経常的な収入である入学金、授業料、保育料、診療料又は入館料等の収入の合計額を記載してください。
なお、寄附金及び補助金は合計額に含まないでください。
 - (2) 「(1)公益事業の収支の状況等」の「直接経費」欄には、法人の事業活動に直接必要な人件費、管理費等の費用(寄養事業及び助成事業を行う法人については、貸付け又は支給する奨学金及び助成金の額を含みます。)の合計額を記載してください。

《添付書類》

- 1 収益事業を行っている法人については、財産の寄附をした日の属する事業年度の前事業年度(この事業年度に法人税の申告書を提出していない場合には、この事業年度の前事業年度)の法人税の確定申告書及びその添付書類の写し
- 2 申請書を記載した日現在では収益事業を行っていないが、その日から1年以内に収益事業を開始する予定の法人については、収益事業を開始する日から1年間の収支見積書
- 3 寄附を受けた日の属する会計年度の前会計年度の収支決算書、事業報告書、貸借対照表及び財産目録(承認申請に係る財産の提供により設立された法人については、法人設立の日における貸借対照表及び財産目録)
- 4 寄附を受けた日の属する会計年度の収支予算書及び事業計画書
- 5 寄附を受けた日の属する会計年度の収支計算書、事業報告書、貸借対照表及び財産目録については、決算等終了後直ちに追加提出してください。

【第17表の記載要領等】

《記載要領》

- 1 この表は、申請書を提出する日にできるだけ近い日の現況により記載してください。
- 2 11((法人が収益事業を行なっている場合の明細))の「法人税の申告書の提出の有無」欄には、財産の寄附をした日の属する事業年度の前事業年度及び前々事業年度の内容について記載してください。
- 3 12((公益事業の収支の状況及び備付帳簿書類等))の記載に当たっては、次の点に留意してください。
 - (1) 「(1)公益事業の収支の状況等」の「直接経費」欄には、法人の事業活動に直接必要な人件費、管理費等の費用(寄養事業及び助成事業を行う法人については、貸付け又は支給する奨学金及び助成金の額を含みます。)の合計額を記載してください。
 - (2) 「(1)公益事業の収支の状況等」の「経常収入」欄には、法人の事業活動による経常的な収入である入学金、授業料、保育料、診療料又は入館料等の収入の合計額を記載してください。
なお、寄附金及び補助金は合計額に含まないでください。

《添付書類》

- 1 収益事業を行っている法人については、財産の寄附をした日の属する事業年度の前事業年度(この事業年度に法人税の申告書を提出していない場合には、この事業年度の前事業年度)の法人税の確定申告書及びその添付書類の写し
- 2 申請書を記載した日現在では収益事業を行っていないが、その日から1年以内に収益事業を開始する予定の法人については、収益事業を開始する日から1年間の収支見積書
- 3 寄附を受けた日の属する会計年度の前会計年度の収支決算書、事業報告書、貸借対照表及び財産目録(承認申請に係る財産の提供により設立された法人については、法人設立の日における貸借対照表及び財産目録)
- 4 寄附を受けた日の属する会計年度の収支予算書及び事業計画書
- 5 寄附を受けた日の属する会計年度の収支計算書、事業報告書、貸借対照表及び財産目録については、決算等終了後直ちに追加提出してください。